【公開版】

提出年月日	令和2年4月13日	R 23
日本原燃株式会社		

六 ヶ 所 再 処 理 施 設 に お け る 新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審查 整理資料

第46条:緊急時対策所

第I部

本文

目 次

- 口. 再処理施設の一般構造
- リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備

ロ. 再処理施設の一般構造

(r) 緊急時対策所

緊急時対策所は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計と する。

再処理施設には,設計基準事故が発生した場合に,適切な措置を とるため,緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織(以下「非常時対策組織」という。)の要員を収容できる設計とする。

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、緊急時 対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100 mSvを超えない設計とする。

リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備

- (4) その他の主要な事項
- (図) 緊急時対策所

再処理施設には,設計基準事故が発生した場合に,適切な措置を とるため,緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。

緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。

緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)で、地上1階(一部地上2階建て)、地下1階、建築面積約4,900m²の建物である。

緊急時対策建屋機器配置概要図を第184図及び第185図に示す。

緊急時対策所は、所内データ伝送設備が伝送する事故状態等の把握に必要なデータ並びに環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。

所内データ伝送設備は、「(x) 通信連絡設備」に、モニタリング ポスト及びダストモニタは、「チ. 放射線管理施設の設備」に記載 する。

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。

緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置することで津波が到達する可能性はない。

緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって 制御室と同時に機能喪失しない設計とする。

緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したよう な状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所へ の汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装 及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を有する設計 とする。

緊急時対策所は、想定される重大事故等に対して十分な保守性を 見込み、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生 する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大 防止対策が機能しないことを仮定した場合においても、緊急時対策 建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって、 緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日 間で100mSvを超えない設計とする。

緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重 大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等 に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による 工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な 非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同 時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設 計とする。また、気体状の放射性物質が大気中に大規模に放出する おそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行 う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。 通信連絡設備は、「(x) 通信連絡設備」に記載する。

(a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備

重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処する ために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時 対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する。

緊急時対策建屋の遮蔽設備は,中央制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,中央制御室に対して独立性を有する設計とする。

緊急時対策建屋の遮蔽設備は,溢水及び火災によって同時にその 機能が損なわれるおそれがないよう,中央制御室と異なる緊急時対 策建屋に設置することにより位置的分散を図る設計とする。

緊急時対策建屋の遮蔽設備は、外観点検が可能な設計とする。 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

主要な設備は,以下のとおり。

a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備

[常設重大事故等対処設備]

緊急時対策建屋の遮蔽設備(MOX燃料加工施設と共用)

(b) 緊急時対策建屋換気設備

<u>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処する</u> ために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時 対策建屋換気設備を常設重大事故等対処設備として設置する。

緊急時対策建屋換気設備は,重大事故等の発生に伴い放射性物質 の放出を確認した場合には,外気の取り入れを遮断し,緊急時対策 建屋内の空気を再循環できる設計とする。また,気体状の放射性物 質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は,緊急時対策建 屋加圧ユニットにより待機室内を加圧し,放射性物質の流入を防止 できる設計とする。

緊急時対策建屋換気設備は、中央制御室と共通要因によって同時 にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室に対して独 立性を有する設計とする。

緊急時対策建屋換気設備は、溢水及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室と異なる緊急時対策建屋に設置することにより位置的分散を図る設計とする。

緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋環境測定設備,緊急時 対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備は,他の設備 から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及 ぼさない設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は,緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台を有する設計とするとともに,動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台以上を有する設計とする。また,緊急時対策建屋フィルタユニットは,緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基を有する設計とするとともに,故障時バックアップを含めた6基以上を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急

時対策建屋加圧ユニットは,重大事故等時において約50人の非常時 対策組織の要員がとどまるために,待機室の居住性を確保するため, 待機室を正圧化し,待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止す るとともに,酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲 に維持するために必要となる4,900m³以上を有する設計とする。

緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止で きる緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわな い設計とする。

緊急時対策建屋換気設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。

緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対 策建屋排風機は,動作確認及び分解点検が可能な設計とする。また, 緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は,各々が独立し て試験又は検査ができる設計とする。

緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは, 外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。

緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは,外観 点検及び漏えい確認が可能な設計とする。

緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は,校正,動作確認及び外観点検が可能な設計とする。

主要な設備は、以下のとおり。

a) 緊急時対策建屋換気設備

[常設重大事故等対処設備]

緊急時対策建屋送風機(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋排風機(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋フィルタユニット(MOX燃料加工施設と共用) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋加圧ユニット(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁

(MOX燃料加工施設と共用)

対策本部室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用)

待機室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用)

監視制御盤(MOX燃料加工施設と共用)

(c) 緊急時対策建屋環境測定設備

重大事故等が発生した場合において,当該重大事故等に対処する ために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう,緊急時 対策建屋環境測定設備を<u>可搬型</u>重大事故等対処設備として配備す る。

緊急時対策建屋環境測定設備は、中央制御室と共通要因によって 同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室に対し て独立性を有する設計とする。

緊急時対策建屋環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋に保管し、制御建屋と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る。

<u>また、溢水及び内部発生飛散物に対して緊急時対策建屋は、制御</u> 建屋と同時にその機能が損なわれるおそれがないようにするため、 位置的分散を図る。

<u>緊急時対策建屋環境測定設備は</u>,他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は, 緊急時対策所の酸素濃度,二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに,保有台数は,必要数として1台,予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

緊急時対策建屋環境測定設備は,外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し,風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

緊急時対策建屋環境測定設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。

緊急時対策建屋環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、 緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。

緊急時対策建屋環境測定設備は,校正,動作確認及び外観点検が 可能な設計とする。

主要な設備は、以下のとおり。

a) 緊急時対策建屋環境測定設備

「可搬型重大事故等対処設備〕

可搬型酸素濃度計

(MOX燃料加工施設と共用)(設計基準対象の施設と兼用) 可搬型二酸化炭素濃度計

(MOX燃料加工施設と共用)(設計基準対象の施設と兼用) 可搬型窒素酸化物濃度計

(MOX燃料加工施設と共用)(設計基準対象の施設と兼用)

(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備

重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋放射線計測設備として可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

緊急時対策建屋放射線計測設備は、中央制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とする。

緊急時対策建屋放射線計測設備は、外部からの衝撃による損傷 の防止が図られた緊急時対策建屋に保管し、制御建屋と同時にそ の機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る。

また, 溢水及び内部発生飛散物に対して緊急時対策建屋は, 制御建屋と同時にその機能が損なわれるおそれがないようにするため, 位置的分散を図る。

緊急時対策建屋放射線計測設備は、他の設備から独立して単独 で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計と する。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計,可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は,重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに,保有台数は,必要数として1台,予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備 の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は,重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるこ とを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに,保 有台数は,必要数として1台,予備として故障時及び保守点検に よる待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備 は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び 第1保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわ ない設計とする。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備 は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所 及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損 なわない設計とする。

緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。

緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。

緊急時対策放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は, 積雪及び火山の影響に対して,積雪に対しては除雪する手順を, 火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備 並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型 ダストモニタは、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とす る。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備 の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は,動作確認及び外観 点検が可能な設計とする。

主要な設備は、以下のとおり。

a) 可搬型屋内モニタリング設備

[可搬型重大事故等対処設備]

可搬型エリアモニタ(MOX燃料加工施設と共用) 可搬型ダストサンプラ(MOX燃料加工施設と共用) アルファ・ベータ線用サーベイメータ

(MOX燃料加工施設と共用)

b) 可搬型環境モニタリング設備

[可搬型重大事故等対処設備]

可搬型線量率計(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型ダストモニタ(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型データ伝送装置(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型発電機 (MOX燃料加工施設と共用)

(e) 緊急時対策建屋情報把握設備

重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう,重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置を常立事故等対処設備として設置する。また,データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

緊急時対策建屋情報把握設備は、中央制御室と共通要因によって

同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,中央制御室に対し て独立性を有する設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備は、溢水及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室と異なる緊急時対策建屋に設置することにより位置的分散を図る設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は,地震等により機能が損なわれる場合,代替設備により機能を維持する設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は, 重大事故等発生前(通常時)の分離した状態から接続により重大事 故等対処設備としての系統構成とすることにより,他の設備に悪影 響を及ぼさない設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を有する設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備は、動作確認及び外観点検が可能な 設計とする。また、各々が独立して試験又は検査ができる設計とす る。

主要な設備は,以下のとおり。

a) 緊急時対策建屋情報把握設備

[常設重大事故等対処設備]

情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用)

情報表示装置 (MOX燃料加工施設と共用)

データ収集装置(設計基準対象の施設と兼用)

データ表示装置(設計基準対象の施設と兼用)

(f) 通信連絡設備

再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡 を行うため,通信連絡設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。

(g) 緊急時対策建屋電源設備

緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、電源設備及び燃料補給 設備を常設重大事故等対処設備として設置する。

緊急時対策建屋電源設備は、中央制御室と共通要因によって同

時にその機能が損なわれるおそれがないよう,中央制御室に対して 独立性を有する設計とする。

<u>緊急時対策建屋電源設備は、溢水及び火災によって同時にその</u>機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室と異なる緊急時対策建屋に設置することにより位置的分散を図る設計とする。

<u>緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用</u> 可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な1 台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を有し、多重性を考慮した設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料 油移送ポンプは,1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要 な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台,動的 機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上設置するこ とで,多重性を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料 補給設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、緊急時対策建 屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計と するとともに、予備を含めた2基以上を有する設計とする。

緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない 高さへの設置及び被水防護する設計とする。 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策所用発電機及び燃料油移送ポンプは,外観点検,起動試験及び分解点検が可能な設計とする。 また,緊急時対策所用発電機及び燃料油移送ポンプは,各々が独立 して試験又は検査ができる設計とする。

a) 電源設備

「常設重大事故等対処設備]

緊急時対策建屋用発電機(MOX燃料加工施設と共用) 緊急時対策建屋高圧系統<u>6.9kV緊急時対策建屋用母線</u> (MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線

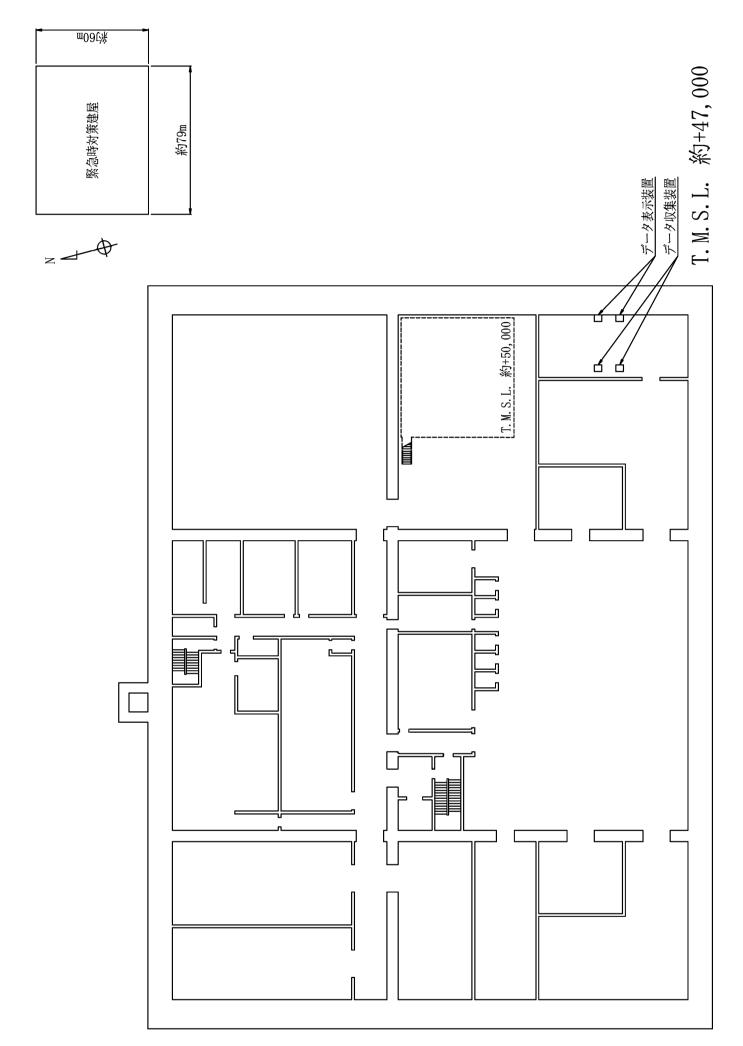
(MOX燃料加工施設と共用)

燃料油移送ポンプ (MOX燃料加工施設と共用) 燃料油配管・弁 (MOX燃料加工施設と共用)

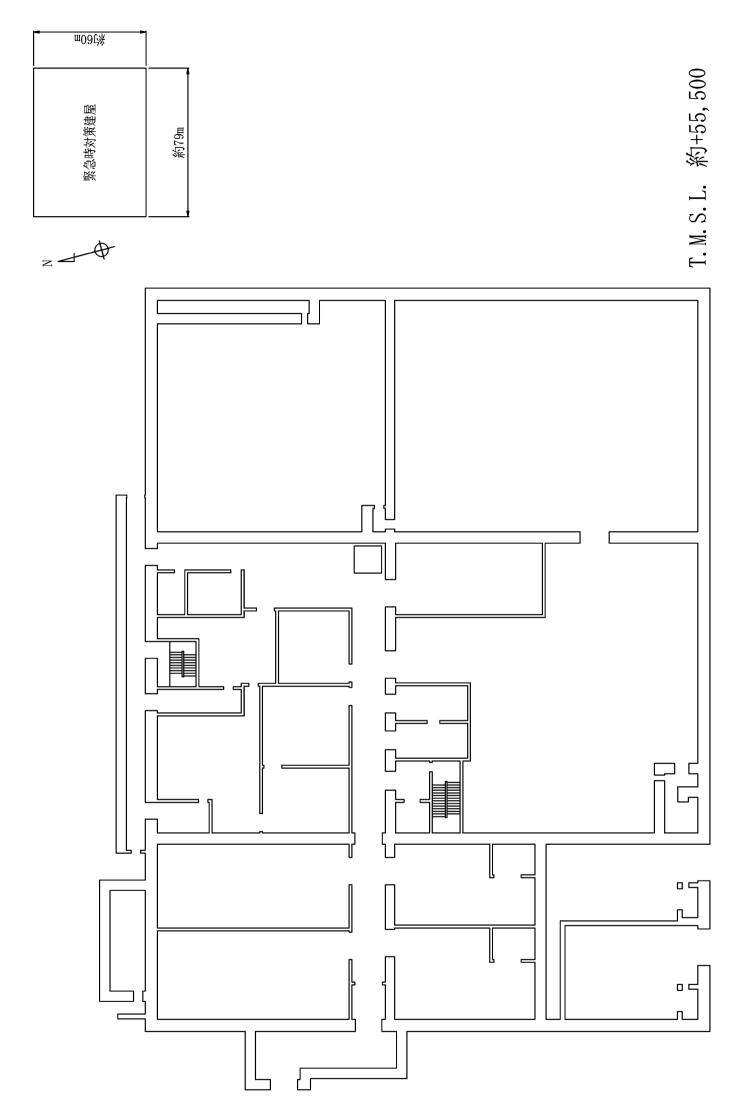
b) 燃料補給設備

[常設重大事故等対処設備]

重油貯槽 (MOX燃料加工施設と共用)



第184図 緊急時対策建屋機器配置概要図(地下1階)



第185図 緊急時対策建屋機器配置概要図(地上1階)

添付書類

目次

- 9.16 緊急時対策所
 - 9.16.2 重大事故等対処設備

- 9.16.2 重大事故等対処設備
- 9.16.2.1 概要

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。

緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備、 緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建 屋放射線計測設備を設置又は配備する。

重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう, 緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。また,重大事故等が発生した 場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通 信連絡を行うための設備として通信連絡設備を設置又は配備する。

外部電源が喪失した場合に,重大事故等に対処するために必要な電源 を確保するため、緊急時対策建屋電源設備を設置する。

緊急時対策所は、非常時対策組織の要員等が緊急時対策所に7日間と どまり重大事故等に対処するために必要な数量の食料、その他の消耗品 及び汚染防護服等及びその他の放射線管理に使用する資機材等(以下 「放射線管理用資機材」という。)を配備する。

緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理 施設の安全性を損なわない設計とする。

9.16.2.2 設計方針

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、基準地震動による地震力に対し耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置することで津波が到達する可能性はない。

緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御 室と同時に機能喪失しない設計とする。

緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。

緊急時対策所は、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実 効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。

(1) 多様性,位置的分散

「1.7.18 (1) a. 多様性, 位置的分散」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

a. 常設重大事故等対処設備

緊急時対策建屋の遮蔽設備,緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は,中央制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,中央制御室に対して独立性を有する設計とする。

緊急時対策建屋の遮蔽設備,緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は,溢水及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,中央制御室と異なる緊急時対策建屋に設置することにより位置的分散を図る設計とす

る。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置 は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備により機能を維持 する設計とする。

緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建 屋排風機は2台で緊急時対策建屋内を換気するために必要な換気容量 を有するものを合計4台設置することで,多重性を有する設計とする。 緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は,

1台で代替計測設備及び監視測定設備にて計測したパラメータを収集 及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とす る。

緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、1台で緊急時対策建屋に給電するために必要な容量を有するものを2台設置、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線を2系統、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を4系統有し、多重性を有する設計とするとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。

緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策 建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有す るものを各系統に2台、合計4台設置することで、多重性を有する設 計とする。

緊急時対策建屋電源設備の重油<u>貯槽</u>は、外部からの支援がなくとも、 1基で緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要<u>な容量</u> を有するものを2基設置することで、多重性を有する設計とする。

b. 可搬型重大事故等对処設備

緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は, 中央制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれが ないよう,中央制御室に対して独立性を有する設計とする。

緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋に保管し, 制御建屋と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,位置的分 散を図る。

また,溢水及び内部発生飛散物に対して緊急時対策建屋は,制御建屋と同時にその機能が損なわれるおそれがないようにするため,位置的分散を図る。

____通信連絡設備の多様性,位置的分散については,「9.1<u>7</u> 通信連<u>絡</u> <u>設</u>備」に示す。

(2) 悪影響防止

「1.7.18 (1) b. 悪影響」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり 設計する。

緊急時対策建屋の遮蔽設備は,緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし,倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋環境測定設備,緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備は,他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は,_

重大事故等発生前(通常時)の分離した状態から接続により重大事故 等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を 及ぼさない設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置 は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大 事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼ さない設計とする。

緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建 屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及 び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備 に悪影響を及ぼさない設計とする。

通信連絡設備の悪影響防止については, 「9.1<u>7</u> 通信連<u>絡設</u>備」に 示す。

(3) 個数及び容量

「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

a. 常設重大事故等対処設備

緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場 等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時 対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生 した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中に大規模に放出するおそれがある 場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約 50人の要員がとどまることができる設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は,緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台を有する設計とするとともに,動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台以上を有する設計とする。また,緊急時対策建屋フィルタユニットは,緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基を有する設計とするとともに,故障時バックアップを含めた6基以上を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、重大事故等時において約50人の非常時対策組織の要員がとどまるために、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4,900m³以上を有する設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置 は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示す るため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一 故障を考慮した予備を含めた2台以上を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報 収集装置及び情報表示装置は、想定される重大事故等時において、必 要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とする とともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を有 する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対 策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な1台を有 する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を有し、多重性を考慮した設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上設置することで、多重性を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料補給 設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、緊急時対策建屋用発 電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計とするととも に、予備を含めた2基以上を有する設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は,緊急時対策所の酸素濃度,二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに,保有台数は,必要数として1台,予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計,可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は,重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに,保有台数は,必要数として1台,予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに、保有台数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

<u>通</u>信連絡設備の個数及び容量については, 「9.1<u>7</u> 通信連<u>絡設</u>備」 に示す。

(4) 環境条件等

「1.7.18(3) 環境条件」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

a. 常設重大事故等対処設備

緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時 対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時 対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時 対策建屋電源設備は,溢水量を考慮し,影響を受けない高さへの設置 及び被水防護する設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置 は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備により機能を維持 する設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の 可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止で きる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等 により機能を損なわない設計とする。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は, 外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2 保管庫・貯水所に保管し,風(台風)等により機能を損なわない設計 とする。

緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は, 溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計 とする。

緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は, 内部発生飛散物の影響を考慮し,緊急時対策建屋の内部発生飛散物の 影響を受けない場所に保管することにより,機能を損なわない設計と する。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は, 積雪及び火山の影響に対して,積雪に対しては除雪する手順を,火山 の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備 する。

____通信連絡設備の環境条件等については,「9.1<u>7</u> 通信連<u>絡設</u>備」に 示す。

(5) 操作性の確保

「1.7.18 (4) a. 操作性の確保」に示す基本方針を踏まえ以下のと おり設計する。

通信連絡設備の操作性の確保については, 「9.1<u>7</u> 通信連<u>絡設</u>備」 に示す。

9.1<u>6</u>.2.3 主要設備の仕様

緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.1 $\underline{6}$ - $\underline{2}$ 表に示す。

9.16.2.4 系統構成及び主要設備

(1) 系統構成

緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の 要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。

緊急時対策所は,基準地震動による地震力に対し,耐震構造とする 緊急時対策建屋内に設けることにより,その機能を喪失しない設計と する。

緊急時対策建屋は、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置することで<u>津波が到達する可能性はない。</u>また、隣接する第1保管庫・貯水所で漏水が発生した場合を想定し、地下外壁に防水処理を施し、周囲の地盤を難透水層とする。

緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時に その機能を喪失しないよう、制御室に対して独立性を有する設計とす るとともに、制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備す る。

緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な要員を含め、重大事故等の対処に必要な数の非常時対策組織の要員を収容することができる設計とする。

緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような 状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚 染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を有する設計とする。ま た、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、 同時に開放できない設計とする。

緊急時対策建屋の重大事故等対処設備は、緊急時対策建屋の遮蔽設

備,緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋環境測定設備,緊急時 対策建屋放射線計測設備,緊急時対策建屋情報把握設備,通信連絡設 備及び緊急時対策建屋電源設備で構成する。

緊急時対策所の居住性に係る設計においては、有効性評価を実施している重大事故等のうち、臨界事故、外的事象の地震を要因として発生が想定される、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生を想定する。

また、その想定における放射性物質の放出量は、多段の重大事故の 拡大防止対策が機能しないことを仮定することで、重大事故等の有効 性評価に対して十分な保守性を見込んで設定する。

具体的には、臨界事故の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、 可溶性中性子吸収材の効果を見込まず、全核分裂数が1×10²⁰に達し たと仮定するとともに、臨界の核分裂により生成する放射性物質の貯 留設備への貯留対策の効果を見込まず、放射性物質が時間減衰しない ことを想定し設定する。

冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生時の大気中への放射性物質の 放出量は、機器注水又は冷却コイル又は冷却ジャケット(以下「冷却 コイル等」という。)通水の効果を見込まず、気体状の放射性物質が 発生することを想定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセ ルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果 を見込まず設定する。

放射線分解により発生する水素による爆発の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策が機能しないことにより、2回までの放射線分解により発生する水素による爆発を仮定するとともに、気相部へ移行した放射性

物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除 去の効果を見込まず設定する。

また,重大事故等時の緊急時対策所の居住性については,マスクの 着用及び交代要員体制等の被ばくの低減措置を考慮せず,7日間同じ 要員が緊急時対策所にとどまることを想定する。

以上の条件においても、緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、重大事故等時において緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。

緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価結果は、最大で、外的事象の地震を要因として発生が想定される冷却機能の喪失による蒸発的固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生における約4mSvであり、7日間で100mSvを超えない。

緊急時対策建屋は「添付書類六 再処理施設の安全設計に関する説明書」の「1. 安全設計」の「1. 6 耐震設計」の「1. 6. 2 重大事故等対処施設の耐震設計」,「1. 8 耐津波設計」及び「1. 5 火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。

緊急時対策所は、MOX燃料加工施設との共用を考慮した設計とする。

緊急時対策建屋機器配置図を第9.16-2図及び第9.16-3図に示す。

(2) 主要設備

a. 緊急時対策建屋の遮蔽設備

緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合においても,当該重大 事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ るようにするため,緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処

設備として設置する設計とする。

緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合において、 緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどま る非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない 設計とする。

b. 緊急時対策建屋換気設備

緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるようにするため、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。

緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧 モードとして、放射性物質の取<u>り</u>込みを低減できるよう緊急時対策建 屋フィルタユニットを経て外気を取<u>り</u>入れるとともに、緊急時対策所 を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。

緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の 放出<u>を</u>確認<u>し</u>た場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気 設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気の取<u>り</u>入れを遮断し、 緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再 循環できる。

また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出<u>す</u>るおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで

待機室内を加圧し,放射性物質の流入を防止できる設計とする。

緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、約50人の非常時対策組織の要員が2日間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。

対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正 圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。

本系統の流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁を<u>常設</u>重大事故等対処設備として使用する。

また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態及び差圧が確保されていることなどを確認するため、監視制御盤を<u>常設</u>重大事故等対処設備として使用する。

緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を第9.16-4図に示す。

c. 緊急時対策建屋環境測定設備

緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。

緊急時対策建屋環境測定設備は,重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度,二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。

d. 緊急時対策建屋放射線計測設備

(a) 可搬型屋内モニタリング設備

可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため<u>,可</u>搬型エリアモニタ,可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを<u>可搬型</u>重大事故等対処設備として配備する設計とする。可搬型屋内モニタリング設備は,重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。

(b) 可搬型環境モニタリング設備

可搬型環境モニタリング設備は,重大事故等に対処するために必要 な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため,可搬 型線量率計,可搬型ダストモニタ,可搬型データ伝送装置及び可搬型 発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。

可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。

可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは,緊急時対策建屋周辺の 線量を測定するとともに,空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集 及び測定する。

また,指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把 握設備に伝送できる設計とする。

可搬型線量率計,可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は, 可搬型発電機から受電できる設計とする。

e. 緊急時対策建屋情報把握設備

緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよ<u>う</u>,情報収集装置及び情報表示装置を<u>常設</u>重大事故等対処設備として設置する設計とする。

また,データ収集装置及びデータ表示装置を<u>常設</u>重大事故等対処設備として位置付ける設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置は<u>,重</u>要監視パラメー<u>タ,重</u>要代替監視パラメー<u>タ及</u>び可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ,可搬型環境モニタリング設備,可搬型気象観測設備並びに,緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し,緊急時対策所の情報表示装置にて表示する設計とする。

また,データ収集装置は,中央制御室から「臨界事故の拡大防止」,「有機溶媒等による火災又は爆発」,「監視測定設備」の測定データの確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ,環境モニタリング設備及び気象観測設備の測定データを収集し,緊急時対策所のデータ表示装置にて表示する設計とする。

情報収集装置,情報表示装置の系統概要図を第9.1<u>6</u>-<u>5</u>図に,データ収集装置,データ表示装置の系統概要図を第9.16-6図に示す。

<u>f . 通信連絡設備</u>

通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する設計とする。

g. 緊急時対策建屋電源設備

緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重 大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。

緊急時対策建<u>屋電</u>源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために 必要な設備に電源を給電するため、電源設備及び燃料補給設備で構成 する。

(a) 電源設備

緊急時対策建<u>屋電</u>源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。

緊急時対策建<u>屋電</u>源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮し<u>た緊</u>急時対策建屋用発電機か<u>ら</u>緊急時対策建屋高圧系統6.9 k V緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460 V緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。

また,緊急時対策建屋用発電機は,運転中においても燃料の補給が 可能な設計とする。

本系統の流路として,燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備と して使用する。

<u>緊急時対策建屋</u>電源設備の系統概要図を第9.1<u>6</u>-<u>7</u>図に示す。

(b) 燃料補給設備

燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要となる燃料を供給できるようにするため、重油<u>貯槽を常設</u>重大事故等対処設備として設置する設計とする。

重油<u>貯槽</u>は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。

重油貯槽は、複数の燃料貯槽を有する設計とする。

重油貯槽は、消防法に基づき設置する。

また,重油<u>貯槽</u>は,万一火災が発生した場合においても,緊急時対 策建屋に影響を及ぼすことがないよう配置する。

燃料補給設備の系統概要図を第9.16-8図に示す。

9.16.2.5 試験・検査

「1.7.18 (4) b. 試験・検査性」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

緊急時対策建屋の遮蔽設備は、外観点検が可能な設計とする。

緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋 排風機は<u>動</u>作確認及び分解点検が可能な設計とする。<u>また,緊急時対</u> 策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は,各々が独立して試験又は検 査ができる設計とする。

<u>緊急時対策建屋換気設備の</u>緊急時対策建屋フィルタユニットは<u>,外</u>観 点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。

<u>緊急時対策建屋換気設備の</u>緊急時対策建屋加圧ユニットは<u>,外</u>観点検 及び漏えい確認が可能な設計とする。

<u>緊急時対策建屋換気設備の</u>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は<u>校</u> 正,動作確認及び外観点検が可能な設計とする。

緊急時対策建屋環境測定設備は、校正、動作確認及び外観点検が可能 な設計とする。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備<u>並びに</u> 可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計<u>及び</u>可搬型ダストモニタ は<u>,校</u>正,動作確認及び外観点検が可能な設計とする。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は<u>動</u>作確認及び外観点検が可能な設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備は,動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また,各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポ

ンプは<u>,外</u>観点検,起動試験及び分解点検が可能な設計とする。<u>また,</u> 緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは,各々が独立して試験 又は検査ができる設計とする。

通信連絡設備の試験・検査については、「9.1<u>7</u> 通信連<u>絡設</u>備」に示す。

第9.16-2表 緊急時対策所の主要設備及び仕様

- 1. 緊急時対策建屋の遮蔽設備
 - i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備 (MOX燃料加工施設と共用)

外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上

- 2. 緊急時対策建屋換気設備
 - i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 緊急時対策建屋送風機 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 4台

(予備として故障時のバックアップを2台)

容 量 約63,500m³/h/台

b) 緊急時対策建屋排風機 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 4台

(予備として故障時のバックアップを2台)

容 量 約63,500m³/h/台

c) 緊急時対策建屋フィルタユニット

(MOX燃料加工施設と共用)

種 類 高性能粒子フィルタ2段内蔵形

基数6基

(予備として故障時のバックアップを1基)

粒子除去効率 99.9%以上 (0.15 μ m D O P 粒子)

容 量 約25,400m3/h/基

d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ

(MOX燃料加工施設と共用)

式 数 1式

e) 緊急時対策建屋加圧ユニット(MOX燃料加工施設と共用)

容 量 4,900 m ³以上

f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁

(MOX燃料加工施設と共用)

式数1式

g) 対策本部室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用)

基 数 1基

測定範囲 $-0.5\sim0.5 \,\mathrm{k}\,\mathrm{P}\,\mathrm{a}$

h) 待機室差圧計(MOX燃料加工施設と共用)

基 数 1基

測定範囲 $-0.5\sim0.5 \text{ k P a}$

i) 監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共用)

面 数 1面

- 3. 緊急時対策建屋環境測定設備
 - i) 可搬型重大事故等対処設備
 - a) 可搬型酸素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

台数3台

(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

測定範囲 0.0~25.0 v o 1 %

b) 可搬型二酸化炭素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 3 台

(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

測定範囲 0.0~5.0 v o 1%

可搬型窒素酸化物濃度計(MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 3台

(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

測定範囲 $0.0 \sim 9.0 \, \text{p p m}$

- 4. 緊急時対策建屋放射線計測設備
 - i) 可搬型重大事故等対処設備
 - a) 可搬型屋内モニタリング設備
 - a-1) 可搬型エリアモニタ (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

 $0.001 \sim 99.99 \,\mathrm{m}\,\mathrm{S}\,\mathrm{v}\,/\,\mathrm{h}$ 計測範囲

a-2) 可搬型ダストサンプラ (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

a-3) アルファ・ベータ線用サーベイメータ

(MOX燃料加工施設と共用)

2台 台 数

(予備として故障時のバックアップを1台)

計測範囲 B. $G\sim100 \,\mathrm{km \ i \ n^{-1}}$ (アルファ線)

計測範囲 B. G~300 k m i n⁻¹ (ベータ線)

- b) 可搬型環境モニタリング設備
- b-1) 可搬型線量率計 (MOX燃料加工施設と共用)

種 類 NaI(T1)シンチレーション式検出器 半導体式検出器

計測範囲 B.G. ~100 mS v / h 又は

mGy/h

台数2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

b-2) 可搬型ダストモニタ (MOX燃料加工施設と共用)

種 類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器

(アルファ線)

プラスチックシンチレーション式検出器

(ベータ線)

計測範囲 B.G. ~99.9 k m i n -1

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

b-3) 可搬型データ伝送装置(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

伝送方法 衛星電話

b-4) 可搬型発電機 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 3台

(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

容量約3kVA/台

- 5. 緊急時対策建屋情報把握設備
 - i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 情報収集装置 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

b) 情報表示装置 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

c) データ収集装置(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

d) データ表示装置(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

6. 通信連絡設備

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)

7. 電源設備

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 電源設備
 - a-1) 緊急時対策建屋用発電機 (MOX燃料加工施設と共用)

種 類 ディーゼル発電機

台数2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

容 量 約1,700 k V A / 台

力 率 0.8 (遅れ)

電 E 6.6kV

燃 料 A重油(約420L/h)

a-2) 緊急時対策建屋高圧系統

6.9kV緊急時対策建屋用母線

(MOX燃料加工施設と共用)

数 量 2系統

a-3) 緊急時対策建屋低圧系統

460V緊急時対策建屋用母線

(MOX燃料加工施設と共用)

数 量 4系統

a-4) 燃料油移送ポンプ (MOX燃料加工施設と共用)

基 数 4 基

(予備として故障時のバックアップを2基)

容 量 約1.3m³/h/基

a-5) 燃料油配管・弁 (MOX燃料加工施設と共用)

式 数 1式

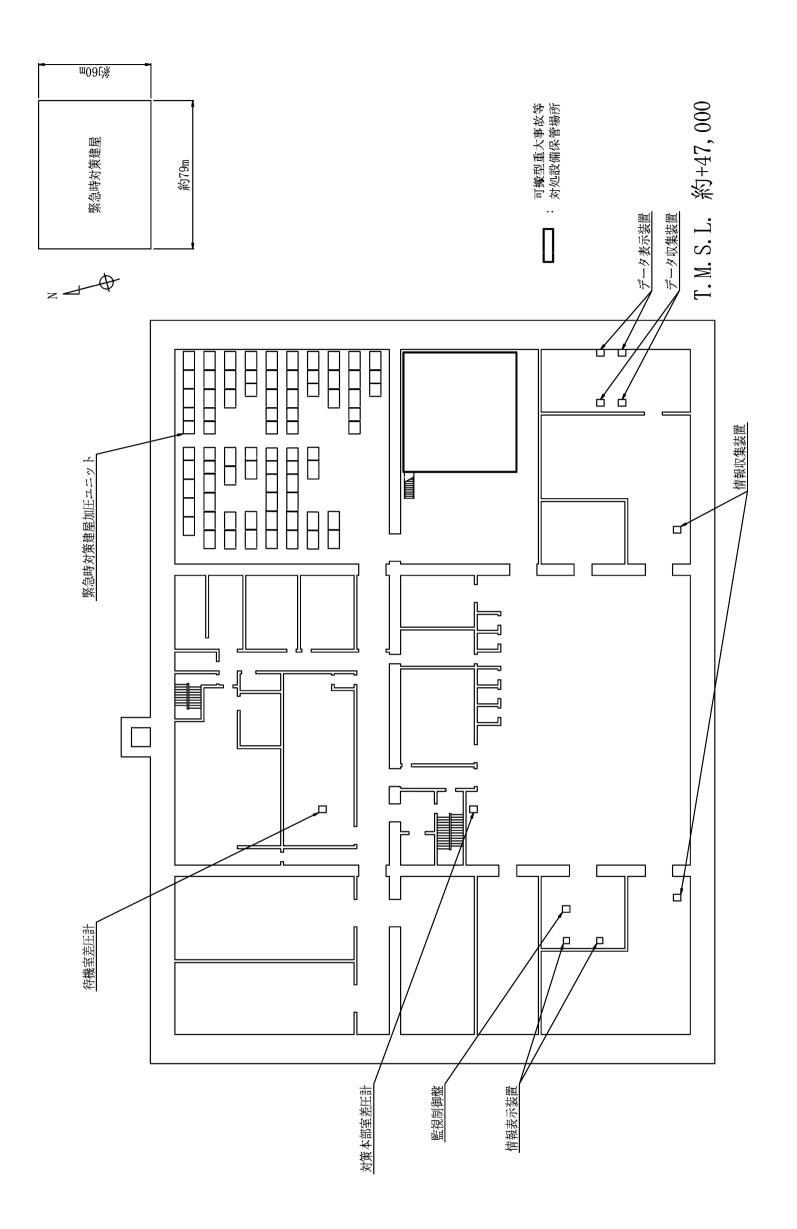
b) 燃料補給設備

b-1) 重油貯槽 (MOX燃料加工施設と共用)

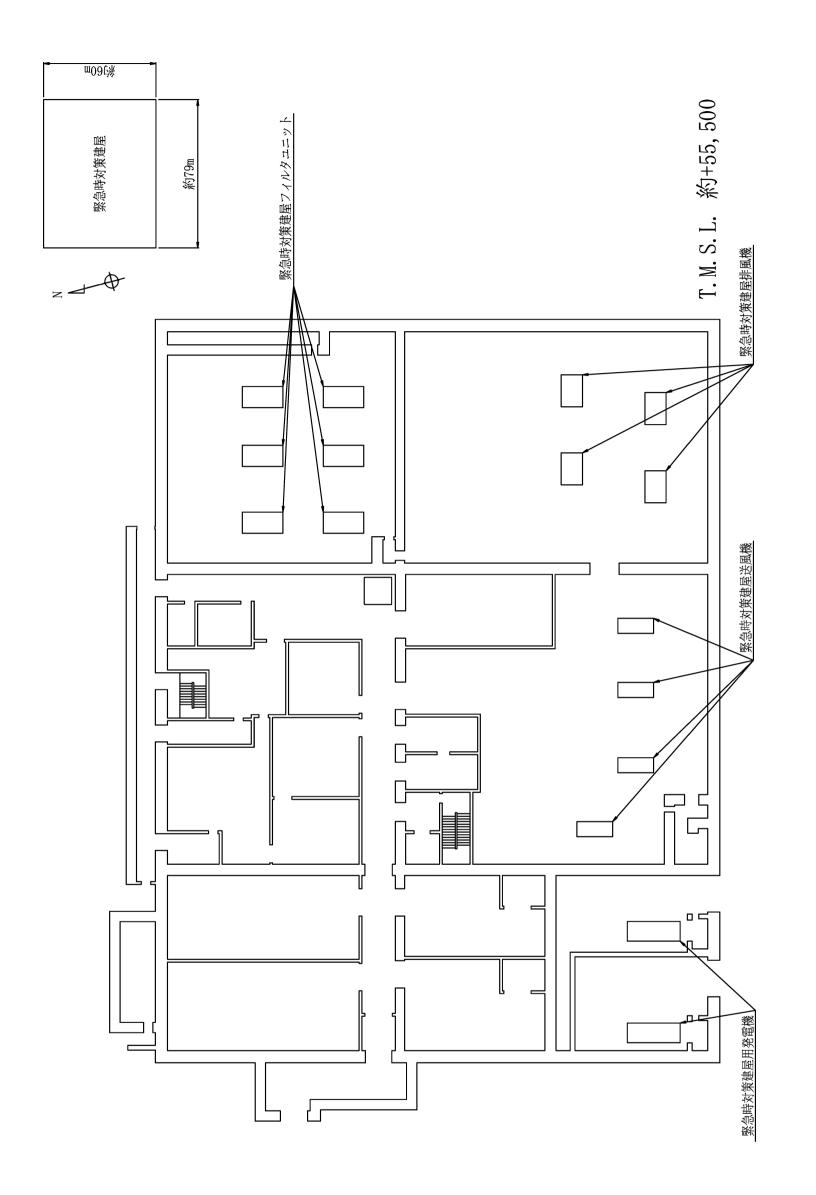
基 数 2基

容 量 約100m³/基

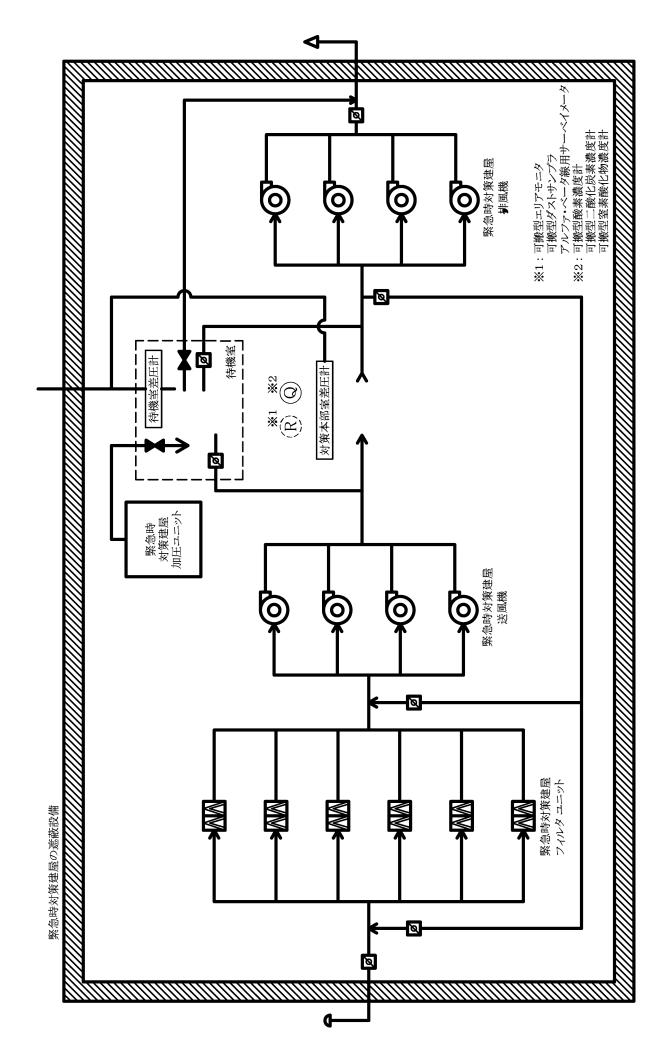
使用燃料 A重油



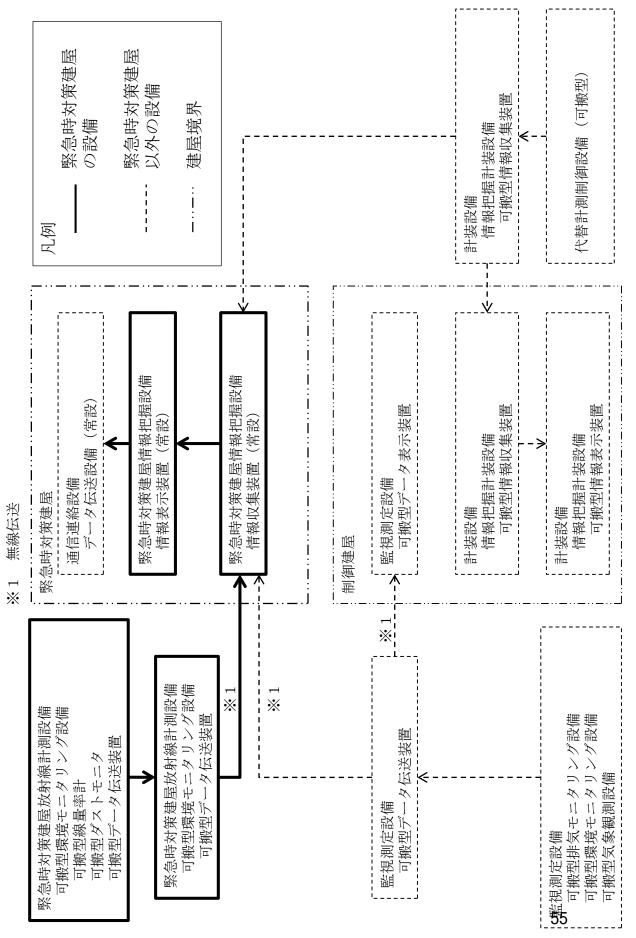
第9.16-2図 緊急時対策建屋機器配置図(地下1階)



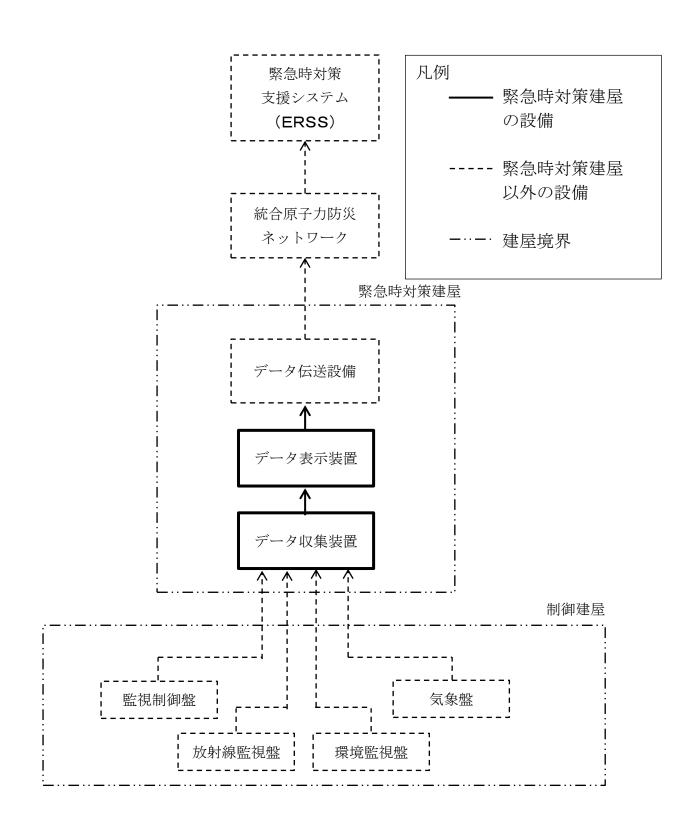
第9.16-3図 緊急時対策建屋機器配置図(地上1階)



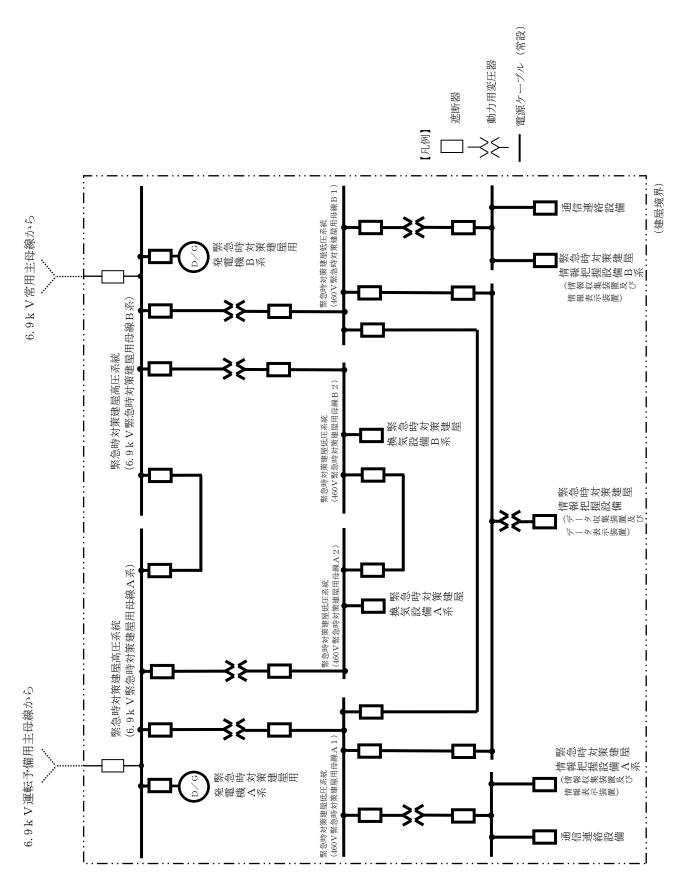
第9.16-4図 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図

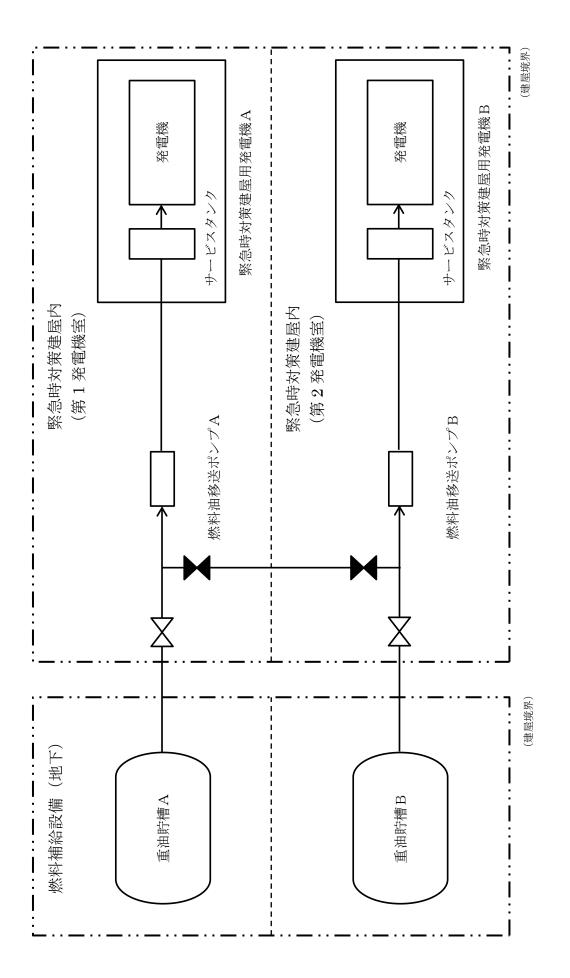


情報収集装置及び情報表示装置の系統概要図 ιυ ※ 第9.16—



第9.16-6図 データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図





第9.16-8図 燃料補給設備の系統概要図

第Ⅱ部

1章 基準適合性

1. 概要

- 1.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備
- 1.2 緊急時対策建屋換気設備
- 1.3 緊急時対策建屋環境測定設備
- 1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備
 - 1.4.1 可搬型屋内モニタリング設備
 - 1.4.2 可搬型環境モニタリング設備
- 1.5 緊急時対策建屋情報把握設備
- 1.6 通信連絡設備
- 1.7 緊急時対策建屋電源設備
 - 1.7.1 電源設備
 - 1.7.2 燃料補給設備

2. 設計方針

- 2.1 緊急時対策所の設計方針
 - 2.1.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備
 - 2.1.2 緊急時対策建屋換気設備
 - 2.1.3 緊急時対策建屋環境測定設備
 - 2.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備
 - 2.1.4.1 可搬型屋内モニタリング設備
 - 2.1.4.2 可搬型環境モニタリング設備
 - 2.1.5 緊急時対策建屋情報把握設備
 - 2.1.6 通信連絡設備

- 2.1.6.1 再処理事業所内への通信設備
- 2.1.6.2 再処理事業所外への通信設備
- 2.1.7 緊急時対策建屋電源設備
 - 2.1.7.1 電源設備
 - 2.1.7.2 燃料補給設備
- 2.2 多重性,多様性,独立性及び位置的分散
- 2.3 悪影響防止
- 2.4 個数及び容量
- 2.5 環境条件等
- 2.6 操作性及び試験・検査性
- 3. 主要設備及び仕様
- 第46.1表 緊急時対策所の主要設備及び仕様
- 第46.1図 緊急時対策建屋機器配置図(地下1階)
- 第46.2図 緊急時対策建屋機器配置図(地上1階)
- 第46.3図 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図
- 第46.4図 情報収集装置及び情報表示装置の系統概要図
- 第46.5回 データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図
- 第46.6図 緊急時対策建屋電源設備の系統概要図
- 第46.7図 燃料補給設備の系統概要図

2章 補足説明資料

1章 基準適合性

「再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業指定基準規則」という。)第四十六条では,緊急時対策所について,以下の要求がされている。

(緊急時対策所)

- 第四十六条 第二十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。
 - 一重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がと どまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。
 - 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重 大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を 設けたものであること。
 - 三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。
- 2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。

(解釈)

- 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に 掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じ た設備を整えたものをいう。
- 一 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時 対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影

響を受けないこと。

- 二 緊急時対策所と制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。
- 三 緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とすること。 また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、 多重性又は多様性を有すること。
- 四 居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。
- 五 緊急時対策所の居住性については、以下に掲げる要件を満た すものをいう。
- ① 想定する放射性物質の放出量等は、想定される重大事故に対して十分な保守性を見込んで設定すること。
- ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対 策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価す ること。
- ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。
- ④ 判断基準は<u>、</u>対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超 えないこと。
- 六 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、 モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けること。

2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の 要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処する ために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも重大事故等 による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制する ための必要な数の要員を含むものをいう。

適合のための設計方針

重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対 処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げる重大 事故等対処設備を設ける設計とする。

第1項第一号について

重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備を新たに設置又は配備する。また、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を供給するため、多重性を有する電源設備を新たに設置する。

緊急時対策所は,基準地震動による地震力に対し,耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより,その機能を喪失しない設計とする。また,緊急時対策建屋は,標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置することで津波が到達する可能性はない。

緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室 と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対し独立性を 有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保し た場所に設置又は配備する設計とする。

緊急時対策所は、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。

緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を有する構造とする。

第1項第二号について

重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう,重大事故等に対処するために必要な情報を把握でき<u>る緊</u>急時対策建屋情報把握設備を新たに設置する。

第1項第三号について

再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるようにするため、通信連絡設備(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)を新たに設置又は配備する。

第2項について

緊急時対策所は,重大事故等に対処するために必要な指示 を行う支援組織の要員に加え,重大事故等の対策活動を行う 実施組織の要員を収容できる設計とする。

ここでいう支援組織は実施組織に対して技術的助言を行う 「技術支援組織」及び実施組織が重大事故対策に専念できる環 境を整える「運営支援組織」であり、以下「支援組織」という。

1. 概要

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、 当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 がとどまることができるよう、居住性を確保するための設 備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置 を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するため に必要な情報を把握できる設備及び再処理施設内外の通 信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必 要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処す るために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる 設計とする。

緊急時対策所の居住性を確保するため,緊急時対策建屋 の遮蔽設備,緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋環 境測定設備,緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配 備する。

重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。また、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として通信連絡設備(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)を設置又は配備する。

外部電源が喪失した場合に,重大事故等に対処するため に必要な電源を確保するため,緊急時対策建屋電源設備を 設置する。 緊急時対策所は,非常時対策組織の要員等が緊急時対策 所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な 数量の食料,その他の消耗品及び汚染防護服等及びその他 の放射線管理に使用する資機材等(以下「放射線管理用資 機材」という。)や食料等を配備する。

緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用に よって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

1.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備

緊急時対策建屋の遮蔽設備を重大事故等対処設備として新たに設置する。

i) 常設重大事故等対処設備

緊急時対策建屋の遮蔽設備

(MOX燃料加工施設と共用)

1.2 緊急時対策建屋換気設備

緊急時対策建屋換気設備を重大事故等対処設備として新たに設置する。

i) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋送風機

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋排風機

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋フィルタユニット

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋加圧ユニット

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁

(MOX燃料加工施設と共用)

対策本部室差圧計

(MOX燃料加工施設と共用)

待機室差圧計

(MOX燃料加工施設と共用)

監視制御盤

(MOX燃料加工施設と共用)

1.3 緊急時対策建屋環境測定設備

緊急時対策建屋環境測定設備を重大事故等対処設備として新たに配備する。

i) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型酸素濃度計

(MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

可搬型二酸化炭素濃度計

(MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

可搬型窒素酸化物濃度計

(MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備

緊急時対策建屋放射線計測設備として可搬型屋内 モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備 を重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は,以下のとおり。

- 1.4.1 可搬型屋内モニタリング設備
 - i) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型エリアモニタ

(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型ダストサンプラ

(MOX燃料加工施設と共用)

アルファ・ベータ線用サーベイメータ

(MOX燃料加工施設と共用)

- 1.4.2 可搬型環境モニタリング設備
 - i) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型線量率計

(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型ダストモニタ

(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型データ伝送装置

(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型発電機

(MOX燃料加工施設と共用)

1.5 緊急時対策建屋情報把握設備

緊急時対策建屋情報把握設備として情報収集装置及び情報表示装置を重大事故等対処設備として新たに設置する。

また、緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及び情報表示装置を重大事故等対処設備として位置付ける。

i) 常設重大事故等対処設備

情報収集装置 (MOX燃料加工施設と共用) 情報表示装置 (MOX燃料加工施設と共用) データ収集装置

(設計基準対象の施設と兼用)

データ表示装置

(設計基準対象の施設と兼用)

<u>1.6</u> 通信連絡設備

通信連絡設備(第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備)を重大事故等対処設備として新たに設置又は配備する。

i) 常設重大事故等対処設備

統合原子力防災ネットワーク I P電話 (第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備) 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X (第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議

システム

(第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備) データ伝送設備

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 一般加入電話

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)

一般携带電話

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 衛星携帯電話

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備) ファクシミリ

(第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備) ページング装置

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 専用回線電話

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)

ii) 可搬型重大事故等对処設備

可搬型衛星電話 (屋内用)

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 可搬型衛星電話(屋外用)

(第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備) 可搬型トランシーバ(屋内用)

(第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備) 可搬型トランシーバ(屋外用)

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)

1.3 緊急時対策建屋電源設備

<u>緊急時対策建屋</u>電源設備は,緊急時対策所の機能を 維持するために必要な設備に電源を給電する。

1.3.1 電源設備

電源設備を重大事故等対処設備として新たに設置する。

i) 常設重大事故等対処設備

緊急時対策建屋用発電機

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋高圧系統

6.9kV緊急時対策建屋用母線

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋低圧系統

460 V 緊急時対策建屋用母線

(MOX燃料加工施設と共用)

燃料油移送ポンプ

(MOX燃料加工施設と共用)

燃料油配管・弁

(MOX燃料加工施設と共用)

1.3.2 燃料補給設備

燃料補給設備を重大事故等対処設備として新たに設置する。

i) 常設重大事故等対処設備

重油貯槽 (MOX燃料加工施設と共用)

【補足説明資料1-1】

2. 設計方針

2.1 緊急時対策所の設計方針

緊急時対策所は,必要な指揮を行う対策本部室及び全社 対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室 を有する設計とする。

緊急時対策所は,基準地震動による地震力に対し,耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより,その機能を喪失しない設計とする。

緊急時対策建屋は、標高約55m及び海岸からの距離約5 kmの地点に設置することで<u>津波が到達する可能性はない。</u> また、隣接する第1保管庫・貯水所で漏水が発生した場合 を想定し、地下外壁に防水処理を施し、周囲の地盤を難透 水層とする。

緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備する。

緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な要員を含め、重大事故等の対処に必要な数の非常時対策組織の要員を収容することができる設計とする。

緊急時対策建屋は,建屋の外側が放射性物質により汚染 したような状況下において,現場作業に従事した要員によ る緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため,作業 服の着替え,防護具の着装及び脱装,身体汚染検査並びに除染作業ができる区画(以下「出入管理区画」という。)を有する設計とする。また,建屋出入口に設ける2つの扉は,汚染の持ち込みを防止するため,同時に開放できない設計とする。

緊急時対策建屋の重大事故等対処設備は,<u>緊急時対策建</u>屋の遮蔽設備,緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋 環境測定設備,緊急時対策建屋放射線計測設備,緊急時対 策建屋情報把握設備,通信連絡設備(第 47 条 通信連絡を 行うために必要な設備)及び緊急時対策建屋電源設備で構 成する。

緊急時対策所の居住性に係る設計においては,有効性評価を実施している重大事故等のうち,臨界事故,外的事象の地震を要因として発生が想定される,冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生を想定する。

また、その想定における放射性物質の放出量は、多段の 重大事故の拡大防止対策が機能しないことを仮定すること で、重大事故等の有効性評価に対して十分な保守性を見込 んで設定する。

具体的には、臨界事故の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、可溶性中性子吸収材の効果を見込まず、全核分裂数が1×10²⁰に達したと仮定するとともに、臨界の核分裂により生成する放射性物質の貯留設備への貯留対策の

効果を見込まず,放射性物質が時間減衰しないことを想定 し設定する。

冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、機器注水又は冷却コイル又は冷却ジャケット(以下「冷却コイル等」という。)通水の効果を見込まず、気体状の放射性物質が発生することを想定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果を見込まず設定する。

放射線分解により発生する水素による爆発の発生時の大 気中への放射性物質の放出量は、放射線分解により発生す る水素による爆発の拡大防止対策が機能しないことにより、 2回までの放射線分解により発生する水素による爆発を仮 定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの 導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の 効果を見込まず設定する。

また,重大事故等時の緊急時対策所の居住性については, マスクの着用及び交代要員体制等の被ばくの低減措置を考 慮せず,7日間同じ要員が緊急時対策所にとどまることを 想定する。

以上の条件においても、緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、重大事故等時において緊急時対策所にと どまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で 100 m S v を超えない設計とする。 緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価結果は、 最大で、外的事象の地震を要因として発生が想定される冷 却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生す る水素による爆発の同時発生における約4mSvであり、 7日間で100mSvを超えない。

緊急時対策建屋は「第7条:地震による損傷の防止」の「2.耐震設計」,「第31条:地震による損傷の防止」の「2.重大事故等対処施設の耐震設計」,「第8条:津波による損傷の防止」の「2.耐津波設計」及び「第29条:火災等による損傷の防止」の「2.1.1 火災及び爆発の発生防止」に基づく設計とする。

緊急時対策所は、MOX燃料加工施設との共用を考慮した設計とする。

緊急時対策建屋機器配置図を第 46.1 図及び第 46.2 図に示す。

【補足説明資料 2-1 , 2-2 , 2-3 , 2-9 】

2.1.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備

緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合においても,当該重大事故等に対処するために必要な指示を 行う要員がとどまることができるようにするため,緊 急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備 として設置する設計とする。

緊急時対策建屋の遮蔽設備は,重大事故等が発生した場合において,緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって,緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。

i) 常設重大事故等対処設備

緊急時対策建屋の遮蔽設備

(MOX燃料加工施設と共用)

2.1.2 緊急時対策建屋換気設備

緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処する ために必要な非常時対策組織の要員がとどまること ができるようにするため、緊急時対策建屋送風機、緊 急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時 対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット 配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計及び監視 制御盤を常設重大事故等対処設備として新たに設置 する設計とする。 緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取<u>り</u>込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取<u>り</u>入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。

緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出<u>を</u>確認<u>し</u>た場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気の取<u>り</u>入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる。

また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出 するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放 射性物質の流入を防止できる設計とする。

緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸 化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸 化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を 踏まえ、約50人の非常時対策組織の要員が2日間と どまるために必要となる容量を有する設計とする。

対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策 所の各部屋が正圧<u>を</u>維持<u>し</u>た状態であることを監視 できる設計とする。 本系統の流路として,緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ,緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁を 常設重大事故等対処設備として使用する。

また,緊急時対策建屋換気設備等の起動状態及び差 圧が確保されていることなどを確認するため,監視制 御盤を常設重大事故等対処設備として使用する。

緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を第 46.3 図に示す。

i) 常設重大事故等対処設備

緊急時対策建屋送風機

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋排風機

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋フィルタユニット

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋加圧ユニット

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁

(MOX燃料加工施設と共用)

対策本部室差圧計

(MOX燃料加工施設と共用)

待機室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用)

監視制御盤(MOX燃料加工施設と共用)

【補足説明資料2-1,2-2,2-3,2-8】

2.1.3 緊急時対策建屋環境測定設備

緊急時対策建屋環境測定設備は,重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が,緊急時対策所にとどまることができることを確認するため,可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する設計とする。

緊急時対策建屋環境測定設備は,重大事故等が発生 した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度,二酸 化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲 にあることを把握できる設計とする。

i) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型酸素濃度計

(MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

可搬型二酸化炭素濃度計

(MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

可搬型窒素酸化物濃度計

(MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

【補足説明資料2-1,2-3】

2.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備

2.1.4.1 可搬型屋内モニタリング設備

可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員がとどま ることができることを確認するため<u>,可</u>搬型エリ アモニタ,可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ ベータ線用サーベイメータを<u>可搬型</u>重大事故等 対処設備として配備する新たに設計とする。

可搬型屋内モニタリング設備は,重大事故等が 発生した場合においても緊急時対策所内の線量 率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。

i) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型エリアモニタ

(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型ダストサンプラ

(MOX燃料加工施設と共用)

アルファ・ベータ線用サーベイメータ

(MOX燃料加工施設と共用)

2.1.4.2 可搬型環境モニタリング設備

可搬型環境モニタリング設備は,重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員がとどま ることができることを確認するため,可搬型線量 率計,可搬型ダストモニタ,可搬型データ伝送装 置及び可搬型発電機を<u>可搬型</u>重大事故等対処設 備として新たに配備する設計とする。 可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が 発生した場合において、換気モードの切替判断を 行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握で きる設計とする。

可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは,緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに,空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定する。

また,指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。

可搬型線量率計,可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は,可搬型発電機から受電できる設計とする。

i) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型線量率計

(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型ダストモニタ

(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型データ伝送装置

(MOX燃料加工施設と共用)

可搬型発電機

(MOX燃料加工施設と共用)

【補足説明資料2-1,2-3】

2.1.5 緊急時対策建屋情報把握設備

緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよ<u>う</u>,情報収集装置及び情報表示装置を<u>常設</u>重大事故等対処設備として新たに設置する設計とする。

また,データ収集装置及びデータ表示装置を<u>常設</u>重 大事故等対処設備として位置付ける設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置は,重要監視パラメータ,重要代替監視パラメータ(第 43 条計装設備)及び可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ,可搬型環境モニタリング設備,可搬型気象観測設備(第 45 条 監視測定設備)並びに,緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し,緊急時対策所の情報表示装置にて表示する設計とする。

また,データ収集装置は,中央制御室から「臨界事故の拡大防止」,「有機溶媒等による火災又は爆発」,

「監視測定設備」の測定データの確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(第 43 条計装設備)並びに主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ,環境モニタリング設備及び気象観測設備(第 45 条 監視測定設備)の測定データを収集し、緊急時対策所のデータ表示装置にて表示する設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備の系統概要図を第 46.4 図及び第 46.5 図に示す。

i) 常設重大事故等対処設備

情報収集装置 (MOX燃料加工施設と共用) 情報表示装置 (MOX燃料加工施設と共用) データ収集装置

(設計基準対象の施設と兼用)

データ表示装置

(設計基準対象の施設と兼用)

【補足説明資料2-1,2-3】

2.1.6 通信連絡設備

通信連絡設備(第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備)は,重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として,所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備を重大事故等対処設備として新たに設置又は配備する設計とする。

- 2.1.6.1 再処理事業所内への通信設備
 - i) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型衛星電話(屋内用)
 - (第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 可搬型衛星電話(屋外用)
 - (第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 可搬型トランシーバ(屋内用)

- (第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 可搬型トランシーバ(屋外用)
- (第47条 通信連絡を行うために必要な設備)

2.1.6.2 再処理事業所外への通信設備

i) 常設重大事故等対処設備

統合原子力防災ネットワークIP電話

- (第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備) 統合原子力防災ネットワーク I P-F A X
- (第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 統合原子力防災ネットワークTV会議 システム
- (第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備) データ伝送設備
- (第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 一般加入電話
- (第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 一般携帯電話
- (第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 衛星携帯電話
- (第47条 通信連絡を行うために必要な設備) ファクシミリ
- (第47条 通信連絡を行うために必要な設備) ページング装置
- (第47条 通信連絡を行うために必要な設備)

専用回線電話

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)

ii) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型衛星電話(屋内用)

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備) 可搬型衛星電話(屋外用)

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)

【補足説明資料2-1】

2.1.3 緊急時対策建屋電源設備

緊急時対策建屋は,重大事故等が発生した場合においても,当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。

緊急時対策建<u>屋電</u>源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、電源設備及び燃料補給設備で構成する。

2.1.3.1 電源設備

緊急時対策建<u>屋電</u>源設備は,外部電源が喪失し, 重大事故等が発生した場合に,当該重大事故等に 対処するために必要な電力を確保するため,緊急 時対策建屋用発電機,緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV緊急時対策建屋用母線,緊急時対策建屋 低圧系統 460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油 移送ポンプを常設重大事故等対処設備として新 たに設置する設計とする。

緊急時対策建<u>屋電</u>源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統 6.9 k V緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統 460 V緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)に給電できる設計とする。

また、緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。

本系統の流路として,燃料油配管・弁を常設重 大事故等対処設備として使用する。

緊急時対策建屋電源設備の系統概要図を第 46.6 図に示す。

i) 常設重大事故等対処設備

緊急時対策建屋用発電機

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋高圧系統

6.9k V緊急時対策建屋用母線

(MOX燃料加工施設と共用)

緊急時対策建屋低圧系統

460V緊急時対策建屋用母線

(MOX燃料加工施設と共用)

燃料油移送ポンプ

(MOX燃料加工施設と共用)

燃料油配管 • 弁

(MOX燃料加工施設と共用)

【補足説明資料2-1,2-3】

2.1.3.2 燃料補給設備

燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要となる燃料を供給できるようにするため、重油<u>貯槽</u>を<u>常設</u>重大事故等対処設備として新たに設置する設計とする。

重油<u>貯槽</u>は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。

重油<u>貯槽</u>は,複数の燃料<u>貯槽</u>を有する設計とする。

重油<u>貯槽</u>は、消防法に基づき設置する。

また、重油<u>貯槽</u>は、万一火災が発生した場合に おいても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことが ないよう配置する。

緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の系統概要図を第46.7図に示す。

i) 常設重大事故等対処設備

重油貯槽 (MOX燃料加工施設と共用)

【補足説明資料2-1,2-3】

2.2 多様性,位置的分散

「33条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性, 位置的分散,悪影響防止等」に示す基本方針を踏まえ以下 のとおり設計する。

a. 常設重大事故等対処設備

緊急時対策建屋の遮蔽設備,緊急時対策建屋換気設備, 緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源 設備は,中央制御室と共通要因によって同時にその機能 が損なわれるおそれがないよう,中央制御室に対して独 立性を有する設計とする。

緊急時対策建屋の遮蔽設備,緊急時対策建屋換気設備, 緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源 設備は,溢水及び火災によって同時にその機能が損なわ れるおそれがないよう,中央制御室と異なる緊急時対策 建屋に設置することにより位置的分散を図る設計とす る。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及び データ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、 代替設備により機能を維持する設計とする。

緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及 び緊急時対策建屋排風機は2台で緊急時対策建屋内を 換気するために必要な換気容量を有するものを合計4 台設置することで、多重性を有する設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、1台で代替計測設備及び監視測定設備に

て計測したパラメータを収集及び監視できるものを 2 台設置することで、多重性を有する設計とする。

緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、1台で緊急時対策建屋に給電するために必要な容量を有するものを2台設置、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線を2系統、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を4系統有し、多重性を有する設計とするとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。

緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは,1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台,合計4台設置することで,多重性を有する設計とする。

緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有するものを2基設置することで、多重性を有する設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、中央制御室と共通要因によって同時に その機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室に 対して独立性を有する設計とする。

緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図

られた緊急時対策建屋に保管し、制御建屋と同時にその 機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る。

また,溢水及び内部発生飛散物に対して緊急時対策建 屋は,制御建屋と同時にその機能が損なわれるおそれが ないようにするため,位置的分散を図る。

通信連絡設備の多様性,位置的分散については,「第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備」に示す。

【補足説明資料2-4,2-7】

2.3 悪影響防止

「33条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性, 位置的分散,悪影響防止等」に示す基本方針を踏まえ以下 のとおり設計する。

緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体の コンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響 を及ぼさない設計とする。

緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋環境測定設備, 緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備は,他の設備から独立して単独で使用可能なことにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は,重大事故等発生前(通常時)の分離した状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

通信連絡設備の悪影響防止については,「第 47 条 通信 連絡を行うために必要な設備」に示す。

【補足説明資料2-4】

2.4 個数及び容量

「33条 重大事故等対処設備」の「2.2 個数及び 容量」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。 a. 常設重大事故等対処設備

緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、気体状の放射性物質が大気中に大規模に放出するおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気 設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風 機は,緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な 2台を有する設計とするとともに,動的機器の単一故障 を考慮した予備を含めた4台以上を有する設計とする。 また,緊急時対策建屋フィルタユニットは,緊急時対策 所内の居住性を確保するために必要な5基を有する設 計とするとともに,故障時バックアップを含めた6基以 上を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気 設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、重大事故等時に おいて約 50 人の非常時対策組織の要員がとどまるために,待機室の居住性を確保するため,待機室を正圧化し、 待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに,酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない 範囲に維持するために必要となる 4,900m 3 以上を有する設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及び データ表示装置は、想定される重大事故等時において、 必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有 する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮し た予備を含めた2台以上を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報 把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、想定され る重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示す るため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動 的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を 有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源 設備の緊急時対策建屋用発電機は,緊急時対策建屋に給 電するために必要な1台を有する設計とするとともに, 動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上 を有し,多重性を考慮した設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源 設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発 電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量 を有するものを各系統に2台,動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上設置することで,多重性を有する設計とする。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源 設備の燃料補給設備の重油貯槽は、外部からの支援がな くとも、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運 転に必要な1基を有する設計とするとともに、予備を含 めた2基以上を有する設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境 測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度 及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内である ことの測定をするために必要な1台を有する設計とす るとともに、保有台数は、必要数として1台、予備とし て故障時及び保守点検による待機除外時のバックアッ プを2台の合計3台以上を確保する。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計,可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は,重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに,保有台数は,必要数として1台,予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。

MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに、保有台数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

通信連絡設備の個数及び容量については,「第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備」に示す。

【補足説明資料2-4,2-6】

2.5 環境条件等

「33条 重大事故等対処設備」の「2.3 環境条件 等」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

a. 常設重大事故等対処設備

緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は,外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し,風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は,溢水量を考慮し,影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及び データ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、 代替設備により機能を維持する設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタ リング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、 風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は,溢水量を考慮し,影響を受けない高さ への保管及び被水防護する設計とする。

緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタ リング設備は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対 しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による 積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。

通信連絡設備の環境条件等については,「第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備」に示す。

【補足説明資料2-4】

2.6 操作性の確保

「33条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性及 び試験・検査性」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設 計する。

通信連絡設備の操作性の確保については,「第 47 条 通信連絡を行うために必要な設備」に示す。 2.7 試験·検査(第三十三条第1項第四号)

「33条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性及び試験・検査性」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

緊急時対策建屋の遮蔽設備は、外観点検が可能な設計と する。

緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び 緊急時対策建屋排風機は,動作確認及び分解点検が可能な 設計とする。また,緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策 建屋排風機は,各々が独立して試験又は検査ができる設計 とする。

緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。

緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。

緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機 室差圧計は、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計と する。

緊急時対策建屋環境測定設備は,校正,動作確認及び外 観点検が可能な設計とする。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は,動作確認及び外観点検が可能な設計とする。

緊急時対策建屋情報把握設備は、動作確認及び外観点検 が可能な設計とする。また、各々が独立して試験又は検査 ができる設計とする。

緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及 び燃料油移送ポンプは、外観点検、起動試験及び分解点検 が可能な設計とする。また、緊急時対策建屋用発電機及び 燃料油移送ポンプは、各々が独立して試験又は検査ができ る設計とする。

通信連絡設備の試験・検査については,「第 47 条 通信 連絡を行うために必要な設備」に示す。

【補足説明資料2-4,2-5】

3. 主要設備及び仕様

緊急時対策所の主要設備及び仕様を第46.1表に示す。

【補足説明資料2-1】

第 46.1表 緊急時対策所の主要設備及び仕様

- 1. 緊急時対策建屋の遮蔽設備
 - i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備

(MOX燃料加工施設と共用)

外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上

- 2. 緊急時対策建屋換気設備
 - i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 緊急時対策建屋送風機 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 4 台

(予備として故障時のバックアップを2台)

容 量 約 63,500 m ³ / h / 台

b) 緊急時対策建屋排風機 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 4台

(予備として故障時のバックアップを2台)

容 量 約 63,500 m ³ / h / 台

c) 緊急時対策建屋フィルタユニット

(MOX燃料加工施設と共用)

種 類 高性能粒子フィルタ2段内蔵形

基 数 6基

(予備として故障時のバックアップを1基)

粒子除去効率 99.9%以上 (0.15 μ m D O P

粒子)

容 量 約 25,400 m ³ / h / 基

d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ (MOX燃料加工施設と共用)

式 数 1式

e) 緊急時対策建屋加圧ユニット

(MOX燃料加工施設と共用)

容 量 4,900 m ³ 以上

f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁

(MOX燃料加工施設と共用)

式 数 1式

g) 対策本部室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用)

基 数 1 基

測定範囲 $-0.5\sim0.5 \text{ k P a}$

h) 待機室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用)

基 数 1 基

測定範囲 $-0.5 \sim 0.5 \text{ k P a}$

i) 監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共用)

面 数 1面

- 3. 緊急時対策建屋環境測定設備
 - i) 可搬型重大事故等対処設備
 - a) 可搬型酸素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

台数3台

- (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 測定範囲 0.0~25.0 v o 1 %
- b) 可搬型二酸化炭素濃度計

(MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 3台

(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 測定範囲 0.0~5.0 v o 1 %

c) 可搬型窒素酸化物濃度計

(MOX燃料加工施設と共用)

(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 3台

(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 測定範囲 0.0~9.0ppm

- 4. 緊急時対策建屋放射線計測設備
 - i) 可搬型重大事故等対処設備
 - a) 可搬型屋内モニタリング設備

a-1) 可搬型エリアモニタ

(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2 台

(予備として故障時のバックアップを1台)

計測範囲 0.001~99.99mS v / h

a-2) 可搬型ダストサンプラ

(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2 台

(予備として故障時のバックアップを1台)

a-3) アルファ・ベータ線用サーベイメータ

(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2 台

(予備として故障時のバックアップを1台)

計測範囲 B. G~100 k m i n - 1

(アルファ線)

計測範囲 B. G~300 k m i n⁻¹

(ベータ線)

b) 可搬型環境モニタリング設備

b-1) 可搬型線量率計 (MOX燃料加工施設と共用)

種 類 NaI(T1)シンチレーション式

検出器

半導体式検出器

計測範囲 B.G. ~100 mS v / h 又は

m G y / h

台 数 2 台

(予備として故障時のバックアップを1台)

b-2) 可搬型ダストモニタ

(MOX燃料加工施設と共用)

種 類 Ζη S (А g) シンチレーション式

検出器 (アルファ線)

プラスチックシンチレーション式検

出器 (ベータ線)

3 - 5

計測範囲 B.G. ~ 99.9 k m i n - 1

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

b-3) 可搬型データ伝送装置

(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2 台

(予備として故障時のバックアップを1台)

伝送方法 衛星電話

b-4) 可搬型発電機 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 3台

(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)

容 量 約3 k V A / 台

- 5. 緊急時対策建屋情報把握設備
 - i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 情報収集装置 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

b) 情報表示装置 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

c) データ収集装置(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 2台

(予備として故障時のバックアップを1台)

d) データ表示装置(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 2 台

(予備として故障時のバックアップを1台)

6. 通信連絡設備

(第47条 通信連絡を行うために必要な設備)

- 7. 電源設備
 - i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 電源設備
 - a-1) 緊急時対策建屋用発電機

(MOX燃料加工施設と共用)

種 類 ディーゼル発電機

台 数 2 台

(予備として故障時のバックアップを1台)

容 量 約 1,700 k V A / 台

力 率 0.8 (遅れ)

電 E 6.6 k V

燃 料 A 重油(約 420 L / h)

a - 2) 緊急時対策建屋高圧系統

6.9k V 緊急時対策建屋用母線

(MOX燃料加工施設と共用)

数 量 2系統

a-3) 緊急時対策建屋低圧系統

460 V 緊急時対策建屋用母線

(MOX燃料加工施設と共用)

数 量 4系統

a-4) 燃料油移送ポンプ

(MOX燃料加工施設と共用)

基 数 4基

(予備として故障時のバックアップを2基)

容 量 約1.3m3/h/基

a - 5) 燃料油配管・弁

(MOX燃料加工施設と共用)

式 数 1式

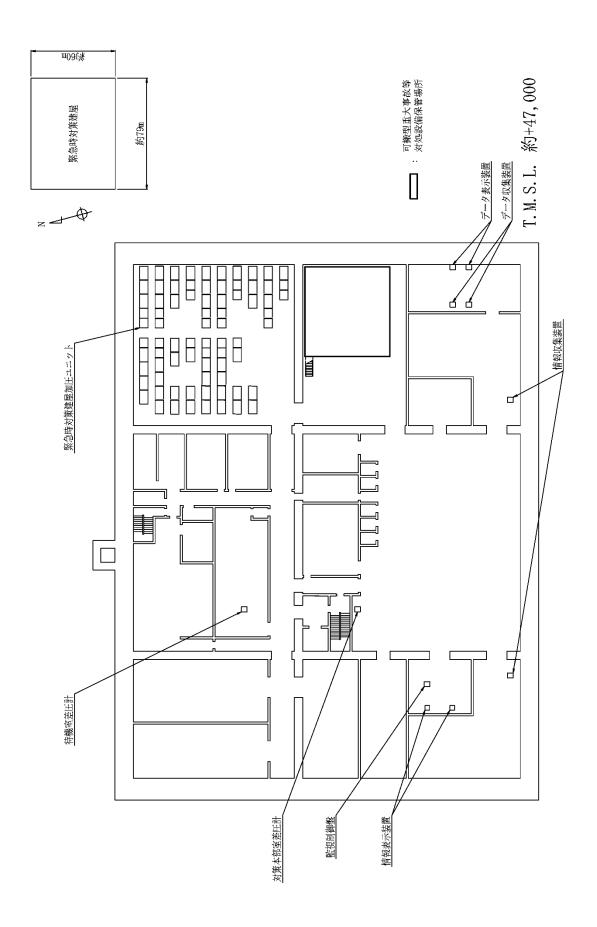
b) 燃料補給設備

b-1) 重油貯槽 (MOX燃料加工施設と共用)

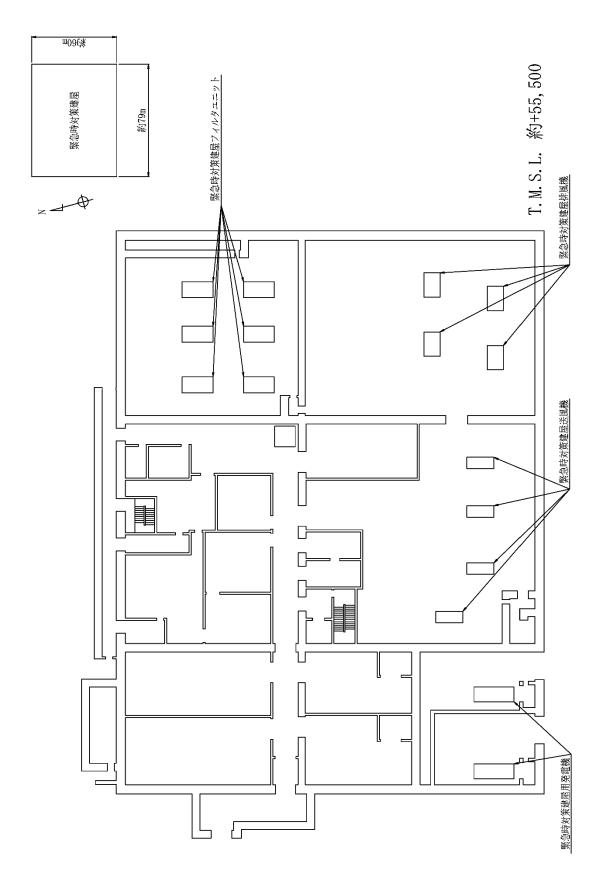
基 数 2基

容 量 約100m3/基

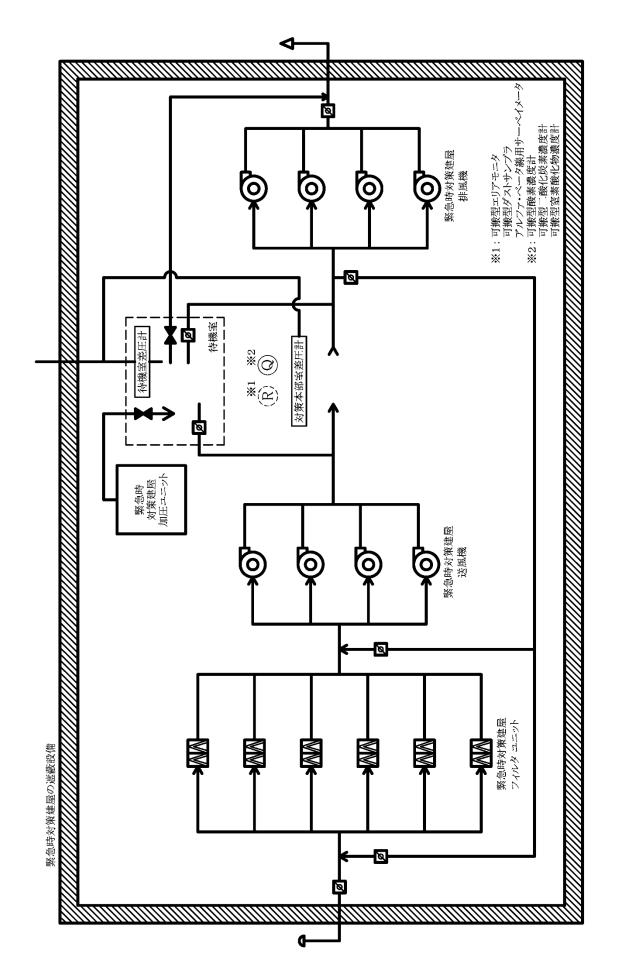
使用燃料 A重油



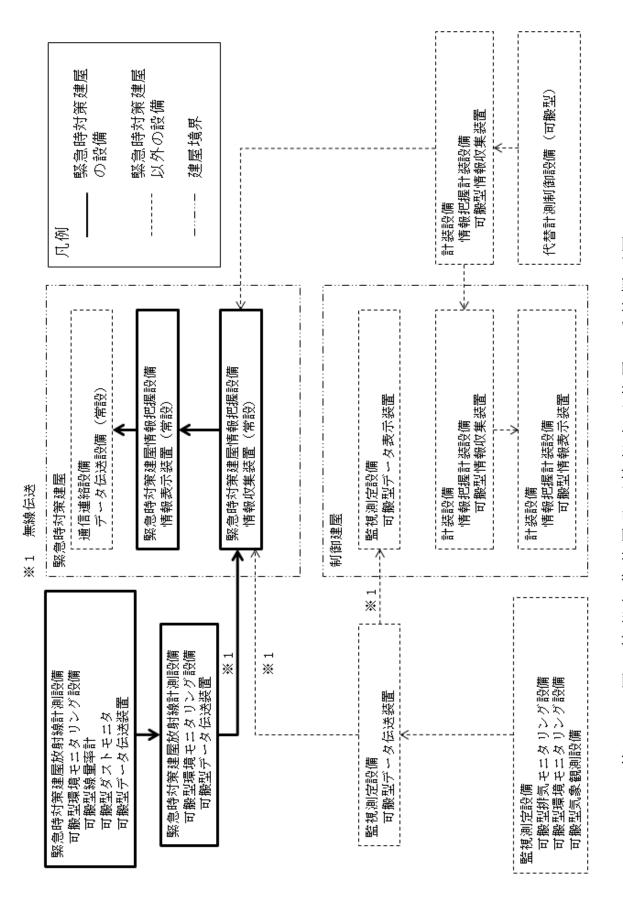
第 46.1 図 緊急時対策建屋機器配置図(地下1階)



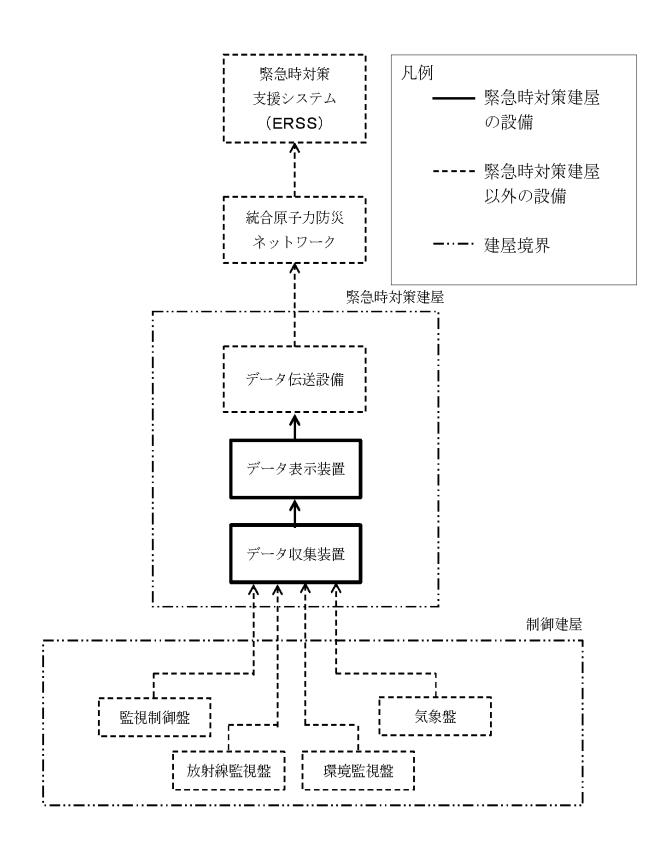
第46.2 図 緊急時対策建屋機器配置図(地上1階)



第 46.3 図 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図



第 46.4 図 情報収集装置及び情報表示装置の系統概要図



第 46.5 図 データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図

 \mathbb{X} 翢 藂 箈 米 6 靊 巡 Ш 世 紙 卖 业 ᆁ 腦 \mathbb{X} 9 46. 紙

第 46.7 図 燃料補給設備の系統概要図

2章 補足説明資料

再処理施設 安全審查補足説明資料Jスト 第46条:緊急時対策所

	再処理施設 安全審查補足説明資料(今回提出)			(神紀文日光は次 ナイン)・1、京都の日本の大田田の)を建て
資料No.	名称	提出日	Rev	備ろくの方を山泊のひり見たさしている、見を甘らてむ戦/
補足説明資料1一1	概要	4月13日	10	別紙-2
補足説明資料2一1	設計方針	4月13日	10	別紙-2
補足説明資料2-2	緊急時対策所の運用	4月13日	10	別紙-2
補足説明資料2一3	耐震設計方針	4月13日	7	別紙-2
補足説明資料2一4	SA設備基準適合一覧表	4月13日	7	別紙-1
補足説明資料2一5	討験検査	4月13日	2	別紙—1
補足説明資料2一6	容量設定根拠	4月13日	9	別紙—1
補足説明資料2一7	保管場所	4月13日	9	別紙—1
補足説明資料2-8	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価	4月13日	11	別紙-4, 別紙-5, 別紙-6
補足説明資料2一9	緊急時対策所に係る外部事象の影響	4月13日	2	新規作成

補足説明資料1-1 (46条)

目 次

- 1-1 概要
 - 1.1.1 設置の目的
 - 1.1.2 拠点配置
 - 1.1.3 新規制基準への適合方針

1-1 概要

1.1.1 設置の目的

緊急時対策所は,再処理施設において,異常な過渡変化及び設計基準事故並びに重大事故等が発生した場合に,原子力防災組織又は非常時対策組織(以下「非常時対策組織」という。)の要員が,必要な期間にわたり安全にとどまり,事故に対処するために必要な指示ができるよう,放射線環境の情報及び再処理施設の情報を的確に把握するとともに,再処理施設内外の必要箇所と通信連絡を行うために,制御室以外の場所に設置する。

緊急時対策所は、居住性を確保するための設備として、緊急時対策建屋の遮蔽、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備(以下「居住性を確保するための設備」という。)を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、緊急時対策建屋情報把握設備を、再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、第47条に基づく通信連絡設備を設置又は配備する。

<u>緊急時対策所の必要な機能に電源を給電するために、緊急時対策</u> 建屋電源設備を設置する。

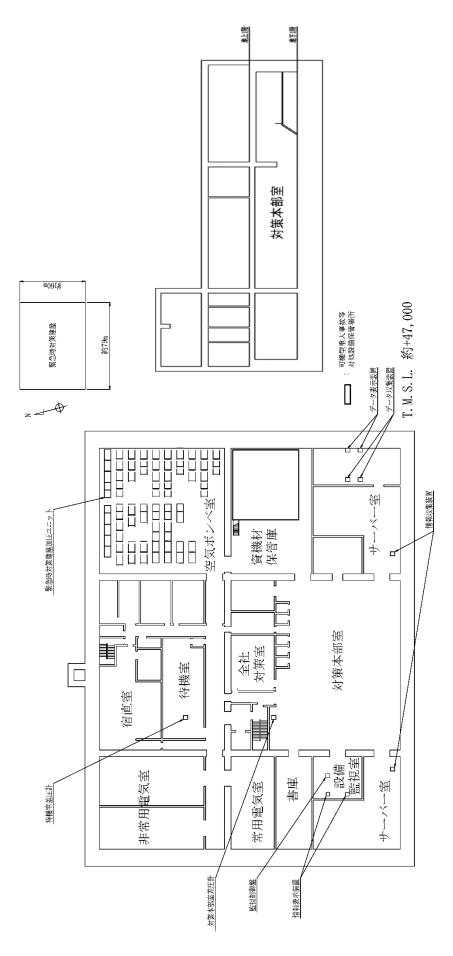
なお,制御室において活動を継続することが困難となった場合に は,実施組織の一部の要員が緊急時対策所に退避する。

緊急時対策所の基本仕様について、第1.1.1-1表に示す。

第1.1.1-1表 緊急時対策所の基本仕様について

	項目	基本仕様	
1	建屋構造	・鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造) (耐震構造)	
2	階層	・地上1階(一部2階建て),地下1階	
3	緊急時対策建屋床面積	 ・建屋:約60m(南北方向) × 約79m(東西方向) 対策本部室:約670m² 全社対策室:約80m² 待機室 :約130m² 	
4	耐震強度	・基準地震動による地震力に対して機能維持	
5	耐津波	・標高約 55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置 <u>することで津波が到達する可能性はない</u>	
6	中央制御室並びに使用 済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設の制御室と の共通要因による同時 機能喪失防止	 中央制御室との十分な離隔(約300m) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室との十分な離隔(約400m) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と独立した機能(電源設備,建屋換気設備及び情報把握設備は独立した専用設備) 	
7	電源設備	・通常電源設備:常用電源設備(第2ユーティリティ建屋 の6.9kV常用主母線及び6.9kV運転予 備用主母線から給電) ・代替電源設備:緊急時対策建屋用発電機:2台 (予備として故障時バックアップを1台) ・燃料供給設備:重油貯槽:2基	
8	居住性確保	・建屋外壁等十分な壁厚を確保した遮蔽設計 ・高性能粒子フィルタを設置する建屋換気設備の設置 ・気体状の放射性物質が大気中に大規模に放出する場合に対応した緊急時対策建屋加圧ユニットの設置 ・放射線計測のための可搬型エリアモニタ,可搬型ダストサンプラ,アルファ・ベータ線用サーベイメータ,可搬型線量率計,可搬型ダストモニタ,可搬型データ伝送装置,可搬型発電機の配備 ・居住性確認のための可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度及び可搬型窒素酸化物濃度計の配備 ・汚染の持ち込みを防止するための出入管理区画の設置	
9	重大事故対処に必要な 情報の把握	・対策に必要な情報を収集・表示する情報把握設備の設置	
10	通信連絡	・再処理施設内外の必要のある箇所と必要な連絡を行うた めの通信連絡設備の設置	
11	食料, 飲料水等	・7日間必要とされる食料,飲料水等を配備	

緊急時対策建屋の各階における主な配置について,第 1.1.1-1 図及び<u>第</u> 1.1.1-2 図に示す。

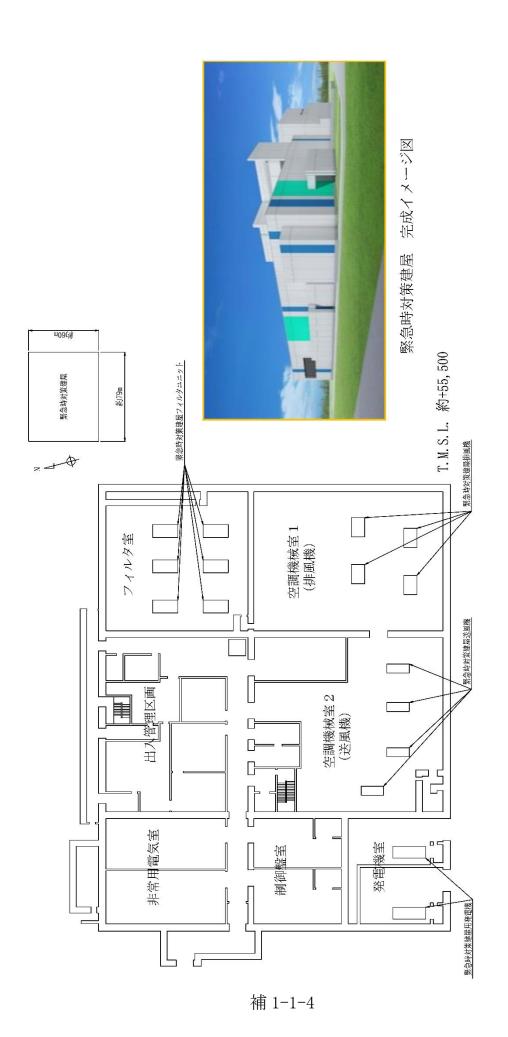


補 1-1-3

127

緊急時対策建屋内の各階配置図(地下1階)

第1.1.1-1図



第1.1.1-2図 緊急時対策建屋内の各階配置図(地上1階)

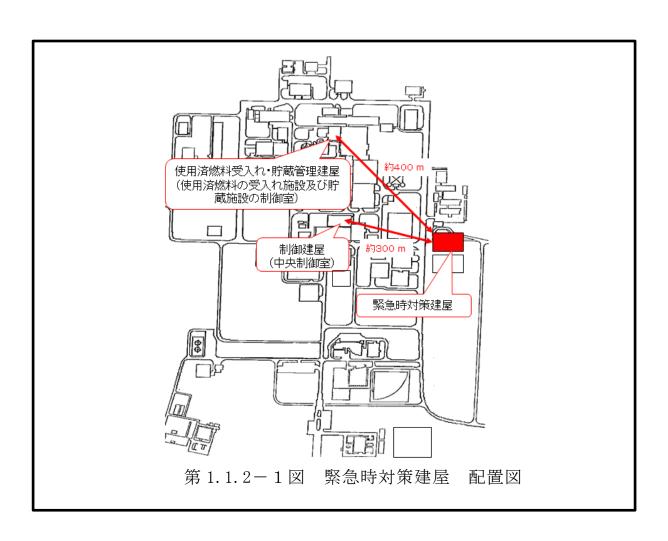
1.1.2 拠点配置

緊急時対策建屋は、堅固な基礎版上(鷹架層)に設置する。

緊急時対策建屋は、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に 設置することで津波が到達する可能性はない。

また、中央制御室から約 300m、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から約 400m離れた場所に設置すること、建屋換気設備及び電源設備が中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室とは独立していることから、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室との共通要因(火災、内部溢水等)により、同時に機能喪失することのない設計とする。

配置図を第1.1.2-1図に示す。



1.1.3 新規制基準への適合方針

緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針は、以下の第 1.1.3-1 表から第 1.1.3-2 表のとおりである。

第1.1.3-1表 「事業指定基準規則」第二十六条(緊急時対策所) 「技術基準規則」第二十条(緊急時対策所)

事業指定基準規則	技術基準規則	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
第二十六条 (緊急時対策所)	第二十条 (緊急時対策所)	適合方針
工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に施設しなければならない。	設計基準事故が発生した 場合に適切な措置がの場所を設け、必要 に適切を対策所を設け、必ずを設け、必要 を指示を行うための要安全が 必要な力を介めているが、に がでするのでは がでするの情報のできるといるが、 できる必要のができるのができるの必要 として、 できるの必要 はにかいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

第1.1.3-2表 「事業指定基準規則」第四十六条 (緊急時対策所)

「技術基準規則」第四十条 (緊急時対策所)

事業指定基準規則	技術基準規則	
第四十六条	第四十条	適合方針
(緊急時対策所)	(緊急時対策所)	
第二十六条の規定により設置される緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう,次に掲げるものでなければならない。	第二十条の規定により 設置される緊急時対策所 は,重大事故等が発生した 場合においても当該重大 事故等に対処するための 適切な措置が講じられる よう,次に掲げるところに よらなければならない。	
一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう,適切な措置を講ずること。	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。	重大事故等が発生した場合に おいて、当該重大事故等に対 処するために必要な指示を行 う要員がとどまることができ るようにするため、緊急時対 策建屋換気設備、緊急時対 策建屋環境測定設備及び電源設 備並びに緊急時対策建屋放射 線計測設備で構成する。 また、通信連絡設備を配備す る。
二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう,重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。	二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう,重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。	重大事故等に対処するために 必要な指示ができるよう,重 大事故等に対処するために必 要な情報を把握できるように するため,緊急時対策建屋情 報把握設備で構成する。
三 再処理施設の内外の 通信連絡をする必要の ある場所と通信連絡を 行うために必要な設備 を設けること。	三 再処理施設の内外の 通信連絡をする必要の ある場所と通信連絡を 行うために必要な設備 を設けること。	再処理施設の内外の通信連絡 をする必要のある場所と通信 連絡できるようにするため, 通信連絡設備を配備する。

事業指定基準規則	技術基準規則	
第四十六条	第四十条	適合方針
(緊急時対策所)	(緊急時対策所)	
【解釈】 第1項及び第2項の要件 を満たす緊急時対策 所とは、以下に掲げる 措置又はこれらと有 等以上の効果を有す る措置を講じた改っ を整えたものをいう。 一 基準地震動による地		緊急時対策建屋は耐震構造 とし、基準地震動による地震 力に対し、機能(遮蔽性等)を 損なわない設計とする。 緊急時対策所の機能維持に かかる電源設備,換気設備,必 要な情報を把握できる設備, 動信連絡設備等については、 転倒防止措置等を施すこと で、基準地震動による地震力
震力に対し,免震機能 等により,緊急時対策 所の機能喪失しない ようにするとともに, 基準津波の影響を受 けないこと。		に対し、機能を損なわない設計とする。また、緊急時対策建屋には津波は到達しない。 緊急時対策建屋は、中央制
二 緊急時対策所と制御 室は共通要因により 同時に機能喪失しな いこと。		御室並びに使用済燃料の受入 れ施設及び貯蔵施設の制御室 のある建屋以外の独立した場 所に設置し、十分な離隔(中央 制御室から約 300m)を設ける
三 緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。		こと、換気設備及び電源設備が制御室とは独立していることから、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。
四 居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。		緊急時対策建屋は,通常時, 開電するの 開電で 開電で 開電で 開電で 開電で 開まる。 開まる。 開きの 開きの で の の の の の の の の の の の の の

事業指定基準規則	技術基準規則	
第四十六条	第四十条	適合方針
(緊急時対策所)	(緊急時対策所)	
五 緊急時対策所の居住		緊急時対策所は重大事故等
性については,以下に		において必要な対策活動が行
掲げる要件を満たすも		え,また,気体状の放射性物質
のをいう。		が大気中に大規模に放出する
① 想定する放射性物質		場合においても必要な要員を
の放出量等は、想定さ		収容可能な設計とする。
れる重大事故に対して		(1) 遮蔽設計
十分な保守性を見込ん		重大事故等において、対策
で設定すること。		要員が事故後7日間とどまっ
② プルーム通過時等に		ても換気設備等の機能とあい
特別な防護措置を講じ		まって, 実効線量が 100mSv を
る場合を除き、対策要		超えないよう天井、壁及び床
員は緊急時対策所内で		には十分な厚さの遮蔽(コン
のマスクの着用なしと		クリート)設計とする。
して評価すること。		(2)換気設計等
③ 交代要員体制,安定		重大事故等の発生により,
ョウ素剤の服用、仮設		放射性物質が放出される場合
設備等を考慮しても良		においても、対策要員の居住
い。ただし、その場合		性を確保するために、換気設
は、実施のための体制		備を設置する。また、気体状の
を整備すること。		放射性物質が大気中に大規模
4 判断基準は対策要員		に放出される場合には加圧ユ
の実効線量が7日間で		ニットにより待機室を加圧
100mSv を超えないこ		し、放射性物質等の流入を防
と。		止する。
C 0		<u>これらにより、想定される</u>
		重大事故等に対して十分な保
		守性を見込み、冷却機能の喪
		失による蒸発乾固及び放射線
		分解により発生する水素によ
		る爆発の同時発生において,
		多段の重大事故等の拡大防止
		対策が機能しないことを仮定
		し、かつ、マスク着用、交代要
		し、かり、マヘク 有用、父代安 員等の考慮をしないた場合に
		おいても、緊急時対策所にと
		とまる非常時対策組織の要員
		の実効線量は7日間で約4m
		S v であり、判断基準である
		「対策要員の実効線量が7日
		<u>「 </u>
		
		を確認している。

事業指定基準規則	技術基準規則	
第四十六条	第四十条	適合方針
(緊急時対策所)	(緊急時対策所)	
六 緊急対策所の外側が		重大事故等時に緊急時対策
放射性物質により汚染		建屋の外側が放射性物質によ
したような状況下にお		り汚染したような状況下にお
いて、緊急時対策所へ		いて、緊急時対策所への汚染
の汚染の持込みを防止		の持ち込みを防止するため,
するため、モニタリン		作業服の着替え、防護具の着
グ、作業服の着替え等		装及び脱装、身体汚染検査並
を行うための区画を設		びに除染作業ができる区画
けること。		を、緊急時対策建屋の出入口
() ること。		- / // / // / //
		付近に設置する設計とする。
		野女叶山 <i>林</i> 武元
2 緊急時対策所には、	2 緊急時対策所には、重	緊急時対策所は、重大事故
重大事故等に対処する	大事故等に対処するた	等に対処するために必要な指
ために必要な数の要員	めに必要な数の要員を	示を行う要員等を収容するた
を収容することができ	収容することができる	め, 最大 360 人を収容できる
る措置を講じなければ	措置を講じなければな	設計とする。 <u>また, 気体状の放</u>
ならない。	らない。	射性物質が大気中に大規模に
		放出するおそれがある場合
		は, 重大事故等に対処するた
		めに必要な指示を行う要員な
		ど,約50人の要員がとどまる
		ことができる設計とする。
第2項に規定する「重大		
事故等に対処するために		
必要な数の要員」とは,第		
1項第1号に規定する「重		
大事故に対処するために		
必要指示を行う要員」に加		
え, 少なくとも重大事故等		
による工場等外への放射		
性物質及び放射線の放出		
を抑制するための必要な		
数の要員を含むものをい		
う。		

また、緊急時対策所に設置する設備のうち、重大事故等対処設備に関する概要を、以下の第1.1.3-3表に示す。

禰 1-1-11

常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備

常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備

> 緊急時対策建屋所内高圧系統 緊急時対策建屋所内低圧系統

然対 田塚 ボポン、 燃料油配管・弁

重油貯槽

緊急時対策建屋用発電機

緊急時対策建屋 電源設備

データ表示装置

常設耐震重要重大事故等対処設備 設備分類 可搬型重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備 緊急時対策所) 重大事故等対処施設) 分類 (46条 重大事故等対処設備に関する概要 ト・ダンぷ 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 アルファ・ベータ線用サーベイメータ 緊急時対策建屋フィルタユニッ 緊急時対策建屋換気設備ダク 緊急時対策建屋加圧ユニッ 緊急時対策建屋の遮蔽設備 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計 緊急時対策建屋送風機 緊急時対策建屋排風機 可搬型データ伝送装置 可搬型ダストサンプ 可搬型エリアモニタ 可搬型ダストモニタ 設備 可搬型酸素濃度計 対策本部室差圧計 データ収集装置 可搬型線量率計 可搬型発電機 情報収集装置 情報表示装置 待機室差圧計 監視制御盤 33 表 幽 緊急時対策建屋 環境測定設備 緊急時対策建屋 放射線計測設備 緊急時対策建屋 換気設備 緊急時対策建屋 情報把握設備 緊急時対策建 第 1.1.3-の遮蔽設備

耐震

135

緊急時対策所は、制御室と共通要因によって同時に機能が損 なわれるおそれがないよう、制御室に対し独立性を有する設計 とする。

<u>また,</u>緊急時対策所に影響を与える可能性のある事象として, 第1.1.3-4表に示す起因事象(内部火災,内部溢水,地震等) と同時にもたらされる環境条件が考えられるが,いずれの場合 でも緊急時対策所での居住性に影響を与えることはない。

緊急時対策所で想定される環境条件とその措置は次のとおりとなる。

(1) 地震

地震を起因として発生する運転時の異常な過渡変化,設計基準事故及び重大事故等に対応するための緊急時対策所の主要な設備は,耐震性を有する緊急時対策建屋内に設置し,基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。

(2) 内部火災

緊急時対策建屋に屋内消火栓,粉末消火器又は二酸化炭素消火器を設置するとともに,緊急時対策所内<u>にいる</u>要員によって火災感知器による早期の火災感知を可能とし,火災が発生した場合に緊急時対策所内にとどまる要員による速やかな消火を行うことができる。

緊急時対策<u>建屋</u>電源設備及び情報把握設備は,多重化した設備を異なる室に<u>設置し位置的分散を考慮した設計</u>とし,単一の火災を想定しても同時に機能喪失しない設計としている。

また,緊急時対策建屋送風機,緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットは,当該設備が設置されている 火災区域(区画)における最も過酷な単一の火災を想定しても 機能喪失しない設計とする。

(3) 内部溢水

緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋情報把握設備<u>及び</u> <u>緊急時対策建屋</u>電源設備は,地震による溢水によって機能を損なわないよう,想定する溢水量を考慮し,没水しない高さに設置することで,機能喪失しない設計とする。

また,可搬型重大事故等対処設備の緊急時対策建屋環境測定 設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備についても,想定する 溢水量を考慮し,没水しない高さに保管することで,機能喪失 しない設計とする。

(4) 外部電源喪失

運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故及び重大事故等に対応するための緊急時対策所の主要な設備は,外部電源が喪失した場合には,緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機が起動することにより,緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。

(5) ばい煙等による緊急時対策所内雰囲気の悪化

外部火災により発生する燃焼ガスやばい煙,有毒ガス及び降下火砕物による緊急時対策所内の居住性の悪化に対しては,外気との連絡口を遮断し,緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策所の空気を循環させる再循環運転とすることで,緊急時対策所内にとどまる要員を防護できる。

第1.1.3-4表 想定される自然現象・環境条件への対応

	考慮すべき		影響評価結果及び対策内容
No.	環境条件	対応方針	(緊急時対策所)
1	地震	基準地震動による地震力に対し て機能を喪失しない設計とす る。	・緊急時対策所及び緊急時対策建屋 の常設重大事故等対処設備は,基 準地震動による地震力に対し機能 を喪失しない設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は,固 縛等の措置を講じて保管するとと もに,動的機器については加振試 験によりその機能維持を確認す る。
	地震による溢水	地震を起因として発生を想定する重大事故等に対処するためが 重大事故等対処設備のうち治心が 重大事故等対処設備のうち治心が により機能を喪失する治水量 ある設備は、想定する治水量 考慮した位置へ接続口の設置、 保管、被水による影響を考慮した保管上の措置(容器へ により機能を喪失しない設計とする。	・緊急時対策所の居住性を確保する ための設備,重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡 に関わる設備及び電源設備は,起 定する溢水量を考慮し,溢水に置しる影響を受けることのない上の位置 は想定される溢水、被水に置置への設置,保管,被水による影響を考慮した保管上の措置(容器への封入等)により機能を喪失しない設計とする。
	地震による化学薬品の漏えい	地震を起因として発生を想定する重大事故等に対処するための 重大事故等対処設備のうち化学 薬品の漏えいにより機能を喪失するおそれのある設備は、受受 薬品の漏えいにより影響を 薬品の漏えいにより影響を で受験として とのない場所へいにより、 管、化学薬品の漏えいにより機能を と考慮した保管上の機能を 器への封入等)により機能を 失しない設計とする。	・緊急時対策所には,薬品供給系統はないため, 化学薬品の漏えいによる必要な機能が損なわれるおそれはない。
2	津波	重大事故等対処設備は津波による影響を受けない敷地に設置, 保管する。	・緊急時対策建屋は、標高 55m 及び 海岸からの距離約 5 k mの地点に 設置することで津波が到達する可 能性はない。
3	風(台風)	最大風速 41.7m/s を考慮し、 頑健な建物内に設置、保管又は 分散して保管する。	(影響については竜巻に包含される。)
4	竜巻	最大風速 100m/s を考慮し,頑健な建物内に設置,保管又は分散して保管する。	・緊急時対策建屋は,最大風速 100m / s の竜巻による設計荷重(風圧 力による荷重,気圧差による荷重, 飛来物による衝撃及びその他組合 せ荷重)を考慮し,緊急時対策所機 能を損なうことのない設計とす る。

	老唐十〜、七		以郷が 毎年 日 ロバサギ中央
No.	考慮すべき 環境条件	対応方針	影響評価結果及び対策内容 (緊急時対策所)
5	凍結・高温	屋外に設置,保管する重大事故等対処設備は最低気温(-15.7℃)及び最高気温(34.7℃)を考慮した設計とする。	・緊急時対策建屋の居住性を確保するための設備,重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は,屋内に設置又は保管する機器であるため,共通要因としての選定は不要。
6	降水	最大1時間降水量(67.0mm)に おいても,屋外に設置,保管する 重大事故等対処設備は,排水溝 を設けた場所に設置,保管する。	・緊急時対策所の居住性を確保する ための設備,重大事故等に対処す るために必要な指示及び通信連絡 に関わる設備及び電源設備は,排 水溝を設けた場所に設置又は保管 し,必要な機能が損なわれること がない設計としている。
7	積雪	最深積雪量(190 c m)を考慮し, 頑健な建物内に設置,保管する。	・緊急時対策所の居住性を確保する ための設備,重大事故等に対処す るために必要な指示及び通信連絡 に関わる設備及び電源設備は,最 深積雪量(190 c m)を考慮した建 屋等に設置又は保管することか ら,必要な機能が損なわれること がない。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備 は必要に応じて除雪を行う。
8	落雷	最大雷撃電流 270 k A を考慮し, 避雷設備で防護された建物内又 は防護される範囲内に設置,保 管する。	・緊急時対策所の居住性を確保する ための設備,重大事故等に対処す るために必要な指示及び通信連絡 に関わる設備及び電源設備は,最 大雷撃電流 270 k A を考慮し,避 雷設備で防護された建物内又は防 護される範囲内に設置又は保管 し,必要な機能が損なわれること がない設計としている。
9	火山	層厚 55 c mを考慮し,頑健な建物内に設置,保管する。また,外気を直接取り込む重大事故等対処設備は,降下火砕物の侵入防止措置を講ずる設計とする。	・緊急時対策所の居住性を確保する ための設備,重大事故等に対処す るために必要な指示及び通信連絡 に関わる設備及び電源設備は,層 厚を考慮した建屋に設置すること から,必要な機能が損なわれることがない。 ・外気を直接取り込む重大事故等対 処設備は,降下火砕物の侵入防止 措置を講ずる設計とする。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備 は必要に応じて徐灰を行う。

	お申よっと		B/如字7/开(+) 田 丑 4×上 4* 上 4*
No.	考慮すべき 環境条件	対応方針	影響評価結果及び対策内容 (緊急時対策所)
10	生物学的事象	鳥類,小動物,水生植物等の付着 又は侵入を考慮し,重大事故等 対処設備を設置,保管する建物 は生物の侵入を防止又は抑制す る設計とするとともに,重大事 故等対処設備は密封構造,メッ シュ構造及びシール処理を施す 構造とする。	・緊急時対策所の居住性を確保する ための設備,重大事故等に対処す るために必要な指示及び通信連絡 に関わる設備及び電源設備は,鳥 類,小動物等の付着又は侵入を考 慮した建屋等に設置又は保管する ことから,必要な機能が損なわれ ることがない。
11	森林火災	輻射強度 9,128 k w/mを考慮し,屋外に設置,保管する重大事故等対処設備は防火帯の内側に設置,保管する。また,消火活動を実施する。	・緊急時対策所の居住性を確保する ための設備,重大事故等に対処す るために必要な指示及び通信連絡 に関わる設備及び電源設備は,防 火帯の内側に設置又は保管するこ とから,必要な機能が損なわれる ことがない。
12	塩害	海塩粒子の飛来を考慮するが、 再処理事業所の敷地は海岸から 約5km離れており、また、短期 的に影響を及ぼすものではな く、その影響は小さいと考えら れることから、その保守点検時 に影響を確認する。	・緊急時対策所の居住性を確保する ための設備,重大事故等に対処す るために必要な指示及び通信連絡 に関わる設備及び電源設備は,海 塩粒子の飛来を考慮するが,再処 理事業所の敷地は海岸から約5k m離れており,また,短期的に影響 を及ぼすものではなく,その影響 は小さいと考えられる。
13	有毒ガス	六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮するが, 重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはない。	・緊急時対策所の居住性を確保する ための設備,重大事故等に対処す るために必要な指示及び通信連絡 に関わる設備及び電源設備は,屋 内に設置又は保管する機器である ため,有毒ガスによる影響を受け ない。
14	化学物質の漏えい	再処理事業所内で運搬する硝酸 及び液体二酸化窒素の屋外での 運搬又は受入れ時の漏えいを考 慮するが,重大事故等対処設備 が化学物質により影響を受ける ことはない。	・緊急時対策所の居住性を確保する ための設備,重大事故等に対処す るために必要な指示及び通信連絡 に関わる設備及び電源設備は,屋 内に設置又は保管する機器である ため,化学物質による影響を受け ない。
15	電磁的障害	重大事故等においても電磁波に より機能を損なわない設計とす る。	・緊急時対策所の居住性を確保する ための設備,重大事故等に対処す るために必要な指示及び通信連絡 に関わる設備及び電源設備は,電 磁波により機能を損なわない設計 とする。

No.	考慮すべき 環境条件	対応方針	影響評価結果及び対策内容 (緊急時対策所)
16	近隣工場等の大災	石油備蓄基地火災、MOX燃料加工施設の高圧ガストレーラー庫の爆発を考慮するが、石油備蓄基地火災の影響は小さいこと、MOX燃料加工施設の高圧ガストレーラー庫からの離隔距離が確保されていることから、影響を受けることはない。	・緊急時対策所の居住性を確保するための設備,重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は,石油備蓄基地火災の影響は小さいこと,MOX燃料加工施設の高圧ガストレーラー庫からの離隔距離が確保されていることから,必要な機能が損なわれるおそれはない。
17	航空機落下	大型航空機の衝突も考慮し,可搬型重大事故等対処設備は重大事故等対処設備は重大事故等が発生する建物から 100m以上の離隔距離を確保した場所にも対処に必要な設備を確保することにより,再処理施設と同時にその機能が損なうおそれがない措置を講ずる。	・緊急時対策建屋は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から100m以上離れた場所に設置し、共通要因により同時に機能喪失することはない。
18	内部火災	発火性又は引火性物質の漏えい の防止対策,不燃性又は難燃性材料の使用,避雷設備の設置,地震 による自らの破壊又は倒壊による自らの発生を防止する等による る火災発生防止する等にた る火災発生防止する等にた 計とするとともに,火災発生に設計とするとともに,火災発生局 計とするとともに,火災発生局 対域知を図るため固有の火災機 対域の表する異なる種類の火災機 関連を 対域の表 対域の表 対域の表 対域の表 対域の表 による は同等の機能を が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	・火災発生の早期感知を図るため 固有の信号を発する異なる種類 の火災感知器又は同等の機能を 有する機器を組み合わせた火災 検出装置及び消火設備を周囲に 設け,必要な機能が損なわれるこ とがない設計とする。

No.	考慮すべき	対応方針	影響評価結果及び対策内容
重	環境条件 温度	想定される重大事故等が発生した	(緊急時対策所) ・緊急時対策所の居住性を確保す
大		場合における温度,放射線,荷重及びその他の使用条件において,そ	るための設備,重大事故等に対 処するために必要な指示及び通
		の機能が有効に発揮できるよう, その設置場所(使用場所)及び保管	信連絡に関わる設備及び電源設備を配備する緊急時対策所は,
事		場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な	重大事故等による温度の影響は ないため,必要な機能が損なわ
故		設計とする。重大事故等時の環境 条件については,重大事故等にお	れることはない。
時	圧力	ける温度(環境温度,使用温度), 圧力,湿度,放射線に加えて,その	・緊急時対策所の居住性を確保す るための設備, 重大事故等に対
の		他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、自然現象による影	処するために必要な指示及び通 信連絡に関わる設備及び電源設
環		響、再処理事業所敷地又はその周辺において想定される事象であっ	備を配備する緊急時対策所は、 重大事故等による圧力の影響は
境		て人為によるものの影響及び周辺	ないため、必要な機能が損なわ
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	機器等からの悪影響を考慮する。	れることはない。
	湿度		・緊急時対策所の居住性を確保す るための設備, 重大事故等に対
			処するために必要な指示及び通 信連絡に関わる設備及び電源設
			備を配備する緊急時対策所は, 重大事故等による湿度の影響は
			ないため、必要な機能が損なわれることはない。
	放射線		・緊急時対策所の居住性を確保す
	//人才 1 ////////////////////////////////		・
			信連絡に関わる設備及び電源設
			備を配備する緊急時対策所は、 重大事故等による被ばく量の変
			化が小さいため,必要な機能が 損なわれることはない。

	サード・プ		B/细索/在/4-B-D-2/8-1/数-4-点
No.	考慮すべき 環境条件	対応方針	影響評価結果及び対策内容 (緊急時対策所)
組	風(台風)-積雪	自然現象の組み合わせについて は,風(台風) -積雪,積雪-竜巻,	重大事故等対処設備を設置又は保管する建屋等は、最深積雪量の荷
み		積雪一火山の影響,風一火山の影響を想定し,屋外に設置する常設	重を考慮した設計とする。 屋外に保管設置する可搬型重大事
合		重大事故等対処設備はその荷重を 考慮した設計とするとともに,必 要に応じて除雪,除灰を行う。	故等対処設備は必要に応じて除雪 を行う。
わ	積雪-竜巻		重大事故等対処設備を設置又は保管する建屋等は、最深積雪量の荷
せ			重を考慮した設計とする。 屋外に保管設置する可搬型重大事 故等対処設備は必要に応じて除雪 を行う。
	積雪-火山		重大事故等対処設備を設置又は保管する建屋等は、最深積雪量及び降下火砕物の荷重を考慮した設計とする。 屋外に保管設置する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて除雪又は除灰を行う。 また、外気を直接取り込む重大事故等対処設備は、降下火砕物の侵入防止措置を講ずる設計とし、必要な機能が損なわれることはない。
	風一火山		重大事故等対処設備を設置又は保管する建屋等は、最深積雪量及び降下火砕物の荷重を考慮した設計とする。 屋外に保管設置する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて除雪又は除灰を行う。 また、外気を直接取り込む重大事故等対処設備は、降下火砕物の侵入防止措置を講ずる設計とし、必要な機能が損なわれることはない。

補足説明資料 2-1 (46条)

目 次

- 2-1 設計方針
 - 2.1.1 建屋及び収容人数
 - 2.1.2 電源設備
 - 2.1.3 遮蔽機能
 - 2.1.4 換気設備
 - 2.1.5 必要な情報を把握できる設備
 - 2.1.6 通信連絡設備

2-1 設計方針

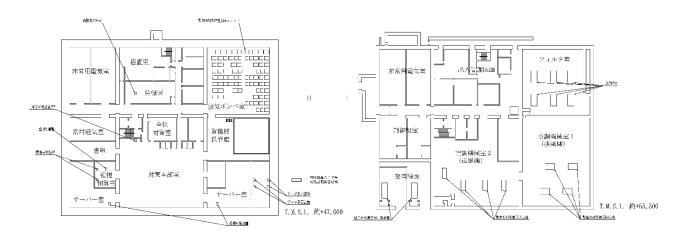
2.1.1 建屋及び収容人数

緊急時対策建屋は,鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)の建屋であり,耐震設計においては基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する。

緊急時対策建屋は、地上1階(一部2階建て)、地下1階、約60m (南北方向)×約79m(東西方向)、建築面積約4,900m²の緊急時対 策所<u>は</u>、実施組織の対策活動を支援するための活動方針の決定及び指揮 をする対策本部室(約670m²)、全社対策室(約80m²)及び待機室(約 130m²)の3つのエリアで構成し、重大事故等に対処するために必要な 指示を行う要員(最大360人)を収容することを想定している。

また,気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至るおそれがある場合は,本部長及び実施責任者等最低限度の活動を行うための要員(約50人)が待機室にとどまり,対策活動を継続することが可能とする設計としている。

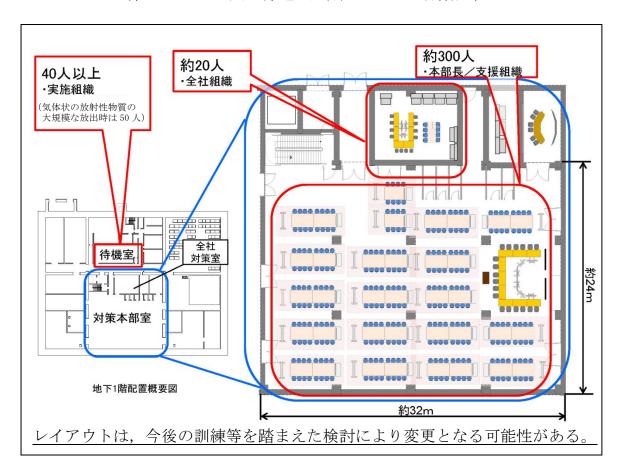
緊急時対策建屋内の各階配置<u>概要図</u>を第 2.1.1-1 図に, 緊急時対策 所のレイアウトを第 2.1.1-2 図に示す。



地下1階配置概要図

地上1階配置概要図

第2.1.1-1図 緊急時対策建屋内の各階配置



第2.1.1-2図 緊急時対策所のレイアウト(地下1階)

2.1.2 電源設備

緊急時対策建屋は、通常時の電源を第2ユーティリティ建屋の 6.9 k V 常用主母線及び 6.9 k V 運転予備用主母線から受電する設計とし、外部電源が喪失した場合、緊急時対策建屋に設置している緊急時対策建屋電源設備から緊急時対策所の機能を維持するために必要となる電源の給電が可能な設計とする。

緊急時対策建<u>屋電</u>源設備として,緊急時対策建屋用発電機2台を設置することにより多重性を確保し,所内電源設備から独立した専用の代替電源設備を有する設計とする。

また,緊急時対策建屋用発電機が起動するまでの間は,直流電源設備により,緊急時対策建屋用発電機始動用設備に給電するとともに,無停電電源設備により,緊急時対策建屋情報把握設備の機器及び通信連絡設備並びに監視制御盤に給電できる設計とする。

緊急時対策建屋の電源構成を第2.1.2-1図に示す。

緊急時対策建屋用発電機は、燃料補給設備の重油<u>貯槽</u>から燃料を補給できる設計とし、運転中においても燃料の補給を可能とし、7日間以上の連続運転ができる燃料を燃料補給設備の重油貯槽に保管する。

緊急時対策建屋の燃料補給系統概要図を第2.1.2-2図に示す。

補 2-1-4

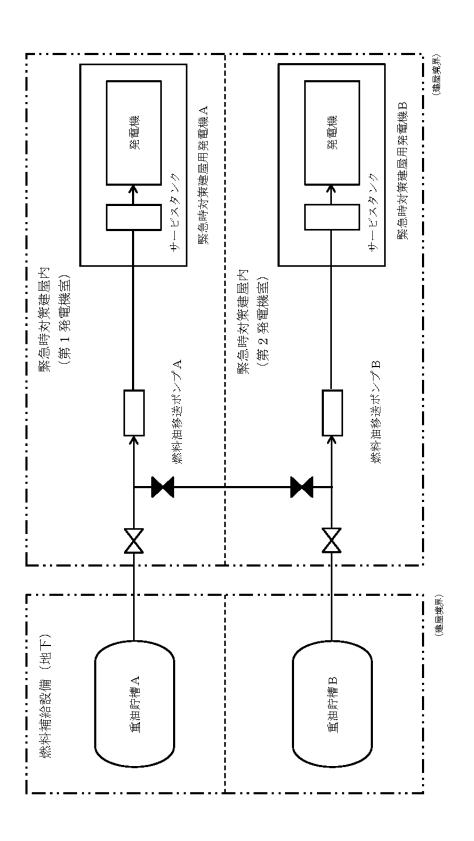
単線結線図

緊急時対策建屋

 \mathbb{X}

 \mathcal{O}

箫2.



第2.1.2-2図 緊急時対策建屋 燃料補給系統概要図

(1) 緊急時対策建屋電源設備の構成

緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために、 必要となる電源の給電が可能な設計とし、以下の設備で構成する。

a) 緊急時対策建屋用発電機 (MOX燃料加工施設と共用)

種 類 ディーゼル発電機

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

容 量 約1,700kVA/台

力 率 0.8 (遅れ)

電 E 6.6kV

燃 料 A重油(約420L/h)

設置場所 緊急時対策建屋地上1階

b) 緊急時対策建屋高圧系統 6.9 k V 緊急時対策建屋用母線

(MOX燃料加工施設と共用)

数 量 2系統

設置場所 緊急時対策建屋

c) 緊急時対策建屋低圧系統 460 V 緊急時対策建屋用母線

(MOX燃料加工施設と共用)

数量4系統

設置場所 緊急時対策建屋

d) 燃料油移送ポンプ

基 数 4基(予備として故障時のバックアップを2基)

容 量 約1.3m3/h/基

設置場所 緊急時対策建屋地上1階

e) 燃料油配管・弁 (MOX燃料加工施設と共用)

式 数 1式

設置場所 緊急時対策建屋

f) 重油貯槽 (MOX燃料加工施設と共用)

基数2基

容 量 約100m³/基

使用燃料 A重油

設置場所 緊急時対策建屋屋外

(2) 平常運転時の電源と代替電源設備

a. 平常運転時の電源

平常運転時は、外部電源から第2ユーティリティ建屋を介し受電する。

また、緊急時対策建屋情報把握設備、通信連絡設備及び監視制御盤は、 直流電源設備から受電し、無停電電源装置を介することにより、停電す ることなく緊急時対策建屋用発電機からの給電に切り替えが可能とす る。

b. 代替電源設備

緊急時対策建屋の代替電源設備は、再処理施設の電源系統とは独立した専用の緊急時対策建屋用発電機により給電が可能な設計とする。

緊急時対策建屋用発電機は、外部電源が喪失した場合に自動起動し、 緊急時対策建屋の必要な機器へ給電する。

また、緊急時対策建屋用発電機の運転中は、燃料補給設備の重油貯槽から燃料油移送ポンプにより自動で燃料補給ができる設計とする。

(3) 緊急時対策建屋の電気負荷及び給電容量

緊急時対策建屋において,緊急時に必要とされる電気負荷容量は,約 1,200 k V A であり,緊急時対策建屋用発電機(容量:約1,700 k V A/ 台)1台で給電が可能な設計とする。

また,自主対策設備である緊急時対策建屋用電源車(容量:約1,700 k V A)は,緊急時対策所用発電機と同等の容量を有しており,代替手段として有効である。

緊急時に必要とされる電気負荷を第2.1.2-1表に示す。

第2.1.2-1表 緊急時に必要とされる電気負荷

負荷名称	負荷容量 (k V A)
緊急時対策建屋換気設備	700
緊急時対策建屋情報把握設備	35
通信連絡設備	165
その他(照明、雑動力等)	300

(4) 重油貯槽の燃料容量

燃料補給設備の重油貯<u>槽</u>は,緊急時対策建屋に隣接した地下に設置し, 緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵す る設計とする。

 $V = H \times c = 168 \times 0.411 \rightleftharpoons 70$

V:必要容量(k L)

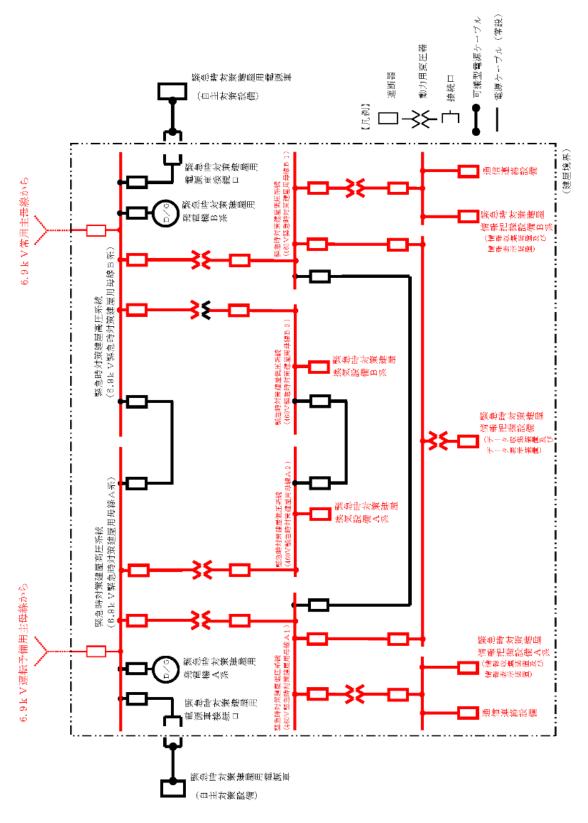
H:運転時間(h)=168(7日間)

c:発電機の単位時間あたりの燃料消費量(kL/h)=0.411

(5) 緊急時対策建屋の負荷への給電方法

a.外部電源からの給電

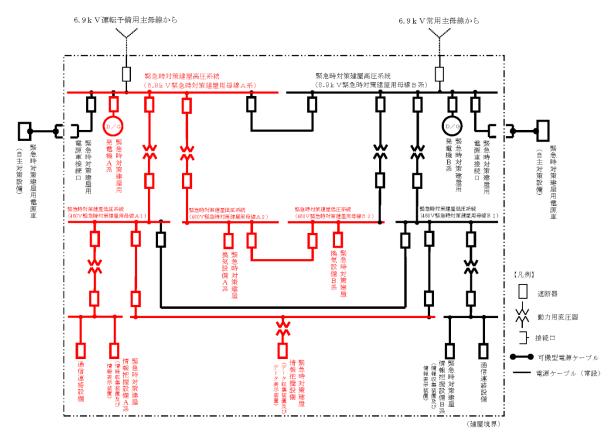
外部電源から<u>緊急時対策建屋</u>の受電経路及び給電範囲を第 2.1.2-3回に示す。



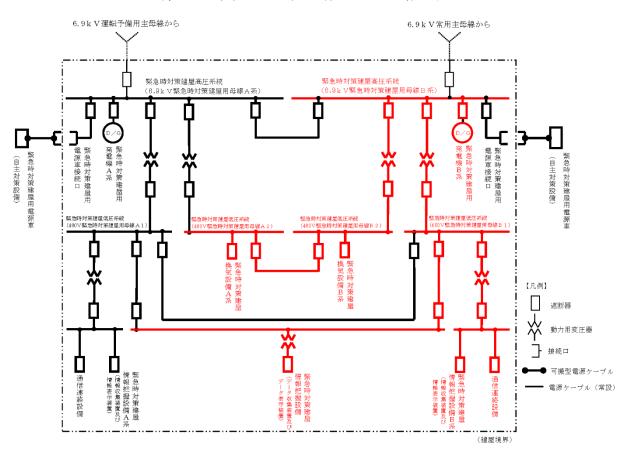
補 2-1-10

b. 緊急時対策建屋用発電機からの給電

外部電源が喪失した場合、代替電源設備である緊急時対策建屋用発電機が自動起動し、緊急時対策建屋において必要とする負荷に給電する。給電範囲を第2.1.2-4図に示す。



緊急時対策建屋用発電機Aからの給電図



緊急時対策建屋用発電機Bからの給電図

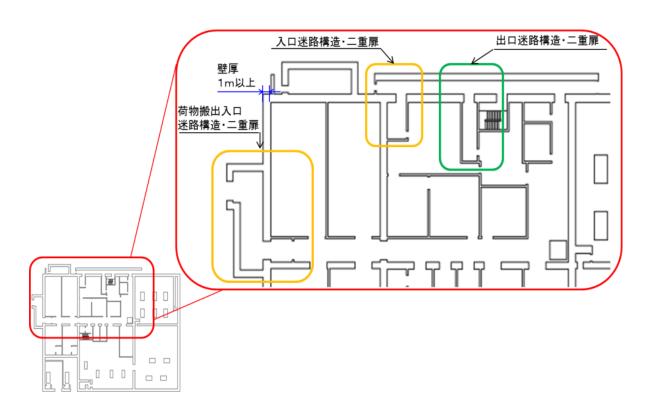
第2.1.2-4図 緊急時対策建屋 代替電源設備からの給電図

2.1.3 遮蔽機能

重大事故等において、対策要員が事故後7日間とどまっても、換気設備等の機能とあいまって、実効線量が100mSvを超えないよう、緊急時対策建屋の天井、壁及び床は十分な厚さ(1m以上)を有する設計とする。

また,外部扉又は配管その他の貫通部があるものについては,迷路構造等により,外部の放射線源を直接見通せないように考慮した設計とする。

緊急時対策建屋の遮蔽設計を第2.1.3-1図に示す。



第2.1.3-1図 緊急時対策建屋 遮蔽設計

2.1.4 換気設備

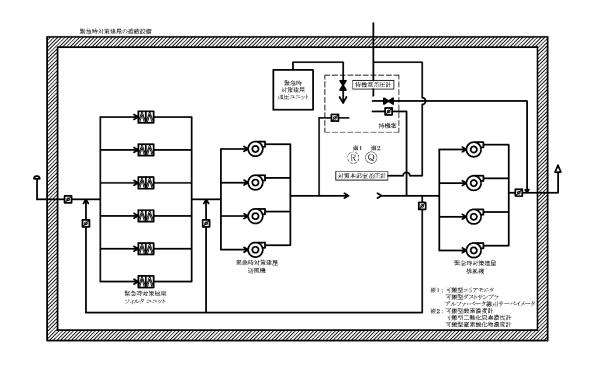
重大事故等の発生により、放射性物質が放出された場合においても、 緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保するため、緊急時対策建屋 換気設備として緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時 対策建屋フィルタユニット、<u>緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ</u>、 対策本部室差圧計及び待機室差圧計を緊急時対策建屋内に設置する。

重大事故等発生時においては、対策本部室差圧計及び待機室差圧計により、緊急時対策所の各室が正圧に維持された状態であることを<u>確認</u>する。

また,気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出を考慮した緊急時対策所の対策要員の被ばく防止対策として,緊急時対策建屋加圧ユニットにより待機室を加圧することにより,待機室に必要な要員がとどまることができる設計とする。

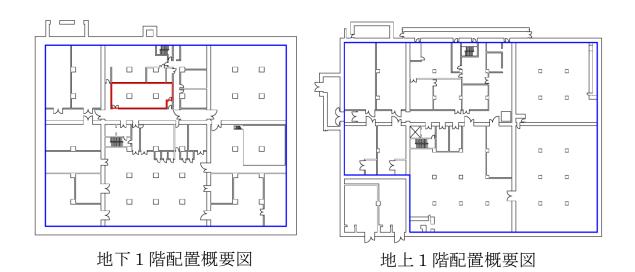
なお,緊急時対策所は,再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧時でも酸素濃度計,二酸化炭素濃度計及び窒素酸化物濃度計により,居住性が確保されていることを確認する。

換気設備等の設備構成図及び緊急時対策建屋内の換気設備による浄化,緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧エリアを第2.1.4-1図に示す。



:循環運転モード時

: 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧時



第2.1.4-1図 換気設備等の設備構成図及び緊急時対策建屋換気設備による

浄化, 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧エリア

(1) 緊急時対策建屋換気設備の構成

聚急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生により緊急時対策建屋の周辺環境が放射性物質により汚染したような状況下でも、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保できる設計とし、以下の設備で構成する。

a) 緊急時対策建屋送風機(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

容 量 約63,500m³/h/台

設置場所 緊急時対策建屋 地上1階

b) 緊急時対策建屋排風機(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 4台(予備として故障時のバックアップを2台)

容 量 約63,500m³/h/台

設置場所 緊急時対策建屋 地上1階

② 緊急時対策建屋フィルタユニット(MOX燃料加工施設と共用)

種 類 高性能粒子フィルタ2段内蔵形

基数 6基(予備として故障時のバックアップを1基)

粒子除去効率 99.9%以上 (0.15 μ mDO P粒子)

容 量 約25,400m³/h/基

設置場所 緊急時対策建屋 地上1階

式数1式

設置場所緊急時対策建屋

e 緊急時対策建屋加圧ユニット(MOX燃料加工施設と共用)

容 量 4,900m³以上

設置場所 緊急時対策建屋 地上1階

f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁(MOX燃料加工施設と共用)

式 数 1式

設置場所緊急時対策建屋

g 対策本部室差圧計(MOX燃料加工施設と共用)

基数 1基

測定範囲 —0.5~0.5kPa

設置場所 緊急時対策建屋 地下1階

b) 待機室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用)

基数 1基

測定範囲 —0.5~0.5kPa

設置場所 緊急時対策建屋 地下1階

i) 監視制御盤(MOX燃料加工施設と共用)

面数1面

設置場所 緊急時対策建屋 地下1階

(2) 換気設備の目的等

名称	目的等	
 ・ 緊急時対策建屋送風機 ・ 緊急時対策建屋排風機 ・ 緊急時対策建屋フィルタユニット ・ 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ ・ 緊急時対策建屋加圧ユニット ・ 緊急時対策建屋加圧ユニット ・ 監視制御盤 	・ 重大事故等の発生により、放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保・建屋外への放射性物質の放出を考慮し、緊急時対策所の対策要員への被ばく防止対策として再循環モードに切り替える。気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至る場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、窒素酸化物濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットにより待機室を加圧することにより、放射性物質の流入を防止し、待機室に必要な要員がとどまることができる。	
• 対策本部室差圧計	・ 対策本部室が正圧化されていることを確認, 把握	
• 待機室差圧計	・ 待機室が正圧化されていることを確認, 把 握	

(3) 緊急時対策建屋フィルタユニット

希ガス以外の放射性物質への対応として緊急時対策建屋フィルタユニットを設置する。

a. 緊急時対策建屋フィルタユニットの概要

緊急時対策建屋フィルタユニットには、大気中の塵埃を捕集するプレフィルタ、及び放射性微粒子を除去低減する高性能粒子フィルタで構成し、20%容量×6基(予備として故障時のバックアップを1基)を設置する設計としている。

b. フィルタの除去率

プレフィルタ及び高性能粒子フィルタの総合除去効率を以下に示す。

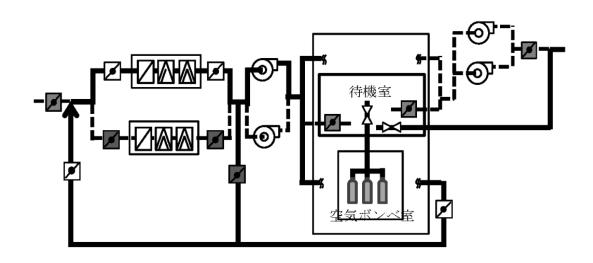
名称		緊急時対策建屋フィルタユニット
種類	_	高性能粒子フィルタ
粒子除去効率	%	99.9以上 (0.15µmDOP粒子)

(4) 換気設備等の運用

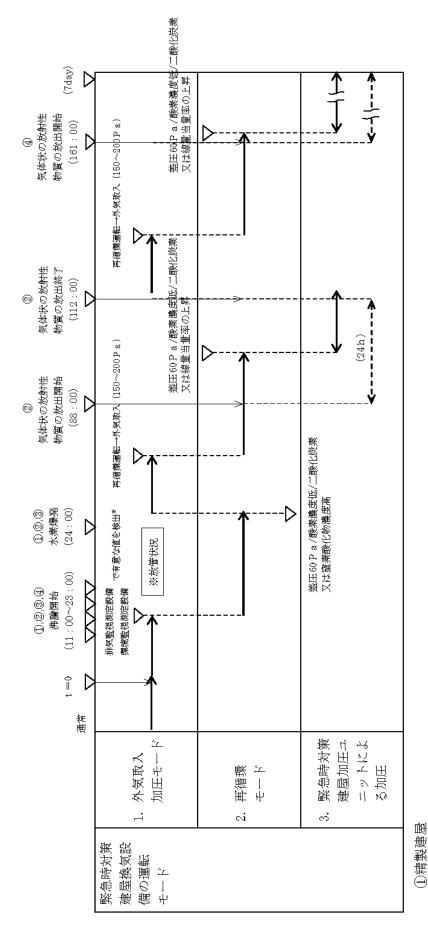
重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出<u>を確認した場合</u> 又は重大事故等に係る対処状況を踏まえ,放射性物質が放出するおそれ があると判断した場合,窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性 に影響を及ぼすと判断した場合,又は火山の影響による降灰により,緊急 時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼす場合には,再循環モードとし て、ダンパ開閉操作(給気側及び排気側のダンパを閉操作並びに再循環ラ インのダンパを開操作すること。)により、外気の取り入れを遮断し、緊 急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策所の空気を再循環で きる。

再循環モードにおいて、気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至る<u>おそれがある</u>場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、 対策本部室の差圧の低下又は<u>緊急時対策所内の線量当量率の</u>上昇により 居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧 ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧できる。

対応に係る図を第2.1.4-2図~第2.1.4-4図に示す。



第2.1.4-2図 緊急時対策建屋加圧ユニット使用時の換気設備概要図



第 2.1.4-3 図 換気設備等の運用イメージ

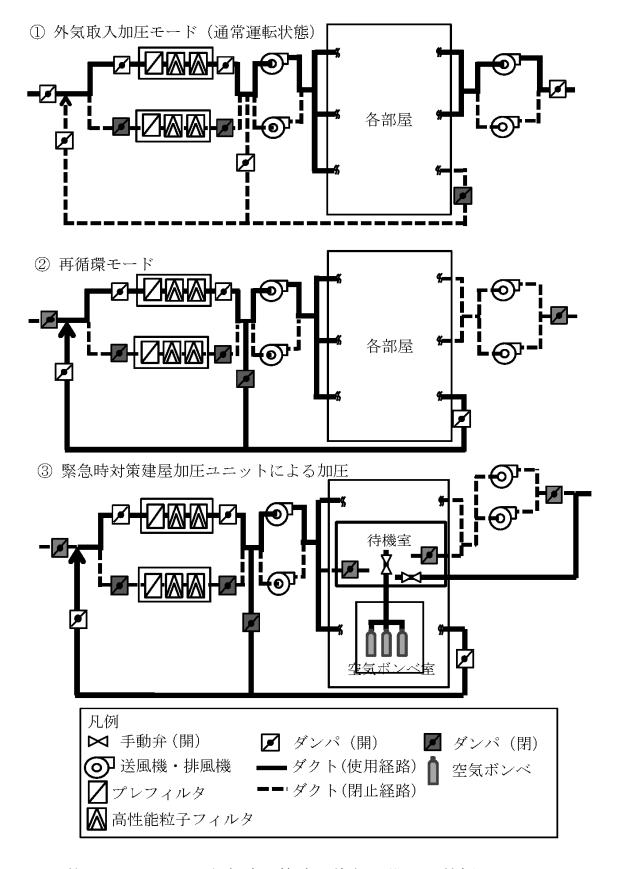
② 分離 。 。

③ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋

④高レベル廃液ガラス固化建屋

補 2-1-21

(5) 換気設備等の運転状態



第 2.1.4-4 図 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図 補 2-1-22

(6) 加圧ユニットの概要

重大事故等の発生に伴い気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至るおそれがある場合は、必要な要員が待機室にとどまり待機室を加圧することで放射性物質の流入を防止し、非常時対策組織の要員の被ばくを低減する。

緊急時対策建屋加圧ユニットは、緊急時対策所に収容する対策要員 最大50人が2日滞在するために必要な容積以上を設置する。

(7) 緊急時対策建屋加圧ユニットの必要容積

a. 正圧維持に必要な空気供給量

リーク量以上の空気を供給すれば待機室の正圧は維持できると して、必要な流量を求める。リーク量は、待機室の室容積及びリー ク率(仮定値)から求める。

- ・待機室の室容積:1<u>,</u>100m³
- リーク率:制御建屋 中央制御室リーク試験結果(約 0.02 回/h)を参考に、余裕を見て 0.05 回/h とする。

正圧維持のために供給すべき必要流量(≧リーク量となる流量):

 $1100 \times 0.05 = 55 \,\mathrm{m}^3 / \mathrm{h}$

b. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量

待機室の許容二酸化炭素濃度は1.5vo1%以下(「労働安全衛生規則」を準拠),空気中の二酸化炭素量は0.03vo1%,滞在人数50人の二酸化炭素吐出量は,軽作業に対する量(0.03m³/h/人(「空気調和・衛生工学便覧 第14版 3空気調和設備編」を引用))とし、許容二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量は

以下のとおりである。

$$Q = \frac{Ga \times P}{(K - Ko)} \times 100 = \frac{0.03 \times 50}{(1.5 - 0.03)} \times 100 = 102.1 \quad \text{m}^{3} / \text{h}$$

c. 空気の必要容積

- (a) 空気の必要容積の算定は、とどまる期間である2日間(48 h)にわたり、上述a.とb.のいずれの条件も満たす上述b.で求めた流量を供給するものとする。
- (b) 2日後の時点で二酸化炭素濃度が1.5vo1%を超えない空気供給量は, b. より102m³/hとする。以上から必要な空気容積は, 下記計算のとおりであり, 余裕分を見込んで4,900m³以上を確保する。

計算式: 102×48=4,896 m³

(8) 換気設備等の操作に係る判断等

換気設備等の操作は,本部長が手順着手の判断基準に基づく指示に より実施する。

重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出<u>を確認した</u>場合又は重大事故等に係る対処状況を踏まえ,放射性物質が放出するおそれがあると判断した場合,窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合,又は火山の影響による降灰により,緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼす場合には,緊急時対策建屋換気設備を再循環モードに切り替える。

再循環モードでの運転状態において,酸素濃度の低下,二酸化炭素 濃度の上昇又は窒素酸化物濃度の上昇並びに対策本部室の差圧の低 下により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は,外気取入加圧モードに切り替え,居住性を確保する。

また、再循環モードでの運転状態において、気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至る<u>おそれがある</u>場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇<u>対</u>策本部室の差圧の低下又は<u>緊急時対策所内の線量当量率</u>の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧により、緊急時対策所への放射性物質の流入を防止し、非常時対策組織の要員の被ばくを低減する。

(9) 緊急時対策所の居住性評価 (二酸化炭素濃度)

外気取入れ遮断時の緊急時対策所内に滞在する非常時対策要員の 作業環境の劣化防止のため, 二酸化炭素濃度について評価を行った。

二酸化炭素濃度

(a) 評価条件

- ・在室人員 360 人 (緊急時対策所に収容する最大の対策要員数)
- ・換気エリア内空気量 59,300 m³
- ・評価結果が保守的になるよう空気流入は無いものとして評価 する。
- ・1人あたりの炭酸ガス吐出量は,事故時の運転操作を想定し中等作業での吐出量^{*1}を適用して,0.046 m³/hとする。
- 許容二酸化炭素濃度 1.5%未満※2
 - ※1 空気調和·衛生工学便覧 第 14 版 3 空気調和設備編
 - ※2 労働安全衛生規則

評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、外気を遮断した状態においても約30時間まで緊急時対策所内に滞在することが可能であることを確認した。

緊急時対策所の居住性評価の詳細については、「第9条外部火災」に記載する。

2.1.5 必要な情報を把握できる設備

重大事故時等に対処するために必要な情報を把握できるようにするため、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置を緊急時対策所内に設置する。

データ収集装置及びデータ表示装置は、設計上定める条件より厳しい条件における内的事象が発生した場合において、計測制御設備及び代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに放射線監視設備の屋外モニタリング設備の排気による関係をニタリング設備の主排気筒の排気筒モニタ及び北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気筒モニタ、放射線監視設備の屋外モニタリング設備の環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタ、環境管理設備の気象観測設備による測定データを収集し、緊急時対策所に表示する。

緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、 代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視 パラメータ並びに監視測定設備の代替排気モニタリング設備の可搬 型排気モニタリング設備の可搬型ガス モニタ、代替環境モニタリン グ設備の可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型 気象観測設備並びに、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型重大 事故等対処設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集 し、緊急時対策所に表示する。

緊急時対策所の情報収集装置及び情報表示装置は,基準地震動による地震力に対し,重大事故等に対処するために必要な機能が損な わ<u>れ</u>ない設計とする。 必要な情報を把握できる設備の概要を第2.1.5-1図に示す。

(1) データ表示装置にて確認できるパラメータ及び測定データ 通常,緊急時対策所に設置するデータ収集装置は,中央制御室から「臨界事故の拡大防止」,「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」,「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」,「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」,「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」,「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」,「重大事故等への対処に必要となる水の供給」及び「監視測定設備」の確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し,データ表示装置にて確認できる設計とする。

データ収集装置に収集される各パラメータ及び測定データは, 10日間分(20秒周期)(放射線管理測定データは1分周期)のデータが保存され,データ表示装置にて過去データが確認できる設計とする。

データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを第2.1.5-1表に示す。

(2) 通信連絡設備にて確認できるパラメータ

重大事故等が発生した場合,重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が,情報把握計装設備及び情報把握監視設備による情報伝送準備ができるまでの間,緊急時対策所の通信連絡設備により,必要な各パラメータの情報を収集する。

(3) 情報表示装置にて確認できるパラメータ及び測定データ

緊急時対策所に設置されている情報収集装置及び情報表示装置は、可搬型重大事故等対処設備である情報把握計装設備及び情報 把握監視設備との接続が完了することで情報表示にて必要な重要 監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを確認できる設計と する。

情報収集装置では、「臨界事故の拡大防止」、「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」、「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」、「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」、「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」、「重大事故等への対処に必要となる水の供給」及び「監視測定設備」の確認に必要なパラメータ及び測定データを収集し、情報表示装置において確認できる設計とする。

情報収集装置に収集される各パラメータ及び測定データは,10日間分(20秒周期)(放射線管理測定データは1分周期)のデータが保存され、情報収集装置にて過去データが確認できる設計とする。

また、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよ う必要なパラメータが表示、把握できる設計とする。

情報表示装置で確認できる重要監視パラメータ及び重要代替監 視パラメータを第2.1.5-2表に示す。

必要な情報を把握できる設備の概要を第2.1.5-1図に示す。

(4) 緊急時対策建屋情報把握設備の構成

重大事故時等に対処するために必要な情報を把握できるように するため、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報 表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置にて構成する。

a) 情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台) 設置場所 緊急時対策建屋 地下1階

b) 情報表示装置 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台) 設置場所 緊急時対策建屋 地下1階

c) データ収集装置(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台) 設置場所 緊急時対策建屋 地下1階

d) データ表示装置(設計基準対象の施設と兼用)

台 数 2台(予備として故障時のバックアップを1台)

設置場所 緊急時対策建屋 地下1階

第2.1.5-1表データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (1/5)

重大事故等	<u>対象パラメータ</u>
臨界事故の拡大 防止	①貯槽の放射線レベル放射線レベル
	②廃ガス貯留槽の圧力 廃ガス貯留槽圧力 ^{※1}
	③廃ガス貯留槽の入口流量 廃ガス貯留槽入口流量 ^{※1}
	④廃ガス貯留槽の放射線レベル 廃ガス貯留槽放射線レベル
	<u>⑤溶解槽の圧力</u> <u>溶解槽圧力</u>
	⑥廃ガス洗浄塔の入口圧力 廃ガス洗浄塔入口圧力 ^{※2}

- ※1「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ
- ※2「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」及び

「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

第2.1.5-1表<u>データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ</u> 及び重要代替監視パラメータ (2/5)

重大事故等	<u>対象パラメータ</u>
冷却機能の喪失	①貯槽等の温度
による蒸発乾固	貯槽等温度**2
<u>の対処</u>	[冷却コイル通水流量]
	[内部ループ通水流量]
	[貯槽等液位]
	②貯槽等の液位
	貯槽等液位**3
	[貯槽等温度]
	[凝縮水回収先セル液位]
	[凝縮水槽液位]
	③凝縮器出口の排気温度
	[貯槽液位]
	[凝縮水回収セル液位]
	_ [凝縮水槽液位]
	④凝縮水回収セル又は凝縮水槽の液位
	- 凝縮水回収セル液位
	[貯槽液位]
	⑤セル導出経路の圧力
	セル導出経路圧力**4

- ※1[]は重要代替監視パラメータを示す
- ※2「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」と兼用するパラメータ
- ※3「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ
- ※4「臨界事故の拡大を防止するための設備」,

「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」及び

「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

第2.1.5-1表データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (3/5)

重大事故等	対象パラメータ
放射線分解によ	①圧縮空気自動供給貯槽の圧力
り発生する水素 による爆発の対	<u>圧縮空気自動供給貯槽圧力</u> [貯槽掃気圧縮空気流量]
<u>処</u>	②圧縮空気自動供給ユニットの圧力
	③機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量]
	<u>④圧縮空気手動供給ユニット接続系統の圧力</u>
	<u>[貯槽掃気圧縮空気流量]</u> ⑤貯槽掃気圧縮空気の流量
	<u>の財情が気圧縮空気が加重</u> 野槽掃気圧縮空気流量
	「水素掃気系統圧縮空気の圧力」
	⑥水素掃気系統圧縮空気の圧力
	水素掃気系統圧縮空気の圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量]
	⑦かくはん系統圧縮空気の圧力
	[貯槽掃気圧縮空気流量]
	<u>⑧セル導出ユニットの流量</u> [貯槽掃気圧縮空気]
	<u> 1811日 東 ス </u>
	[貯槽掃気圧縮空気]
	<u>[貯槽等温度]</u>
	<u>⑩セル導出経路の圧力</u> セル導出経路圧力 ^{※2}
	①貯槽等の温度
	<u></u> <u>貯槽等温度^{※3}</u>

※1[]は重要代替監視パラメータを示す

※2「臨界事故の拡大を防止するための設備」及び

「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ

※3 「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」及び

「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

第2.1.5-1表<u>データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ</u> 及び重要代替監視パラメータ (4/5)

重大事故等	<u>対象パラメータ</u>
有機溶媒等によ	①プルトニウム濃縮缶供給槽の液位
る火災又は爆発	プルトニウム濃縮缶供給槽液位*2
の対処	[供給槽ゲデオン流量]
	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度
	[プルトニウム濃縮缶気相部温度]
	[プルトニウム濃縮缶液相部温度]
	③プルトニウム濃縮缶の圧力
	プルトニウム濃縮缶圧力
	[プルトニウム濃縮缶気相部温度]
	[プルトニウム濃縮缶液相部温度]
	④プルトニウム濃縮缶気相部の温度
	プルトニウム濃縮缶気相部温度
	[プルトニウム濃縮缶圧力]
	[プルトニウム濃縮缶液相部温度]
	⑤プルトニウム濃縮缶液相部の温度
	プルトニウム濃縮缶液相部温度**2
	[プルトニウム濃縮缶圧力]
	[プルトニウム濃縮缶気相部温度]
	⑥廃ガス貯留槽の圧力
	<u>廃ガス貯留槽圧力**3</u>
	⑦廃ガス貯留槽の入口流量
	<u>廃ガス貯留槽入口流量**3</u>
	⑧廃ガス洗浄塔の入口圧
	<u>廃ガス洗浄塔入口圧力**4</u>

- ※1[]は重要代替監視パラメータを示す
- ※2 「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ
- ※3「臨界事故の拡大を防止するための設備」と兼用するパラメータ
- ※4「臨界事故の拡大を防止するための設備」及び

「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ

第2.1.5-1表データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (5/5)

重大事故等	対象パラメータ
使用済燃料貯蔵	①燃料貯蔵プール等の水位
槽の冷却等	燃料貯蔵プール等水位
	②燃料貯蔵プール等の温度
	燃料貯蔵プール等水温
	③空間の線量率
	<u>燃料貯蔵プール等空間線量率*1</u>
工場等外への放	①空間の線量率
射性物質等の放	<u>燃料貯蔵プール等空間線量率**</u>
<u>出の抑制</u>	②建屋内の線量率
	建屋内線量率
重大事故等への	①貯水槽の水位
対処に必要とな	<u> </u>
る水の供給	2333 1833 1833
監視測定設備	排気口における放射性物質の濃度
	周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量
	敷地内における気象観測項目

- ※1「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」と兼用するパラメータ
- ※2「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」と兼用するパラメータ
- ※3「MOX燃料加工施設」と共用する設備

及び重要代替監視パラメータ (1/5)

重大事故等	<u>対象パラメータ</u>
<u>臨界事故の拡大</u> <u>防止</u>	①貯槽の放射線レベル放射線レベル
冷却機能の喪失 による蒸発乾固	① <u>貯槽等の温度</u> <u>貯槽温度^{※2}</u> [冷却コイル通水流量] [内部ループ通水流量]
	②貯槽等の液位 貯槽等液位 ^{*3} [貯槽等温度] [貯槽等注水流量] [凝縮水回収セル液位] [凝縮水槽液位]
	③凝縮器出口の排気温度 <u>凝縮器出口排気温度</u> [<u>凝縮水槽液位]</u> [<u>凝縮水回収セル液位]</u> [<u>凝縮水槽液位]</u>
	<u>④セル導出ユニットフィルタの差圧</u> セル導出ユニットフィルタ差圧**2
	⑤代替セル排気系フィルタの差圧 代替セル排気系フィルタ差圧*2
	⑥凝縮水回収セル又は凝縮水槽の液位凝縮水回収セル液位凝縮水槽液位[貯槽等液位][凝縮器出口排気温度]

※1[]は重要代替監視パラメータを示す

- ※2「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」と兼用するパラメータ
- ※3「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

及び重要代替監視パラメータ (2/5)

重大事故等	<u>対象パラメータ</u>
<u>冷却機能の喪失</u> による蒸発乾固 (つづき)	<u>⑦セル導出経路の圧力</u> セル導出経路圧力 ^{※2}
	<u>⑧導出先セルの圧力</u> <u>導出先セル圧力**3</u>
	⑨排水の線量排水線量
	⑩凝縮器通水の流量 <u>凝縮器通水流量</u>
	①冷却コイル通水の流量冷却コイル通水流量
	迎内部ループ通水の流量内部ループ通水流量
	① 貯槽等注水の流量 貯槽等注水流量
	④建屋給水の流量建屋給水流量

- ※1[]は重要代替監視パラメータを示す
- ※2「臨界事故の拡大を防止するための設備」,

「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」及び

「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

※3 「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」と兼用するパラメータ

及び重要代替監視パラメータ (3/5)

重大事故等	<u>対象パラメータ</u>
放射線分解によ	①圧縮空気自動供給貯槽の圧力
り発生する水素	<u> 圧縮空気自動供給貯槽圧力</u>
による爆発の対	[貯槽掃気圧縮空気流量]
<u>処</u>	②圧縮空気自動供給ユニットの圧力
	圧縮空気自動供給ユニット圧力
	[貯槽掃気圧縮空気流量]
	③機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力
	機器圧縮空気自動供給ユニット圧力
	[貯槽掃気圧縮空気流量]
	④圧縮空気手動供給ユニット接続系統の圧力
	[貯槽掃気圧縮空気流量]
	⑤貯槽掃気圧縮空気の流量
	<u></u> <u> </u>
	[水素掃気系統圧縮空気の圧力]
	[かくはん系統圧縮空気圧力]
	[セル導出ユニット流量]
	⑥水素掃気系統圧縮空気の圧力
	水素掃気系統圧縮空気の圧力
	[貯槽掃気圧縮空気流量]
	<u>⑦かくはん系統圧縮空気の圧力</u>
	かくはん系統圧縮空気圧力
	[貯槽掃気圧縮空気流量]
	<u>⑧セル導出ユニットの流量</u>
	<u>セル導出ユニット流量</u>
	[貯槽掃気圧縮空気]
	⑨貯槽等水素の濃度
	[貯槽掃気圧縮空気]
	[貯槽等温度]
	⑩セル導出ユニットフィルタの差圧
	_ セル導出ユニットフィルタ差圧**2
	①代替セル排気系フィルタの差圧
	<u>代替セル排気系フィルタ差圧*2</u>

※1[]は重要代替監視パラメータを示す

※2 「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ

及び重要代替監視<u>パラメータ (4/5)</u>

放射線分解によ	⑫セル導出経路の圧力
り発生する水素	セル導出経路圧力*1
による爆発の対	③導出先セルの圧力 ^{※2}
<u>処</u>	導出先セル圧力
<u>(つづき)</u>	④貯槽等の温度
	貯槽等温度**3
	[貯槽等水素濃度]
使用済燃料貯蔵	①燃料貯蔵プール等の水位
の冷却等の機能	燃料貯蔵プール等水位
<u>喪失</u>	②燃料貯蔵プール等の温度
	燃料貯蔵プール等水温
	③代替注水設備の流量
	<u>代替注水設備流量</u>
	④スプレイ設備の流量
	スプレイ設備流量
	⑤空間の線量率
	燃料貯蔵プール等空間線量率※4

※1「臨界事故の拡大を防止するための設備」及び

「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ

- ※2 「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ
- ※3「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」及び

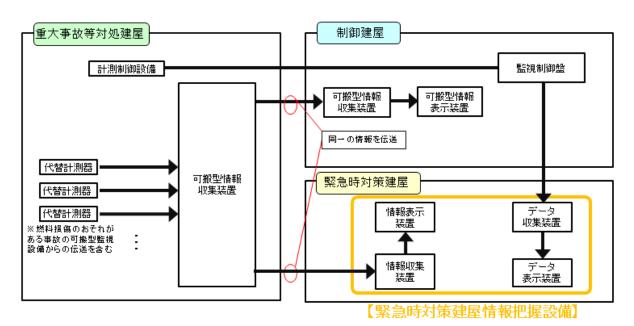
「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

※4「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」と兼用するパラメータ

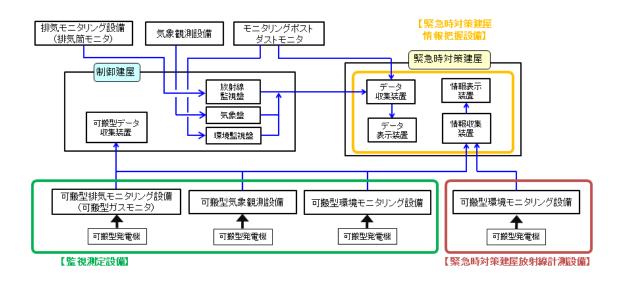
及び重要代替監視パラメータ (5/5)

重大事故等	対象パラメータ_
工場等外への放射性物質等の放射性物質等の放射	①空間の線量率 燃料貯蔵プール等空間線量率 ^{*1}
出の抑制	②建屋内の線量率 建屋内線量率
重大事故等への 対処に必要とな る水の供給	①貯水槽の水位 貯水槽水位 ^{※ 2}
監視測定設備	排気口における放射性物質の濃度
	周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量
	敷地内における気象観測項目

- ※1「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」と兼用するパラメータ
- ※2「MOX燃料加工施設」と共用する設備



パラメータ情報の収集



環境・放射線監視データの収集

第2.1.5-1図 必要な情報を把握できる設備の概要

2.1.6 通信連絡設備

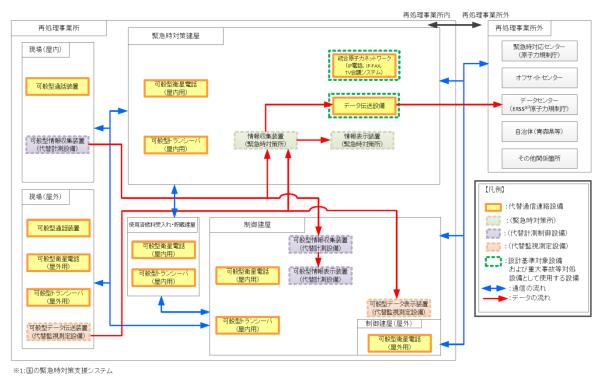
緊急時対策所には、再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるようにするため、通信連絡設備の常設重大事故等対処設備の統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I PーFAX、統合原子力防災ネットワーク T V 会議及びデータ伝送設備並びに可搬型重大事故等対処設備の可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)、可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を設置又は配備する。

また,一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリページング装置及び専用回線電話を配備する。

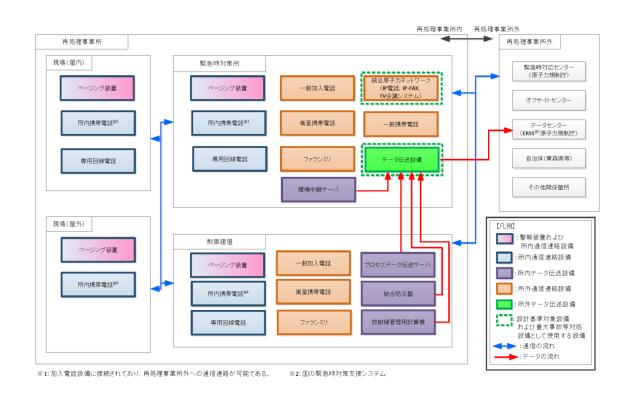
再処理事業所内所外の通信設備の系統概要図を第 2.1.6-1 図に 示す。

概要図を第2.1.6-2図に示す。

通信連絡設備の詳細については,「第 47 条 通信連絡設備」に記載する。



第2.1.6-1図 再処理事業所内所外の通信設備の系統概要図



第2.1.6-2図 通信連絡設備の概要図

補 2-1-43

補足説明資料2-2 (46条)

目 次

- 2-2 緊急時対策所の運用
 - 2.2.1 必要要員の構成及び配置
 - 2.2.2 事象発生後の要員の動き
 - 2.2.3 汚染の持込防止
 - 2.2.4 配備する資機材の数量及び保管場所
 - 2.2.5 MOX燃料加工施設との同時発災した場合の対処

2-2 緊急時対策所の運用

2.2.1 必要要員の構成及び配置

緊急時対策所の対策本部室には、主に原子力防災管理者を本部長とする非常時対策組織の本部員及び支援組織の要員を収容する。

制御室において実施組織の活動を継続することが困難となった場合には、実施組織の要員の一部が緊急時対策所に避難し<u>対</u>策活動を継続する。

緊急時対策所には、本部員、支援組織の要員、実施組織及び全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる設計とする。

夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において,重大事故等が発生した場合でも,速やかに対策が行えるように,再処理事業所内に必要な重大事故等に対処する非常時対策組織の要員を常時確保する。このうち,実施組織の一部の要員173人及び緊急時対策建屋の設備操作を行う支援組織の要員8人については,再処理事業所構内で当直業務を行っている。また,非常時対策組織(初動体制)の本部長代行者(副原子力防災管理者)1人,社内外関係箇所への通報連絡に係る連絡補助を行う連絡責任補助者2人,重大事故等への対処に係る情報の把握及び社内外関係箇所への通報連絡に係る役割を持つ支援組織の要員4人,実施組織の建屋外対応班員2人,実施組織の制御建屋対策班の対策作業員10人は,宿直待機とする。核燃料取扱主任者については、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)に重大事故等が発生した場合においても,保安の監督が行うことができるように,電話待機とする。

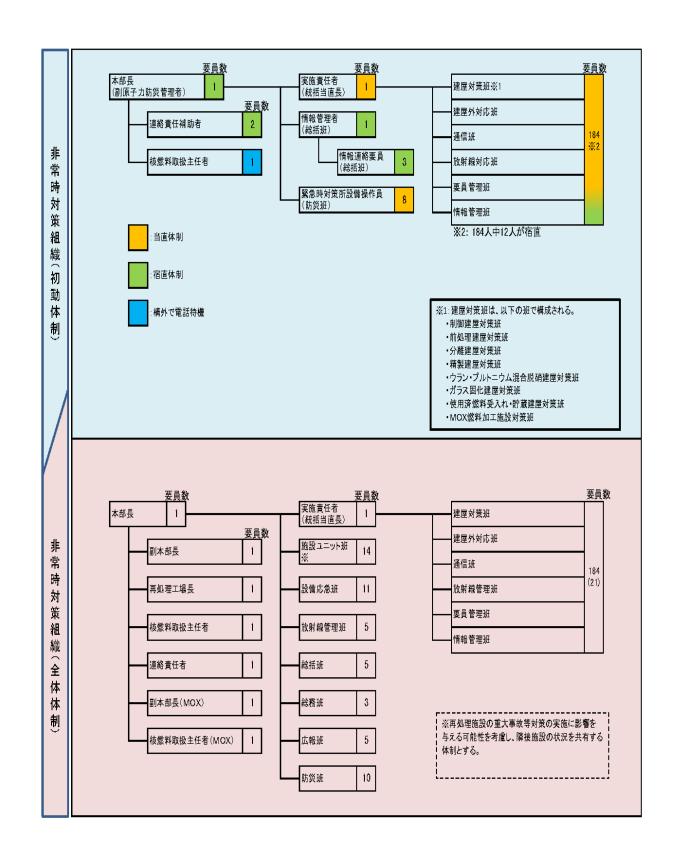
非常時対策組織(全体体制)が構築されるまでの間,宿直待機している本部長代行者(副原子力防災管理者)の指揮の下,本部員(宿直補 2-2-1

当番者及び電話待機者),支援組織の要員(当直員及び宿直待機者)及び実施組織の要員(当直員及び宿直待機者)による初動体制を確保し,迅速な対応を図る。

その後,緊急連絡網等により非常招集連絡を行い,宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員を招集し,要員参集後,非常時対策組織 (全体体制)を立ち上げる。非常時対策組織<u>の初動体制及び全体体制</u>の構成(全体体制)を第2.2.1-1図に示す。

さらに、重大事故等に対する種々の対策に失敗し、気体状の放射性物質が大気中へ大規模な放出に至った場合、施設周辺の放射線線量率が上昇する。そのため、気体状の放射性物質が大気中へ大規模な放出時において、非常時対策組織の要員は、最小限の活動を行う要員のみが緊急時対策所にとどまり、それ以外の要員は不要な被ばくを避けるため、再処理事業所構外へ一時退避する。このうち緊急時対策所にとどまる要員については、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びMOX燃料加工施設の要員24人と工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な要員18人とする。緊急時対策所にとどまる要員を第2.2.1-1表に示す。

重大事故等発生時の各体制における緊急時対策所の収容人数を第 2.2.1-2表に示す。



第2.2.1-1図 非常時対策組織の初動体制及び全体体制の構成

第2.2.1-1表 緊急時対策所内にとどまる非常時対策組織の要員

名称	主な役割	人数	交代 要員			
重大事故等に対処する	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員					
本部長	非常時対策組織の統括,指揮	1人	1人			
核燃料取扱主任者 (再処理)	本部長補佐本部長への意見具申及び対策活動への助言	1人	1 人			
連絡責任者	社内外関係機関への通報連絡	1人	1人			
施設ユニット班長 設備応急班長 放射線管理班長 総括班長 防災班長	応急復旧対策の検討に必要な情報の収集 応急復旧対策の検討 再処理施設内外の放射線・放射能の状況把握 発生事象に関する情報集約に係る統括 緊急時対策所の設備操作	5人	5人			
総括班員	発生事象に関する情報集約	1人	1人			
MOX燃料加工施設の	要員					
副本部長	本部長補佐	1人	1人			
核燃料取扱主任者 (MOX)	本部長補佐本部長への意見具申及び対策活動への助言	1人	1 人			
施設ユニット班員 (MOX施設担当)	応急復旧対策の検討に必要な情報の収集	1人	1 人			
工場等外への放射性物	質及び放射線の放出を抑制するために必要な要員					
実施責任者	対策活動の指揮	1人				
建屋外対応班長	工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑	1人				
建屋外対応班員	制の実施	16 人				
合計		30 人	12 人			
		42	人			

第 2. 2. 1-2 表 重大事故等発生時の各体制における緊急時対策所の収容 人数

				活動場			
体制	要員数		緊急時対策所		現場他 (中央制御室含 む)		合計
	実施組織要員 (当直)	173 人	0人		173 人	191 人	200 人
	実施組織要員 (宿直)	12 人	2人		10 人		
事象発生	本部員・支援組織要員 (宿直)	7人	7人	9 人	0人		
	本部員・支援組織要員 (参集要員)	_	_		_		
	支援組織要員 (委託員)	8人	0人		8人		
	実施組織要員 (当直、宿直)	185 人	0人	14 人	185 人	- 186 人	200 人
如動 休期	本部員・支援組織要員 (宿直)	7人	6人		1人		
初動体制	本部員・支援組織要員 (参集要員)	_	_		_		
	支援組織要員 (委託員)	8人	8人		0人		
全体体制	実施組織要員	185 人	0人	14~54 人	185 人	191~ 231 人	245 人
(要員招集)	本部員・支援組織要員	60 人	14~54 人		6~46 人		
気体状の放射 性物質が大気	実施組織要員	18 人	18 人		0人		
中へ大規模な 放出前及び放 出時(一時退避 時)	本部員・支援組織要員	24 人	24 人	42 人	0人	0人	42 人
気体状の放射 性物質が大気	実施組織要員	18 人	0人		18 人		
中へ大規模な 放出後 (活動再開)	本部員・支援組織要員	24 人	24 人	24 人	0人	18 人	42 人

2.2.2 事象発生後の要員の動き

(1) 非常時対策組織の要員招集

平日の勤務時間帯に重大事故等が発生した場合,実施責任者(統括 当直長)は,再処理施設内の非常時対策組織の要員をページング装置 にて招集する。

また,夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)に重大事故等が発生 した場合であって一般通信連絡網が機能している場合は,実施責任 者(統括当直長)は,緊急連絡網等により非常招集連絡を行い,宿直 待機者以外の本部員及び支援組織の要員を招集する。

地震により通信障害が発生し、緊急連絡網等による招集連絡ができない場合においても、 再処理施設周辺地域 (六ヶ所村) で震度 6 弱以上の地震の発生により、参集拠点に自動参集する体制とする。

再処理事業所構外からの非常時対策組織の要員の招集に関する概要は以下のとおりである。

重大事故等が発生した場合,実施責任者(統括当直長)は,緊急連絡網等により非常招集連絡を行い,宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員は,再処理事業所構外の参集拠点へ参集する。

再処理事業所構外の参集拠点へ参集した宿直待機者以外の本部員 及び支援組織の要員は,非常時対策組織と招集に係る以下の確認,調 整を行い,再処理事業所に集団で移動する。

- ・再処理事業所の状況(設備の被害状況等)
- ・参集した要員の確認 (人数, 班編成)
- 参集ルート、参集手段の確認
- ・津波、地震等の災害情報

夜間及び休日における要員の招集について第 2.2.2-1 表に示す。 補 2-2-6

要 員 招 集 \mathcal{O} 連 絡 員 招 集 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 進 備 員 招

集

 \mathcal{O}

実施

○重大事故等が発生した場合,ページング装置,緊急連絡網等により招集の連絡を行う。

【非常時対策組織の要員(初動) (再処理事業所構内に常駐)】 <事象発生,招集連絡>

> 実施責任者(統括当直長)→当直員,宿直待機者 (ページング装置)

【宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員等(寮等から参集)】 <招集連絡>

実施責任者(統括当直長)→宿直待機者以外の本部員及び(緊急連絡網等) 支援組織の要員,それ以外の社員

再処理施設周辺地域(六ヶ所村)で震度6弱以上の地震の発生により、参集拠点に自動参集する

○参集する非常時対策組織の要員等の参集拠点の指定 非常時対策組織の要員:再処理事業所構外の社員寮等 それ以外の社員:再処理事業所構外の社員寮等

- ○参集拠点における確認事項
 - ・再処理事業所の状況(設備の被害状況等)
 - ・参集した要員の確認(人数, 班編成)
 - ・参集ルート、参集手段の確認
 - ・津波, 地震等の災害情報

○要員招集の開始

- ・再処理事業所構内に常駐する非常時対策組織の要員(初動)は、 中央制御室又は緊急時対策所に参集する。
- ・参集拠点に参集した宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員については,人数がある程度そろった段階で,集団で再処理事業所に移動する。
- ・参集拠点に参集した宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員以外の社員については、非常時対策組織からの派遣要請に従い、集団で再処理事業所に移動す<u>る。</u>
- ○緊急時対策所への参集
- ・再処理事業所に到着した要員は、緊急時対策所に参集し、本部長 の指揮の下に活動を開始する。

(2) 非常時対策組織の要員の所在と敷地近隣外からの参集ルート

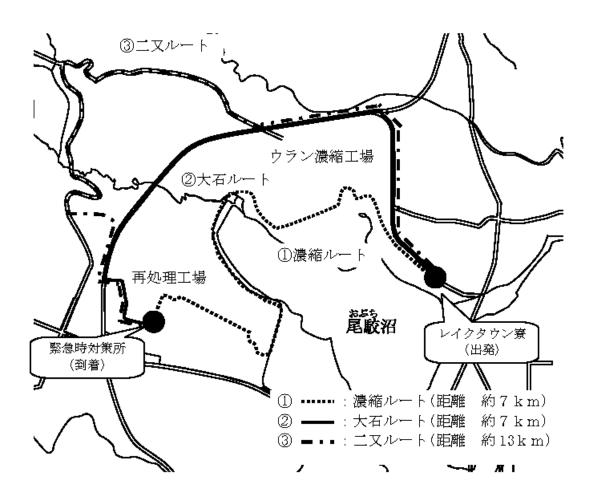
非常時対策組織の初動対応に係る要員は、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)にも速やかに対処できるよう、当直、宿直待機体制を構築する。

宿直待機者以外の支援組織の要員は、社員寮及び社宅が密集する六 ケ所村 尾駮地区から参集できる体制を構築する。

六ヶ所村 尾駮地区から再処理事業所までのアクセスルートは3つのルートがあるが、最も長距離となるルートでも3.5時間程度で徒歩にて参集できる。

その他周辺市町村からの出社については、参集拠点に参集後、利用 可能な交通手段をもって近隣まで移動し、必要に応じて徒歩にて再処 理事業所まで移動する。

六ヶ所村 尾駮地区から再処理事業所までのアクセスルート図を第 2.2.2-1 図に示す。



第2.2.2-1図 再処理事業所までのアクセスルート図

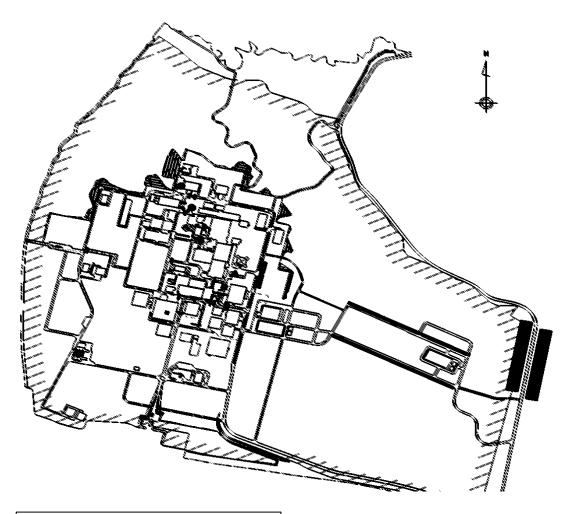
(3) 緊急時対策建屋へのアクセスルート

再処理事業所内における緊急時対策建屋までの経路においては, 連絡通路の倒壊及び不等沈下による段差の発生が想定される。

このような事態が発生した場合においては, 迂回ルートを選択することにより, 事務所から緊急時対策建屋まで移動することが可能である。また, 徒歩での移動が主となるため, 瓦礫及び段差を徒歩で乗り越えることも可能である。

なお、主要な非常時対策組織の要員の執務室がある再処理事務所から緊急時対策建屋までの経路において、危険物及び薬品に係るハザードはない。

緊急時対策建屋までの再処理事業所内のアクセスルート図を第 2.2.2-2図に示す。図示したルート以外にも安全を確認できれば他 のルートでも通行できる。



凡例

:燃料貯蔵所

▲ : 試薬建屋 — : 連絡通路

: 段差予想箇所(一般共同溝)

・・・・・ 緊急時対策所へのルート

第2.2.2-2図 緊急時対策建屋までの再処理事業所内のアクセスルート図

(4) 緊急時対策所の立ち上げ

緊急時対策所は、通常時の外部電源を第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線及び6.9kV運転予備用主母線から受電する設計とし、外部からの電源が喪失した場合でも、緊急時対策建屋に設置している緊急時対策建屋用発電機により、速やかに緊急時対策所の機能を維持するための設備に給電が可能な設計となっている。また、緊急時対策建屋用発電機より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動で起動するため、電源設備及び換気設備の立ち上げ等の作業は伴わない。

<u>このため</u>,非常時対策組織の要員参集後は,速やかに緊急時対策 所を立ち上げることができる。

(5) 再処理施設からの一時退避

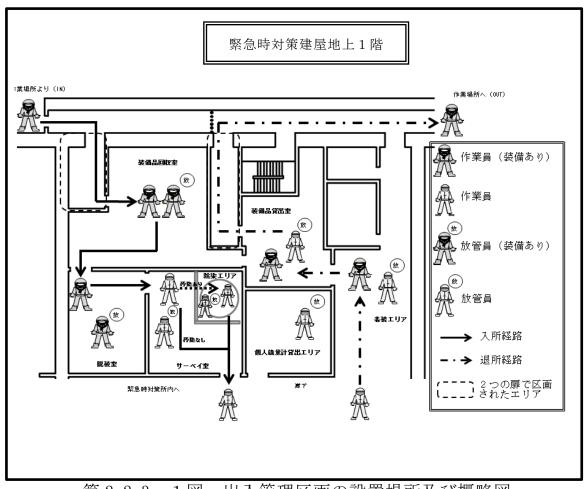
気体状の放射性物質 <u>の大気中への</u> 大規模な放出に至ると判断した場合は, 緊急時対策建屋換気設備を再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧によって緊急時対策所の居住性 <u>を確保する。この場合, 緊急時対策所には</u>実施組織及び支援組織の要員(非常時対策組織の要員)約50人がとどまる。

本部長は、気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至る おそれがあると判断した場合は、不要な被ばくを避けるため、緊急 時対策所内にとどまる必要のない要員を再処理事業所の外へ一時退 避を指示する。

2.2.3 汚染の持込防止

緊急時対策 建屋 には,建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において,現場作業に従事した要員による緊急時対策所 への汚染の持ち込みを防止するため,作業服の着替え,防護具の着装及び脱装,身体汚染検査並びに除染作業ができる区画(以下「出入管理区画」という。)を設ける。

出入管理区画の設置場所及び概略図を第2.2.3-1図に示す。



第2.2.3-1図 出入管理区画の設置場所及び概略図

2.2.4 配備する資機材の数量及び保管場所

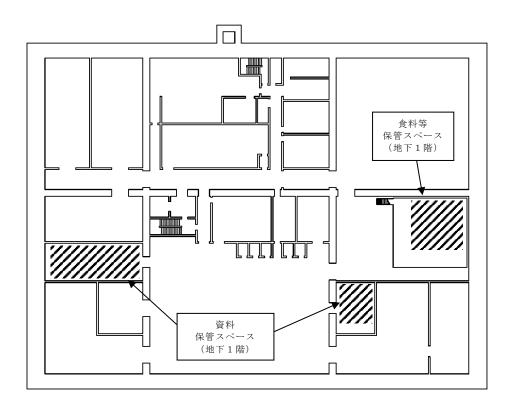
緊急時対策建屋には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、資機材等を配備する。配備する資機材等を第2.2.4-1 図に示す。

第2.2.4-1表 配備する資機材等

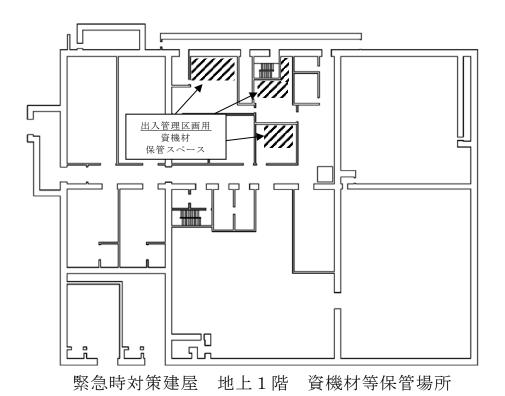
区分	品名	数量	単 位	備考
	汚染防護衣(放射性物質)	1680	着	
	汚染防護衣 (化学物質)	1680	着	
	シューズカバー	1680	足	(支援組織の要員100人×2
	靴下	1680	足	回×7日間)+((支援組織の
	帽子	1680	個	要員100人×2回×7日
	綿手袋	1680	双	間)×0.2(予備補正係数))
	ゴム手袋	1680	双	
	防毒フィルタ	1680	セット	
	全面マスク	120	個	100人+100×0.2(予備補正
放射線	ケミカル長靴	120	足	[100八+100×0.2(予備補止
管理用	ケミカル手袋	120	双	「
資機材	個人線量計	150	台	100人×1.5
	α ・ β 線用 サーベイメータ	10	台	3台(身体サーベイエリア 用)+2台(除染エリア用)+ 5台(予備)
	サーベイメータ(線量)	10	台	3台(身体サーベイエリア 用)+2台(除染エリア用)+ 5台(予備)
	コードレスダストサンプラ	3	台	1 台+2 台(予備)
	緊急時対策所エリアモニタ	3	台	1 台+2 台(予備)
	身体除染キット	1	式	
	事業指定申請書	1	式	
	設工認図書	1	式	
資料	系統説明図	1	式	
	機器配置図	1	式	
	展開接続図	1	式	
	単線結線図	1	式	
	運転手順書	1	式	
食料等	食料	7, 560	食	360人×3食×7日
及附守	飲料水	5, 040	L	360人×2 L×7 日

^{※1 3}日目以降は除染で対応する。

⁽注)今後、訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。



緊急時対策建屋 地下1階 資機材等保管場所



第 2. 2. 4-1 図 配備する主な資機材等の保管場所 補 2-2-15

2.2.5 MOX燃料加工施設との同時発災した場合の対処

再処理事業所において万一重大事故等が発生した場合には、再処理施設、MOX燃料加工施設は同一の事業所内にあり、施設としても工程が連続していることから、MOX燃料加工施設も再処理施設の1つの建屋と同様にとらえ、原子力事業者防災業務計画を一本化することで、指揮命令系統を明確にする。

また,2つの施設の対策活動において優先順位を的確に判断できるよう,再処理施設とMOX燃料加工施設の非常時対策組織を一本化して,再処理事業所として1つの組織として運用する。

非常時対策組織の本部長(原子力防災管理者)は再処理事業部長とし、非常時対策組織の統括管理を行うとともに、副本部長に燃料製造事業部長を置く。

実施組織は,統括当直長を実施責任者として,再処理施設及びMOX 燃料加工施設に係る対策活動の指揮をとる。

緊急時対策所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の対策活動に係る要員を収容できる。

補足説明資料2-3 (46条)

目 次

- 2-3 耐震設計方針
 - 2.3.1 耐震設計方針

2.3.1 耐震設計方針

緊急時対策所に必要な機能として,第2.3.1-1表に示す設備がある。

基準地震動による地震力に対して機能を維持するように,以下の 措置を講じる。

第2.3.1-1表 緊急時対策所に必要な機能及び主な設備

必要な機能	主な設備
電源設備	緊急時対策建屋用発電機 緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線 緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線 燃料油移送ポンプ 燃料油配管・弁 重油貯槽
居住性の確保	緊急時対策建屋送風機 緊急時対策建屋排風機 緊急時対策建屋フィルタユニット 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ 緊急時対策建屋加圧ユニット 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 対策本部室差圧計 待機室差圧計 監視制御盤
重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	情報収集装置 情報表示装置
居住性の確保,放射線量の測定	可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計 可搬型エリアモニタ 可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型ダストモニタ 可搬型データ伝送装置 可搬型発電機
遮蔽	緊急時対策建屋 <u>の遮蔽設備</u>

(1) 緊急時対策建屋に設置する電源設備等の耐震評価

電源設備等について以下のとおり耐震評価を行い,機能が喪失しないことを確認する。

第2.3.1-2表 電源設備等に係る耐震評価

設備	機器	評価内容
	緊急時対策建屋用発電機	耐震計算
	緊急時対策建屋高圧系統6.9 k V 緊急時 対策建屋用母線	耐震計算
電源設備	緊急時対策建屋低圧系統 <u>460 V 緊急時対</u> 策建屋用母線	耐震計算
	燃料油移送ポンプ	耐震計算
	<u>燃料油配管・弁</u>	耐震計算
	重油貯 <u>槽</u>	耐震計算

(2) 緊急時対策建屋に設置する換気設備等の耐震評価

換気設備等について以下のとおり耐震評価を行い、機能が喪失しないことを確認する。

第2.3.1-3表 換気設備等に係る耐震評価

設備	機器	評価内容
	緊急時対策建屋送風機	耐震計算
	緊急時対策建屋排風機	耐震計算
	緊急時対策建屋フィルタユニット	耐震計算
	緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ	耐震計算
換気設備	緊急時対策建屋加圧ユニット	耐震計算
	緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁	耐震計算
	対策本部室差圧計	耐震計算
	待機室差圧計	耐震計算
	監視制御盤	耐震計算

(3) 情報把握設備の耐震評価

情報把握設備について以下のとおり耐震評価を行い、機能が喪失しないことを確認する。

第2.3.1-4表 情報把握設備に係る耐震評価

設備	機器	評価内容
情報把握設備	情報収集装置	耐震計算
	情報表示装置	耐震計算

(4) 居住性の確保,放射線量を測定する設備の耐震評価

可搬型酸素濃度計,可搬型二酸化炭素濃度計,可搬型窒素酸化物濃度計,可搬型エリアモニタ,可搬型ダストサンプラ,アルファ・ベータ線用サーベイメータ,可搬型線量率計,可搬型ダストモニタ,可搬型データ伝送装置,可搬型発電機については,基準地震動による地震力に対して機能を維持するように,以下の措置を講じる。

第2.3.1-5表 居住性の確保,放射線量を測定する設備に係る耐震評価

<u>設備</u>	機器	耐震措置
環境測定設備	可搬型酸素濃度計	 ・地震時に飛散しないようにするため、保管容器に収納したうえで転倒防止対策を講じた保管棚又は床に固縛する。 ・加振試験等により基準地震動による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する。
	可搬型二酸化炭素濃度計	
	可搬型窒素酸化物濃度計	
放射線計測設備	可搬型エリアモニタ	
	可搬型ダストサンプラ	
	アルファ・ベータ線用 サーベイメータ	
	可搬型線量率計	
	可搬型ダストモニタ	
	可搬型データ伝送装置	
	可搬型発電機	

(5) 遮蔽の耐震評価

緊急時対策建屋<u>の遮蔽設備</u>については、基準地震動による地震力に 対して機能を維持するように、以下の措置を講じる。

第2.3.1-6表 遮蔽機能の耐震評価

機能	設備	耐震評価
遮蔽	緊急時対策建屋 <u>の遮蔽設備</u>	・基準地震動による地震力に対して 建物・構築物に適用される地震力 及び許容限界を適用する。

補足説明資料2-4 (46条)

2-4 SA設備基準適合性 一覧表

					(1) 緊急時対策建屋の遮蔽設備	(2) 緊急時対策建屋換気設備
					緊急時対策建屋の遮蔽設備	緊急時対策建屋送風機
			46 \$	条:緊急時対策所	_	-
					1式	台 数 4台 (予備として故障時 のバックアップを2台)
					_	容 量 約63,500m³/h/台
		第1号		「搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	1式	4台
			容量		-	約 63,500m³/h/台
			環	温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	平常運転時と同等
			境条件	自然現象等	-	屋内のため該当しない
	第1項	第2号	環境条件における健全性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水防護対応
	英		44.	操作環境	操作不要	屋内
	発通)	第3号	操作性	操作内容	_	監視制御盤の操作スイッチにより操作が 可能な設計とし、系統構成に必要なダン パ等は、設置場所での手動操作が可能
	•	第4号	試験・検	· 注查	外観点検	46条 補足説明資料2-5 参照
		第5号	切り替え	性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	_	重大事故対処専用であり悪影響を及ぼさ ない
		第6号	悪影響防	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能な ことにより,他の設備に悪影響を及ぼさ ない	他の設備から独立して単独で使用可能な ことにより、他の設備に悪影響を及ぼさ ない
foto			止	その他(飛散物)	該当なし	飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼ さない
第33条		第7号	設置場所	f (放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
条		第2項(常設	共通要因故障防	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・共通要因によって、中央制御室並びに 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 の制御室と同時にその機能が損なわれ ないよう中央制御室並び使用済燃料の 受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から の離隔距離を確保した場所に設置する	・共通要因によって,中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と同時にその機能が損なわれないよう中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する
			止	降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	換気モードを再循環モードとすることで 緊急時対策建屋換気設備の機能を損なわ ない
		第1号	常設との	接続性		
		第2号		夏数の接続口の確保 2施設の外から水等を供給するもの)		
		第3号	設置場所	「(放射線影響の防止)		
	第 3	第4号	保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管		
	項	NA IL O	場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮		
	(可搬型)	第5号	アクセス	ルルート		
)	第6号	共通要因故障防:	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。		
			止	降下火砕物による降灰濃度		

					T	
					(2) 緊急時対策建屋換気設備	(2) 緊急時対策建屋換気設備
					緊急時対策建屋排風機	緊急時対策建屋フィルタユニット
			46 \$	条:緊急時対策所	_	種 類 高性能粒子フィルタ 2 段 内蔵形 粒子除去効率 99.9%以上 (0.15 μ m D Ο P 粒子)
					台 数 4台(予備として故障時 のバックアップを2台)	基 数 6基(予備として故障時 のバックアップを1基)
					容 量 約63,500m ³ /h/台	容 量 約25,400m³/h/基
		第1号		「搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	4台	6台
			容量		約63,500m³/h/台	約 25, 400 m ³ / h /基
			環	温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	平常運転時と同等
			環境条件におけ	自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
		第2号	作にお	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※		
	第 1	7N = V	ける健全性	2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水防護対応	溢水防護対応
	項 (#	第3号		操作環境	屋内	屋内
	(共通)		操作性	操作内容	監視制御盤の操作スイッチにより操作が 可能な設計とし、系統構成に必要なダン パ等は、設置場所での手動操作が可能	系統構成に必要なダンパ等は,設置場所 での手動操作が可能
		第4号	試験・検	往在	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照
		第5号	切り替え	上性 (本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり悪影響を及ぼさ ない	重大事故対処専用であり悪影響を及ぼさ ない
		第6号	悪影響	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない	他の設備から独立して単独で使用可能な ことにより,他の設備に悪影響を及ぼさ ない
第3			防 止	その他(飛散物)	飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼ さない	該当なし
第 3 3 条		第7号	設置場所	行 (放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
	第2項(常設)		共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・共通要因によって、中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と同時にその機能が損なわれないよう中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する 換気モードを再循環モードとすることで	・共通要因によって、中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と同時にその機能が損なわれないよう中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する 換気モードを再循環モードとすることで
				降下火砕物による降灰濃度	緊急時対策建屋換気設備の機能を損なわない	緊急時対策建屋換気設備の機能を損なわない
		第1号	常設との			
		第2号		夏数の接続口の確保 関施設の外から水等を供給するもの)		
		第3号	設置場所	「(放射線影響の防止)		
	第	第4号	保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管		
	第3項(可搬型)	377 T	場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮		
		第5号	アクセス			
	坐)	第6号	共通要因故障防:	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。		
			止	降下火砕物による降灰濃度		
	•		1	1		

					T	-
					(2) 緊急時対策建屋換気設備	(2) 緊急時対策建屋換気設備
					緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ	緊急時対策建屋加圧ユニット
			46 \$	条:緊急時対策所	_	
					1式	-
					-	容 量 4,900m³以上
		第1号		J搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	1式	-
			容量		-	4,900 m 3以上
			環境	温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	平常運転時と同等
			条件	自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
		第2号	における	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※ 2		
	第 1 項		環境条件における健全性	※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水防護対応	溢水防護対応
	頃 (共通)			操作環境	屋内	屋内
	通)	第3号	操作性	操作内容	系統構成に必要なダンパ等は,設置場所 での手動操作が可能	系統構成に必要な弁等は,設置場所での 手動操作が可能
	•	第4号	試験・検	產	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照
		第5号	切り替え	上性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり悪影響を及ぼさ ない	重大事故対処専用であり悪影響を及ぼさ ない
		第6号	悪影響防	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない
第 3 3			止	その他(飛散物)	該当なし	該当なし
3 条		第7号	設置場所	「(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
		第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・共通要因によって、中央制御室並び使 用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室と同時にその機能が損なわれな いよう中央制御室並び使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの 離隔距離を確保した場所に設置する 換気モードを再循環モードとすることで	・共通要因によって、中央制御室並び使 用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室と同時にその機能が損なわれな いよう中央制御室並び使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの 離隔距離を確保した場所に設置する
	1			降下火砕物による降灰濃度	緊急時対策建屋換気設備の機能を損なわない	影響を受けない
		第1号	常設との			
		第2号		夏数の接続口の確保 距離設の外から水等を供給するもの)		
		第3号	設置場所	「(放射線影響の防止)		
	第	第4号	保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管		
	3 項	Nizi	場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮		
	(可搬刑	第5号	アクセス	()L- -		
	型)	第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。		
L			止	降下火砕物による降灰濃度		
			•	•		

第 6 号 切り音え性 (本来の用達以外の用達で使用する場合) ない ない					M	是么(П队)	
(金金: 熟色時対案所						(2) 緊急時対策建屋換気設備	(2) 緊急時対策建屋換気設備
1大						緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁	対策本部室差圧計
1 日本				46 \$	条:緊急時対策所	_	_
### 第15						1式	基数 1基
第1号 第1号 第1号 25 日本						-	-
第1日 (公司) (金田) (公司)			第1号	() は可		1式	1基
開発				容量		_	_
第33条 第35		-		環	温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	平常運転時と同等
第33条 第35				境条件	自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
第3 号 住住 操作内容 系統構成に必要な弁等は、設置場所での 操作不要 第4 号 対験・検査 46 条 補足説明資料2 - 5 参照 47 本 故 対 が 専用であり悪影響を及ぼったい 27 次以		1	第2号	-における健全性	2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損	溢水防護対応	溢水防護対応
第4 号 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学		±	第3号	操	操作環境	屋内	_
第3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		(則		作性	操作内容		操作不要
第 3 7 切り音文性 (本来の用達以外の用達で使用する場合) ない ない			第4号	試験・検	查	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照
第 6 号			第5号	切り替え	性 (本来の用途以外の用途で使用する場合)		重大事故対処専用であり悪影響を及ぼさ ない
第3 3 3 条 第4 号 保管 場所 (放射線影響の防止)			第6号	防	系統設計	ことにより、他の設備に悪影響を及ぼさ	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	⋍			Ш	その他(飛散物)	該当なし	該当なし
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	3 3		第7号	設置場所	「(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
# 第1号 常設との接続性	余			因 故 障 防	火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室と同時にその機能が損なわれな いよう中央制御室並び使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの	
第2号 異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの) 第3号 設置場所(放射線影響の防止) 第4号 第4号 保管 場所 常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管 を 場所 対意による大型航空機の衝突に対する考慮 第5号 アクセスルート 地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) 通 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏					降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない
第3号 (再処理施設の外から水等を供給するもの) 第3号 設置場所 (放射線影響の防止) 第 3 項 常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管場所 故意による大型航空機の衝突に対する考慮 第5号 アクセスルート 地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) 通			第1号				
第 3 項 常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管 樹所 放意による大型航空機の衝突に対する考慮 第 5 号 アクセスルート 地震 (地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) 通 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏			第2号				
第 第 4 号			第3号	設置場所	「(放射線影響の防止)		
項		第	第4号		常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管		
機型 第5号 アクセスルート 型 地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び		項		場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮		
地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) 通 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏		搬	第5号	アクセス	۶/ <i>۱</i> /- ۱-		
防止			第6号	通要因故障防	火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。		
降下火砕物による降灰濃度				11.2	降下火砕物による降灰濃度		

i						
					(2) 緊急時対策建屋換気設備	(3) 緊急時対策建屋情報把握設備
					待機室差圧計	情報収集装置
			46 \$	条:緊急時対策所	-	-
					基 数 1基	台 数 2台 (予備として故障時 のバックアップを1台)
					-	-
	_	第1号		「搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	1基	2台
			容量		_	_
			環	温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	平常運転時と同等
			境条件	自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	第1項	第2号	環境条件における健全性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水防護対応	溢水防護対応
	頃 (共通)	Mr o 🗆	操作性	操作環境	-	屋内
		第3号		操作内容	操作不要	起動確認
		第4号	試験・検	查	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照
		第5号	切り替え	性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり悪影響を及ぼさ ない	重大事故対処専用であり悪影響を及ぼさ ない
		第6号	悪影響防止	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能な ことにより、他の設備に悪影響を及ぼさ ない	平常運転時は接続先の系統と分離された 系統構成とし、重大事故時、接続により 重大事故対処設備としての系統構成とす ることで、他の設備に悪影響を及ぼさない
tete			11.	その他(飛散物)	該当なし	該当なし
第 3 3 2		第7号	設置場所	「(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
条		第2項(常設)		地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・共通要因によって,中央制御室並び使 用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室と同時にその機能が損なわれな いよう中央制御室並び使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの 離隔距離を確保した場所に設置する	・共通要因によって、中央制御室並び使 用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室と同時にその機能が損なわれな いよう中央制御室並び使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの 離隔距離を確保した場所に設置する
				降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない
		第1号	常設との			
		第2号		製の接続口の確保 関施設の外から水等を供給するもの)		
		第3号	設置場所	「(放射線影響の防止)		
	第 3	第4号	保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管		
	3項(可搬型)		場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮		
		第5号	アクセス	:ルート		
		第6号	共通要因故障防-	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。		
1			止	降下火砕物による降灰濃度		

					(3) 緊急時対策建屋情報把握設備	(3) 緊急時対策建屋情報把握設備	
					情報表示装置	データ収集装置	
			46	· 条:緊急時対策所	_	-	
					台 数 2台(予備として故障時 のバックアップを1台)	台 数 2台(予備として故障時 のバックアップを1台)	
					_	-	
		第1号		J搬型重大事故等対処設備の故障時パックアップ 余外時パックアップの個数は除く。	2台	2台	
			容量		_	-	
			環	温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	平常運転時と同等	
			境条件	自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	
	第 1	第2号	環境条件における健全性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水防護対応	溢水防護対応	
	項	ble H	操	操作環境	屋内	屋内	
	(共通)	第3号	操 作 性	操作内容	起動及び停止操作	起動確認	
		第4号	試験・梅	全	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照	
		第5号	切り替え	上性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり悪影響を及ぼさない	重大事故対処専用であり悪影響を及ぼさない	
		第6号	第6号	悪影響防止	系統設計	平常運転時は接続先の系統と分離された 系統構成とし、重大事故時、接続により 重大事故対処設備としての系統構成とす ることで、他の設備に悪影響を及ぼさな い	平常運転時の系統構成を変えることなく 重大事故等対処施設としての系統構成が できる設計としており、悪影響を及ぼさ ない
第3				その他(飛散物)	該当なし	該当なし	
第33条		第7号	設置場所	「(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等	
		第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・共通要因によって、中央制御室並び使 用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室と同時にその機能が損なわれな いよう中央制御室並び使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの 離隔距離を確保した場所に設置する	・共通要因によって、中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と同時にその機能が損なわれない。中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する	
				降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	
		第1号	常設との	接続性			
		第2号		夏数の接続口の確保 距離設の外から水等を供給するもの)			
		第3号	設置場所	「(放射線影響の防止)			
	第	笙 4 早	保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管			
	3 項	第4号	場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮			
	(可搬型)	第5号	アクセス	\/\- \			
	()		共通	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え			
		第6号	要因故障防止	い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。			

					(3) 緊急時対策建屋情報把握設備	(4) 緊急時対策建屋電源設備
					データ表示装置	緊急時対策建屋用発電機
			46	: 条: 緊急時対策所	- 台 数 2台(予備として故障時	- 台 数 2台(予備として故障時
					日 数 2日(丁畑として放陣時のバックアップを1台)	G 数 2日(丁畑として放陣時のバックアップを1台)
			T		_	_
		第1号		「搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	2台	2台
			容量		_	約 1,700 k V A/台
			環	温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	重大事故環境に対応
			環境条件	自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	第 1 5	第2号	における健全性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水防護対応	溢水防護対応
	項(共		操	操作環境	屋内	屋内
	通	第3号	作性	操作内容	起動及び停止操作	起動及び停止操作
	-	第4号	試験・梅	查	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照
	•	第5号	切り替え	上性 (本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
		第6号	悪影響防	系統設計	平常運転時の系統構成を変えることなく 重大事故等対処施設としての系統構成が できる設計としており、悪影響を及ぼさ ない	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない
			止	その他(飛散物)	該当なし	飛散物となって他の設備に影響を及ぼさ ない
第	-	第7号	設置場所	「(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
第33条		第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条(火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・共通要因によって,中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と同時にその機能が損なわれないよう中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する	・共通要因によって、中央制御室並び使 用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室と同時にその機能が損なわれな いよう中央制御室並び使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの 離隔距離を確保した場所に設置する
				降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	給気口に降下火砕物用フィルタを設置す ることで使用又は必要に応じて除灰
		第1号	常設との)接続性		2 1000
	•	第2号		夏数の接続口の確保 単施設の外から水等を供給するもの)		
		第3号	設置場所	「(放射線影響の防止)		
			保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管		
	第 3 項	第4号	場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮		
	項(可	第5号	アクセス	1/ <i>L</i> — -		
	搬型)	第6号	共通要因故障防	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。		
			止			

					(4) 緊急時対策建屋電源設備	(4) 緊急時対策建屋電源設備
					緊急時対策建屋高圧系統 6.9 k V 緊急時 対策建屋用母線	緊急時対策建屋低圧系統 460 V 緊急時対 策建屋用母線
			46	条:緊急時対策所	_	_
					数 量 2系統	数 量 4系統
					_	_
		第1号		「搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	2系統	4系統
			容量		_	_
			環	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			境条件	自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	4	第2号	環境条件における健全性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水防護対応	溢水防護対応
	4 - 系 統		操	操作環境	屋内	屋内
		第3号	操作性	操作內容	遮断機の手動操作	起動及び停止
		第4号	試験・検	查	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料 2-5 参照
		第5号	切り替え	性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
		第6号	悪影響防	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない
			止	その他(飛散物)	該当なし	該当なし
		第7号	設置場所	f (放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
第33条	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) 選 通				・共通要因によって、中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と同時にその機能が損なわれないよう中央制御室並び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する	・共通要因によって、中央制御室並び使 用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室と同時にその機能が損なわれな いよう中央制御室並び使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの 離隔距離を確保した場所に設置する
				降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない
		第1号	常設との	接続性		
		第2号		数の接続口の確保 建施設の外から水等を供給するもの)		
		第3号		「(放射線影響の防止)		
			保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管		
	第 3 項	第4号	場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮		
	項()	第5号	アクセス	ルート		
	(可搬型)	第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。		
			i			

					(4) 緊急時対策建屋電源設備	(4) 緊急時対策建屋電源設備
					燃料油移送ポンプ	燃料油配管・弁
			46	条:緊急時対策所	_	_
					基 数 4基 (予備として故障時 のバックアップを2基)	1式
					_	_
		第1号		「搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	4台	1式
			容量		約1.3m³/h/基	-
	-		環	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
		第2号	境条件	自然現象等	屋内のため該当しない	地下及び屋内のため該当しない
	第 1 項		環境条件における健全性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水防護対応	溢水防護対応
	(共通)	etr o E	操作性	操作環境	屋内	-
		第3号	性性	操作内容	起動及び停止操作	操作不要
		第4号	試験・検	· 查	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照
		第5号	切り替え	性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
		第6号	悪影響防	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない
			正	その他(飛散物)	飛散物となって他の設備に影響を及ぼさ ない	該当なし
第		第7号	設置場所	(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
第33条		第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・共通要因によって、中央制御室並び使 用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室と同時にその機能が損なわれな いよう中央制御室並び使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの 離隔距離を確保した場所に設置する	・共通要因によって、中央制御室並び使 用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室と同時にその機能が損なわれな いよう中央制御室並び使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの 離隔距離を確保した場所に設置する
				降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない
		第1号	常設との	接続性		
		第2号		製の接続口の確保 !施設の外から水等を供給するもの)		
		第3号		「(放射線影響の防止)		
			保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管		
	第 3	第4号	場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮		
	項(可	第5号	アクセス	ルート		
	搬型)	第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。		
				降下火砕物による降灰濃度		

_					
					(4) 緊急時対策建屋電源設備
					重油貯槽
			46	条:緊急時対策所	_
					基 数 2基
				_	
	2	第1号		「搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	4台
	基約		容量		約1.3m³/h/基
	10 0		環	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応
	m 3	第2号	境 条 件	自然現象等	屋内のため該当しない
	/基重大事故環境に対応地下のため該当しない		境条件における健全性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない
		等2旦	操作性	操作環境	_
		第3号	性	操作内容	操作不要
		第4号	試験・検	查	46条 補足説明資料2-5 参照
		第5号	切り替え性 (本来の用途以外の用途で使用する場合)		重大事故対処専用であり該当しない
		第6号	悪影響防	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない
			止	その他(飛散物)	該当なし
第 3 3		第7号	設置場所	「(放射線影響の防止)	平常運転時と同等
条		第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・共通要因によって、中央制御室並び使 用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室と同時にその機能が損なわれな いよう中央制御室並び使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの 離隔距離を確保した場所に設置する
				降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない
		第1号	常設との	接続性	
		第2号	2 1 - 1 - 12	数の接続口の確保 施設の外から水等を供給するもの)	
		第3号	設置場所	(放射線影響の防止)	
		fetre • □	保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	
	第 3 項	第4号	場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮	
	司	第5号	アクセス	ルート	
	搬型)	第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止」に基づき必要な措置を講じる。	
				降下火砕物による降灰濃度	
	•		•		

					(1) 緊急時対策建屋環境測定設備	(1) 緊急時対策建屋環境測定設備
					可搬型酸素濃度計	可搬型二酸化炭素濃度計
			46 §	条:緊急時対策所	-	-
					台 数 3台(予備として故障時 及び待機除外時のバックアップを2台)	台 数 3台 (予備として故障時 及び待機除外時のバックアップを2台)
					-	-
		第1号		「搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	3台 (1台)	3台 (1台)
			容量		-	-
			晋	温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	平常運転時と同等
			境条件	自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
		第2号	におけ	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※		
	第 1 項		環境条件における健全性	2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は個縛、溢水に対する防護をして 保管	保管時は個練、溢水に対する防護をして 保管
	(共通)		操	操作環境	屋内	屋内
		第3号	操作性	操作内容	起動及び停止操作	起動及び停止操作
		第4号	試験・検	· 注查	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照
		第5号	切り替え	性 (本来の用途以外の用途で使用する場合)	平常運転時の分離された状態であり、悪 影響を及ぼさない	平常運転時の分離された状態であり、悪 影響を及ぼさない
		第6号	悪影響	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能な ことにより、他の設備に悪影響を及ぼさ ない	他の設備から独立して単独で使用可能な ことにより、他の設備に悪影響を及ぼさ ない
Anton			防止	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない
第 3 3		第7号	設置場所	「(放射線影響の防止)	平常運転と同等	平常運転時と同等
条	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) 第 週 要 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の					
				降下火砕物による降灰濃度		
		第1号	常設との	接続性	対象外	対象外
		第2号		I数の接続口の確保 B施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外
		第3号	設置場所	「 (放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
	Anton	第4号	保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する常設重大事故等対処設備はない	考慮する常設重大事故等対処設備はない
	第 3 項	70 1 0	場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに保管	外部保管エリアに保管
	न	第5号	アクセス	۲,//- ۱,	2ルート確保	2ルート確保
	搬型)	第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管
			止	降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない

					(1) 数名胜补签74号把序78户38.进	(2) 緊急時対策建屋放射線計測設備
					(1) 緊急時対策建屋環境測定設備	(可搬型屋内モニタリング設備)
					可搬型窒素酸化物濃度計	可搬型エリアモニタ
			46 5	条:緊急時対策所	_	_
					台 数 3台(予備として故障時 及び待機除外時のバックアップを2台)	台 数 2台(予備として故障時 のバックアップを1台)
					_	_
		第1号		「搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	3台 (2台)	2台(1台)
			容量		_	_
			環	温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	平常運転時と同等
		第2号	境条件	自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			にお	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※		
	第 1		環境条件における健全性	2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は個縛、溢水に対する防護をして 保管	保管時は個縛、溢水に対する防護をして 保管
	項 (共		操作性	操作環境	屋内	屋内
	通	第3号		操作内容	起動及び停止操作	起動及び停止操作
		第4号	試験・梅	查	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照
		第5号	切り替え	性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	平常運転時の分離された状態であり、悪 影響を及ぼさない	平常運転時の分離された状態であり、悪 影響を及ぼさない
		第6号	悪影響防	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない
笙			ĬĖ	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない
第33条		第7号	設置場所	· 「 (放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
**	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) 変要 (富) (富) (富) (富) (富) (富) (富) (富) (富) (富)					
				降下火砕物による降灰濃度		
		第1号	常設との異なる複	接続性	対象外	対象外
		第2号		製の技術口の確保 理施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外
		第3号	設置場所	「(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
	第 3	第4号	保管 場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する常設重大事故等対処設備はない	考慮する常設重大事故等対処設備はない
	項		300171	故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに保管	外部保管エリアに保管
	(可搬	第5号	アクセス	バルート	2ルート確保	2ルート確保
	型)	第6号	共通要因故障防-	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管
			止	降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない

					T	T
					(2) 緊急時対策建屋放射線計測設備 (可搬型屋内モニタリング設備)	(2) 緊急時対策建屋放射線計測設備 (可搬型屋内モニタリング設備)
					可搬型ダストサンプラ	アルファ・ベータ線用サーベイメータ
			46 5	条:緊急時対策所	_	_
					台 数 2台(予備として故障時 のバックアップを1台)	台 数 2台 (予備として故障時 のバックアップを1台)
					_	_
		第1号		「搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	2台 (1台)	2台 (1台)
			容量		-	_
			環	温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	平常運転時と同等
			境 条 件	自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
		第2号	におけ	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※		
	第 1 項	30 E 0	環境条件における健全性	2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は個縛、溢水に対する防護をして 保管	保管時は個縛、溢水に対する防護をして 保管
	(共通)	Ma - H	操	操作環境	屋内	屋内
)	第3号	操作性	操作内容	起動及び停止操作	起動及び停止操作
		第4号	試験・検	· 查	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照
		第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)		平常運転時の分離された状態であり、悪 影響を及ぼさない	平常運転時の分離された状態であり、悪 影響を及ぼさない
		第6号	悪影響防	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない
			正	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない
第33条		第7号	設置場所	「 (放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
条		第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。 降下火砕物による降灰濃度		
		第1号	常設との		対象外	対象外
		第2号	異なる複	夏数の接続口の確保	対象外	対象外
		第3号		程施設の外から水等を供給するもの) 「(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	平常運転時と同等
		•		常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する常設重大事故等対処設備はない	考慮する常設重大事故等対処設備はない
	第 3 項	第4号	保管 場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに保管	外部保管エリアに保管
	(可 搬	第5号	アクセス	! バルート	2ルート確保	2ルート確保
	(型)	第6号	共通要因故障防-	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管
			止	降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない

						I
					(2) 緊急時対策建屋放射線計測設備 (可搬型環境モニタリング設備)	(2) 緊急時対策建屋放射線計測設備 (可搬型環境モニタリング設備)
					可搬型線量率計	可搬型ダストモニタ
			46 5	条:緊急時対策所		
					台 数 2台(予備として故障時 のバックアップを1台)	台 数 2台(予備として故障 時のバックアップを1台)
					_	_
				「搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	2台 (1台)	2台 (1台)
			容量		_	-
			環	温度、圧力、湿度、放射線	屋外環境に対応	屋外環境に対応
			境条件	自然現象等	屋外環境に対応	屋外環境に対応
		第2号	環境条件におけ	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※		
	第 1 項		ける健全性	2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は個縛、溢水に対する防護をして 保管	保管時は個縛、溢水に対する防護をして 保管
	(共通		操	操作環境	屋外	屋外
	()	第3号	操 作 性	操作内容	起動及び停止操作	起動及び停止操作
		第4号	試験・検査		46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照
		第5号	切り替え	性 (本来の用途以外の用途で使用する場合)	平常運転時の分離された状態であり、悪 影響を及ぼさない	平常運転時の分離された状態であり、悪 影響を及ぼさない
		第6号 響防止	悪影響防	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない	他の設備から独立して単独で使用可能な ことにより,他の設備に悪影響を及ぼさ ない
tote			止	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない
第33条		第7号	設置場所	· 「 (放射線影響の防止)	屋外	屋外
条		第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。		
				降下火砕物による降灰濃度		
		第1号	常設との	接続性	対象外	対象外
		第2号		度級の接続口の確保 理施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外
		第3号	設置場所	「(放射線影響の防止)	屋外	屋外
	第 3	第4号	保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する常設重大事故等対処設備はない	考慮する常設重大事故等対処設備はない
	項		場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに保管	外部保管エリアに保管
	(可搬型)	第5号	アクセス	パルート	2ルート確保	2ルート確保
	H)	第6号	共通要因故障防	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管
			止			

					(2) 緊急時対策建屋放射線計測設備	(2) 緊急時対策建屋放射線計測設備
					(7) 紫急時対東建産放射線計測設備 (可搬型環境モニタリング設備)	(7) 紫急時対東建産放射線計測設備 (可搬型環境モニタリング設備)
	46 条:緊急時対策所				可搬型データ伝送装置	可搬型発電機
					_	_
					台 数 2台(予備として故障時 のバックアップを1台)	台 数 3台(予備として故障時 及び待機除外時のバックアップを2台)
					_	_
		第1号		J搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ 余外時バックアップの個数は除く。	2台 (1台)	3台 (1台)
			容量		_	
			環	温度、圧力、湿度、放射線	屋外環境に対応	平常運転時と同等
			境条件におけ	自然現象等	屋外環境に対応	屋外環境に対応
		第2号	におけ	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※ 2		
	第1項		りる健全性	※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は個縛、溢水に対する防護をして 保管	保管時は個縛、溢水に対する防護をして 保管
	英		操	操作環境	屋外	平常運転時と同等
	通)	第3号	操作性	操作内容	起動及び停止操作	起動及び停止操作
		第4号	試験・検	全	46条 補足説明資料2-5 参照	46条 補足説明資料2-5 参照
		第5号	切り替え	た性 (本来の用途以外の用途で使用する場合)	平常運転時の分離された状態であり、悪 影響を及ぼさない	平常運転時の分離された状態であり、悪 影響を及ぼさない
		第6号	悪影響防	系統設計	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない	他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない
笙			ĬĿ	その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない
第33条		第7号	設置場所	斤(放射線影響の防止)	屋外	屋外
	第2項(常設)		共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。		
				降下火砕物による降灰濃度		
		第1号	常設との		対象外	対象外
		第2号		夏数の接続口の確保 理施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外
		第3号	設置場所	斤 (放射線影響の防止) T	屋外	屋外
	第 3	第4号	保管	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する常設重大事故等対処設備はない	考慮する常設重大事故等対処設備はない
	項		場所	故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに保管	外部保管エリアに保管
	(可搬型)	第5号	アクセス	ベルート	2ルート確保	2ルート確保
	型)	第6号	共通要因故障防	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏 えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損 傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管
1 1			止			

補足説明資料 2 - 5 (46条)

目 次

2-5 主要設備の試験検査

2-5 主要設備の試験・検査

(1) 緊急時対策建屋の遮蔽設備

(a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備の試験検査

再処理施設		
	項目	内容
の状態		1 4 ⁷ H
運転中又は	A SEL LA	外観上, 異常が無いことを確認する。
停止中	外観点検	

(2) 緊急時対策建屋換気設備

(a) 緊急時対策建屋送風機, 緊急時対策建屋排風機の試験検査

· / //: = •/	17个在庄之为()效;	新花····································
再処理施設 の状態	項目	内容
運転中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
更取中 	動作確認	運転号機の切替実施の後,運転状態を確認する。
運転中又は 停止中	分解点検(単体 作動確認含む)	分解して状態確認後,消耗品を交換 する。組み立て後,異常なく動作す ることを確認する
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(b) 緊急時対策建屋フィルタユニットの試験検査

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中又は	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
停止中	パラメータ 確認 (差圧)	フィルタ差圧を確認する。

(c) 緊急時対策建屋加圧ユニットの試験検査

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中又は	外観点検	外観上,異常が無いことを確認する。
停止中	漏えい確認	空気ボンベ規定圧力を確認する。

(d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパの試験検査

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(e) 対策本部室差圧計, 待機室差圧計

再処理施設 の状態	項目	内 容
学士中サル	校正	標準機を用い校正する(圧力)。
運転中又は 停止中	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
177	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(f) 緊急時対策建屋換気設備の機能性能検査

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中又は	機能性能検査	緊急時対策建屋換気設備が起動している状態で,緊急時対策所内が正圧に維持されていることを確認する。
停止中		緊急時対策建屋加圧ユニットの構成品 (待機室出入口ダンパ及び加圧ボンベ 空気供給弁)の状態確認*する。

*:使用前事業者検査においては設計の妥当性確認を目的とし、緊急時 対策所加圧ユニットにより待機室を加圧し、正圧化機能が維持され ていることを確認する。

(3) 緊急時対策建屋情報把握設備

(a) 情報収集装置,データ収集装置の試験検査

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中又は	動作確認	異常なく動作することを確認する。
停止中	外観点検	外観上,異常が無いことを確認する。

(b) 情報表示装置,データ表示装置の試験検査

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中又は	動作確認	異常なく動作することを確認する。
停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(4) 緊急時対策建屋環境測定設備

(a) 可搬型酸素濃度計の試験検査

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中又は 停止中	校正	校正ガスを用い校正する。
	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(b) 可搬型二酸化炭素濃度計の試験検査

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中又は 停止中	校正	校正ガスを用い校正する。
	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(c) 可搬型窒素酸化物濃度計の試験検査

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中又は	校正	校正ガスを用い校正する。
	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(5) 緊急時対策建屋放射線計測設備

(a) 可搬型エリアモニタ

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中又は 停止中	校正	校正線源を用い校正する。
	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
11-11-	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(b) アルファ・ベータ線用サーベイメータ

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中又は	校正	校正線源を用い校正する。
	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(c) 可搬型ダストサンプラ

再処理施設 の状態	項目	内 容
運転中又は	校正	標準器を用い校正する(流量)。
	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(d) 可搬型線量率計

再処理施	項目	内 容
設の状態		
運転中又は 停止中	校正	校正線源を用い校正する。
	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
/ 伊	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(e) 可搬型ダストモニタ

再処理施	項目	内 容
設の状態		
運転中又は 停止中	校正	校正線源を用い校正する。
	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(f) 可搬型データ伝送装置

再処理施	項目	内 容
設の状態		
運転中又は	動作確認	測定データを伝送することを確認する。
停止中	外観点検	外観上,異常が無いことを確認する。

(g) 可搬型発電機

再処理施	項目	内 容
設の状態		
運転中又は	動作確認	機能・性能(特性確認等)を確認する。
停止中	外観点検	外観上,異常が無いことを確認する。

(6) 緊急時対策建屋の電源設備

(a) 緊急時対策建屋高圧系統,緊急時対策建屋低圧系統の試験検査

再処理施設	項目	内 容
の状態		
運転中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
	絶縁特性確認	絶縁特性を確認するとともに、遮断器
停止中	単体作動確認	等の動作を確認する。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(b) 緊急時対策建屋用発電機の試験検査

再処理施設	項目	内 容
の状態		
運転中	外観点検	外観上,異常が無いことを確認する。
建松 宁	起動試験	運転状態(異音等)を確認する。
停止中	分解点検(単 体作動確認含 む)	分解し状態確認後,消耗品を交換する。組み立て後,異常なく動作することを確認する(電圧・電流確認含む)。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(c) 燃料油移送ポンプの試験検査

再処理施設	項目	内 容
の状態		
運転中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
建料 中	起動試験	運転状態(異音等)を確認する。
	分解点検(単	分解し状態確認後、消耗品を交換す
	体作動確認含	る。組み立て後、異常なく動作するこ
停止中	む)	とを確認する(電圧・電流確認含
		む)。
	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(<u>d</u>) 燃料油配管・弁の試験検査

再処理施設	項目	内 容
の状態		
運転中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(e) 重油貯<u>槽</u>の試験検査

再処理施設	項目	内 容
の状態		
まだけなけ	パラメータ	パラメータ(油量)を確認する。
運転中又は 停止中	確認	
停止中	漏えい確認	漏えいの有無を確認する。

補足説明資料2-6 (46条)

目 次

2-6 容量設定根拠

- 2.6.1 正圧化に必要な差圧
- 2.6.2 緊急時対策建屋加圧ユニット
- 2.6.3 緊急時対策建屋送風機
- 2.6.4 緊急時対策建屋排風機
- 2.6.5 緊急時対策建屋フィルタユニット
- 2.6.6 緊急時対策建屋用発電機
- 2.6.7 燃料油移送ポンプ
- 2.6.8 重油貯槽
- 2.6.9 可搬型発電機

2.6.1 正圧化に必要な差圧

名称	正圧化に必要な差圧	
緊急時対策所(対策本部室)/ 周辺エリアの正圧化差圧	Рa	60 以上
機器仕様に関する注記		_

【設定根拠】

緊急時対策所の正圧化バウンダリ (対策本部室) は、風による 動圧と考えられる。

重大事故等発生時の緊急時対策建屋周辺エリアの風速を 2015 年 4 月から 2016 年 3 月の間の六ヶ所村における平均風速(約 2 m/s: 気象庁 Web サイト参照)に余裕を見込み、風速を 10 m/s として動圧を求める。

空気密度を 1.205 (20℃) とする。

$$P = \frac{1}{2} \rho v^2$$

$$=\frac{1}{2} \times 1.205 \times 10^2 = 60$$
 P a

以上のとおり60 P a 以上の圧力差があれば緊急時対策所 (対策本部室) の正圧を維持できる。

2.6.2 緊急時対策建屋加圧ユニット

名称		緊急時対策建屋加圧ユニット
容積	m ³	4,900以上
充填圧力	МРа	19.6(35°C)

【設定根拠】

1. 正圧維持に必要な空気供給量

リーク量以上の空気を供給すれば待機室の正圧は維持できる として、必要な流量を求める。リーク量は、待機室の室容積及 びリーク率 (仮定値) から求める。

- ・待機室の室容積:1,100m³
- ・リーク率:制御建屋 中央制御室リーク試験結果(約 0.02 回/h)を参考に、余裕を見て 0.05 回/h とする。

正圧維持のために供給すべき必要流量

(≧リーク量となる流量):

1, 100×0 . $05 = 55 \,\mathrm{m}^3 / \mathrm{h}$

2. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量

待機室の許容二酸化炭素濃度は 1.5 v o 1 %以下 (「労働安全衛生規則」を準拠),空気中の二酸化炭素量は 0.03 v o 1 %,滞在人数 50 人の二酸化炭素吐出量は,軽作業に対する量 (0.03 m ³ / h / 人 (「空気調和・衛生工学便覧 第 14 版 3 空気調和設備編」を引用))とし,許容二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量は以下のとおりである。

$$Q = \frac{Ga \times P}{(K - Ko)} \times 100$$
$$= \frac{0.03 \times 50}{(1.5 - 0.03)} \times 100$$
$$= 102.1 \quad \text{m}^{-3} / \text{h}$$

3. 空気の必要容積

- a. 空気の必要容積の算定は、とどまる期間である2日間(48h)にわたり、上述1.と2.のいずれの条件も満たす上述2.で求めた流量を供給するものとする。
- b. 2日後の時点で二酸化炭素濃度が 1.5 v o 1 %を超えない空気供給量は, 2.より 102 m ³/h とする。以上から必要な空気容積は, 下記計算のとおりであり, 余裕分を見込んで 4,900 m ³以上を確保する。

計算式: $102 \times 48 = 4,896$ m³

2.6.3 緊急時対策建屋送風機

名称		緊急時対策建屋送風機
台数	台	4 (予備2)
容量	m ³ / h	約63,500

【設定根拠】

(1) 台数

本機器は運転機2台+予備機2台を設置する。

(2) 風量

熱風量計算書より、緊急時対策建屋の総風量は 126,890 m³/hである。

従って、1台あたりの風量は

126, 890 \div 2 = 63, 445 → 63, 450 (m³/h/台)

(3) 正圧

循環ラインの経路の抵抗値をもとに設定する。

①機器類の圧力損失

フィルタユニット約 900 P a + 給気空調ユニット

約 260 P a

=約1,160Pa

②ダクト

約3,140 Pa (10%余裕を見込んだ値)

③建屋内正圧

 $150 \sim 200 \,\mathrm{P}$ a \rightarrow $200 \,\mathrm{P}$ a

④ファン動圧

ファン出口ダクト寸法は 900mm×1,000mm

風量 63,445 m ³ / h より風速は

 $63, 445 \div 3, 600 \div (0.9 \times 1.0) = 19.58 \text{ m} / \text{ s}$

空気の密度を 1.2 k g/m³とするとファン動圧は

19. $58^2 \times 1.2 \div 2 = 230 \text{ P}$ a

従って、ファン必要正圧は

1, 160+3, 140+200-230=4, $270 \rightarrow 4$, 300 P a

補 2-6-4

246

2.6.4 緊急時対策建屋排風機

名称		緊急時対策建屋排風機
台数	台	4 (予備 2)
容量	m ³ / h	約63,500

【設定根拠】

(1) 台数

本機器は運転機2台+予備機2台を設置する。

(2) 風量

熱風量計算書より、緊急時対策建屋の総風量は 126,890 m³/hである。

従って、1台あたりの風量は

126, 890 ÷ 2 = 63, 445 → 63, 450 (m 3 / h / $\dot{\ominus}$)

(3) 正圧

循環ラインの経路の抵抗値をもとに設定する。

①機器類の圧力損失

フィルタユニット約 900 P a + 給気空調ユニット

約 260 P a

=約1,160Pa

②ダクト

約3,140 Pa (10%余裕を見込んだ値)

③建屋内正圧

 $150 \sim 200 \,\mathrm{P}$ a \rightarrow $200 \,\mathrm{P}$ a

④ファン動圧

ファン出口ダクト寸法は 900mm×1,000mm

風量 63,445 m ³ / h より風速は

 $63, 445 \div 3, 600 \div (0.9 \times 1.0) = 19.58 \text{ m} / \text{ s}$

空気の密度を $1.2 \, k \, g / m^3$ とするとファン動圧は

19. $58^2 \times 1$. $2 \div 2 = 230 \,\mathrm{P}$ a

従って、ファン必要正圧は

1, 160+3, 140+200-230=4, $270 \rightarrow 4$, 300 P a

2.6.5 緊急時対策建屋フィルタユニット

名称		緊急時対策建屋フィルタユニット
台数	台	6 (予備 1)
容量	m ³ / h	約25,380

【設定根拠】

(1) 台数

本機器は運転機5台+予備機1台を設置する。

定格風量 $56.6 \, \mathrm{m}^3 / \mathrm{m}$ i n / t のエレメントを、プレフィルタ、HEPAフィルタそれぞれ 1 段あたり 9 枚備える構成とする。

通過する風量は $126,890 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$ であるからフィルタユニット の必要台数は

126,890÷ (56.6×9×60) \Rightarrow 4.2 \rightarrow 5 台

(2) 運転機1台あたりの風量

1台あたりの風量は

126,890÷5=25,400 (m 3 /h/台)

2.6.6 緊急時対策建屋用発電機

名 称		緊急時対策建屋用発電機
台数 台		2 (予備 1)
容量	k V A	約1,700

【設定根拠】

緊急時対策建屋は、常用電源設備からの受電が喪失した場合の 重大事故等対処設備として、緊急時対策建屋用発電機を設置する。 緊急時対策建屋用発電機は、1台で緊急時対策建屋に給電するために必要な容量を有する設計とする。

緊急時対策建屋用発電機の容量は,以下(第2.6.6-1表)の緊 急時に必要とされる負荷容量を基に設定。

第2.6.6-1表 緊急時に必要とされる負荷内訳

負荷名称	負荷容量 (k V A)
換気設備	700
情報把握設備	35
通信連絡設備等	165
その他 (照明,雑動力等)	300
合 計	1,200

したがって,発電機の出力は負荷である,約 1,200 k V A に対し 十分な容量約 1,700 k V A とする。

2.6.7 燃料油移送ポンプ

名称		燃料油移送ポンプ
台数	台	4
容量	m ³ / h	約 1.3
揚程	m	10

【設定根拠】

燃料油移送ポンプは,重大事故等時に重油貯槽から緊急時対策 建屋用発電機へ燃料を給油するために設置する。なお,燃料油移 送ポンプは供給系統1系列あたりに2台設置する。

1. 容量の設定根拠

燃料油移送ポンプの容量は、緊急時対策建屋用発電機の単位時間あたりの燃料最大消費量約0.411 k L/h (0.411 m³/h)を供給するため、それよりも容量の大きい約1.3 m³/hとする。

2. 揚程の設定根拠

燃料油移送ポンプの揚程は、重油貯槽から燃料油サービスタンクに燃料を移送するときの静水頭、配管及び弁類圧損を基に設定し、以下のとおり約10mである。

静水頭約8.0m配管及び弁類圧損約2.0m

合 計 約10 m

以上より、燃料油移送ポンプの揚程は 10m とする。

2.6.8 重油貯槽

名称		重油貯槽
基数	基	2 (予備 1)
容量	k L/基	約 100

【設定根拠】

重油貯槽は,重大事故等対処時に緊急時対策建屋用発電機への 燃料給油を行うために設置する。

重油貯槽は、緊急時対策建屋近傍の地下に設置し、重大事故等時に緊急時対策建屋に電源供給した場合、緊急時対策建屋用発電機の連続運転において必要となる7日分の燃料消費量約70k Lに対して、十分な容量約100kLを有する設計とする。

$V = H \times c = 168 \times 0.411 = 70$

V:必要容量(kL)

H:運転時間(h)=168(7日間)

c:発電機の単位時間あたりの燃料消費量(kL/h)=0.411

2.6.9 可搬型発電機

名	称	可搬型発電機
台数	台	3
容量	k V A	3

【設定根拠】

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の 可搬型発電機は,可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計, 可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置への給電に用いる。

可搬型発電機は、対処に必要なものを第1保管庫・貯水所及び第 2保管庫・貯水所に保管する。

緊急時対策建屋放射線計測設備に必要な負荷を以下のとおり積上 げることにより、負荷の起動時を考慮しても、可搬型発電機の容量 である3kVAを超えることなく負荷を運転することができる設計 とする。

(単位は k V A)

順番	対象機器	台数	定格容量	積上げ	起動時
1	可搬型線量率計	1	0.3	0.3	0.3
2	可搬型ダストモニタ	1	0.346	0.646	0.646
3	可搬型データ伝送装置 (衛星本体, FAXア ダプタ)	0.15	0.796	0.796	
(合 計 起動時は最高値を記載		0.796	0.796	
	評 価		3	k V A 以 7	71

補足説明資料2-7 (46条)

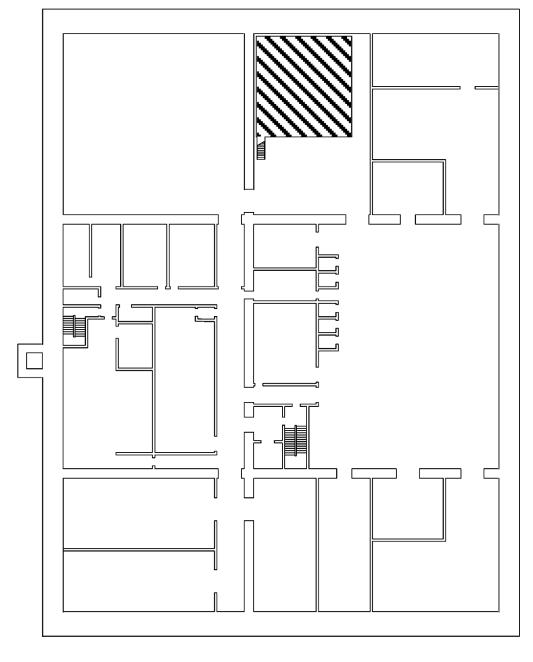
目 次

- 2-7 保管場所
 - 2.7.1 保管場所図
 - 2.7.2 アクセスルート図

2.7.1 保管場所図

.M.S.L.約+47,000

第2.7.1-1図 可搬型重大事故等対処設備保管位置図 (緊急時対策建屋内)



補 2-7-1

可搬型重大事故等対処設備保管位置図(再処理事業所構内) 第2.7.1-2図

補 2-7-2

2.7.2 アクセスルート図

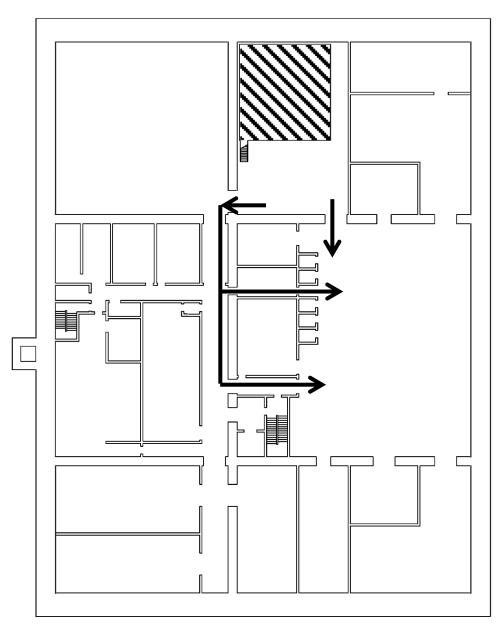
T.M.S.L.約+47,000

建屋内移動ルート図

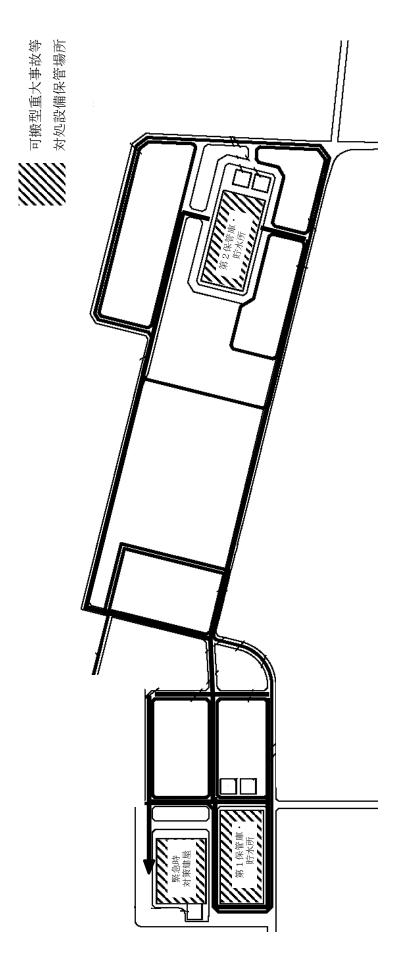
可搬型重大事故等対処設備

X

第2.7.2-



補 2-7-3



補 2-7-4

補足説明資料2-8(46条)

目 次

1.		新	規	制	基	準	^	0)	適	合	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	補	2-	8-1		
2.		緊	急	時	対	策	所	の	居	住	性	に	係	る	被	ば	<	評	価	に	つ	い	て	•	•	•	補	2-	8-3		
•	添	付	資	料	1		緊	急	時	対	策	所	の	居	住	性	に	係	る	被	ば	<	評	価	条	件					
							に	つ	٧١	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	補	2-	8-添	1-	1
•	添	付	資	料	2		被	ば	<	評	価	に	用	い	た	気	象	資	料	の	代	表	性	に	つ	, ,					
							て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	補	2-	8-添	2-	1
•	添	付	資	料	3		線	量	評	価	に	用	٧١	る	大	気	拡	散	評	価	に	つ	٧١	て	•	•	補	2-	8-添	3-	1
•	添	付	資	料	4		地	表	面	^	0)	沈	着	速	度	の	設	定	に	つ	い	て	•	•	•	•	補	2-	8-添	4-	1
•	添	付	資	料	5		工	ア	口	ゾ	ル	の	乾	性	沈	着	速	度	に	つ	٧١	て	•	•	•	•	補	2-	8-添	5-	1
•	添	付	資	料	6		グ	ラ	ン	ド	シ	ヤ	イ	ン	0)	評	価	方	法	に	つ	い	て	•		•	補	2-	8-添	6-	1
•	添	付	資	料	7		事	故	発	生	時	の	換	気	系	運	転	七	_	ド	に	つ	٧١	て	•		補	2-	8-添	7 –	1
•	添	付	資	料	8		大	気	拡	散	評	価	に	お	け	る	実	効	放	出	継	続	時	間	の	設					
							定	に	つ	٧١	て		•	•	•	•		•		•	•	•	•			•	補	2-	8-添	8-	1
•	添	付	資	料	9		コ	ン	ク	リ	_	۲	密	度	0)	根	拠	に	つ	い	て	•	•	•	•		補	2-	8-添	9-	1
	添	付	資	料	10)	審	查	゙゙゙゙゙゙゙゙゚ヺ	・イ	K	*	1 ,	< 0	カネ	対層	古り	こ~	つ V	. \ ~					•	•	補	2-	8-添	10	—]

※1 実用発電用原子炉に係る重大事故等の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

1. 新規制基準への適合状況

再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第四十六条 (緊急時対策所),再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準 に関する規則 第四十条 (緊急時対策所)

~抜粋~

	新規制基準の項目	適合状況
1	第八条 では、	重大事故等が発生し
	三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。	
2	緊急時対策所は,重大事故等に対 処するために必要な数の要員を 収容することができるものでな ければならない。	

再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則第四十六条 (緊急時対策所),再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準 に関する規則 第四十条 (緊急時対策所)

~抜粋~

1, 2

新規制基準の項目

【解釈】

1 第1項及び第2項の要件 を満たす緊急時対策所とは, 以下に掲げる措置又はこれ らと同等以上の効果を有す る措置を講じた設備を整え たものをいう。

五 緊急時対策所の居住性 については,以下に掲げる要 件を満たすものをいう。

- ① 想定する放射性物質の放出量等は,想定される重大事故に対して十分な保守性を見込んで設定すること。
- ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き,対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。
- ③ 交代要員体制,安定ョウ素剤の服用,仮設設備等を考慮しても良い。ただし,その場合は,実施のための体制を整備すること。
- ④ 判断基準は、対策要員の 実効線量が7日間で100mSv を超えないこと。

適合状況

なお,想定する放射性物質の放出量等は十分な保守性を見込んで設定し,交替要員体の着用なし,交替要員体制なし及び安定ョウ素剤の服用なしとして評価した。

補 2-8-2

2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について

重大事故時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価(以下,「居住性評価」という。)に当たっては,「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」(以下「審査ガイド」という)の趣旨に基づき評価を行った。審査ガイドへの適合状況について添付資料 10 に示す。

緊急時対策所の要員の被ばく評価の結果<u>は</u>, 実効線量で約 4 m S v / 7 日間であり、要員の実効線量が 7 日間で 100 m S v を超えないことを確認した。

(1) 緊急時対策所の居住性評価の対象事故

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の対象となる検討 対象とする重大事故(以下「評価対象事故」という。)は,内 的事象を要因として発生する検討対象とする重大事故及び外 的事象を要因として発生する検討対象とする重大事故から,実 効線量の評価の結果が最大となる重大事故をそれぞれ1つ選 定する。

内的事象における評価対象事故は、想定される重大事故のうち、内的事象でしか発生することが想定し得ない臨界事故、有機溶媒等による火災又は爆発のうち、高性能粒子フィルタにて捕集されない希ガス及び高性能粒子フィルタにて捕集されがたい有機ヨウ素の放出を伴うこと、臨界の核分裂により発生する中性子線及び二次ガンマ線の強度の観点から、被ばく線量の評価条件の厳しい臨界事故とする。

外的事象における評価対象事故は、想定される重大事故のうち、放射性物質の放出量の観点から被ばく線量の評価条件の厳しい、外的事象の「地震」を要因として発生が想定される蒸発 乾固及び水素爆発の同時発生(以下「地震を要因として発生が想定される重大事故の同時発生」という。)とする。

また,地震を要因として発生が想定される重大事故の同時発生は,前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋(以下「事故発生建屋」という。)において同時に発災することを想定する。

なお、地震を要因として発生が想定される重大事故の同時発生時における居住性に係る被ばく評価は、各事故発生建屋において、外的事象の「地震」による冷却機能喪失及び水素掃気機能喪失を起点として7日以内に発生する蒸発乾固及び水素爆発を考慮する。

(2) 大気中への放射性物質の放出量等の想定

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる放射性物質の放出量は,各重大事故の有効性評価に対して十分な保守性 を見込んで設定するため,多段の拡大防止対策が機能しないことを想定する。

各事故の詳しい想定を下記のa. からc. に示す。

a. 臨界事故の発生時の大気中への放射性物質の放出量等の想定 臨界事故の発生時の有効性評価は、臨界事故の発生から 10 分<u>以内</u>に拡大防止対策である可溶性中性子吸収材の投入が完 了し, 未臨界に移行することを想定している。

これに対して,臨界事故の発生時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる放射性物質の放出量等は,臨界事故の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定するため,拡大防止対策である可溶性中性子吸収材の投入の効果を見込まず,貯槽内において臨界事故が継続し,全核分裂数が,過去の臨界事故の全核分裂数を包絡できる核分裂数である1×10²⁰に達したと仮定し設定する。

また,臨界事故の発生時の有効性評価は,拡大防止対策である貯留設備への貯留対策により,臨界の核分裂により生成する 放射性物質の時間的な減衰の効果を見込んでいる。

これに対して,臨界事故の発生時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる放射性物質の放出量は,臨界事故の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定するため,拡大防止対策である貯留設備への貯留対策の効果を見込まず,臨界事故の発生に伴い溶液から貯槽内の気相部へ移行した放射性物質が,時間的な減衰をせず主排気筒<u>を介して</u>大気中へ放出されることを想定する。

b.蒸発乾固の発生時の大気中への放射性物質の放出量等の想定蒸発乾固の発生時の有効性評価は、蒸発乾固の発生防止対策が機能せず、貯槽内の放射性物質の崩壊熱により溶液が沸騰することにより、溶液の沸騰蒸気に同伴し、放射性エアロゾルが溶液から貯槽内の気相部へ移行するものの、拡大防止対策である機器注水又は冷却コイル等通水が機能することにより、気体状の放射性物質が発生することを防止することを想定してい

る。

これに対して,蒸発乾固の発生時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる放射性物質の放出量は,蒸発乾固の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定するため,拡大防止対策である機器注水又は冷却コイル等通水の効果を見込まず,気体状の放射性物質が発生し,溶液から貯槽内の気相部へ移行することを想定する。

また、蒸発乾固の発生時の有効性評価は、拡大防止対策である貯槽内の気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出、凝縮器による発生した蒸気及び放射性物質の除去、セル及び高性能粒子フィルタによる放射性エアロゾルの除去により、大気中への放射性エアロゾルの低減の効果を見込んでいる。

これに対して、蒸発乾固の発生時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる放射性物質の放出量は、蒸発乾固の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定するため、拡大防止対策である貯槽内の気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出、凝縮器による発生した蒸気及び放射性物質の除去、セル及び高性能粒子フィルタによる放射性エアロゾルの除去の効果を見込まず、蒸発乾固の発生に伴い貯槽内の気相部へ移行した放射性物質が、大気中へ放出されることを想定する。

このとき、地震を要因とした蒸発乾固の発生を想定することを考慮し、放射性物質が<u>事故</u>発生建屋から大気中へ経路外放出することを仮定する。

c.水素爆発の発生時の大気中への放射性物質の放出量等の想定 補 2-8-6 水素爆発の発生時の有効性評価は、放射線分解により発生した水素が、水素爆発を想定する貯槽内の気相部へ溜まり、気相部の水素濃度が8 v o 1 %に到達し、1 回の水素爆発が発生することを仮定する。

これに対して、水素爆発の発生時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる放射性物質の放出量は、水素爆発の発生時の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定するため、有効性評価において設定している1回の水素爆発に加えて、再び気相部の水素濃度が8 v o 1 %に到達し、2回までの水素爆発による放射性物質の放出を想定する。

また、水素爆発の発生時の有効性評価は、拡大防止対策である貯槽内の気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出、セル及び高性能粒子フィルタによる放射性エアロゾルの除去により、大気中への放射性エアロゾルの低減の効果を見込んでいる。

これに対して、水素爆発の発生時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる放射性物質の放出量は、水素爆発の発生時の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定するため、拡大防止対策である貯槽内の気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出、セル及び高性能粒子フィルタによる放射性エアロゾルの除去の効果を見込まず、水素爆発の発生に伴い貯槽内の気相部へ移行した放射性物質が、大気中へ放出されることを想定する。

このとき、地震を要因とした水素爆発の発生を想定することを考慮し、放射性物質が<u>事故</u>発生建屋から大気中へ経路外放出することを仮定する。

(3) 大気中への放出量

臨界事故における放出量を添付資料1の第1-1表から第1-10表,放出量の評価条件を添付資料1の第1-59表に示す。また,地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生における放出量を添付資料1の第1-21表から第1-39表,放出量の評価条件を添付資料1の第1-60表から第1-61表に示す。

なお、地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生の大気中への放射性物質の放出量は、地震による機能喪失を起点として7日以内に発生する各機器の蒸発乾固及び水素爆発の大気中への放射性物質の放出量を、蒸発乾固及び水素爆発の各<u>重大事故</u>、各機器を有する前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の各建屋単位で合算している。

(4) 大気拡散の評価

被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は,大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を,年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度 97%に当たる値を用いた。評価においては,平成 25 年 4 月~平成 26 年 3 月の 1 年間における気象データを使用した。気象データの代表性については,添付資料 2 に示す。

なお,敷地において観測した平成25年4月から平成26年3 月までの1年間の気象データは,長期間の気象と比較して特に 異常な年ではないことを確認している。

さらに、当該データの風向出現頻度及び風速出現頻度について、至近の10年間(平成20年4月~平成25年3月及び平成26年4月~平成31年3月)の資料により検定を行った結果、至近の気象データを考慮しても特に異常な年でないことを確認している。

相対濃度及び相対線量の評価結果は,第1-1表に示すとおりである。また,大気拡散評価条件については,臨界事故を添付資料1の第1-62表,地震を要因として発生が想定される重大事故の同時発生を第1-63表に示す。

第1-1表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価で用いる 相対濃度及び相対線量

想定する <u>重大事故</u>	放出点	実効放出 継続時間 (h)	相対濃度 χ/Q (s/m³)	相対線量 D/Q (Gy/Bq)
臨界事故	主排気筒	24	2.1E-07	1.8E-20
	前処理建屋	1	2.8E-04	1.4E-18
	分離建屋	1	5.4E-04	2.3E-18
	刀能是座	24	2.4E-04	1.1E-18
地震を要因として	精製建屋	1	7.2E-04	3.0E-18
発生が想定される <u>重大事故</u> の同時発	相 炭 建 座	24	3.5E-04	1.5E-18
生	ウラン・プルトニ	1	1.3E-04	3.8E-18
	ウム混合脱硝建屋	24	5.6E-04	1.7E-18
	高レベル廃液	1	2.4E-04	1.1E-18
	ガラス固化建屋	24	1.6E-04	5.8E-19

(5) <u>事故</u>発生建屋内の放射性物質からの直接線及びスカイシャイン線評価

前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線等による要員の実効線量は、建屋の配置及び遮蔽厚等から評価した。解析コードは一次元輸送計算コードANISNを用いた。

(6) 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価

被ばく評価に当たっては、7日間緊急時対策所に滞在するものとして実効線量を評価した。考慮している被ばく経路は、第1-1図に示す①~③のとおりである。被ばく経路のイメージ図を第1-2図に示す。また、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要条件を第1-3表に示し、具体的な評価条件については、臨界事故を添付資料1の第1-66表、地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生を添付資料1の第1-67表に示す。

a. <u>事故</u>発生建屋内の放射性物質からの直接線及びスカイシャイン線による緊急時対策所での外部被ばく(経路①)

事故期間中に<u>事故</u>発生建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線,スカイシャインガンマ線等による緊急時対策所での要員の外部被ばくは,前述(4)の方法で実効線量を評価した。

b.大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による緊急時 対策所での外部被ばく(経路②)

大気中へ放出された放射性物質からの,ガンマ線による緊急時対策所での外部被ばくは,事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に,大気拡散効果と緊急時対策建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて要員の実効線量を評価した。

c. 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所での被 補 2-8-11

ばく (経路③)

事故期間中に大気中へ放出された放射性物質の一部は,外気から緊急時対策所に取り込まれる。緊急時対策所に取り込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばく及び吸入摂取による内部被ばくの和として実効線量を評価した。

緊急時対策所の放射性物質濃度の計算に当たっては、大気中への大規模な気体状の放射性物質の放出に至るおそれがあると判断した場合は、緊急時対策建屋換気設備の運転を外気取込加圧モードから再循環モードへ切替えを行い、緊急時対策所への放射性物質の侵入を防止する効果を考慮した。なお、マスクの着用なしとして評価した。

また、<u>事故</u>発生時の換気系の運転モードについて添付資料7に示す。

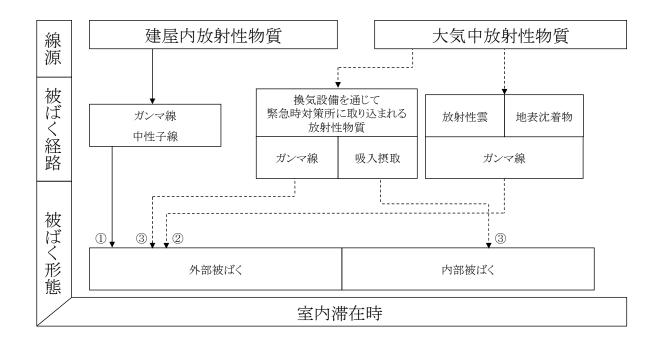
(7) 被ばく評価結果

緊急時対策所の要員の被ばく評価結果は、第1-2表に示すとおり、各事故の実効線量は、臨界事故で最大約 3×10^{-2} m S v /7日間、地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生で約4m S v /7日間であり、実効線量が7日間で100m S v を超えないことを確認した。

第1-2表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価結果

(単位: m S v)

	重大事故	①建屋から の放射線に よる被ばく	②大気中へ 放出された 放射性物質 による被ば く	③室内に外 気かられたり 込まれ質に 射性物質に よる被ばく	合計
	前処理建屋 溶解槽におけ る臨界事故	1.4E-03	4.1E-04	2.7E-02	3 × 10 ⁻²
臨	前処理建屋 エンドピース 酸洗浄槽における臨界事 故	1.4E-03	4.1E-04	2.7E-02	3 × 10 ⁻²
界事故	前処理建屋 ハル洗浄槽に おける臨界事故	1.4E-03	4.1E-04	2.7E-02	3 × 10 ⁻²
以	精製建屋 第5一時貯留処 理槽における臨界事故	2.5E-03	1.9E-04	2.2E-02	3 × 10 ⁻²
	精製建屋 第7一時貯留処 理槽における臨界事故	2.5E-03	1.9E-04	2.2E-02	3 × 10 ⁻²
	§を要因として発生が想定れる <u>重大事故</u> の同時発生	1.3E-08	1.5E-03	3.7E+00	4

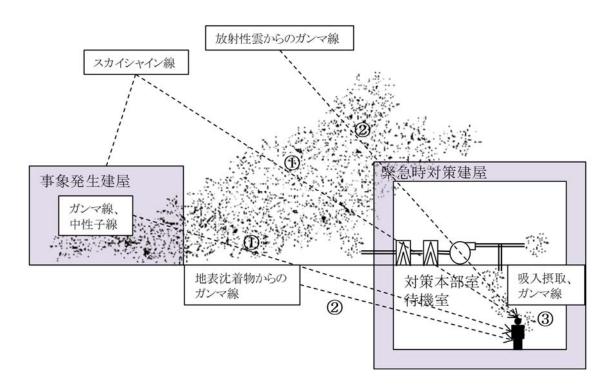


第1-1図 被ばく経路

事故発生建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)
 緊急時対策所での被よる外部被ばく(クラウドシャイン及びグランドシャインによる外部被ばく)

ばく

③ 外気から緊急時対策所内へ取り込まれた放射性物質による被ばく(吸入摂取による内部被ばく,室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく)



第1-2図 緊急時対策所の対策要員の被ばく経路イメージ図 (<u>事故</u>発生建屋内からの中性子線は、臨界事故時のみ)

補 2-8-15

			緊急時対策所
	項目	臨界事故	地震を要因として発生が想定される <u>重大事故</u> の同時発生
	発災 プラント	前処理建屋又は精製建屋	前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合 脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋
灰量 価 田評	ン ダ 以 ム	貯留タンク等の重大事故等の拡大 防止対策が機能しない場合を想定する。	各重大事故の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定するため,多段の拡大防止対策が機能しないことを想定する。
	実効放出 継続時間	24 時間	1時間又は 24時間 (<u>重大事故</u> の継続時間によって個別に設定)
	扱高いまる。	主排気筒高さ約 150 m (大気中への放射性物質の放出源 の有効高さは方位により異なる)	m 0 円 曜
	気象	平成 25年4月から平成 26年3月	平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月
3条8件	建屋巻き 込み方位	- (巻き込み考慮なし)	前処理建屋:NW, NNW 分離建屋:WNW, NW, NNW 精製建屋:W, WNW, NW, NNW ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋:WSW, W, WNW 高レベル廃液ガラス固化建屋:NW
	累積出現 頻度	小さい方から 97%相当	小さい方から 97%相当

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要条件

3 表

第1-

			緊急	急時対策所			
	項目	臨界事故	地震を要	因として発生	が想定され	る重大事故の	同時発生
	晶組	0 時間~168 時間	6 分。		88 時間	112時間	三 1
			~5分	三世 88~	~112 時間	~161 時間	~168 時间
	後 上 ド	外気取込加圧モード	換停気止	外気 敬 込 加 圧 モ ー ド	再循環モード	外 気 取 込 加 圧 モ ー	再循環モード
	換気設備に よる外気取 込流量[m³/h]	126,890	0	126,890	0	126, 890	0
数 體	換気設備に よる循環運 転流量[m³/h]	0	0	0	126, 890	0	126,890
	換気設備以外からの空気流入量[m3/h]	0	1,780	0	126.9	0	126.9
	クスク	着用なし	着用なし				
	要員交代, ョウ素剤	考慮しない	考慮しない				
結果	合計線量 (7日間)	約 3 × 10 ⁻² m S v	約4mSv				

(つつば)

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件について

第1-1表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋の溶解槽における臨界事故の<u>主排</u> 気筒を介した大気中への放射性希ガス及び放射性ョウ素の放出量

核種	放出量 (Bq)
K r - 83 m	5.6E+13
K r - 85 m	5.6E+13
K r - 85	5.9E+08
K r - 87	3.8E+14
K r - 88	2.5E+14
K r - 89	1.7E+16
X = -131 m	2.7E+10
X = -133 m	6.8E+11
X e -133	1.0E+13
X = -135 m	7.8E+14
X e - 135	1.4E+14
X e - 137	1.8E+16
X e - 138	5.1E+15
I - 129	2.3E+02
I - 131	7.1E+11
I - 132	8.9E+13
I - 133	1.6E+13
I - 134	4.2E+14
I - 135	4.7E+13

第1-2表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる 前処理建屋の溶解槽における臨界事故の<u>主排気筒</u> を介した大気中への放射性エアロゾルの放出量

	+4 III = .
核種	放出量
	(Bq)
S r - 90	5.0E+07
Y - 90	5.0E+07
R u - 106	9.9E+08
R h - 106	2.3E+08
C s - 134	1.1E+06
C s - 137	7.0E+07
B a -137m	6.7E+07
C e - 144	1.5E+03
P r - 144	1.5E+03
S b -125	2.9E+05
P m - 147	2.0E+06
E u - 154	3.3E+06
P u - 238	4.8E+06
P u - 239	4.6E+05
P u - 240	7.3E+05
P u - 241	1.0E+08
P u - 242	3.1E+03
A m - 241	5.0E+06
A m - 242	1.6E+04
A m - 243	4.5E+04
C m - 242	1.4E+04
C m - 243	3.7E+04
C m - 244	3.5E+06

第1-3表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のエンドピース酸洗浄槽における 臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性 希ガス及び放射性ヨウ素の放出量

核種	放出量 (Bq)
K r - 83 m	5.6E+13
K r - 85 m	5.6E+13
K r - 85	5.9E+08
K r - 87	3.8E+14
K r - 88	2.5E+14
K r - 89	1.7E+16
X e - 131 m	2.7E+10
X = -133 m	6.8E+11
X e - 133	1.0E+13
X = -135 m	7.8E+14
X e -135	1.4E+14
X e - 137	1.8E+16
X e -138	5.1E+15
I - 129	2.3E+02
I - 131	7.1E+11
I - 132	8.9E+13
I - 133	1.6E+13
I - 134	4.2E+14
I - 135	4.7E+13

第1-4表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のエンドピース酸洗浄槽における 臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性 エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	5.0E+07
Y - 90	5.0E+07
R u - 106	6.9E+08
R h - 106	2.3E+08
$C \ s - 134$	1.1E+06
$C \ s - 137$	7.0E+07
B a -137m	6.7E+07
C e - 144	1.5E+03
P r - 144	1.5E+03
S b - 125	2.9E+05
P m - 147	2.0E+06
E u - 154	3.3E+06
P u - 238	4.8E+06
P u - 239	4.6E+05
P u - 240	7.3E+05
P u - 241	1.0E+08
P u - 242	3.1E+03
A m - 241	5.0E+06
A m - 242	1.6E+04
A m - 243	4.5E+04
C m - 242	1.4E+04
C m - 243	3.7E+04
C m - 244	3.5E+06

第1-5表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のハル洗浄槽における臨界事故の 主排気筒を介した大気中への放射性希ガス及び 放射性ヨウ素の放出量

核種	放出量 (Bq)
K r - 83 m	5.6E+13
K r - 85 m	5.6E+13
K r - 85	5.9E+08
K r - 87	3.8E+14
K r - 88	2.5E+14
K r - 89	1.7E+16
X e - 131 m	2.7E+10
X = -133 m	6.8E+11
X e -133	1.0E+13
X = -135 m	7.8E+14
X e - 135	1.4E+14
X e - 137	1.8E+16
X e -138	5.1E+15
I - 129	2.3E+02
I - 131	7.1E+11
I - 132	8.9E+13
I - 133	1.6E+13
I - 134	4.2E+14
I - 135	4.7E+13

第1-6表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のハル洗浄槽における臨界事故の 主排気筒を介した大気中への放射性エアロゾル の放出量

核種	放出量 (Bq)	
S r - 90	5.0E+07	
Y - 90	5.0E+07	
R u - 106	6.6E+07	
R h - 106	2.3E+08	
C s - 134	1.1E+06	
C s - 137	7.0E+07	
B a -137m	6.7E+07	
C e - 144	1.5E+03	
P r -144	1.5E+03	
S b - 125	2.9E+05	
P m - 147	2.0E+06	
E u - 154	3.3E+06	
P u - 238	4.8E+06	
P u - 239	4.6E+05	
P u - 240	7.3E+05	
P u - 241	1.0E+08	
P u - 242	3.1E+03	
A m - 241	5.0E+06	
A m - 242	1.6E+04	
A m - 243	4.5E+04	
C m - 242	1.4E+04	
C m - 243	3.7E+04	
C m - 244	3.5E+06	

第1-7表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第5一次貯留処理槽における臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出量

核種	放出量 (Bq)
K r - 83 m	3.1E+13
K r - 85 m	2.4E+13
K r - 85	2.7E+08
K r - 87	1.4E+14
K r - 88	9.1E+13
K r -89	5.3E+15
X e - 131 m	3.4E+10
X = -133 m	8.2E+11
X e - 133	1.1E+13
X = -135 m	1.2E+15
X e - 135	1.6E+14
X e - 137	1.9E+16
X e - 138	4.0E+15
I - 129	5.3E+02
I - 131	9.3E+11
I - 132	1.1E+14
I - 133	1.6E+13
I - 134	4.0E+14
I - 135	4.6E+13

第1-8表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第5一次貯留処理槽における臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	0.0E+00
Y - 90	0.0E+00
R u - 106	5.4E+03
R h - 106	1.2E+03
C s - 134	0.0E+00
$C \ s - 137$	0.0E+00
B a -137m	0.0E+00
C e - 144	0.0E+00
P r - 144	0.0E+00
S b - 125	2.0E-01
P m - 147	1.3E+00
E u - 154	2.2E+00
P u - 238	4.8E+07
P u - 239	4.6E+06
P u - 240	7.3E+06
P u - 241	1.0E+09
P u - 242	3.0E+04
A m - 241	0.0E+00
A m - 242	0.0E+00
A m - 243	0.0E+00
C m - 242	0.0E+00
C m - 243	0.0E+00
C m - 244	0.0E+00

第1-9表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第7一次貯留処理槽における臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出量

核種	放出量 (Bq)
K r - 83 m	3.1E+13
K r - 85 m	2.4E+13
K r - 85	2.7E+08
K r - 87	1.4E+14
K r - 88	9.1E+13
K r - 89	5.3E+15
X = -131 m	3.4E+10
X = -133 m	8.2E+11
X e -133	1.1E+13
X = -135 m	1. 2E+15
X e - 135	1.6E+14
X e - 137	1.9E+16
X e - 138	4.0E+15
I - 129	5.3E+02
I - 131	9.3E+11
I - 132	1.1E+14
I - 133	1.6E+13
I - 134	4.0E+14
I - 135	4.6E+13

第1-10表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第7一次貯留処理槽における臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)	
S r - 90	0.0E+00	
Y - 90	0.0E+00	
R u - 106	2.3E+04	
R h - 106	1.2E+03	
C s - 134	0.0E+00	
C s - 137	0.0E+00	
B a -137m	0.0E+00	
C e - 144	0.0E+00	
P r -144	0.0E+00	
S b - 125	2.0E-01	
P m - 147	1.3E+00	
E u - 154	2.2E+00	
P u - 238	4.8E+07	
P u - 239	4.6E+06	
P u - 240	7.3E+06	
P u - 241	1.0E+09	
P u - 242	3.0E+04	
A m - 241	0.0E+00	
A m - 242	0.0E+00	
A m - 243	0.0E+00	
C m - 242	0.0E+00	
C m - 243	0.0E+00	
C m - 244	0.0E+00	

第1-11表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用い る前処理建屋の溶解槽における臨界事故の<u>主排</u> 気筒を介した大気中への放射性希ガス及び放射 性ヨウ素の放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間 (s)	放出終了時間 (s)
K r - 83 m	5.6E+08	0	99000
K r - 85 m	5.7E+08	0	99000
K r -85	6.0E+03	0	99000
K r -87	3.9E+09	0	99000
K r -88	2.5E+09	0	99000
K r - 89	1.7E+11	0	99000
X e - 131 m	2.7E+05	0	99000
X = -133 m	6.8E+06	0	99000
X e -133	1.0E+08	0	99000
X = -135 m	7.9E+09	0	99000
X e -135	1.4E+09	0	99000
X e -137	1.9E+11	0	99000
X e -138	5.2E+10	0	99000
I - 129	2.3E-03	0	99000
I - 131	7.1E+06	0	99000
I - 132	9.0E+08	0	99000
I - 133	1.6E+08	0	99000
I - 134	4.2E+09	0	99000
I - 135	4.7E+08	0	99000

第1-12表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる 前処理建屋の溶解槽における臨界事故の<u>主排気筒</u> を介した大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間(s)	放出終了時間 (s)
S r - 90	5.1E+02	0	99000
Y - 90	5.1E+02	0	99000
R u - 106	1.0E+04	0	99000
R h - 106	2.4E+03	0	99000
C s - 134	1.1E+01	0	99000
C s - 137	7.1E+02	0	99000
B a -137m	6.7E+02	0	99000
C e -144	1.5E-02	0	99000
P r -144	1.5E-02	0	99000
S b - 125	3.0E+00	0	99000
P m - 147	2.0E+01	0	99000
E u - 154	3.4E+01	0	99000
P u - 238	4.8E+01	0	99000
P u - 239	4.6E+00	0	99000
P u - 240	7.4E+00	0	99000
P u - 241	1.0E+03	0	99000
P u - 242	3.1E-02	0	99000
A m - 241	5.1E+01	0	99000
A m - 242	1.7E-01	0	99000
A m - 243	4.6E-01	0	99000
C m - 242	1.4E-01	0	99000
C m - 243	3.8E-01	0	99000
C m - 244	3.5E+01	0	99000

第1-13表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のエンドピース酸洗浄槽における 臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性 希ガス及び放射性ヨウ素の放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間(s)	放出終了時間 (s)
K r - 83 m	5.6E+08	0	99000
K r - 85 m	5.7E+08	0	99000
K r - 85	6.0E+03	0	99000
K r - 87	3.9E+09	0	99000
K r -88	2.5E+09	0	99000
K r - 89	1.7E+11	0	99000
X e - 131 m	2.7E+05	0	99000
X = -133 m	6.8E+06	0	99000
X e -133	1.0E+08	0	99000
X = -135 m	7.9E+09	0	99000
X e -135	1.4E+09	0	99000
X e - 137	1.9E+11	0	99000
X e -138	5.2E+10	0	99000
I - 129	2.3E-03	0	99000
I - 131	7.1E+06	0	99000
I - 132	9.0E+08	0	99000
I - 133	1.6E+08	0	99000
I - 134	4.2E+09	0	99000
I - 135	4.7E+08	0	99000

第1-14表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のエンドピース酸洗浄槽における 臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性 エアロゾルの放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間(s)	放出終了時間 (s)
S r - 90	5.1E+02	0	99000
Y - 90	5.1E+02	0	99000
R u - 106	7.0E+03	0	99000
R h - 106	2.4E+03	0	99000
C s - 134	1.1E+01	0	99000
C s - 137	7.1E+02	0	99000
B a -137m	6.7E+02	0	99000
C e - 144	1.5E-02	0	99000
P r -144	1.5E-02	0	99000
S b - 125	3.0E+00	0	99000
P m - 147	2.0E+01	0	99000
E u - 154	3.4E+01	0	99000
P u - 238	4.8E+01	0	99000
P u - 239	4.6E+00	0	99000
P u - 240	7.4E+00	0	99000
P u - 241	1.0E+03	0	99000
P u - 242	3.1E-02	0	99000
A m - 241	5.1E+01	0	99000
A m - 242	1.7E-01	0	99000
A m - 243	4.6E-01	0	99000
C m - 242	1.4E-01	0	99000
C m - 243	3.8E-01	0	99000
C m - 244	3.5E+01	0	99000

第1-15表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のハル洗浄槽における臨界事故の 主排気筒を介した大気中への放射性希ガス及び 放射性ヨウ素の放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間 (s)	放出終了時間 (s)
K r - 83 m	5.6E+08	0	99000
K r - 85 m	5.7E+08	0	99000
K r - 85	6.0E+03	0	99000
K r - 87	3.9E+09	0	99000
K r - 88	2.5E+09	0	99000
K r - 89	1.7E+11	0	99000
X e - 131 m	2.7E+05	0	99000
X = -133 m	6.8E+06	0	99000
X e - 133	1.0E+08	0	99000
X = -135 m	7.9E+09	0	99000
X e -135	1.4E+09	0	99000
X e - 137	1.9E+11	0	99000
X e -138	5.2E+10	0	99000
I - 129	2.3E-03	0	99000
I - 131	7.1E+06	0	99000
I - 132	9.0E+08	0	99000
I - 133	1.6E+08	0	99000
I - 134	4.2E+09	0	99000
I - 135	4.7E+08	0	99000

第1-16表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる前処理建屋のハル洗浄槽における臨界事故の 主排気筒を介した大気中への放射性エアロゾル の放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	5.1E+02	0	99000
Y - 90	5.1E+02	0	99000
R u - 106	6.7E+02	0	99000
R h - 106	2.4E+03	0	99000
C s - 134	1.1E+01	0	99000
C s - 137	7.1E+02	0	99000
B a -137m	6.7E+02	0	99000
C e - 144	1.5E-02	0	99000
P r - 144	1.5E-02	0	99000
S b - 125	3.0E+00	0	99000
P m - 147	2.0E+01	0	99000
E u - 154	3.4E+01	0	99000
P u - 238	4.8E+01	0	99000
P u - 239	4.6E+00	0	99000
P u - 240	7.4E+00	0	99000
P u - 241	1.0E+03	0	99000
P u - 242	3.1E-02	0	99000
A m - 241	5.1E+01	0	99000
A m - 242	1.7E-01	0	99000
A m - 243	4.6E-01	0	99000
C m - 242	1.4E-01	0	99000
C m - 243	3.8E-01	0	99000
C m - 244	3.5E+01	0	99000

第1-17表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第5一次貯留処理槽における臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間 (s)	放出終了時間 (s)
K r - 83 m	3.1E+08	0	99000
K r - 85 m	2.4E+08	0	99000
K r - 85	2.7E+03	0	99000
K r - 87	1.5E+09	0	99000
K r - 88	9.2E+08	0	99000
K r - 89	5.4E+10	0	99000
X e - 131 m	3.4E+05	0	99000
X = -133 m	8.3E+06	0	99000
X e -133	1.1E+08	0	99000
X = -135 m	1.2E+10	0	99000
X e -135	1.6E+09	0	99000
X e -137	1.9E+11	0	99000
X e -138	4.0E+10	0	99000
I - 129	5.3E-03	0	99000
I - 131	9.4E+06	0	99000
I - 132	1.1E+09	0	99000
I - 133	1.6E+08	0	99000
I - 134	4.0E+09	0	99000
I - 135	4.6E+08	0	99000

第1-18表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第5-次貯留処理槽における臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間(s)	放出終了時間 (s)
S r - 90	0.0E+00	0	99000
Y - 90	0.0E+00	0	99000
R u - 106	5.4E-02	0	99000
R h - 106	1.2E-02	0	99000
C s - 134	0.0E+00	0	99000
C s - 137	0.0E+00	0	99000
B a -137m	0.0E+00	0	99000
C e - 144	0.0E+00	0	99000
P r -144	0.0E+00	0	99000
S b - 125	2.0E-06	0	99000
P m - 147	1.4E-05	0	99000
E u - 154	2.2E-05	0	99000
P u - 238	4.8E+02	0	99000
P u - 239	4.6E+01	0	99000
P u - 240	7.3E+01	0	99000
P u - 241	1.0E+04	0	99000
P u - 242	3.1E-01	0	99000
A m - 241	0.0E+00	0	99000
A m - 242	0.0E+00	0	99000
A m - 243	0.0E+00	0	99000
C m - 242	0.0E+00	0	99000
C m - 243	0.0E+00	0	99000
C m - 244	0.0E+00	0	99000

第1-19表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第7一次貯留処理槽における臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性希ガス及び放射性ヨウ素の放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間(s)	放出終了時間 (s)
K r - 83 m	3.1E+08	0	99000
K r - 85 m	2.4E+08	0	99000
K r - 85	2.7E+03	0	99000
K r - 87	1.5E+09	0	99000
K r -88	9.2E+08	0	99000
K r - 89	5.4E+10	0	99000
X e - 131 m	3.4E+05	0	99000
X = -133 m	8.3E+06	0	99000
X e -133	1.1E+08	0	99000
X = -135 m	1.2E+10	0	99000
X e -135	1.6E+09	0	99000
X e -137	1.9E+11	0	99000
X e -138	4.0E+10	0	99000
I - 129	5.3E-03	0	99000
I - 131	9.4E+06	0	99000
I - 132	1.1E+09	0	99000
I - 133	1.6E+08	0	99000
I - 134	4.0E+09	0	99000
I - 135	4.6E+08	0	99000

第1-20表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる精製建屋の第7一次貯留処理槽における臨界事故の主排気筒を介した大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間 (s)	放出終了時間 (s)
S r - 90	0.0E+00	0	99000
Y - 90	0.0E+00	0	99000
R u - 106	2.3E-01	0	99000
R h - 106	1.2E-02	0	99000
C s - 134	0.0E+00	0	99000
C s - 137	0.0E+00	0	99000
B a -137m	0.0E+00	0	99000
C e - 144	0.0E+00	0	99000
P r -144	0.0E+00	0	99000
S b - 125	2.0E-06	0	99000
P m - 147	1.4E-05	0	99000
E u - 154	2.2E-05	0	99000
P u - 238	4.8E+02	0	99000
P u - 239	4.6E+01	0	99000
P u - 240	7.3E+01	0	99000
P u - 241	1.0E+04	0	99000
P u - 242	3.1E-01	0	99000
A m - 241	0.0E+00	0	99000
A m - 242	0.0E+00	0	99000
A m - 243	0.0E+00	0	99000
C m - 242	0.0E+00	0	99000
C m - 243	0.0E+00	0	99000
C m - 244	0.0E+00	0	99000

第1-21表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の前処理建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	5.7E+08
Y - 90	5.7E+08
R u - 106	2.2E+07
R h - 106	2.2E+07
C s - 134	1.3E+07
C s - 137	8.1E+08
B a -137m	7.6E+08
C e - 144	1.7E+04
P r -144	1.7E+04
S b -125	3.3E+06
P m - 147	2.3E+07
E u - 154	3.8E+07
P u - 238	5.5E+07
P u - 239	5.2E+06
P u - 240	8.4E+06
P u - 241	1.2E+09
P u - 242	3.5E+04
A m - 241	5.7E+07
A m - 242	1.9E+05
A m - 243	5.2E+05
C m - 242	1.6E+05
C m - 243	4.3E+05
C m - 244	4.0E+07

第1-22表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の分離建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への放射性エアロゾルの放出量

下乡 本由	4 山 昌
	女出 量 B q)
S r - 90 8.	0E+10
Y - 90 8.	0E+10
R u -106 3.	9E+09
R h -106 3.	9E+09
C s - 134 1.	9E+09
C s - 137 1.	2E+11
B a $-137 \mathrm{m}$ 1.	1E+11
C e - 144 2.	4E+06
P r - 144 2.	4E+06
S b -125 6.	4E+08
P m - 147 4.	4E+09
E u -154 7.	3E+09
P u - 238 1.	9E+07
P u - 239 1.	8E+06
P u -240 2.	9E+06
P u -241 4.	1E+08
P u -242 1.	2E+04
A m -241 8.	1E+09
A m -242 2.	6E+07
A m -243 7.	3E+07
C m - 242 2.	2E+07
C m - 243 6.	0E+07
C m - 244 5.	6E+09

第1-23表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の精製建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への放射性エアロゾルの放出量

	放出量
核 種 	(Bq)
S r - 90	0.0E+00
Y - 90	0.0E+00
R u - 106	9.1E+03
R h - 106	9.1E+03
C s - 134	0.0E+00
C s - 137	0.0E+00
B a -137m	0.0E+00
C e - 144	0.0E+00
P r - 144	0.0E+00
S b - 125	1.4E+02
P m - 147	9.9E+02
E u - 154	1.6E+03
P u - 238	2.8E+10
P u - 239	2.7E+09
P u - 240	4.3E+09
P u - 241	6.0E+11
P u - 242	1.8E+07
A m - 241	0.0E+00
A m - 242	0.0E+00
A m - 243	0.0E+00
C m - 242	0.0E+00
C m - 243	0.0E+00
C m - 244	0.0E+00

第1-24表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	2.8E+02
Y - 90	2.8E+02
R u - 106	1.2E+02
R h - 106	1.2E+02
C s - 134	3.6E+00
C s - 137	2.3E+02
B a -137m	2.2E+02
C e - 144	4.7E-02
P r - 144	4.7E-02
S b - 125	3.0E+02
P m - 147	2.1E+03
E u - 154	3.4E+03
P u - 238	7.8E+09
P u - 239	7.5E+08
P u - 240	1.2E+09
P u - 241	1.6E+11
P u - 242	5.0E+06
A m - 241	1.7E+08
A m - 242	0.0E+00
A m - 243	0.0E+00
C m - 242	0.0E+00
C m - 243	0.0E+00
C m - 244	0.0E+00

第1-25表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の 冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	1.0E+12
Y - 90	1.0E+12
R u - 106	5.2E+10
R h - 106	5.2E+10
C s - 134	2.4E+10
C s - 137	1.5E+12
B a -137m	1.4E+12
C e - 144	3.1E+07
P r -144	3.1E+07
S b -125	8.5E+09
P m - 147	5.8E+10
E u - 154	9.6E+10
P u - 238	2.5E+08
P u - 239	2.4E+07
P u - 240	3.8E+07
P u - 241	5.2E+09
P u - 242	1.6E+05
A m - 241	1.0E+11
A m - 242	3.4E+08
A m - 243	9.3E+08
C m - 242	2.8E+08
C m - 243	7.7E+08
C m - 244	7.2E+10

第1-26表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の分離建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への気体状の放射性物質の放出量

核種	放出量 (Bq)
R u - 106	9.3E+12
R h - 106	9.3E+12

第1-27表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の精製建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への気体状の放射性物質の放出量

核種	放出量 (Bq)
R u - 106	2.6E+07
R h - 106	2.6E+07

第1-28表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への気体状の放射性物質の放出量

核種	放出量 (Bq)
R u - 106	2.8E+05
R h - 106	2.8E+05

第1-29表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への気体状の放射性物質の放出量

核種	放出量 (Bq)
R u - 106	1.2E+13
R h - 106	1. 2E+13

第1-30表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の前処理建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の1回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	9.3E+10
Y - 90	9.3E+10
R u - 106	3.4E+07
R h - 106	3.4E+07
C s - 134	2.1E+09
C s - 137	1.3E+11
B a -137m	1.2E+11
C e - 144	2.8E+06
P r -144	2.8E+06
S b - 125	5.3E+08
P m - 147	3.7E+09
E u - 154	6.1E+09
P u - 238	8.9E+09
P u - 239	8.5E+08
P u - 240	1.4E+09
P u - 241	1.9E+11
P u - 242	5.7E+06
A m - 241	9.3E+09
A m - 242	3.0E+07
A m - 243	8.4E+07
C m - 242	2.5E+07
C m - 243	6.9E+07
C m - 244	6.5E+09

第1-31表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の分離建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の1回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	2.7E+11
Y - 90	2.7E+11
R u - 106	1.2E+08
R h - 106	1.2E+08
C s - 134	6.1E+09
$C \ s - 137$	3.9E+11
B a -137m	3.7E+11
C e - 144	8.1E+06
P r -144	8.1E+06
S b - 125	2.0E+09
P m - 147	1.4E+10
E u - 154	2.3E+10
P u - 238	5.4E+09
P u - 239	5.1E+08
P u - 240	8.2E+08
P u - 241	1.1E+11
P u - 242	3.4E+06
A m - 241	2.7E+10
A m - 242	8.8E+07
A m - 243	2.4E+08
C m - 242	7.3E+07
C m - 243	2.0E+08
C m - 244	1.9E+10

第1-32表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の精製建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の1回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	0.0E+00
Y - 90	0.0E+00
R u - 106	7.9E+02
R h - 106	7.9E+02
C s - 134	0.0E+00
C s - 137	0.0E+00
B a -137m	0.0E+00
C e - 144	0.0E+00
P r -144	0.0E+00
S b -125	1.2E+03
P m - 147	8.6E+03
E u - 154	1.4E+04
P u - 238	6.6E+10
P u - 239	6.3E+09
P u - 240	1.0E+10
P u - 241	1.4E+12
P u - 242	4.2E+07
A m - 241	0.0E+00
A m - 242	0.0E+00
A m - 243	0.0E+00
C m - 242	0.0E+00
C m - 243	0.0E+00
C m - 244	0.0E+00

第1-33表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋の放射線分解により発生する水素による爆 発の1回目の水素爆発の大気中への放射性エア ロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	5.5E+02
Y - 90	5.5E+02
R u - 106	2.3E+00
R h - 106	2.3E+00
$C \ s - 134$	7.3E+00
C s - 137	4.6E+02
B a -137m	4.4E+02
C e - 144	9.4E-02
P r - 144	9.4E-02
S b - 125	6.0E+02
P m - 147	4.1E+03
E u - 154	6.8E+03
P u - 238	1.6E+10
P u - 239	1.5E+09
P u - 240	2.4E+09
P u - 241	3.3E+11
P u - 242	1.0E+07
A m - 241	3.4E+08
A m - 242	0.0E+00
A m - 243	0.0E+00
C m - 242	0.0E+00
C m - 243	0.0E+00
C m - 244	0.0E+00

第1-34表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の1回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	2.5E+12
Y - 90	2.5E+12
R u - 106	1.2E+09
R h - 106	1.2E+09
C s - 134	5.8E+10
C s - 137	3.7E+12
B a -137m	3.5E+12
C e - 144	7.5E+07
P r -144	7.5E+07
S b -125	2.1E+10
P m - 147	1.4E+11
E u - 154	2.3E+11
P u - 238	6.0E+08
P u - 239	5.8E+07
P u - 240	9.2E+07
P u - 241	1.3E+10
P u - 242	3.9E+05
A m - 241	2.5E+11
A m - 242	8.2E+08
A m - 243	2.3E+09
C m - 242	6.8E+08
C m - 243	1.9E+09
C m - 244	1.7E+11

補 2-8-添 1-34

第1-35表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の前処理建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の2回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	9.3E+10
Y - 90	9.3E+10
R u - 106	3.4E+07
R h - 106	3.4E+07
C s - 134	2.1E+09
C s - 137	1.3E+11
$B \ a \ -137 m$	1.2E+11
C e - 144	2.8E+06
P r - 144	2.8E+06
S b - 125	5.3E+08
P m - 147	3.7E+09
E u - 154	6.1E+09
P u - 238	8.9E+09
P u - 239	8.5E+08
P u - 240	1.4E+09
P u - 241	1.9E+11
P u - 242	5.7E+06
A m - 241	9.3E+09
A m - 242	3.0E+07
A m - 243	8.4E+07
C m - 242	2.5E+07
C m - 243	6.9E+07
C m - 244	6.5E+09

第1-36表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の分離建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の2回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種		
$\begin{array}{c cccc} Y-90 & 1.7E+11 \\ \hline R & u-106 & 8.0E+07 \\ \hline R & h-106 & 8.0E+07 \\ \hline C & s-134 & 3.9E+09 \\ \hline C & s-137 & 2.5E+11 \\ \hline B & a-137m & 2.3E+11 \\ \hline C & e-144 & 5.1E+06 \\ \hline P & r-144 & 5.1E+06 \\ \hline S & b-125 & 1.3E+09 \\ \hline P & m-147 & 9.1E+09 \\ \hline E & u-154 & 1.5E+10 \\ \hline P & u-238 & 1.5E+09 \\ \hline P & u-240 & 2.4E+08 \\ \hline P & u-241 & 3.3E+10 \\ \hline \end{array}$	核種	
$\begin{array}{c cccc} Y-90 & 1.7E+11 \\ R u-106 & 8.0E+07 \\ R h-106 & 8.0E+07 \\ C s-134 & 3.9E+09 \\ C s-137 & 2.5E+11 \\ B a-137m & 2.3E+11 \\ C e-144 & 5.1E+06 \\ P r-144 & 5.1E+06 \\ S b-125 & 1.3E+09 \\ P m-147 & 9.1E+09 \\ E u-154 & 1.5E+10 \\ P u-238 & 1.5E+09 \\ P u-239 & 1.5E+08 \\ P u-240 & 2.4E+08 \\ P u-241 & 3.3E+10 \\ \end{array}$	S r - 90	1.7E+11
R h - 106 8. 0E+07 C s - 134 3. 9E+09 C s - 137 2. 5E+11 B a - 137 m 2. 3E+11 C e - 144 5. 1E+06 P r - 144 5. 1E+06 S b - 125 1. 3E+09 P m - 147 9. 1E+09 E u - 154 1. 5E+10 P u - 238 1. 5E+09 P u - 239 1. 5E+08 P u - 240 2. 4E+08 P u - 241 3. 3E+10		1.7E+11
$\begin{array}{c cccc} C & s & -134 & 3.9E+09 \\ \hline C & s & -137 & 2.5E+11 \\ \hline B & a & -137m & 2.3E+11 \\ \hline C & e & -144 & 5.1E+06 \\ \hline P & r & -144 & 5.1E+06 \\ \hline S & b & -125 & 1.3E+09 \\ \hline P & m & -147 & 9.1E+09 \\ \hline E & u & -154 & 1.5E+10 \\ \hline P & u & -238 & 1.5E+09 \\ \hline P & u & -239 & 1.5E+08 \\ \hline P & u & -240 & 2.4E+08 \\ \hline P & u & -241 & 3.3E+10 \\ \hline \end{array}$	R u - 106	8.0E+07
$\begin{array}{c cccc} C & s & -137 & 2.5E+11 \\ B & a & -137 m & 2.3E+11 \\ \hline C & e & -144 & 5.1E+06 \\ P & r & -144 & 5.1E+06 \\ S & b & -125 & 1.3E+09 \\ P & m & -147 & 9.1E+09 \\ E & u & -154 & 1.5E+10 \\ P & u & -238 & 1.5E+09 \\ P & u & -239 & 1.5E+08 \\ P & u & -240 & 2.4E+08 \\ P & u & -241 & 3.3E+10 \\ \hline \end{array}$	R h - 106	8.0E+07
B a - 137 m 2.3E+11 C e - 144 5.1E+06 P r - 144 5.1E+06 S b - 125 1.3E+09 P m - 147 9.1E+09 E u - 154 1.5E+10 P u - 238 1.5E+09 P u - 239 1.5E+08 P u - 240 2.4E+08 P u - 241 3.3E+10		3.9E+09
C e - 144 5. 1E+06 P r - 144 5. 1E+06 S b - 125 1. 3E+09 P m - 147 9. 1E+09 E u - 154 1. 5E+10 P u - 238 1. 5E+09 P u - 239 1. 5E+08 P u - 240 2. 4E+08 P u - 241 3. 3E+10	C s - 137	2.5E+11
P r - 144 5. 1E+06 S b - 125 1. 3E+09 P m - 147 9. 1E+09 E u - 154 1. 5E+10 P u - 238 1. 5E+09 P u - 239 1. 5E+08 P u - 240 2. 4E+08 P u - 241 3. 3E+10	B a -137m	2.3E+11
S b - 125 1. 3E+09 P m - 147 9. 1E+09 E u - 154 1. 5E+10 P u - 238 1. 5E+09 P u - 239 1. 5E+08 P u - 240 2. 4E+08 P u - 241 3. 3E+10	C e - 144	5.1E+06
P m - 147 9. 1E+09 E u - 154 1. 5E+10 P u - 238 1. 5E+09 P u - 239 1. 5E+08 P u - 240 2. 4E+08 P u - 241 3. 3E+10	P r -144	5.1E+06
E u - 154 1.5E+10 P u - 238 1.5E+09 P u - 239 1.5E+08 P u - 240 2.4E+08 P u - 241 3.3E+10	S b - 125	1.3E+09
P u - 238 1.5E+09 P u - 239 1.5E+08 P u - 240 2.4E+08 P u - 241 3.3E+10	P m - 147	9.1E+09
P u - 239 1.5E+08 P u - 240 2.4E+08 P u - 241 3.3E+10	E u - 154	1.5E+10
P u - 240 2.4E+08 P u - 241 3.3E+10	P u - 238	1.5E+09
P u - 241 3.3E+10	P u - 239	1.5E+08
	P u - 240	2.4E+08
P u -242 9.9E+05	P u - 241	3.3E+10
	P u - 242	9.9E+05
A m $- 241$ 1. 7E+10	A m - 241	1.7E+10
A m $- 242$ 5. 6E+07	A m - 242	5.6E+07
A m $- 243$ 1. 5E+08	A m -243	1.5E+08
C m - 242 4. 6E+07	C m - 242	4.6E+07
C m - 243 1. 3E+08	C m - 243	1.3E+08
C m - 244 1. 2E+10	C m - 244	1.2E+10

第1-37表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の精製建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の2回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	0.0E+00
Y - 90	0.0E+00
R u - 106	7.9E+02
R h - 106	7.9E+02
$C \ s - 134$	0.0E+00
$C \ s - 137$	0.0E+00
B a -137m	0.0E+00
C e - 144	0.0E+00
P r -144	0.0E+00
S b - 125	1.2E+03
P m - 147	8.6E+03
E u - 154	1.4E+04
P u - 238	6.6E+10
P u - 239	6.3E+09
P u - 240	1.0E+10
P u - 241	1.4E+12
P u - 242	4.2E+07
A m - 241	0.0E+00
A m - 242	0.0E+00
A m - 243	0.0E+00
C m - 242	0.0E+00
C m - 243	0.0E+00
C m - 244	0.0E+00

第1-38表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋の放射線分解により発生する水素による爆 発の2回目の水素爆発の大気中への放射性エア ロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	5.5E+02
Y - 90	5.5E+02
R u - 106	2.3E+00
R h - 106	2.3E+00
$C \ s - 134$	7.3E+00
C s - 137	4.6E+02
B a -137m	4.4E+02
C e - 144	9.4E-02
P r - 144	9.4E-02
S b - 125	6.0E+02
P m - 147	4.1E+03
E u - 154	6.8E+03
P u - 238	1.6E+10
P u - 239	1.5E+09
P u - 240	2.4E+09
P u - 241	3.3E+11
P u - 242	1.0E+07
A m - 241	3.4E+08
A m - 242	0.0E+00
A m - 243	0.0E+00
C m - 242	0.0E+00
C m - 243	0.0E+00
C m - 244	0.0E+00

補 2-8-添 1-38

第1-39表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の2回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出量

核種	放出量 (Bq)
S r - 90	2.2E+12
Y - 90	2.2E+12
R u - 106	1.1E+09
R h - 106	1.1E+09
C s - 134	5.1E+10
C s - 137	3.2E+12
B a -137m	3.1E+12
C e - 144	6.7E+07
P r -144	6.7E+07
S b -125	1.8E+10
P m - 147	1.3E+11
E u - 154	2.1E+11
P u - 238	5.3E+08
P u - 239	5.1E+07
P u - 240	8.1E+07
P u - 241	1.1E+10
P u - 242	3.4E+05
A m - 241	2.2E+11
A m - 242	7.3E+08
A m - 243	2.0E+09
C m - 242	6.0E+08
C m - 243	1.7E+09
C m - 244	1.5E+11

第1-40表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の前処理建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
15人 1至	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	8.1E+03	533783	604800
Y - 90	8.1E+03	533783	604800
R u - 106	3.0E+02	533783	604800
R h - 106	3.0E+02	533783	604800
C s - 134	1.8E+02	533783	604800
C s - 137	1.1E+04	533783	604800
B a -137m	1.1E+04	533783	604800
C e -144	2.5E-01	533783	604800
P r -144	2.5E-01	533783	604800
S b - 125	4.7E+01	533783	604800
P m - 147	3.2E+02	533783	604800
E u - 154	5.3E+02	533783	604800
P u - 238	7.7E+02	533783	604800
P u - 239	7.4E+01	533783	604800
P u - 240	1.2E+02	533783	604800
P u - 241	1.6E+04	533783	604800
P u - 242	4.9E-01	533783	604800
A m - 241	8.1E+02	533783	604800
A m - 242	2.7E+00	533783	604800
A m - 243	7.3E+00	533783	604800
C m - 242	2.2E+00	533783	604800
C m - 243	6.0E+00	533783	604800
C m - 244	5.6E+02	533783	604800

第1-41表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の分離建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への放射性エアロゾルの放出率

 核 種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
1久 1里	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	2.3E+05	54360	403560
Y - 90	2.3E+05	54360	403560
R u - 106	1.1E+04	54360	403560
R h - 106	1.1E+04	54360	403560
C s - 134	5.3E+03	54360	403560
C s - 137	3.4E+05	54360	403560
B a -137m	3.2E+05	54360	403560
C e - 144	6.9E+00	54360	403560
P r - 144	6.9E+00	54360	403560
S b - 125	1.8E+03	54360	403560
P m - 147	1.3E+04	54360	403560
E u - 154	2.1E+04	54360	403560
P u - 238	5.5E+01	54360	403560
P u - 239	5.3E+00	54360	403560
P u - 240	8.4E+00	54360	403560
P u - 241	1.2E+03	54360	403560
P u - 242	3.5E-02	54360	403560
A m - 241	2.3E+04	54360	403560
A m - 242	7.6E+01	54360	403560
A m - 243	2.1E+02	54360	403560
C m - 242	6.3E+01	54360	403560
C m - 243	1.7E+02	54360	403560
C m - 244	1.6E+04	54360	403560

第1-42表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の精製建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
1久 1里	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	0.0E+00	41361	212519
Y - 90	0.0E+00	41361	212519
R u - 106	5.3E-02	41361	212519
R h - 106	5.3E-02	41361	212519
C s -134	0.0E+00	41361	212519
C s - 137	0.0E+00	41361	212519
B a -137m	0.0E+00	41361	212519
C e - 144	0.0E+00	41361	212519
P r -144	0.0E+00	41361	212519
S b - 125	8.4E-04	41361	212519
P m - 147	5.8E-03	41361	212519
E u - 154	9.6E-03	41361	212519
P u - 238	1.7E+05	41361	212519
P u - 239	1.6E+04	41361	212519
P u - 240	2.5E+04	41361	212519
P u - 241	3.5E+06	41361	212519
P u - 242	1.1E+02	41361	212519
A m - 241	0.0E+00	41361	212519
A m - 242	0.0E+00	41361	212519
A m - 243	0.0E+00	41361	212519
C m - 242	0.0E+00	41361	212519
C m - 243	0.0E+00	41361	212519
C m - 244	0.0E+00	41361	212519

第1-43表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への放射性エアロゾルの放出率

 核 種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	1.7E-03	68717	234347
Y - 90	1.7E-03	68717	234347
R u - 106	7.0E-04	68717	234347
R h - 106	7.0E-04	68717	234347
C s - 134	2.2E-05	68717	234347
C s - 137	1.4E-03	68717	234347
B a -137m	1.3E-03	68717	234347
C e - 144	2.8E-07	68717	234347
P r - 144	2.8E-07	68717	234347
S b - 125	1.8E-03	68717	234347
P m - 147	1.2E-02	68717	234347
E u - 154	2.1E-02	68717	234347
P u - 238	4.7E+04	68717	234347
P u - 239	4.5E+03	68717	234347
P u - 240	7.2E+03	68717	234347
P u - 241	9.9E+05	68717	234347
P u - 242	3.0E+01	68717	234347
A m - 241	1.0E+03	68717	234347
A m - 242	0.0E+00	68717	234347
A m - 243	0.0E+00	68717	234347
C m - 242	0.0E+00	68717	234347
C m - 243	0.0E+00	68717	234347
C m - 244	0.0E+00	68717	234347

第1-44表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の 冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への放射性エアロゾルの放出率

 核 種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
1夕 1里	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	1.9E+06	83116	604800
Y - 90	1.9E+06	83116	604800
R u - 106	9.9E+04	83116	604800
R h - 106	9.9E+04	83116	604800
C s - 134	4.5E+04	83116	604800
C s - 137	2.9E+06	83116	604800
B a -137m	2.7E+06	83116	604800
C e -144	5.9E+01	83116	604800
P r -144	5.9E+01	83116	604800
S b - 125	1.6E+04	83116	604800
P m - 147	1.1E+05	83116	604800
E u - 154	1.8E+05	83116	604800
P u - 238	4.7E+02	83116	604800
P u - 239	4.5E+01	83116	604800
P u - 240	7.2E+01	83116	604800
P u - 241	1.0E+04	83116	604800
P u - 242	3.0E-01	83116	604800
A m - 241	2.0E+05	83116	604800
A m - 242	6.5E+02	83116	604800
A m - 243	1.8E+03	83116	604800
C m - 242	5.4E+02	83116	604800
C m - 243	1.5E+03	83116	604800
C m - 244	1.4E+05	83116	604800

第1-45表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の分離建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への気体状の放射性物質の放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間 (s)	放出終了時間 (s)
R u - 106	1.1E+08	317160	403560
R h - 106	1.1E+08	317160	403560

第1-46表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の精製建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への気体状の放射性物質の放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間 (s)	放出終了時間 (s)
R u - 106	1.0E+03	186845	212519
R h - 106	1.0E+03	186845	212519

第1-47表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への気体状の放射性物質の放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間 (s)	放出終了時間 (s)
R u - 106	1.1E+01	209502	234347
R h - 106	1.1E+01	209502	234347

第1-48表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の大気中への気体状の放射性物質の放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間(s)	放出終了時 間 (s)
R u - 106	5.0E+08	580865	604800
R h - 106	5.0E+08	580865	604800

第1-49表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の前処理建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の1回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出率

 核 種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
1久 1里	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	9.3E+10	273600	273601
Y - 90	9.3E+10	273600	273601
R u - 106	3.4E+07	273600	273601
R h - 106	3.4E+07	273600	273601
C s - 134	2.1E+09	273600	273601
C s - 137	1.3E+11	273600	273601
B a -137m	1.2E+11	273600	273601
C e - 144	2.8E+06	273600	273601
P r - 144	2.8E+06	273600	273601
S b - 125	5.3E+08	273600	273601
P m - 147	3.7E+09	273600	273601
E u - 154	6.1E+09	273600	273601
P u - 238	8.9E+09	273600	273601
P u - 239	8.5E+08	273600	273601
P u - 240	1.4E+09	273600	273601
P u - 241	1.9E+11	273600	273601
P u - 242	5.7E+06	273600	273601
A m - 241	9.3E+09	273600	273601
A m - 242	3.0E+07	273600	273601
A m - 243	8.4E+07	273600	273601
C m - 242	2.5E+07	273600	273601
C m - 243	6.9E+07	273600	273601
C m - 244	6.5E+09	273600	273601

第1-50表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の分離建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の1回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間 (s)	放出終了時 間 (s)
S r - 90	2.7E+11	50400	50401
Y - 90	2.7E+11	50400	50401
R u - 106	1.2E+08	50400	50401
R h - 106	1.2E+08	50400	50401
C s - 134	6.1E+09	50400	50401
C s - 137	3.9E+11	50400	50401
B a -137m	3.7E+11	50400	50401
C e - 144	8.1E+06	50400	50401
P r -144	8.1E+06	50400	50401
S b - 125	2.0E+09	50400	50401
P m - 147	1.4E+10	50400	50401
E u - 154	2.3E+10	50400	50401
P u - 238	5.4E+09	50400	50401
P u - 239	5.1E+08	50400	50401
P u - 240	8.2E+08	50400	50401
P u - 241	1.1E+11	50400	50401
P u - 242	3.4E+06	50400	50401
A m - 241	2.7E+10	50400	50401
A m - 242	8.8E+07	50400	50401
A m - 243	2.4E+08	50400	50401
C m - 242	7.3E+07	50400	50401
C m - 243	2.0E+08	50400	50401
C m - 244	1.9E+10	50400	50401

第1-51表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の精製建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の1回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出率

 核 種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
15 1至	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	0.0E+00	61200	61201
Y - 90	0.0E+00	61200	61201
R u - 106	7.9E+02	61200	61201
R h - 106	7.9E+02	61200	61201
C s - 134	0.0E+00	61200	61201
C s - 137	0.0E+00	61200	61201
B a -137m	0.0E+00	61200	61201
Се — 144	0.0E+00	61200	61201
P r - 144	0.0E+00	61200	61201
S b - 125	1.2E+03	61200	61201
P m - 147	8.6E+03	61200	61201
E u - 154	1.4E+04	61200	61201
P u - 238	6.6E+10	61200	61201
P u - 239	6.3E+09	61200	61201
P u - 240	1.0E+10	61200	61201
P u - 241	1.4E+12	61200	61201
P u - 242	4.2E+07	61200	61201
A m - 241	0.0E+00	61200	61201
A m - 242	0.0E+00	61200	61201
A m - 243	0.0E+00	61200	61201
C m - 242	0.0E+00	61200	61201
C m - 243	0.0E+00	61200	61201
C m - 244	0.0E+00	61200	61201

第1-52表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋の放射線分解により発生する水素による爆 発の1回目の水素爆発の大気中への放射性エア ロゾルの放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
1夕 1里	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	5.5E+02	75600	75601
Y - 90	5.5E+02	75600	75601
R u - 106	2.3E+00	75600	75601
R h - 106	2.3E+00	75600	75601
C s - 134	7.3E+00	75600	75601
C s - 137	4.6E+02	75600	75601
B a -137m	4.4E+02	75600	75601
C e - 144	9.4E-02	75600	75601
P r -144	9.4E-02	75600	75601
S b - 125	6.0E+02	75600	75601
P m - 147	4.1E+03	75600	75601
E u - 154	6.8E+03	75600	75601
P u - 238	1.6E+10	75600	75601
P u - 239	1.5E+09	75600	75601
P u - 240	2.4E+09	75600	75601
P u - 241	3.3E+11	75600	75601
P u - 242	1.0E+07	75600	75601
A m - 241	3.4E+08	75600	75601
A m - 242	0.0E+00	75600	75601
A m - 243	0.0E+00	75600	75601
C m - 242	0.0E+00	75600	75601
C m - 243	0.0E+00	75600	75601
C m - 244	0.0E+00	75600	75601

第1-53表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の1回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
1久 1里	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	2.5E+12	86400	86401
Y - 90	2.5E+12	86400	86401
R u - 106	1.2E+09	86400	86401
R h - 106	1.2E+09	86400	86401
C s - 134	5.8E+10	86400	86401
C s - 137	3.7E+12	86400	86401
B a -137m	3.5E+12	86400	86401
C e -144	7.5E+07	86400	86401
P r -144	7.5E+07	86400	86401
S b - 125	2.1E+10	86400	86401
P m - 147	1.4E+11	86400	86401
E u - 154	2.3E+11	86400	86401
P u - 238	6.0E+08	86400	86401
P u - 239	5.8E+07	86400	86401
P u - 240	9.2E+07	86400	86401
P u - 241	1.3E+10	86400	86401
P u - 242	3.9E+05	86400	86401
A m - 241	2.5E+11	86400	86401
A m - 242	8.2E+08	86400	86401
A m - 243	2.3E+09	86400	86401
C m - 242	6.8E+08	86400	86401
C m - 243	1.9E+09	86400	86401
C m - 244	1.7E+11	86400	86401

第1-54表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の前処理建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の2回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
1次 1里	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	9.3E+10	313200	313201
Y - 90	9.3E+10	313200	313201
R u - 106	3.4E+07	313200	313201
R h - 106	3.4E+07	313200	313201
C s - 134	2.1E+09	313200	313201
C s - 137	1.3E+11	313200	313201
B a -137m	1.2E+11	313200	313201
C e -144	2.8E+06	313200	313201
P r -144	2.8E+06	313200	313201
S b - 125	5.3E+08	313200	313201
P m - 147	3.7E+09	313200	313201
E u - 154	6.1E+09	313200	313201
P u - 238	8.9E+09	313200	313201
P u - 239	8.5E+08	313200	313201
P u - 240	1.4E+09	313200	313201
P u - 241	1.9E+11	313200	313201
P u - 242	5.7E+06	313200	313201
A m - 241	9.3E+09	313200	313201
A m - 242	3.0E+07	313200	313201
A m - 243	8.4E+07	313200	313201
C m - 242	2.5E+07	313200	313201
C m - 243	6.9E+07	313200	313201
C m - 244	6.5E+09	313200	313201

第1-55表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の分離建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の2回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間 (s)	放出終了時間 (s)
S r - 90	1.7E+11	72000	72001
Y - 90	1.7E+11	72000	72001
R u - 106	8.0E+07	72000	72001
R h - 106	8.0E+07	72000	72001
C s - 134	3.9E+09	72000	72001
C s - 137	2.5E+11	72000	72001
B a -137m	2.3E+11	72000	72001
C e -144	5.1E+06	72000	72001
P r -144	5.1E+06	72000	72001
S b - 125	1.3E+09	72000	72001
P m - 147	9.1E+09	72000	72001
E u - 154	1.5E+10	72000	72001
P u - 238	1.5E+09	72000	72001
P u - 239	1.5E+08	72000	72001
P u - 240	2.4E+08	72000	72001
P u - 241	3.3E+10	72000	72001
P u - 242	9.9E+05	72000	72001
A m - 241	1.7E+10	72000	72001
A m - 242	5.6E+07	72000	72001
A m - 243	1.5E+08	72000	72001
C m - 242	4.6E+07	72000	72001
C m - 243	1.3E+08	72000	72001
C m - 244	1.2E+10	72000	72001

第1-56表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の精製建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の2回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率 (Bq/s)	放出開始時間(s)	放出終了時間 (s)
S r - 90	0.0E+00	61200	61201
Y - 90	0.0E+00	61200	61201
R u - 106	7.9E+02	61200	61201
R h - 106	7.9E+02	61200	61201
C s - 134	0.0E+00	61200	61201
C s - 137	0.0E+00	61200	61201
B a -137m	0.0E+00	61200	61201
C e - 144	0.0E+00	61200	61201
P r -144	0.0E+00	61200	61201
S b -125	1.2E+03	61200	61201
P m - 147	8.6E+03	61200	61201
E u - 154	1.4E+04	61200	61201
P u - 238	6.6E+10	61200	61201
P u - 239	6.3E+09	61200	61201
P u - 240	1.0E+10	61200	61201
P u - 241	1.4E+12	61200	61201
P u - 242	4.2E+07	61200	61201
A m - 241	0.0E+00	61200	61201
A m - 242	0.0E+00	61200	61201
A m - 243	0.0E+00	61200	61201
C m - 242	0.0E+00	61200	61201
C m - 243	0.0E+00	61200	61201
C m - 244	0.0E+00	61200	61201

第1-57表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時のウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋の放射線分解により発生する水素による爆 発の2回目の水素爆発の大気中への放射性エア ロゾルの放出率

	11 .1	11 .1. BB 11 w/. BB	11 11 11 1 HH
核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	5.5E+02	79200	79201
Y - 90	5.5E+02	79200	79201
R u - 106	2.3E+00	79200	79201
R h - 106	2.3E+00	79200	79201
C s - 134	7.3E+00	79200	79201
C s - 137	4.6E+02	79200	79201
B a -137m	4.4E+02	79200	79201
C e -144	9.4E-02	79200	79201
P r -144	9.4E-02	79200	79201
S b - 125	6.0E+02	79200	79201
P m - 147	4.1E+03	79200	79201
E u - 154	6.8E+03	79200	79201
P u - 238	1.6E+10	79200	79201
P u - 239	1.5E+09	79200	79201
P u - 240	2.4E+09	79200	79201
P u - 241	3.3E+11	79200	79201
P u - 242	1.0E+07	79200	79201
A m - 241	3.4E+08	79200	79201
A m - 242	0.0E+00	79200	79201
A m - 243	0.0E+00	79200	79201
C m - 242	0.0E+00	79200	79201
C m - 243	0.0E+00	79200	79201
C m - 244	0.0E+00	79200	79201

第1-58表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の高レベル廃液ガラス固化建屋の放射線分解により発生する水素による爆発の2回目の水素爆発の大気中への放射性エアロゾルの放出率

核種	放出率	放出開始時間	放出終了時間
	(Bq/s)	(s)	(s)
S r - 90	2.2E+12	90000	90001
Y - 90	2.2E+12	90000	90001
R u - 106	1.1E+09	90000	90001
R h - 106	1.1E+09	90000	90001
C s -134	5.1E+10	90000	90001
C s - 137	3.2E+12	90000	90001
B a -137m	3.1E+12	90000	90001
C e - 144	6.7E+07	90000	90001
P r -144	6.7E+07	90000	90001
S b - 125	1.8E+10	90000	90001
P m - 147	1.3E+11	90000	90001
E u - 154	2.1E+11	90000	90001
P u - 238	5.3E+08	90000	90001
P u - 239	5.1E+07	90000	90001
P u - 240	8.1E+07	90000	90001
P u - 241	1.1E+10	90000	90001
P u - 242	3.4E+05	90000	90001
A m - 241	2.2E+11	90000	90001
A m - 242	7.3E+08	90000	90001
A m - 243	2.0E+09	90000	90001
C m - 242	6.0E+08	90000	90001
C m - 243	1.7E+09	90000	90001
C m - 244	1.5E+11	90000	90001

第1-59表 臨界事故時の大気中への放出放射能量評価*条件

項目	大気中への放射性物質の放出量	設定の考え方
MAR	平常運転時の最大値	1日当たり再処理する使用済燃料の平均燃焼度 45,000MW d/ t・Upr、冷却期間 15 年を基に 算出した平常運転時の最大値と する。
DR	気体状の放射性物質: 1 その他:総核分裂数 10 ²⁰ に相当する蒸発量	大気中への放射性物質の放出量 には、過去の臨界事故の総核分裂 数を参考に設定する。
ARF	希量成よ 100% 中伴 100% 中伴 100% 中伴 の 100% 中伴 の 100% 中伴 の 25% 中伴 の 25% 射有生 にる 大 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	設計基準事故の溶解槽における臨界と同じ値とする。
LPF	蒸気による劣化を考慮した高性能粒子フィルタ 1 段相当のDF10 ²	セルへの滞留効果は見込まない。 また、放出経路構造物による除染 効果は見込まない。
RF	評価の結果が厳しく なるように1を設定	_

※ 大気中への放出放射能量評価

大気中への放出量は、五因子法を用いて算出するものである。 五因子法は、事故により生じたエネルギによって放射性物質が 気相へ移行する割合や設備により除染される割合、人間が呼吸 しうる粒径の割合等をファクタとして考慮することによって 放出量を評価するものであり,以下に計算式を示す。

 $ST_i = MAR_i \times DR \times ARF_i \times LPF_i \times RF$ $MAR_i = C_i \times M$

ST_i :核種iの放射性物質放出量[Bq]

MAR_i:対象機器等における核種iの放射性物質量[Bq]

DR: MARのうち、各事故で影響を受ける割合[-]

ARF_i:核種iの放射性物質の気相移行割合[-]

LPF_i:核種iの放出経路における放射性物質の割合[-]

RF:吸入摂取に寄与する割合[-]

 C_i :対象機器等における核種iの濃度[Bq/m³]

または[Bq/kg]

M : 対象機器等における溶液量 $[m^3]$ または粉末量[kg]

第1-60表 蒸発乾固時の大気中への放出放射能量評価※2条件

項目	大気中への放射性物 質の放出量	設定の考え方
MAR	平常運転時の最大値	1日当たり処理する使用済燃料の平均燃焼度 45,000 M W d / t・Upr、冷却期間 15 年、初期濃縮度 4.5 w t %、比出力 38 M W / t・Uprを基に算出した平常運転時の最大値とする。
DR	溶液の沸騰開始から7日後までの沸騰維続時間を,溶液の沸騰開始から乾固に至るまでの時間で除したでの時間で除した値。(最大:1)	貯槽毎に乾固に至るまで沸騰が継続することを想定する。ただし,居住性評価の評価期間である7日後以降の沸騰は考慮しない。
ARF	沸騰に伴う気相中へ 移行する放射性エアロゾル: 0.005% 沸騰に伴う気相中へ 移行する気体状の放射性物質: 12%	文献値
LPF * 1	大気中への放射性物質の放出経路上構造物による DF10 ²	建屋・貯槽によらず健全な放出経路は想定できないとしてセル及び建屋での DF をそれぞれ 10 ずつ考慮する。
RF	評価の結果が厳しく なるように1を設定	_

- ※1 Ruを気体として扱う場合には、Ruに対するDFを全て 1として評価する。
- ※2 大気中への放出放射能量評価

大気中への放出量は、五因子法を用いて算出するものである。五因子法は、事故により生じたエネルギによって放射性物質が気相へ移行する割合や設備により除染される割合、人

間が呼吸しうる粒径の割合等をファクタとして考慮することによって放出量を評価するものであり、以下に計算式を示す。

 $ST_i = MAR_i \times DR \times ARF_i \times LPF_i \times RF$ $MAR_i = C_i \times M$

ST_i :核種iの放射性物質放出量[Bq]

MAR_i:対象機器等における核種iの放射性物質量[Bq]

DR: MARのうち、各事故で影響を受ける割合[-]

ARF_i:核種iの放射性物質の気相移行割合[-]

LPF_i:核種iの放出経路における放射性物質の割合[-]

RF:吸入摂取に寄与する割合[-]

 C_i : 対象機器等における核種iの濃度 $[Bq/m^3]$

または[Bq/kg]

M : 対象機器等における溶液量 $[m^3]$ または粉末量[kg]

第1-61表 水素爆発時の大気中への放出放射能量評価*条件

項目	大気中への放射性物 質の放出量	設定の考え方
MAR	平常運転時の最大値	1日当たり処理する使用済燃料の平均燃焼度 45,000MWd/ t・Upr、冷却期間 15年、初期 濃縮度 4.5wt%、比出力 38MW / t・Uprを基に算出した平常 運転時の最大値とする。
DR	1	DR の概念は ARF に <u>包絡</u> されると して DR=1 とする
ARF	0.01%	0.01%は公開文献に基づく ARF の幅から設定した。
LPF	大気中への放射性物質の放出経路上構造物による DF10 ²	建屋・貯槽によらず健全な放出経路は想定できないとしてセル及び建屋での DF をそれぞれ 10 ずつ考慮する。
RF	評価の結果が厳しく なるように1を設定	_

※ 大気中への放出放射能量評価

大気中への放出量は、五因子法を用いて算出するものである。 五因子法は、事故により生じたエネルギによって放射性物質が 気相へ移行する割合や設備により除染される割合、人間が呼吸 しうる粒径の割合等をファクタとして考慮することによって 放出量を評価するものであり、以下に計算式を示す。

 $ST_i = MAR_i \times DR \times ARF_i \times LPF_i \times RF$ $MAR_i = C_i \times M$

ST_i :核種iの放射性物質放出量[Bq]

MAR_i:対象機器等における核種iの放射性物質量[Bq]

補 2-8-添 1-63

DR: MARのうち、各事故で影響を受ける割合[-]

ARF_i:核種iの放射性物質の気相移行割合[-]

LPF_i:核種iの放出経路における放射性物質の割合[-]

RF:吸入摂取に寄与する割合[-]

 C_i : 対象機器等における核種iの濃度[Bq/m³]

または[Bq/kg]

M : 対象機器等における溶液量 $[m^3]$ または粉末量[kg]

福 9-8-泺 1-65

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における臨界事故時の大気拡散の評価条件の居住性評価審査ガ 第1-62表

イドとの関係

評価条件	使用条件	選 定 理 由	居住性評価審査ガイドでの記載
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	居住性評価審査ガイドに示されたとおり設定する。	4.2(2)a.放射性物質の空気中濃度は,放出源高さ及び気象条件に応じて,空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。
気象資料	再処理施設の 敷地内における地上高 146 m (標高 205 m) における 平成 25年4月 から平成 26年 3 月までの 1 年間の観測資料	居住性評価審査ガイドに示されたとおり,1年間観測して得られた気象資料を使用する。	4.2(2) a.風向,風速大気安定度及び降雨の観測項目を,現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。
<u>主排気筒を介した</u> 大気中 への放射性物質の実効放 出継続時間	24 時間	主排気筒を介した大気中への放射性物質の放出が54時間以上継続する事故は24時間、それ以外の事故は1時間とする。	4.2(2) c.相対濃度は,短時間放出又は長時間放出に応じて,毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。

を生じる代表建なし、同上	群 価 条 件 構成 音を介した 大気中の放出 源高さび 放出 源高さ 屋の影響	後 () 会 () 会 () 会 () 会 () 会 () 会 () 会 () 会 () 会 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 () 心 (選 定 組 由 財 を 上 を 上 を を 上 を を 上 を を 上 を を 上 を を 上 を を 上 を を 上 を を か し た 上 を が か の を 財 を か ら と は と は と は と は と は と は と は と は と は と	日任性評価審査ガイドでの記載4・3(4) b. 放出源高さは、4・1(2) a. で選定した事故シーケンスに応じた対しいの放出を仮定する。4・1(2) a. で選定した事故シーケンスのソースターム解析結果を基に、放出エネルギーを考慮してもよい。 4・2(2) c. 評価点の相対濃度又は相対線量な年間について小さい方から累積したは、放出点との程間関係について、次に示すが、放出点との位置関係について、次に示す数性された放射性物質は建屋の風下側で巻き込みの影響を受け拡散し、対出点からをかりとする。
	生じる代表	ئە ل ر		匝

郭 価 条 件	使用条件	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
放射性物質濃度の評価点	緊屋給(りと地お簡緊屋る急換気た厳な上けに急の(の時気口だしる高る最時外対設(しいよの主も対壁策備、結う四排近策と建の、よ果にに気い建す	非常時に外気の取入れを行う場合であるため、居住性評価手法内規を参考に、緊急時対策建屋の外気取込口を評価点とする。	居住性評価審査ガイドに記載なし
着目方位	N W X は N N W (風上方位)	居住性評価手法内規を参考に、建屋による巻き込みの影響を考慮しないため1方位とし、放射性物質の濃度の評価点から見て、大気中への放射性物質の放射である主排気筒が存在する方位とする。	居住性評価審査ガイドに記載なし
建屋投影面積	考慮しない。	建屋による巻き込みの影響を考慮しないため設定しない。	4.2(2)b.風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め,放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。

評 価 条 件	使用条件	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
評 価 距 離	200 m	主排気筒を介した大気中への放射性物質の放出源から評価点までの距離は、より厳しい結果となるように水平距離を設定する。	4.2(2) a.ガウスプルームモデルを適用して計算する場合には,水平及び垂直方向の拡散パラメータは,風下距離及び大気安定度に応じて,気象指針における相関式を用いて計算する。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発 第1-63表

生時の大気拡散の評価条件の居住性評価審査ガイドとの関係

郭 佃 条 件	使用条件	選 定 理 由	居住性評価審査ガイドでの記載
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	居住性評価審査ガイドに示されたとおり設定する。	4.2(2) a.放射性物質の空気中濃度は,放出源高さ及び気象条件に応じて,空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。
気象資料	再処理施設の 敷地内における地上高 10m における平成 25年4月から 平成 26年3月 までの1年間 の観測資料	居住性評価審査ガイドに示されたとおり, 1年間観測して得られた気象資料を使用する。	4.2(2) a.風向,風速大気安定度及び降雨の観測項目を,現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。
冷却機能喪失による蒸発 乾固の大気中への放射性 物質の実効放出継続時間	24 時間	大気中への放射性物質の放出が 24 時間以上継続する <u>事故</u> は 24 時間,それ以外の <u>事故</u> は 1時間,それ以外の事故は1時間とする。	4. 2(2) c. 相対濃度は,短時間放出又は長時間放出に応じて, 毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。
放射線分解により発生する水素による爆発の大気中への放射性物質の実効放出継続時間	1 年	日恒	日上

補 2-8-添 1-69

郭 缶 条 件	使用条件	選 定 理 由	居住性評価審査ガイドでの記載
大気中への放射性物質の放出源及び放出源高さ	0 т	居住性評価審査ガイドに示されたとおり設定する。	4.4(4)b.放出源高さは地上放出を 仮定する。放出エネルギーは,保守的な結果となるように考慮しないと仮定する。
累積出現頻度	% 1 6	居住性評価審査ガイドに示されたとおり設定する。	4.2(2) c. 評価点の相対濃度又は相対線量は, 毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合,その累積出現頻度が 97%に当たる値とする。
建屋の影響	が 画 ら る	居住性評価審査ガイドに示されたとおり設定する。	4.2(2) a.原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。

居住性評価審査ガイドでの記載	4. 2(2) b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉建屋、原子店中屋、原子店町屋、カービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。	4. 2(2) b. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所換気空調設備の非消時の運転モードに応じて,次のi)又はii)によって,原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の表面の濃度を計算する。 i) 評価期間中も給気口から外気を取入れることを前提とする場合は,給気口が留室されている原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の表面とする。
選定理由	大気中への放射性物質の放出源から最も近く, 巻き込みの影響が最も大きい建屋として選定する。	居住性評価審査ガイドに示されたとおり設定する。
使用条件	大射出建建 国大射出建建 国人 財 に 選 連 屋 与 ト 脱 信 屋 屋 、 ラ ト リ 間 ら り り 神 か フ 川 神 ン フ 神 ン フ 神 フ ウ 神 ス カ ク 処 難 建 チ ム 屋 人 居 及 関 ス 関 ス 関 ス 関 ス 関 ス 関 と 別 別 別 と 別 別 別 と 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別	緊屋給(りと地お衝緊屋名急換気た厳な上けに急のる時気口だしる高る最時外()対設 しいよっ主も対壁策備 、結う田排近策と建の よ果にに気い建す
評 価 条 件	巻き込みを生じる代表建屋	放射性物質濃度の評価点

補 2-8-添 1-72

評価条件 分離建屋の評価距離	使用条件 260 m	選 定 理 由同门上	居住性評価審査ガイドでの記載同上
屋の評価距離	110 m	山區	山 匣
ウラン・プルトニウム混合 脱硝建屋の評価距離	110 m	月上	同上
レベル廃液ガラス固化屋の評価距離	350 m	甲十	平 但

第1-64表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の各建屋からの大気中への放射性物質の放出における着目方位の一覧

建屋	着目方位(風上方 位)
前処理建屋	N W N N W
分離建屋	W N W N W N N W
精製建屋	W W N W N W N N W
ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋	W S W W W N W
高レベル廃液ガラス固化建屋	N W

第1-65表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の建屋投影面積

建屋	建屋投影面積
前処理建屋	2208 m ²
分離建屋	1690 m ²
精製建屋	2059 m ²
ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋	912 m ²
高レベル廃液ガラス固化建屋	885 m ²

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における臨界事故時の主要な評価条件の居住 — 66 表

性評価審査ガイドとの関係

新1

評 価 条 1	#	使用条件	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
事故時における外気込み	母の	が で で い。	平消運転時の運転モードである外気取込油圧モードでを想定するため、 <u>気筒を分して</u> 大気中へ放 出された放射性物質は、 繋急時対策離屋換気設備 の給気口から緊急時対策 所へ流入することを想定 し、緊急時対策離屋換気 がらは流入しないとす からは流入しないとす	4. 2(2) e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋の表面空気中から,次の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。一原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の非常用換気空調設備によって室内に取り入れること(外気取入)二原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に直接流入すること(空気流入)
再循環モードの運転	徐	I	外気取込加圧モードでの換気運転を継続するため,再循環モードへの切替えは行わない。	4.2(2) e.原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては,非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。

補 2-8-添 1-76

居住性評価審査ガイドでの記載	기 교	東 世	4.2(2) e.原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる 放射性物質の空気流入量は,空気流入率 及び原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時料が策所バウンダリ体積(容積)を用いて計算する。	4.2(2) e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては,非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。
選 定 理 由	設計上期待できる値を設定する。	外気取込加圧モードでの打気運転を継続するため、 循環モードへの切り替え 行わない。	緊急時対策建屋全体を緊が時対策所バウンダリ体積 して設定する。	設計上期待できる値を設定する。
使用条件	126, 890m ³ / h	l	59, 330 m ³	99.999%
評 価 条 件	緊急時対策建屋換気設備 の外気取込加圧モード時 における緊急時対策建屋 換気設備の給気口から緊 急時対策建屋換気設備の 緊急時対策建屋上ルルタ エニットの高性能粒子フ イルタを経由する外気取	緊急時対策建屋換気設備 の緊急時対策建屋フィル タ ユニットの高性能粒子 フィルタを経由する循環 運転流量	緊急時対策所のバウンダリ体積	緊急時対策建屋フィルタユニットの高性能粒子フィルタの除去効率

評 価 条 件	使用条件	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量	考慮しない。	緊急時対策建屋換気設備 の運転が外気取込加圧モードの時は,緊急時対策 建屋換気設備では,緊急 時対策建屋カイルタ にットの高性能粒子イ ルタを経由せずに緊急 対策所へ外気が流入する 経路は存在しない。	4.2(1) b.新設の場合では,空気流入率は,設計値を基に設定する。(なお,原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所設置後,設定値の妥当性を空気流入率測定試験によって確認する。)
緊急時対策建屋の遮蔽	厚さ 1 m のコンクリート	より厳しい結果となるように建屋内の区画及び構築物を考慮せず設定する。	4. 2 (3) a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては,原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制領室/緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。
緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価期間	臨界による核分裂の発生から 7 日間	再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈の第46条(緊急時対策所)の「④判断基準は,対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。」に基づき設定する。	居住性評価審査ガイドに記載なし

評 俑 条 仲	使用条件	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
緊急時対策所にとどまる要員の滞在期間	1 日 日	同一の要員が緊急時対策所に評価期間中とどまることとする。	居住性評価審査ガイドに記載なし
再循環モードへの切替時間	考慮しない。	外気取込加圧モードでの 換気運転を継続するた め,再循環モードへの切 替えは行わない。	4.3 (3) f. 原子炉制御室の非常用 換気空調設備の作動については,非常用 電源の作動状態を基に設定する。
マスクによる除染係数	考慮しない。	より厳しい結果となるようにマスク着用は考慮しない。	4. 2 (3) c. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内でマスク着用を考慮する。その場合は,マスク着用を考慮しない場合の評価結果も提出を求める。
全核分裂数	10 ²⁰	過去に発生した臨界事故、溶液状の核然対物でによる臨界事故を横瀬したよる臨陽鬼巣籔及び園内なの核然対施設の安全関係で過点によれる臨界事故は積や路米には、2000年のである。	4. 1 (2)原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価 (**2)で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス (この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器はは、大気中への放射性物質放出量及び原子が高設内の放射性物質存在量分布を設定する。

居住性評価審査ガイドでの記載	子 岜	0 日 日	子 追
選定理由	臨界による核分裂反応の発生を主排気筒を介した大気中への放射性物質の放出開始時間とする。	主排気筒を介した への放射性物質の放出開 やの放射性物質の放出開 格時間に, バースト期の 核分裂数を 10^{18} f i s s i o n s , プラトー期の 核分裂率を 10^{15} f i s s i o n s / s とした上 で,全核分裂数からバー スト期の核分裂数からバー スト期の核分裂数からバー スト期の核分裂数からバー スト期の核分裂数からバー スト期の核分裂数が高い。 のいたプラトー期の核分 裂率で除して算出される 主排気筒を介した 上排気筒を介した をの放射性物質の放出継 続時間を加えた時間とす る。	7 日間の主排気筒を介した大気中への放射性物質の放出量を臨界事故の継続時間で除して設定する。
使用条件	0 秒	1650 分	第1-11表から第1-20表
評 価 条 件	臨界事故の <u>主排気筒を介した</u> 大気中への放射性物質の放出開始時間	臨界事故の <u>主排気筒を介した</u> 大気中への放射性物質の放出終了時間	臨界事故の <u>主排気筒を介した</u> 大気中への放射性物質の放出率

評 価 条 件	使用条件	選定理由	居住性評価審査ガイドでの記載
臨界事故の線源	体積線源	より厳しい結果となるように臨界事故の発生する健屋の緊急時対策所から最も近い壁の内側に一点で接する体積線源とする。	4.3 (5) a.原子炉建屋内の放射性物質は,自由空間容積に均一に分布するものとして,事故後7日間の積算線源強度を計算する。
臨界事故が発生する機器から放出され建屋内に残留する放射性物質を線源とする場合の臨界事故の発生する場合の臨界事故の発生する建屋の遮蔽	厚さ 1 mのコンクリート	線源が 1 mのコンクリートの建屋外壁に全面囲まれていることとする。	4.3(5) a.原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設の位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。
事をなる ない の の の の の の の の の の の の の の の の の の	厚さ1mのコ ンクリート及 び最低限見込 める厚さの遮 酸壁	建屋外壁及び建屋外壁からセル壁間に最低限見込める厚さの遮蔽壁に線源が全面囲まれていることとする。	干 岜
呼吸率	3.33×10 ⁻⁴ m ³ × s	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき,成人の活動時の呼吸率とする。	I

福 2-8-泺 1-85

10 制中外 急て 急流 ななが 4. 2(2) e. 原子炉制御室/緊急時 御室/緊急時対策所の建屋の表面空気 から, 次の二つの経路で放射性物質が 気から取り込まれることを仮定する。 一原子炉制御室/緊急時制御室/緊 時対策所の非常用換気空調設備によっ 室内に取り入れること(外気取入) 二原子炉制御室/緊急時制御室/緊 時対策所の非常用換気空調設備によっ 室内に取り入れること(外気取入) 華 時気が の縫 緊気 밅 定 0 r 生が想 関係 <u>~</u> \checkmark 6 $\tilde{\mathcal{R}}$ Ý 查 رد _ 缈 <u>~</u> رک \leftarrow 죔 \mathbb{K} 計 $\tilde{\mathcal{R}}$ 瞅 查 缸 B 碘 \mathbb{H} 寰 用 辿 計 型 **1**0 要な評価条件の居住性 財屋築の繋ご におけ 放建び備らる \blacksquare た策及設かす コ〜放出された には、緊急時対象 投備の給気口及 は策健 屋換気部 は、大の を は、大の がい は、大の がい は、ボール 甲 団 **~** 定 \mathcal{H} 中質設対口対想 被 選 気物気時気時を 10 大性換急給急と 倈 刑 Ü 6 缸 业 # \mathbb{H} \mathbb{H} 朱 10 Щ 彩 Щ to 业 6 庚 靊 币 <u>| [[</u> भ 6 無 衣 事故(2 业 臣 # 溪 \mathbb{K} ⑩ 女 腦 朱 10 1 麦 £ 죔 67 닏 业 計 改み \vdash 事込 紙

居住性評価審査ガイドでの記載	4.2(2) e.原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。	子 岜
選定理由	加圧状態を維持し気体状の放射性物質の緊急時対策建屋への流入を低減する観点から設定する。	設計上期待できる値を設定する。
使用条件	24 時間	126, 890 m ³ / h
評 価 条 件	再循環モードの運転継続時間	緊急時対策建屋換気設備 の外気取込加圧モード時 における緊急時対策建屋 換気設備の給気口から緊 急時対策建屋換気設備の 緊急時対策建屋放気設備の エニットの高性能粒子 イルタを経由する外気取

居住性評価審査ガイドでの記載	中區	4.2(2) e.原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所バウンダリ体積(容積)を用いて計算する。	4.2 (2) e.原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては,非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。
選定理由	設計上期待できる値を設定する。	緊急時対策建屋全体を緊急時対策所バウンダリ体積として設定する。	設計上期待できる値を設定する。
使用条件	126, 890 m ³ / h	59, 330 m ³	99.999%
郭 価 条 件	緊急時対策建屋換気設備の再循環モード時における緊急時対策建屋換気設備の設気口から緊急時対策建屋機気設け 対策建屋 核気設備の緊急時対対策建屋 女 スイルタ ユニットの高性能粒子 フィルタ	緊急時対策所のバウンダリ体積	緊急時対策健屋フィルタユニットの高性能粒子フィルタの除去効率

選定理由 居住性評価審査ガイドでの記載	震発生による全交流動 電源の喪失に伴う緊急 対策建屋換気設備の停 時は、緊急時対策建屋換 設備の緊急時対策建屋換 はルタコニットの高性 センメルタを経由せ 4.2(1)b.新設の場合では、空気流 粒子フィルタを経由せ 4.2(1)b.新設の場合では、空気流 だ流入する放射性物質 入率は、設計値を基に設定する。(なお、 に流入する放射性物質 入率は、設計値を基に設定する。(なお、 合む空気の流入率は、中 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対 間御室において居住性 策所設置後、設定値の妥当性を空気流入 面手法内規の「別添資料 率測定試験によって確認する。) イカ発電所の中央制御 の空気流入率測定試験 はより厳しい結果となる。 、より厳しい結果となる。	気取込加圧モードの時 、緊急時対策建屋換気設 では、緊急時対策建屋 設備の緊急時対策建屋 イルタ ユニットの高性 粒子フィルタを経由せ に緊急時対策建屋へ外
使用条件	殿屋で 急換で 計気の・0・2・2・3・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4	を は 悪 に な い。 と が 制 ま に が い。 と が 出 ま に が ま が ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
評 価 条 件	地震発生による全交流動力電源の喪失に伴う緊急時対策健屋接気設備の 中対策健屋接気設備の存 上時における高性能粒イフィアタを溶由は全部における フィアタを溶由は上部が 入する放射性物質を合う 空気の流入量	外気取込加圧モード時における高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量

評 価 条 件	使用条件	選 定 理 由	居住性評価審査ガイドでの記載
再循環モード時における高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量	126.9m ³ / h	設計値を設定する。	4 但
緊急時対策建屋の遮蔽	厚さ 1 m のコンクリート	より厳しい結果となるように建屋内の区画及び構築物を考慮せず設定する。	4.2(3) a.原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては,原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。
緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価期間	地震発生による全交流動力電源の喪失から7 日間	再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈の第46条(緊急時対策所)の「④ 判断基準は,対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。」に基づき設定する。	居住性評価審査ガイドに記載なし
緊急時対策所にとどまる要員の滞在期間	1 日 2	同一の要員が緊急時対策所に評価期間中とどまることとする。	居住性評価審査ガイドに記載なし

居住性評価審査ガイドでの記載	4.3 (3) f.原子炉制御室の非常用換気空調設備の作動については,非常用電源の作動状態を基に設定する。	4. 2 (3) c. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内でマスク着用を考慮する。その場合は,マスク着用を考慮しない場合の評価結果も提出を求める。
選 定 理 由	地震発生による全交流動時対策建屋換気設備の存 時対策建屋換気設備の停 止から緊急時対策所用発 電機による緊急時対策所用発 をび外気取込加圧モード の復旧までの時間は5分 とし、外気取込加圧モード から再循環モードへの切 替時間は、分離建屋及び高 にべル廃液ガラス固化建 屋から大気中へ大規模な 気体状の放射性物質の放 出が開始する時間として、 地震発生による全交流動 力電源の喪失から88時間 後及び161時間後とする。	より厳しい結果となるようにマスク着用は考慮しない。
使用条件	88 時間後及び161時間後	考慮しない。
郭 偛 条 仲	再循環モードへの切替時間	マスクによる除染係数

居住性評価審査ガイドでの記載	4. 1 (2)原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価 (**2)で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス (この場合、格納容器は1000円が対策が有効に働くため、格納容器は100円が対が有効に働くため、格納容器に、大気中への放射性物質放出量及び原子が施設内の放射性物質存在量分布を設定する。	干 띨
選定理由	冷却機能の喪失から機器にち 内蔵する溶液が沸騰に至ることで大気中への放射性物質の放出が開始され、 機器に内蔵する溶液が、 及り口以内に乾固に至るまで, 又は7日以内に乾固に至らない、場合には7日後まで大気中への放射性物質の放出が継続するものとし設定する。	機器に内蔵する溶液が7 日以内に乾固に至るまで,又は7日以内に乾固 に至らない場合には7日後まで大気中への放射性物質の放出が継続するものののとりのとしままる。
使用条件	第 1 - 40 表から ら 第 1 - 48 表参 照	구 빌
評 価 条 件	冷却機能の喪失による蒸発 発乾固における大気中へ の放射性物質の放出開始 時間	冷却機能の喪失による蒸発 発乾固における大気中へ の放射性物質の放出終了 時間

居住性評価審査ガイドでの記載	于世	山區
選 定 理 由	大気中への放射性物質の放出開始時間は評価対象 車放ぶ発生する建屋毎 に、水素掃気機能の喪失 から機器内の水素濃度が 未然防止濃度に到達する までの時間とする。	水素爆発によって放射性 物質は気相へ瞬時に移行 することを想定し、1秒 後とする。
使用条件	第1-49表から ら 第1-58表参 照	日旧
評 価 条 件	放射線分解により発生する水素による爆発における大気中への放射性物質の放出開始時間	放射線分解により発生する水素による爆発における大気中への放射性物質の放出終了時間

居住性評価審査ガイドでの記載	中區	干垣	4.3 (5) a.原子炉建屋内の放射性物質は,自由空間容積に均一に分布するものとして,事故後7日間の積算線源強度を計算する。
選定理由	大気中への放射性物質の放出率は、冷却機能の環失による蒸発乾固時の大気中への放射性物質の放出をの放射性物質の放出物質の放大気中への放射性物質の放大気中への放射性物質の放射は調や時間の形がが対けが流時間で除して設ない。	気出気出性大放大放定	より厳しい結果となるように地震を要因として発生が想定される重大事故の同時発生の発生する建 屋の緊急時対策所から最も近い壁の内側に一点で接する体積線源とする。
使用条件	第 1 - 40 表から 第 1 - 48 表 照	第1-49表から ら 第1-58表参 照	体積線源
評 俑 条 件	冷却機能の喪失による蒸発 発乾固による大気中への 放射性物質の放出率	放射線分解により発生する水素による爆発の大気中への放射性物質の放出率率	地震を要因として発生が 想定される <u>重大事故</u> の同 時発生における線源

居住性評価審査ガイドでの記載	4.3 (5) a.原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は,積算線源強度,施設の位置,進へい構造及び地形条件から計算する。	
選 定 理 由	線源が 1 mのコンクリートの建屋外壁に全面囲まれていることとする。	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき,成人の活動時の呼吸率とする。
使用条件	厚さ1mのコンケッリート	3. 33×10^{-4} m 3 / s
評 価 条 件	地震を要因として発生が 想定される <u>重大事故</u> の同 時発生が発生する機器か ら放出され建屋内に残留 する放射性物質を線源と する場合の地震を要因と して発生が想定される <u>重</u> 大事故の同時発生の発生	呼吸率

第1-68表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における 放射性希ガス及び放射性ヨウ素のガンマ線実効エ ネルギ

核種	ガンマ線実効エネルギ (M e V / d i s)
K r - 83 m	2.5×10^{-3}
K r - 85 m	1.6 \times 10 $^{-1}$
K r −85	2.2×10^{-3}
K r −87	7.9 \times 10 $^{-1}$
K r -88	2.0×10^{0}
K r -89	2.1×10^{0}
X e -131 m	2.0×10^{-2}
X = -133 m	4.2×10^{-2}
X e -133	4.5×10^{-2}
X = -135 m	4.3×10^{-1}
X e -135	2.5×10^{-1}
X e - 137	1.8×10^{-1}
X e -138	1.2×10^{0}
I - 129	2.4×10^{-2}
I - 131	3.8×10^{-1}
I - 132	2.3×10^{0}
I - 133	6. 1 × 10 ⁻¹
I - 134	2.8×10°
I - 135	1.6 \times 10 $^{\rm o}$

第1-69表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における 放射性エアロゾルのガンマ線実効エネルギ

核種	ガンマ線実効エネルギ (M e V / d i s)
S r - 90	0.0×10°
Y - 90	1. 7×10^{-6}
R u - 106	0.0×10^{0}
R h - 106	2.0×10^{-1}
C s -134	1.6×10^{0}
C s - 137	0.0×10^{0}
B a -137m	6. 0×10^{-1}
C e -144	2.1×10^{-2}
P r -144	3.2×10^{-2}
S b - 125	4.3×10^{-1}
P m - 147	4.4×10^{-6}
E u - 154	1.2×10^{0}
P u - 238	1.8×10^{-3}
P u - 239	8.0×10^{-4}
P u - 240	1. 7×10^{-3}
P u - 241	2.5×10^{-6}
P u - 242	1.4×10^{-3}
A m - 241	3.2×10^{-2}
A m - 242	1.8×10^{-2}
A m - 243	5. 6×10^{-2}
C m - 242	1.8×10^{-3}
C m - 243	1.3×10^{-1}
C m - 244	1.7×10^{-3}

第1-70表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における 放射性ヨウ素の地表沈着換算係数

核種	地表沈着換算係数 (S v / (B q · s / m ²))
I - 129	2.6×10^{-17}
I - 131	3.8×10^{-16}
I - 132	2.2×10^{-15}
I - 133	6. 0×10^{-16}
I - 134	2.5×10^{-15}
I - 135	1. 5×10^{-15}

第1-71表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における 放射性エアロゾルの地表沈着換算係数

	114 + 34 + 47 株 15 半.
核種	地表沈着換算係数 (Sv/(Bq・s/m ²))
S r - 90	2.8×10^{-19}
Y - 90	5. 3×10^{-18}
R u - 106	0.0×10^{0}
R h - 106	2.1×10^{-16}
C s - 134	1.5×10^{-15}
C s - 137	2.9×10^{-19}
B a -137m	5.9×10^{-16}
C e -144	2.0×10^{-17}
P r -144	3.8×10^{-17}
S b - 125	4.3×10^{-16}
P m - 147	3.4×10^{-20}
E u - 154	1.2×10^{-15}
P u - 238	8.4×10^{-19}
P u - 239	3.7×10^{-19}
P u - 240	8.0×10^{-19}
P u - 241	1.9×10^{-21}
P u - 242	6. 7×10^{-19}
A m - 241	2.8×10^{-17}
A m - 242	1.6×10^{-17}
A m - 243	5. 4×10^{-17}
C m - 242	9.6 \times 10 ⁻¹⁹
C m - 243	1.3×10^{-16}
C m - 244	8.8×10^{-19}

第1-72表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における 放射性希ガス及び放射性ヨウ素の半減期

核種	半減期 (s)
K r - 83 m	6.6×10 ³
K r - 85 m	1.6 \times 10 4
K r - 85	3.4×10^8
K r - 87	4.6×10^{3}
K r -88	1. 0×10^{4}
K r -89	1. 9×10^{2}
X e - 131 m	1.0×10^6
X e - 133 m	1. 9×10^{5}
X e -133	4.6×10^{5}
X = -135 m	9. 4×10^{2}
X e - 135	3.3×10^4
X e - 137	2.3×10^{2}
X e -138	8.5×10^{2}
I - 129	5.0×10^{14}
I - 131	7. 0×10^{5}
I - 132	8.2×10^{3}
I - 133	7. 5×10^{4}
I - 134	3.2×10^{3}
I - 135	2.4×10^{4}

第1-73表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における 放射性エアロゾルの半減期

核種	半減期 (s)
S r - 90	9.1×10 ⁸
Y - 90	2.3×10^{5}
R u - 106	3.2×10^{7}
R h - 106	3.0×10^{1}
C s - 134	6.5×10^{7}
C s - 137	9. 5×10^{8}
B a -137m	1.5×10^{2}
C e -144	2.5×10^{7}
P r -144	1.0×10^3
S b - 125	8.6×10^{7}
P m - 147	8.3×10^{7}
E u - 154	2.7×10^{8}
P u - 238	2.8×10^{9}
P u - 239	7.6 \times 10 ¹¹
P u - 240	2.1×10^{11}
P u - 241	4.5×10^8
P u - 242	1.2×10^{13}
A m -241	1.4×10^{10}
A m - 242	5.8 \times 10 4
A m - 243	2.3×10^{11}
C m - 242	1. 4×10^{7}
C m - 243	9.0 \times 10 8
C m - 244	5. 7×10^{8}

第1-74表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価にお ける放射性ヨウ素の吸入摂取時の成人の実効 線量への換算係数

核種	吸入摂取換算係数 (Sv/Bq)
I - 129	9.6 \times 10 $^{-8}$
I - 131	2.0×10^{-8}
I - 132	3.1×10^{-10}
I - 133	4.0×10^{-9}
I - 134	1. 5×10^{-10}
I - 135	9. 2×10^{-10}

第1-75表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における放射性エアロゾルの吸入摂取時の成人の実効線量への換算係数

核種	吸入摂取換算係数 (Sv/Bq)
S r - 90	1.6×10^{-7}
Y - 90	1.5×10 ⁻⁹
R u - 106	6.6×10 ⁻⁸
R h - 106	_
C s - 134	6.6×10 ⁻⁹
C s - 137	4.6×10^{-9}
B a -137m	_
C e -144	5. 3×10 ⁻⁸
P r - 144	1.8×10^{-11}
S b - 125	4.8×10 ⁻⁹
P m - 147	5.0×10 ⁻⁹
E u - 154	5. 3×10 ⁻⁸
P u - 238	4.6×10^{-5}
P u - 239	5.0×10^{-5}
P u - 240	5.0×10^{-5}
P u - 241	9.0 \times 10 ⁻⁷
P u - 242	4.8×10^{-5}
A m - 241	4.2×10^{-5}
A m - 242	1.7×10 ⁻⁸
A m - 243	4.1×10^{-5}
C m - 242	5.2×10^{-6}
C m - 243	3.1×10^{-5}
C m - 244	2.7×10^{-5}

被ばく評価に用いた気象資料の代表性について

敷地において観測した平成25年4月から平成26年3月までの1年間の気象資料により大気拡散評価を行うに当たり、観測を行った1年間の気象が長期間の気象と比較して特に異常な年でないかどうかの検討を行った。

風向出現頻度及び風速出現頻度については、敷地内の地上高10m(標高69m)及び地上高146m(標高205m)における10年間(平成15年4月~平成25年3月)の資料により検定を行った。検定法は、不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従った。

風向出現頻度及び風速階級別出現頻度の棄却検定結果を第1表から第2 表に示す。

これによると、地上高10m(標高69m)及び地上高146m(標高205m)において有意水準5%で棄却された項目はない。これは、風向風速に関し、安全解析に使用する平成25年4月から平成26年3月までの1年間が異常年でないことを示している。

なお、大気拡散評価に用いる平成25年4月から平成26年3月までの1年間の気象資料においては、風向出現頻度及び風速出現頻度について敷地内の地上高10m(標高69m)及び地上高146m(標高205m)における10年間(平成20年4月~平成25年3月及び平成26年4月~平成31年3月)の資料により検定を行い、至近の気象データを考慮しても特に異常な年でないことを上述の手法により確認している。

風向出現頻度及び風速階級別出現頻度の棄却検定結果を第3表から第4 表に示す。

補 2-8-添 2-2

第1表(1) 棄却檢定表(風向)

観測場所:敷地内露場(地上高10m,標高69m)(%)

		1	1	ī	ī					ī	ī			ī			
世 〇 林 珠 田 東 田	\circ	0	0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	\bigcirc	0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
限下 限	0.79	0.48	0.57	4.65	6,00	10.15	1.48	0.75	2.41	2, 55	2.52	4.97	11.63	15.01	4.65	1.67	0.47
乗却限 上 限 1	2.03	1.29	1.31	8.40	15.26	15.40	3.51	1.57	4.49	4.67	4.77	10.59	18.75	22.29	9.58	3.41	1.91
検定年 - 25	1.27	1.08	1.01	4.95	12.15	12.12	1.89	1.15	3.01	3.56	3.65	7.70	18.45	16.87	7.64	2.42	1.07
平均值	1.41	0.89	0.94	6.53	10.63	12.77	2.49	1.16	3,45	3.61	3.65	7.78	15.19	18.65	7.12	2.54	1.19
24	1.19	1.08	0.76	6.53	11.86	14.37	2.04	1.19	3.57	3.80	3.57	7.50	15.64	16.94	6.50	2.29	1.15
23	1.15	0.71	0.81	5.85	10.78	12.30	1.81	1.01	3.05	3.77	4.07	8.96	15.65	18.47	7.27	2.31	2.01
22	1.79	0.75	1.10	4.93	9.91	10.74	2.65	1.14	3.68	4.21	4.36	9.40	16.21	18.23	7.06	2.70	1.12
21	1.72	1.16	1.05	5.77	10.48	13.44	2.22	1.00	3.17	4.16	4.19	8.72	14.89	17.45	6.78	2.79	1.01
20	1.34	0.93	0.79	7.25	10.89	13.44	2.87	1.32	4.37	3.73	3.72	6.23	14.09	17.94	7.24	2.68	1.17
19	1.53	0.94	0.84	6.51	8.71	13.73	2.61	1.15	2.97	3.51	3.76	7.03	14.18	20.11	8.28	2.87	1.28
18	1.69	1.01	0.87	7.28	11.73	12.65	2.91	0.94	3.06	3.08	3, 46	6.01	11.86	19.94	9.18	3, 23	1.10
17	1.06	0.61	0.89	6.94	10.09	13.23	3.19	1.16	3.27	3.12	3.10	7.26	16.67	19.98	6.39	2.13	0.91
16	1.40	0.83	1.16	7.36	7.26	11.36	2.37	1.19	3.87	3.81	3, 33	7.78	16.82	21.02	7.08	2.24	1.13
15	1.22	0.83	1.16	6.83	14.58	12.47	2.26	1.54	3.51	2.91	2.89	8.90	15.91	16.42	5.37	2.17	1.04
統計年 (平成) 国向	Z	NNE	N E	ENE	山	ESE	SE	SSE	S	S S W	M S	M S M	W	WNW	N W	NNW	CALM

注)統計年15は, 平成15年4月~平成16年3月を示す。(以下同じ)

第1表(2) 棄却檢定表(風向)

観測場所:敷地内露場(地上高146m,標高205m)(%)

		_																_
判定	○探択 ×棄却	\circ	\bigcirc	\circ	0	0	0	\circ	\bigcirc	\circ	\circ	\bigcirc	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
限界	下限	0.73	0.41	1.44	2.01	5.49	5.01	3.06	1.77	2.25	2.30	1.07	-0.15	11.68	8.00	1.49	1.15	0.12
棄却限界	上限	1.69	1.52	3.28	8.05	11.03	11.81	69.6	5.86	5.42	4.32	4.43	14.99	28.68	25.63	11.47	3.82	0.51
10年	快た平 25	1.33	0.98	2.36	6.68	8.36	6.94	4.57	3.31	3.85	3.23	2.86	11.20	25.42	11.24	5.11	2.22	0.35
	平均値	1.21	0.97	2.36	5.03	8.26	8. 41	6.38	3.81	3.83	3.31	2.75	7.42	20.18	16.81	6.48	2.49	0.31
	24	0.95	0.84	2.80	7.30	9.62	8.05	4.90	3.15	4.24	3, 83	3.44	11.62	22. 10	10.62	3.79	2.31	0.43
	23	96 .0	0.89	2.56	6.05	8.99	6.62	4.82	3.03	3.13	3.54	3.85	12.70	21.96	14.44	4.51	1.58	0.36
	22	1.14	0.78	1.76	5.66	8.04	6.92	4.54	3.17	3.36	3.68	3.37	10.15	25.98	14.49	4.19	2.34	0.43
	21	1.42	1.38	2.51	5.41	9.69	7.36	5.52	2.77	3.29	3.28	3.43	8.96	24.84	12.99	4.82	2.06	0.27
	20	0.99	0.95	2.48	5.31	8.37	9.22	99.9	4.33	4.52	3.80	2.64	92.9	20.55	15.50	5.53	2.03	0.36
	19	1.28	0.77	2.19	4.68	7.57	9.60	6.42	3.65	3.61	2.81	2.25	5.77	18.13	19.85	8.01	3.10	0.30
	18	1.41	1.36	2.91	5.44	7.97	9.07	8.03	4.24	2.94	2.76	2.39	4.22	15.03	20.19	8.31	3.39	0.30
	17	1.22	0.82	1.93	3.59	7.65	8.72	8.53	5.23	3.90	2.93	1.93	4.82	19.06	19, 55	7.63	2.25	0.23
	16	1.21	1.09	2.52	3.80	5.73	7.30	6.82	3, 53	4.94	3, 55	2.21	4.81	18.02	22.09	9.21	2.94	0.24
	15	1.52	0.78	1.94	3.06	8.92	11.24	7.50	5.05	4.38	2.90	1.95	4.37	16.12	18.43	8.79	2.86	0.20
統計年	(平成)	Z	NNE	N E	ENE	田	ESE	S E	SSE	S	S S W	N S	M S M	W	WNW	N W	NNW	CALM

注)統計年15は,平成15年4月~平成16年3月を示す。(以下同じ)

桶 2-8-添 2-3

第2表(1) 棄却檢定表(風速分布)

当 ○ 林 珠 出 出 \bigcirc \bigcirc (地上南10m, 標南69m) 贤 47 14 2475 45 97 87 29 24 27 0 11. 12. 12. 6 ы. $^{\circ}$ 12. 1 棄却限。 贸 17.58 10.08 4.57 05 1.91 17.57 42 66 7.91 61 21 16. 15. 12. 6. ∞ 4 1.07 38 83 24 82 26 28 73 20 90 97 検定4 25 14. 15. 10. 14. 14. ∞ 6. 5 4. : 敷地内露場 平均值 16 11.06 5.04 3.62 60 99 89 27 85 37 14. 15. 15. 13. ∞ 6. 5 1.15 11.12 45 28 86 03 92 25 62 30 01 24 14. 15. 16. 13. 7 5 観測場所 6. 5 ю. С 72 5479 12 80 69 6991 22 01 5123 14. 14. 10. $\dot{\circ}$ 14. 13. 6 6. 5 с; 4. 1.12 14 17.49 17 7.88 92 3440 01 91 61 22 4. ლ 16. 16. 6 5 12. 5 1.01 1510 27 63 9 37 52 07 21 01 21 10. 13. 15. 16. 15. 5 с; ∞ 6. 5 1.17 22 79 74 87 97 43 30 24 5121 20 13. 15. 10. 15. 13. ∞ 6. 4 с; 6. 28 82 64 93 95 84 53 39 79 52 3119 14. 11. 14. 14. 14. 6 4. с Э с; 6. 1.10 18 42 28 45 28 86 35 40 90 29 18 14. ь; 14. 11. 15. 13. 6 6. 5 4. 7.73 96 88 03 59 89 20 23 23 24 91 17 15. 14. 0 13. 10. 5 12. ∞ 6. 16 46 71 08 01 5425 9 27 81 16 14. 14. 13. 13. 5 6. 9.45 4.48 1.04 90 453.73 38 97 5548 41 15 13. 15. 13. 6. 13. 12. 6. 統計年 (平成) 1.4 7.4 4 4 4 4 4 4 4 0 с Э 4 5. 6. 6 $^{\circ}$ ∞ S 7 7 7 7 (((7 (((Œ) 0 Ω Ω Ω Ω Ω Ω Ω Ω Ω Ω 0 7 $\ddot{\circ}$ \dashv $^{\circ}$ $\ddot{\circ}$ 4. 5 6. ∞ 6 圏 画

補 2-8-添 2-4

補 2-8-添 2-5

第2表(2) 棄却檢定表 (風速分布)

(%)	当 ○ ※ ※ 業却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
標高205m)	限 下 限	0.12	1.79	3, 29	5.08	6.30	7.46	7.77	7.66	7.30	6.22	24.02
	乗却限界 上 限 下	0.51	3.64	6.85	8.69	10.36	10.44	11.03	10.45	9.67	9.27	42.08
(地上高146m,	検定年 25	0.35	2.83	4.77	6.67	8.33	8.92	9.49	8.85	9.59	8.06	32.14
: 敷地内露場(平均值	0.31	2.71	2.07	68.99	8.33	8.95	9, 40	9.05	8.49	7.75	33.05
所:敷地	24	0.43	2.71	5.64	7.47	8.70	8.96	9.32	9.14	8.20	7.90	31.52
観測場所	23	0.36	3.10	5.37	7.27	8.04	8.80	9.70	9.25	7.94	7.30	32.87
	22	0.43	3.51	6.22	8.34	9.61	9.42	26.6	8.91	8.47	6.87	28.24
	21	0.27	2.65	5.51	20.7	9.23	9.49	10.28	96.68	88.88	7.05	29.61
	20	0.36	2.88	5.53	6.66	8.64	10.02	9.62	8.97	8.03	7.76	31.54
	19	0.30	2.33	5.03	7.10	8.68	8.76	9.85	9.11	9.23	9.13	30.49
	18	0.30	2.53	4.63	69 .9	8.31	9. 29	9. 56	9.71	9.30	8.13	31.54
	17	0.23	2.21	3.59	5.60	8.02	8.64	8.99	8.41	8.34	7.92	38.05
	16	0.24	2.83	4.82	6.68	6.71	8.35	7.88	7.91	7.97	7.43	39. 19
	15	0.20	2.38	4.38	00.9	7.33	7.83	8.83	9.11	8.50	8.00	37.43
	統計年 (平成) 風速 (m/s)	$0.0 \sim 0.4$	$0.5 \sim 1.4$	$1.5 \sim 2.4$	$2.5 \sim 3.4$	$3.5 \sim 4.4$	$4.5 \sim 5.4$	$5.5 \sim 6.4$	$6.5 \sim 7.4$	$7.5 \sim 8.4$	$8.5 \sim 9.4$	9.5 ~

第3表(1) 棄却檢定表 (風向)

観測場所:敷地内露場(地上高10m,標高69m)(%)

当 ○ ※ ※ ※ ※ ※ ※	\circ	\circ	\circ	0	\circ	0	0	0	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	0	\circ	\circ
限界 判 下 限 ×	0.54	0. 26	0.48	3, 45	9.06	8.63	1.30	0.84	1.76	2.85	2.61	4.93	11.50	16.26	5.39	1.20	0.49
<u>乗却限</u> 上 限 7	1.97	1.28	1.23	7.60	12.53	15.44	3.07	1.53	4.58	4.80	5.09	11.32	23.57	19.86	8.47	3.32	2.79
検定年 25	1.27	1.08	1.01	4.95	12.15	12.12	1.89	1.15	3.01	3.56	3.65	7.70	18.45	16.87	7.64	2.42	1.07
平均值	1.26	0.77	0.86	5.52	10.80	12.04	2.18	1.18	3.17	3.82	3.85	8.12	17.54	18.06	6.93	2.26	1.64
30	1.00	0.52	0.83	4.92	10.57	11.23	1.73	1.16	2, 42	3,65	4.06	8.76	21.14	17.58	6.40	1.87	2.15
29	0.93	0.62	09.0	4.32	10.90	9.59	2.08	1.07	3.20	4.65	4.50	9.12	20.56	18.36	5.96	1.45	2.11
28	1.39	0.63	0.96	5.00	12.19	11.48	2.18	1.39	2.97	3.23	2.67	5.42	18.28	19.29	8.12	2.64	2.14
27	0.99	0.62	0.70	5.65	10.29	11.46	1.83	1.17	2.36	3.44	3.59	9.13	19.90	19.02	6.36	1.93	1.57
26	1.06	0.69	0.97	5.01	10.08	12.30	2.41	1.40	2.94	3.60	3.75	8.00	19.01	17.29	7.56	1.95	1.99
24	1.19	1.08	0.76	6.53	11.86	14.37	2.04	1.19	3.57	3.80	3.57	7.50	15.64	16.94	6.50	2.29	1.15
23	1.15	0.71	0.81	5.85	10.78	12.30	1.81	1.01	3.05	3.77	4.07	8.96	15.65	18.47	7.27	2.31	2.01
22	1.79	0.75	1.10	4.93	9.91	10.74	2.65	1.14	3.68	4.21	4.36	9.40	16.21	18.23	7.06	2.70	1.12
21	1.72	1.16	1.05	5.77	10.48	13.44	2.22	1.00	3.17	4.16	4.19	8.72	14.89	17.45	6.78	2.79	1.01
20	1.34	0.93	0.79	7.25	10.89	13.44	2.87	1.32	4.37	3.73	3.72	6.23	14.09	17.94	7.24	2.68	1.17
統計年 (平 成) 風向	Z	NNE	N	ENE	Ы	ESE	SE	SSE	S	SSW	S W	W S W	W	WNW	N N	NNN	CALM

注)統計年20は, 平成20年4月~平成20年3月を示す。(以下同じ)

補 2-8-添 2-6

第3表(2) 棄却檢定表 (風向)

観測場所:敷地内露場(地上高146m,標高205m)(%)

MI EV E																	
判 ○ ※ ※ 無 が 第	\circ	\circ	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\bigcirc
限 下 限	0.53	0.44	0.75	2.30	6.43	5.65	3.61	1.96	2.14	2.44	1.91	3.17	18.87	8.00	2.70	1.13	0.21
乗却限界 上 限 下	1.56	1.40	3.49	7.93	10.47	66 .6	6.80	4.40	4.87	4.53	4.42	14.67	27.68	23.80	8.05	3.14	0.56
検定年 25	1.33	0.98	2.36	6.68	8, 36	6.94	4.57	3, 31	3,85	3, 23	2.86	11.20	25.42	11.24	5.11	2.22	0.35
平均值	1.05	0.92	2.12	5.11	8, 45	7.82	5.21	3.18	3, 51	3, 48	3.16	8.92	23.28	15.90	5.38	2.13	0.36
30	0.98	1.00	2.10	3.81	8.03	7.25	5.19	2,95	2.88	3.76	2.90	7.37	23.17	19, 58	6.32	2.30	0.41
29	0.66	0.58	1.26	3.16	8.95	7.20	4.30	2.78	4.02	3.92	3,85	8.11	24.36	19, 38	5.50	1.58	0.38
28	1.35	0.91	1.68	4.13	8.15	9.25	5.75	3, 56	3.34	2.85	2.24	4.89	20.80	19, 99	7.67	2.97	0.46
27	0.98	0.94	1.31	4.96	7.58	8, 36	5.00	2.56	2.78	2.61	2.72	7.64	24.97	18.91	5.81	2.39	0.49
26	1.02	0.91	2.71	5.34	7.07	7.98	5.38	3, 52	3, 52	3.54	3.19	10.98	24.03	13.12	5.66	1.78	0.26
24	0.95	0.84	2.80	7.30	9.62	8.05	4.90	3, 15	4.24	3, 83	3, 44	11.62	22.10	10.62	3.79	2.31	0.43
23	0.96	0.89	2.56	6.05	8.99	6.62	4.82	3, 03	3, 13	3.54	3,85	12.70	21.96	14.44	4.51	1.58	0.36
22	1.14	0.78	1.76	5.66	8.04	6.92	4.54	3.17	3, 36	3.68	3.37	10.15	25.98	14.49	4.19	2.34	0.43
21	1.42	1.38	2.51	5.41	69 .6	7.36	5.52	2.77	3, 29	3.28	3, 43	8.96	24.84	12.99	4.82	2.06	0.27
20	0.99	0.95	2. 48	5.31	8.37	9.22	99 .9	4.33	4.52	3.80	2.64	92.9	20.55	15.50	5.53	2.03	0.36
統計年 (平 成) 風向	N	NNE	N E	ENE	口	ESE	S	SSE	S	S S W	M S	M S M	W	WNW	N W	NNW	CALM

注)統計年20は, 平成20年4月~平成20年3月を示す。(以下同じ)

桶 2-8-称 2-7

4表(1) 棄却検定表 (風速分布)

当 ○ 森芳 兼担 (%) \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc (地上南10m, 標南69m) 贤 49 41 4.01 38 59 52 22 22 71 61 $\ddot{\circ}$ 12. 13. 13. 12. 6 $\dot{\circ}$ 1 棄却限 17.12 贸 17.65 17.58 15.18 7.76 79 43 73 82 91 5 g: 6. \ddot{s} 12. 6 4 1.07 24 26 97 38 83 85 28 73 20 90 55 14. 14. 15. 14. 10. 6. 4. 5 ж : ∞ 検 観測場所:敷地内露場 平均值 1.64 02 40 35 85 86 79 87 33 58 31 15. 15. 15. 13. 10. 4. ∞ 6. 4. ж : 2, 15 9 63 42 90 17 86 03 28 91 89 30 16. 15. 14. 13. ∞ 6. 5 с; $^{\circ}$ 17 53 98 86 22 99 11 11 5184 34 29 14. 4. $^{\circ}$ 16. 14. 13. 10. ∞ 6. 4. 3 99 14 60 28 20 35 4007 27 20 82 28 14. 14. 11. 6. 4. 15. 15. 4 $\ddot{\circ}$ $^{\circ}$ ∞ 16 47 11.62 18 33 7.71 22 91 71 60 25 27 4. 14. 14. 15. 13. ∞ 5 З. 42 15 7.63 4.43 99 29 81 94 29 5126 15. 15. 15. 13. 10. а. 5 1.15 62 11.12 7.92 45 03 28 86 30 25 01 24 14. 15. 16. 13. 6. 5 5. З. 72 79 80 5469 12 69 22 01 5191 23 14. 14. 14. 13. 10. 6 6. $ec{\circ}$ 5 сi 4. 1.12 14 170.1 91 6188 92 40 34 22 16. 17. 7 4. 16. 6 5. с; 5 12. 15 10 1.01 27 63 6537 52 0.1 07 21 21 16. 13. 15. 15. 10. 6. 5 5 ∞ а. 1.17 77 79 74 43 30 24 87 97 5121 20 15. 13. 6. 13. 15. 10. ∞ 4. с; 6. 統計年 1.4 7.4 4 4 4 4 4 4 4 4. 0. e. $\dot{\circ}$ 5 6. ∞ 9. 7 7 ((7 7 (7 7 (((m) 0 Ω Ω വ വ Ω വ Ω Ω Ω Ω $\ddot{\circ}$ (平成) 風速 $\ddot{\circ}$ \dashv $\ddot{\circ}$ 4 5 6. ۲. 6 arphi ∞

補 2-8-添 2-8

第4表(2) 棄却檢定表 (風速分布)

当 ○森芳 兼担 \bigcirc \bigcirc (地上高146m, 標高205m) 7.80 92 17 7.01 28 41 5022 93 21 91 ы. ∞ ∞ 6. 25. 照 10.03 10.44 11.28 09 99 59 35 53 5250 ж : 34. 0 6. ∞ 10. 10. 4 35 92 49 90 14 83 77 29 33 85 59 55 $\ddot{\circ}$ $\ddot{\circ}$ 4 6. ∞ ∞ 6 ∞ 6 32. 検 39 平均值 : 敷地内露場 88 5.38 52 9.12 9.75 9.02 60 7.01 64 21 $\ddot{\circ}$ 30. Si ∞ 6 ∞ 41 10 39 15 10 93 00 5171 5121 $\ddot{\circ}$ 30 4. 7 6 10. 10. $\dot{\circ}$ 5 ∞ 32. 6 観測場所 38 40 20 42 59 49 02 22 24 2132 $\ddot{\circ}$ 29 29. 10. с Э 5. 6. ∞ ∞ 6 6 9 46 45 04 7.83 85 47 96 22 04 88 $\ddot{\circ}$ 28 10. 27. с; 6. 6 6 10. 9 49 14 73 15 5919 82 29 95 5292 27 0 27. 10. $^{\circ}$ ∞ 6 6 6 ∞ 26 10.03 95 97 45 3127 20 61 26 6 $\dot{\circ}$ 5 6. ∞ 6 ∞ ∞ 30. 43 7.47 9.14 52 64 71 70 96 32 20 90 $\ddot{\circ}$ 24 7 $\dot{\varsigma}$ 5 ∞ 6 31. ∞ ∞ 36 10 37 27 04 80 25 87 20 94 30 23 $\ddot{\circ}$ ന് ۲. ۲. ۲. 32. 5 ∞ 6 6 43 2422 97 47 87 5134 61 91 $\ddot{\circ}$ 22 28. ж : 6 6 $\dot{\infty}$ 6. $\dot{\infty}$ 6 ∞ 6. 27 7.05 49 9 23 28 98 88 90 61 51 $\ddot{\circ}$ 21 ۲. 5 6 6 10. 6 ∞ 29. 0.36 8.03 7.76 88 53 9964 02 62 97 5420 6. 10. 6 31. 5. ∞ ∞ $^{\circ}$ 統計年 1.4 7.4 4 4 4 4 4 4. $\ddot{\circ}$ сi $\dot{\circ}$ 5 6. ∞ 9. 7 7 7 ((7 (7 7 (((m) 0 Ω Ω വ Ω Ω Ω Ω Ω Ω Ω $\ddot{\circ}$ (平成) 風速 $\ddot{\circ}$ \dashv $\ddot{\circ}$ 4 5 6. ۲. 6 arphi ∞

補 2-8-添 2-9

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる大気拡散の評価

1. はじめに

緊急時対策所の居住性評価で用いる相対濃度及び相対線量は,実効放 出継続時間を基に計算した値を年間について小さい値から順に並べて整 理し,累積出現頻度 97%に当たる値としている。

臨界事故及び地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生 のそれぞれの<u>重大事故</u>について、大気拡散の評価における評価対象方位 並びに相対濃度及び相対線量の評価結果を以下に示す。

2. 臨界事故

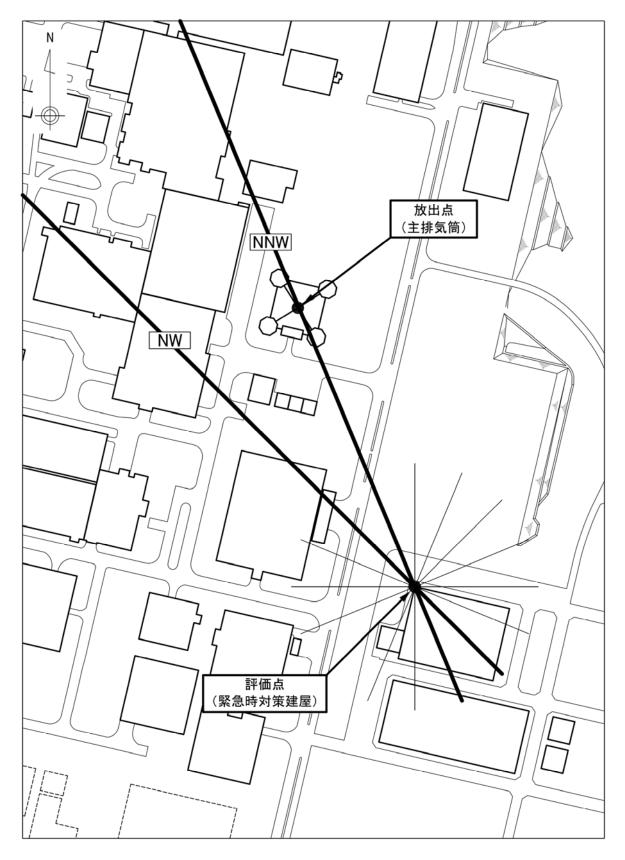
臨界事故における大気拡散評価では、放出点を主排気筒、評価点を主 排気筒に最も近い緊急時対策建屋の外壁としている。

評価対象方位を第3-1図に、相対濃度及び相対線量を第3-1表に示す。

3. 地震を要因として発生が想定される重大事故の同時発生

地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生における大気 拡散評価では、放出点を各<u>事故</u>発生建屋中心、評価点を<u>各事故発生建屋</u> に最も近い緊急時対策建屋の外壁としている。

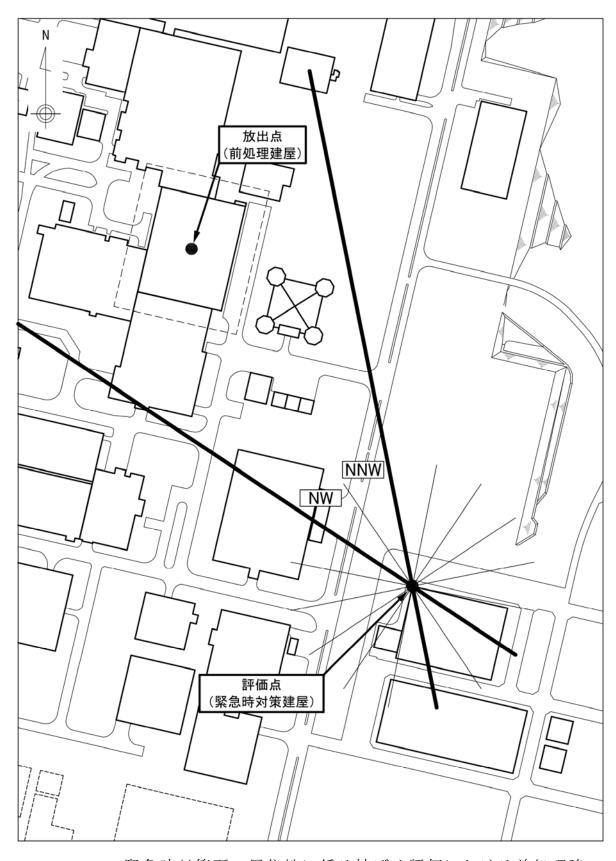
評価対象方位を第3-2図から第3-6図に、相対濃度及び相対線量 を第3-2表に示す。



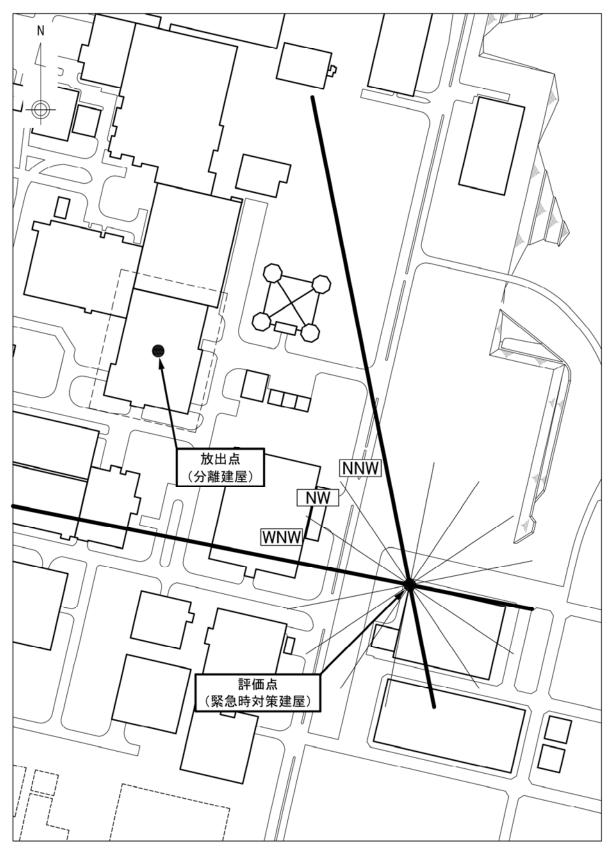
第3-1図 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における臨界事故 時の着目方位(風上方位)

第3-1表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における臨界事故 時の相対濃度及び相対線量の評価結果

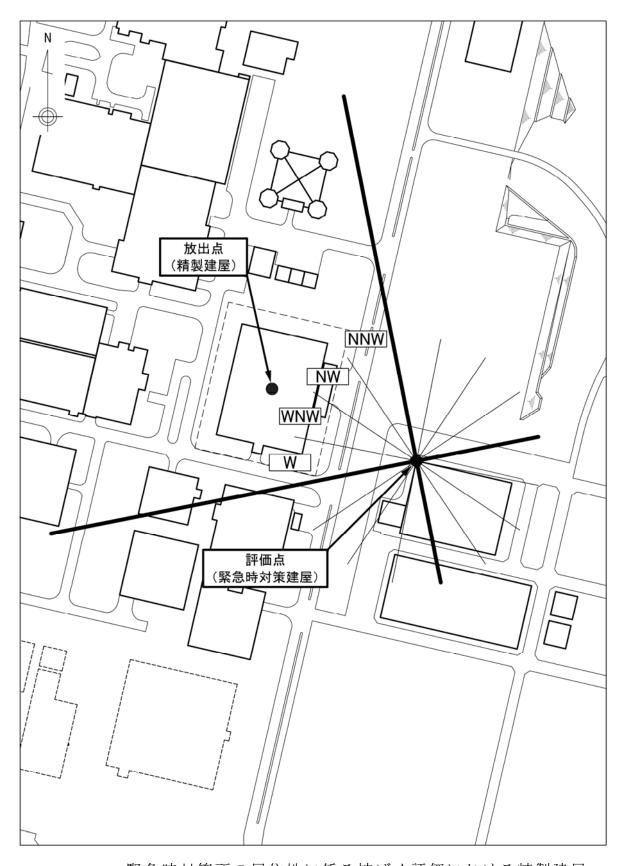
	大気中への		
+6111 E	放射性物質の	相対濃度 χ/Q	相対線量D/Q
放出点	実効放出	(s / m^3)	(G y / B q)
	継続時間		
主排気筒	24 時間	2. 1E-07	1.8E-20



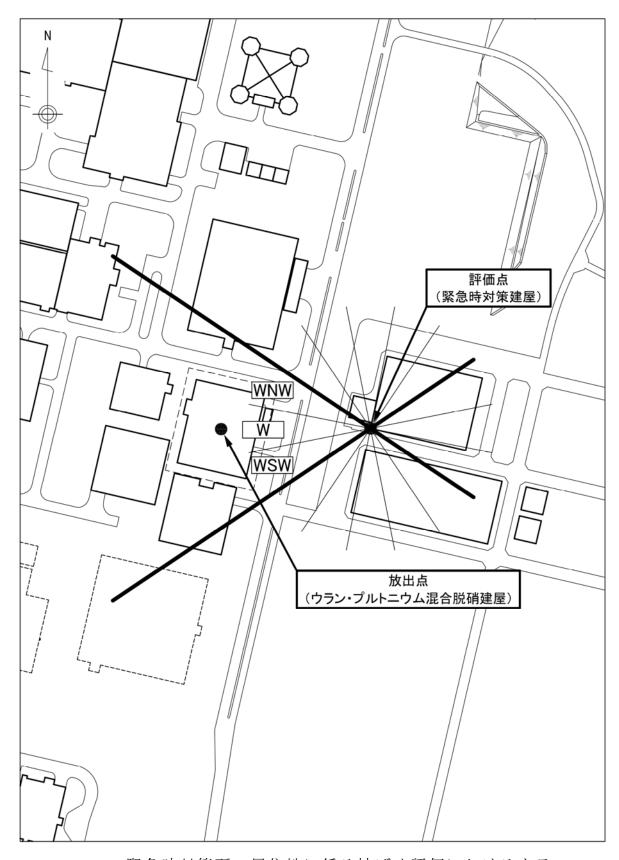
第3-2図 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における前処理建 屋が大気中への放射性物質の放出点の場合の着目方位(風 上方位)



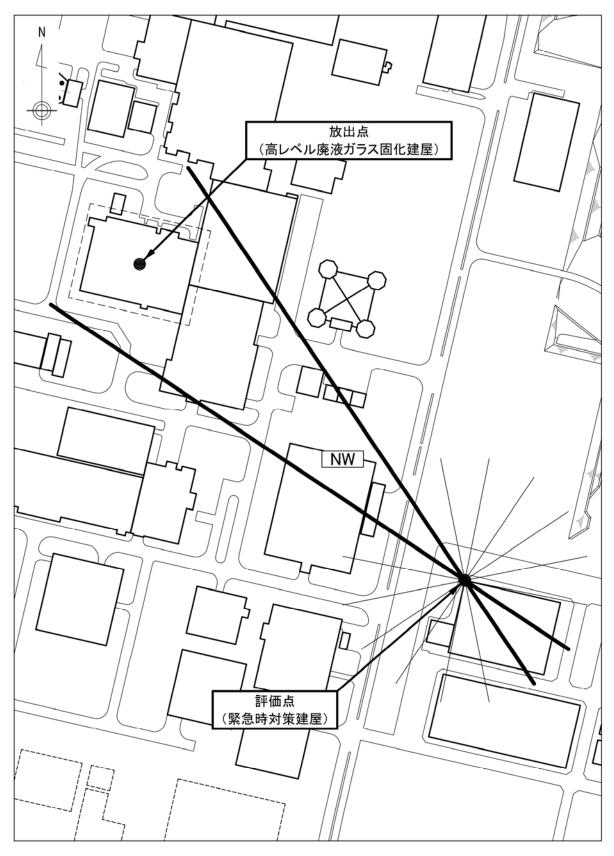
第3-3図 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における分離建屋 が大気中への放射性物質の放出点の場合の着目方位(風上 方位)



第3-4図 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における精製建屋が大気中への放射性物質の放出点の場合の着目方位(風上方位)



第3-5図 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価におけるウラン・ プルトニウム混合脱硝建屋が大気中への放射性物質の放出 点の場合の着目方位(風上方位)



第3-6図 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における高レベル 廃液ガラス固化建屋が大気中への放射性物質の放出点の場 合の着目方位(風上方位) 補 2-8-添 3-8

第3-2表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生時の相対濃度及び相対線量の評価結果

放出点	実効放出 継続時間 (h)	相対濃度 χ/Q (s/m³)	相対線量 D/Q (Gy/Bq)
前処理建屋	1	2.8E-04	1.4E-18
分離建屋	1	5.4E-04	2.3E-18
刀概是座	24	2.4E-04	1. 1E-18
精製建屋	1	7. 2E-04	3.0E-18
相表定性	24	3.5E-04	1.5E-18
ウラン・プルトニウム	1	1.3E-04	3.8E-18
混合脱硝建屋	24	5.6E-04	1.7E-18
高レベル廃液	1	2.4E-04	1. 1E-18
ガラス固化建屋	24	1.6E-04	5.8E-19

地表面への沈着速度の設定について

地表面への放射性エアロゾルの乾性沈着速度は、NUREG/CR-4551-Vol. 2 において推奨されている $0.3\,\mathrm{cm/s}$ を用いる。

また、降雨による放射性エアロゾルの湿性沈着速度は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」に、降水時の沈着率が乾燥時の沈着率の2から3倍大きい値となると示されていることを考慮し、居住性に係る被ばく評価で用いる地表への沈着速度は、より厳しい結果となるように乾性沈着速度の4倍とし、 $1.2 \, \mathrm{cm/s}$ とする。

参考文献

- (1) J.L. Sprung. et al. Evaluation of Severe Accident Risks:

 Quantification of Major Input Parameters. United States

 Nuclear Regulatory Commission, 1990, NUREG/CR-4551, vol. 2,

 Rev. 1, Pt. 7
- (2) 原子力安全委員会. 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に 対する評価指針. 1976, 2001一部改訂.

エアロゾルの乾性沈着速度について

エアロゾルの乾性沈着速度は、NUREG/CR-4551 *1 に基づき 0.3 c m/s と設定した。NUREG/CR-4551 に記載されている エアロゾルの乾性沈着速度は、郊外を対象としており、郊外とは道路、芝生及び木々で構成されるとしている。再処理施設の敷地内も同様の構成であるため、この沈着速度が適用できると考えられる。また、NUREG/CR-4551 では 0.5 μ m の 粒径に対して検討されているが、大気中への放出に至るまでの除去過程で、相対的に粒子径の大きなエアロゾルは十分捕集され、放出はされにくいものと考えられる。

また、W. G. N. S 1 i n n の検討 *2 によると、草や水、小石といった様々な材質に対する粒径に応じた乾性沈着速度を整理しており、これによると 0.1μ m $\sim 5\mu$ mの粒径では沈着速度は $0.3 \, \mathrm{cm}/\mathrm{s}$ 程度(第 5-1 図)である。以上のことから、重大事故時の線量影響評価におけるエアロゾルの乾性沈着速度として $0.3 \, \mathrm{cm}/\mathrm{s}$ を適用できると判断した。

なお,重大事故時の中央制御室及び緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価では,「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(昭和51年9月28日 原子力委員会決定,一部改定 平成13年3月29日)における解説(葉菜上の放射性よう素の沈着率を考慮する際に,降水時における沈着率は,乾燥時の2~3倍大きい値となるとしている)を踏まえ,湿性沈着を考慮した沈着速度として,保守的に乾性沈着速度の4倍の1.2cm/sを使用している。

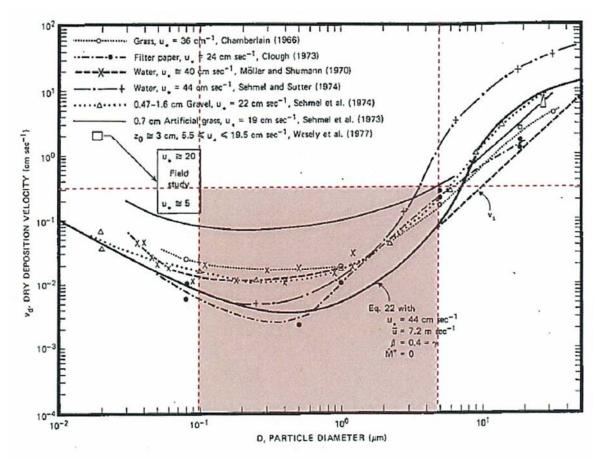


Fig. 4 Dry deposition velocity as a function of particle size. Data were obtained from a number of publications. $^{19-2}$ s The theoretical curve appropriate for a smooth surface is shown for comparison. Note that the theoretical curve is strongly dependent on the value for u* and that Eq. 22 does not contain a parameterization for surface roughness. For a preliminary study of the effect of surface roughness and other factors, see Ref. 5.

第5-1図 様々な粒径における地表沈着速度(Nuclear Safety Vol.19

※2)

- ※1 J.L. Sprung 等: Evaluation of severe accident risk: quantification of major input parameters, NUREG/CR -4451 Vol. 2 Rev. 1 Part 7, 1990
- ※2 W.G.N. Slinn: Environmental Effects, Parameterizations for Resuspension and for Wet and Dry Deposition of Particles and Gases for Use in Radiation Dose. Calculations, Nuclear Safety Vol. 19 No. 2, 1978

グランドシャインの評価方法について

地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばくに係る実効線量は、居住性評価審査ガイドにおいて、地表面沈着濃度及びグランドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算すると示されていることを考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」における放射性物質の地表濃度の評価式、地表沈着換算係数及びコンクリートの遮蔽効果から、以下の評価式を用いて評価する。

$$H_{g\gamma} = \int_{0}^{T} K_{g\gamma} \cdot (\chi/Q) \cdot Q(t) \cdot V_{g} \cdot (f_{1}/\lambda) \cdot \left\{ 1 - exp(-\lambda \cdot (T-t)) \right\} \cdot B \cdot exp(-\mu' \cdot X') dt$$

ここで,

 $H_{g\gamma}$: ガンマ線による外部被ばくに係る実効線量 (Sv)

 $K_{g\gamma}$: 地表沈着換算係数 $(S \text{ v}/B \text{ q}/(\text{ s}/\text{m}^2))$ 地表沈着換算係数 $K_{g\gamma}$ は,E P A-402-R -93-081に基づき,添付資料1の第1-93表及 び第1-94表に示すとおりとする。

χ/Q : 相対濃度 (s/m³)

Q(t) : 主排気筒<u>を介した</u>大気中への時刻tにおける 核種の放出率(Bq/s)

 V_{g} : 地表への沈着速度(m/s)

 f_1 : 沈着した放射性物質のうち残存する割合(-) : 沈着した放射性物質のうち残存する割合 f_1 は,「発電用軽水型原子炉施設の安全審査にお

補 2-8-添 6-1

ける一般公衆の線量評価について」に基づき, 0.5とする。

λ : 崩壊定数 (s⁻¹)

崩壊定数λは、添付資料1の第1-95表及び第1-96表に示すTable of Isotopesの7th EDITION及び「被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について」に基づく半減期を用いて算出する。

B : ビルドアップ係数 (-)

ビルドアップ係数Bは、「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル」に基づき、コンクリート厚さから18とする。

 μ' : コンクリートに対するガンマ線の線減弱 係数 (m^{-1})

コンクリートに対するガンマ線の線減弱係数 μ' は、「放射線施設のしゃへい計算実務マニュ (5) アル」に基づき、 $11 \, \mathrm{m}^{-1} \, \mathrm{と}$ する。

X' : コンクリート厚さ (m)

T: 居住性に係る被ばく評価期間 (s)

地表面への放射性エアロゾルの乾性沈着速度は、NUREG/CR-4551 - Vol. 2 において推奨されている $0.3\,\mathrm{c}\,\mathrm{m/s}$ を用いる。

また,降雨による放射性エアロゾルの湿性沈着速度は,「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」に,降水時の沈着率が乾燥時の沈着率の2から3倍大きい値となると示されていることを考慮し,居住性に係る被ばく評価で用いる地表への沈着速度は,より厳しい結果と

なるように乾性沈着速度の4倍とし、1.2cm/sとする。

参考文献

- (1) 原子力安全委員会. 発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について. 1989, 2001一部改訂.
- (2) K. F. Eckerman. et al. External Exposure to Radionuclides in Air, Water, and Soil. United States Environmental Protection Agency, 1993, EPA-402-R-93-081.
- (3) C.M.Lederer. et al. Table of Isotopes Seventh Edition.
 Wiley-Interscience, 1978.
- (4) 原子力安全委員会. 被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について. 1989, 2001-部改訂.
- (5) 原子力安全技術センター. 放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル. 双文社, 2007.
- (6) J.L.Sprung. et al. Evaluation of Severe Accident Risks:

 Quantification of Major Input Parameters. United States

 Nuclear Regulatory Commission, 1990, NUREG/CR-4551, vol.

 2, Rev. 1, Pt. 7
- (7) 原子力安全委員会. 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値 に対する評価指針. 1976, 2001一部改訂.

事故発生時の換気系運転モードについて

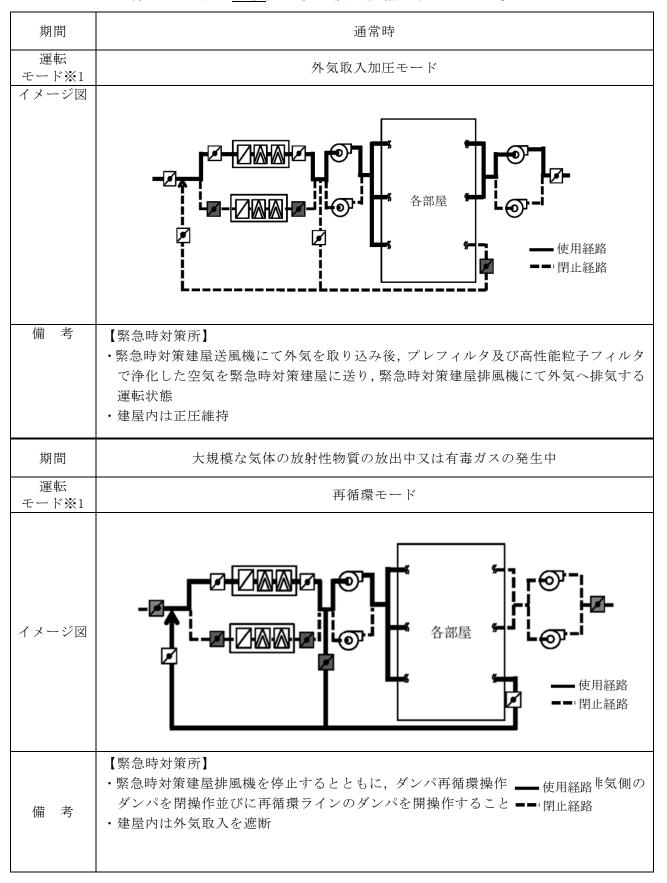
重大事故等の発生により、大気中に放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保するため、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタ ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニットを緊急時対策建屋内に設置する。

重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出が確認された場合又は有毒ガスの発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合は、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替え、緊急時対策建屋への外気取入を遮断することで放射性物質の流入を低減し、要員の被ばくを防護する。

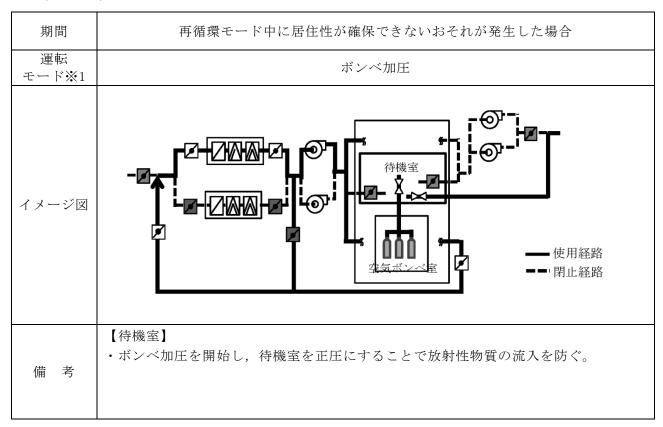
再循環モードにおいて、大規模な気体の放射性物質の大気中への放出に至る場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇又は窒素酸化物濃度の上昇並びに対策本部室の差圧の低下により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによるボンベ加圧を開始し、待機室を正圧にすることで放射性物質の流入を防ぎ、要員の被ばくを低減する。

事故発生時の換気設備の運転モード一覧を第7-1表に示す。

第7-1表 事故発生後の換気設備運転モード一覧



(つづき)



※1 運転モードの詳細は、補足説明資料「補足説明資料 2-1」の 2.1.4 換気設備に示す。

大気拡散評価における実効放出継続時間の設定について

大気拡散の評価に用いる実効放出継続時間は、大気中への放射性物質の放出が 24 時間以上継続する<u>事故</u>は 24 時間, それ以外の<u>事故</u>は 1 時間に設定する。

このため、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、臨界事故の実効放出継続時間は24時間、地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生における冷却機能の喪失による蒸発乾固のうち、前処理建屋からの放射性エアロゾルの放出時は1時間、前処理建屋以外の建屋からの放射性エアロゾルの放出時は24時間、気体状の放射性物質の放出時は1時間とし、地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生における放射線分解により発生する水素による爆発は1時間と設定した。

これらの算出根拠として、各<u>事故</u>の大気中への放射性物質の放出開始時間 及び放出終了時間を以下に示す。

a. 臨界事故における主排気筒<u>を介した</u>大気中への放射性物質の放出開始 時間及び主排気筒<u>をを介した</u>大気中への放射性物質の放出終了時間

臨界事故の主排気筒<u>を介した</u>大気中への放射性物質の放出開始時間は,臨界による核分裂が開始する時間の 0 秒とする。臨界事故の主排気筒<u>を</u>介した大気中への放射性物質の放出終了時間は,その放出開始時間に,バースト期の核分裂数を10¹⁸,プラトー期の核分裂率を10¹⁵ f i s s i o n s / s とした上で,全核分裂数からバースト期の核分裂数を差し引いたプラトー期の核分裂数をプラトー期の核分裂率で除して算出される主排気筒<u>を介した</u>大気中への放射性物質の放出継続時間を加えた1650分と補 2-8-添 8-1

する。

b. 地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生における大気 中への放射性物質の放出開始時間及び大気中への放射性物質の放出終 了時間

(a) 冷却機能の喪失による蒸発乾固

冷却機能の喪失から機器に内包する溶液が沸騰に至ることで大気中への放射性物質の放出が開始され、機器に内包する溶液が7日以内に乾固に至るまで又は7日以内に乾固に至らない場合には7日後まで大気中への放射性物質の放出が継続するものとする。

冷却機能の喪失から機器に内包する溶液が沸騰に至るまでの時間は,前処理建屋の最も早い機器で148時間後,分離建屋の最も早い機器で15時間後,精製建屋の最も早い機器で11時間後,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の最も早い機器で19時間後及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最も早い機器で23時間後とする。

大気中への気体状の放射性物質の放出は、分離建屋の最も早い機器で88時間後、精製建屋の最も早い機器で51時間後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の最も早い機器で58時間後及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最も早い機器で161時間後に開始する。また、分離建屋では24時間大気中への放射性物質の放出が継続し、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋では7時間大気中への放射性物質の放出が継続する。

(b) 放射線分解により発生する水素による爆発

水素掃気機能の喪失から機器内の水素濃度が未然防止濃度に到達した 後に、着火及び水素爆発に至ることで大気中への放射性物質の放出が開始される。その後、再び未然防止濃度に到達し着火及び水素爆発に至る 補 2-8-添 8-2 ことで大気中への放射性物質の放出が開始される。

したがって、大気中への放射性物質の放出開始時間は評価対象<u>事故</u>が発生する建屋ごとに、水素掃気機能の喪失から機器内の水素濃度が未然防止濃度に到達するまでの時間とする。また、大気中への放射性物質の放出は、瞬時に生じるものとし1秒間とする。

以上を考慮し、放射性物質が1回目の水素爆発に伴って大気中への放出を開始する時間は、前処理建屋で76時間後、分離建屋で14時間後、精製建屋で17時間後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋で21時間後及び高レベル廃液ガラス固化建屋で24時間後とする。

また、放射性物質が2回目の水素爆発に伴って大気中への放出を開始する時間は、前処理建屋で87時間後、分離建屋で20時間後、精製建屋で17時間後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋で22時間後及び高レベル廃液ガラス固化建屋で25時間後とする。

コンクリート密度の根拠について

中央制御室及び緊急時対策所における重大事故時の居住性に係る被ばく評価の対象とする被ばく経路のうち,放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(クラウドシャイン)及び地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(グランドシャイン)の評価において使用するビルドアップ係数の算出のために,普通コンクリート密度を設定し評価している。

(1) 日本建築学会.建築工事標準仕様書・同解説「原子力発電所施設に おける鉄筋コンクリート工事」,1985,JASS5N

審査ガイドへの対応について

重大事故等の発生時における要員を対象として実施した緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価のうち、最も厳しい被ばく評価の結果を与える地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生に係る評価について、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」(平成25年6月19日 原規技発第13061918号 原子力規制委員会決定)(以下「審査ガイド」という。)への対応を第1表に示す。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応 第1表

	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は、発電用軽水型原子炉施設と再処理施設で異なる点については個別に判断し、審査ガイドを参考に実施している。
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	1. 目的等 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住 性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(以下「審査ガイド」という。)は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 釈(原規技発第1306194号(平成2.2年6月1.9 目原子力規制委員会決 定)。以下「解釈」という。)第5.3条、第7.4条及び第7.6条の規定 のうち、評価項目を満足することを確認するための手法の妥当性を審査 自が判断する際に、参考とするものである。 申請者の用いた手法が本審査ガイドに沿った手法であれば、妥当なも のと判断される。申請者が異なる手法を用いた場合は、本審査ガイドを 参考に個別に判断する必要がある。 なお、本審査ガイドは、技術的知見及び審査経験等に応じて、適宜見 直すこととする。

用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

黑

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の

審査ガイドへの対応

. 制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価

(解釈より抜粋)

第76条(緊急時対策所)

- 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。
-) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。
- ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。
- ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。
- ③ 交代要員体制、安定ョウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。
- ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

(事業指定基準規則の解釈より抜粋)

第46条 (緊急時対策所)

- 五 緊急時対策所の居住性については、以下に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ① 想定する放射性物質の放出量等は、想定される重大事故に対して十分な保守性を見込んで設定すること。
- ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のたを考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のた
 - めの体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で10 0mSv を超えないこと。
- →事業指定基準規則の解釈のとおりとする。ただし、重大事故等の発生時における緊急時対策所の対策要員は、重大事故等が発生した場合に対処するために必要な体制における実施組織要員,支援組織要員等を総称し要員と表記する。
- ①緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は,大気中への放射性物質の放出量に保守性を見込み実施する。

具体的には,緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる放射性物質の放出量等は,重大事故の発生防止対策が機能しないことを仮定するとともに,事故の要因の特徴

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応
	に応じて, 拡大防止対策が機能しないものとして設定することで, 各重大事故の有効性評価に対して十分保守的に設定する。 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では, 地震を要因として発生が想定される <u>重大事故</u> の同時発生を緊急時対
	策所の要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故として想定している。 ②重大事故等の発生時における要員は,マスクを着用しないものとしている。
	③重大事故等の発生時における要員は、交代を行わないものとしている。また、安定ョウ素剤の服用、仮設設備の効果は考慮しない。
	④地震を要因として発生が想定される <u>重大事故</u> の同時発生時の緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価の結果は約4mSvであり,緊急時対策建屋にとどまる要員の実効線量は7日間で100mSvを超えない。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応	4. 1① → 審査ガイドのとおり 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は,最適評価手 法及び「4. 2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件 」を適用し実施している。	4. 1② → 審査ガイドのとおり 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は,これまでの 許認可で使用したモデルに基づき実施している。	4. 1③ → 審査ガイドのとおり 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は,不確かさが 大きいモデルを使用せず,また検証されたモデルの適用範 囲を超えて実施していない。	4. 1 (1) \rightarrow 審査ガイドのとおり 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は,図 2 の①~ ③の被ばく経路を対象に実施する。また,重大事故等の発生時における要員は交代を行わないものとして評価するため,図 2 の④及び⑤の被ばく経路は対象としていない。
:用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	 4. 居住性に係る被ばく評価の標準評価手法 4. 1 田 居住性に係る被ばく評価の手法及び範囲 (1) 国民性に係る被ばく評価にあたっては最適評価手法を適用し、 緊急問	② 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なモデルを用いる。軽急時 緊急 計算軽急 計器可て	③ 不確かさが大きいモデルを使用する場合や検証されたモデルの毎月範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適大きいも切に考慮する。田を超え	(1) 被ばく経路 原子炉制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく 評価では、次の被ばく経路による被ばく線量を評価する。図1に、原 子炉制御室の居住性に係る被ばく経路を、図2に、緊急時制御室又は 生時に未 緊急時対策所の居住性に係る被ばく経路をそれぞれ示す。 ただし、合理的な理由がある場合は、この経路によらないことがで きる。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応	4. 1 (1) ① → 審査ガイドのとおり 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は、地震を要因 として発生が想定される <u>重大事故</u> の同時発生が発生する建 屋内の放射性物質から放射されるガンマ線による緊急時対 策所内での外部被ばく線量を、地震を要因として発生が想 定される <u>重大事故</u> の同時発生が発生する建屋からのスカイ シャイン線による外部被ばく及び地震を要因として発生が 想定される重大事故の同時発生が発生する建屋からのスカイ がたれる重大事故の同時発生が発生する建屋からのは接 線による外部被ばくひこの被ばく経路を対象に計算している。	 4. 1 (1)② → 審査ガイドのとおり 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は,大気中へ放 出された放射性物質による緊急時対策所内での被ばく線量 を,放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被 ばく (クラウドシャイン)及び地表面に沈着した放射性物 質からのガンマ線による外部被ばく (グランドシャイン) の2つの被ばく経路を対象に計算している。
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/ 緊急時制御室/緊急時対策所内での被ばく 原子炉建屋(二次格納施設(BWR型原子炉施設)又は原子炉格納 容器及びアニュラス部(PWR型原子炉施設))内の放射性物質から 放射されるガンマ線による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対 策所内での被ばく線量を、次の二つの経路を対象に計算する。 一 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線によ る外部被ばく	 ② 大気中へ放出された放射性物質による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での被ばく 大気中へ放出された放射性物質から放射されるガンマ線による外部被ばく線量を、次の二つの経路を対象に計算する。 一 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(クラウドシャイン) 二 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく(グランドシャイン)

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応	4. 1(1)③ → 審査ガイドのとおり 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は,外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取 り込まれた放射性物質の吸入摂取 量を,室内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取 による内部被ばく及び室内へ外気から取り込まれた放射性 物質からのガンマ線による外部被ばくの2つの被ばく経路 を対象に計算している。
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド (抜粋)	 ③ 外気から取り込まれた放射性物質による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内で取り込まれた放射性物質による被ばく線量を、次の二つの被ばく経路を対象にして計算する。 戊井丁石制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定まれた放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定して評価する。 一原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばくり込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばくり込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく 二原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく

補 2-8-添 10-8

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応	 4. 1 (2) b. → 審査ガイドのとおり 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は,再処理施設の敷地内における地上高 10mにおける平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 1 年間の観測資料を用いて計算している。 	 4. 1 (2) c. → 審査ガイドのとおり 機器外に放出される可能性がある放射性物質は、より厳 しい結果となるように地震を要因として発生が想定される <u>重大事故</u>の同時発生が発生する建屋の緊急時対策建屋から 最も近い壁の内側に一点で接する体積線源として計算して いる。
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド (抜粋)	b. 原子炉施設敷地内の年間の実気象データを用いて、大気拡散を計算して相対濃度及び相対線量を計算する。	c. 原子炉施設内の放射性物質存在量分布から原子炉建屋内の線源 強度を計算する。

- 3 審査ガイド (抜粋)	「特別領海」「緊急時制御室」「緊急時対策所内での運転員又は $4.1(2)d. \rightarrow 審査ガイドのとおり$ 上記。の結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガン かる <u>重大事故</u> の同時発生が発生する建屋からの放射線による線量を計算する。	上記 a 及び b の結果を用いて、原子炉制御室/緊急時制御室/ 緊急時対策所内に外気から取り込まれた放射性物質による被ば ら取り込まれた放射性物質による被ばく線量 (ガンマ線による外部被ばく及び吸入摂取による内部被 よる外部被ばく及び吸入摂取による内部被 ている。 ている。	 対断基準を満たしているか 前項 d で計算した被ばく線量の合計値が, 判断基準 (対策要員の実効線量が7日間で100mSv を超えないこと)を満足していることを確認している。
美用発電用原子炉に徐る重大事故時の制御室及び緊急時款居住住住住に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	d. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での運転員又は 対策要員の被ばく線量を計算する。 ・上記 c の結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガン マ線 (スカイシャインガンマ線、直接ガンマ線)による被ばく 線量を計算する。 ・上記 a 及び b の結果を用いて、大気中へ放出された放射性物質 及び地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による外部被ばく 線量を計算する。	・上記 a 及び b の結果を用いて、原子炉制御緊急時対策所内に外気から取り込まれた放く線量(ガンマ線による外部被ばく及び吸ばく)を計算する。	e. 上記 d で計算した線量の合計値が、判断基準を満たしているかどうかを確認する。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応	 4. 2 (1) a. → 審査ガイドのとおり 緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタ ユニットの高性能粒子フィルタの放射性エアロブルの除去効率 は,設計上期待できる99.999%を用いている。 放射性ヨウ素の形態についてはより厳しい結果となるように有機ヨウ素とし,緊急時対策建屋フィルタ ユニットの高性能粒子フィルタによって除去されないこととしている。 	4. 2 (1) b. → 審査ガイドのとおり 地震による全交流動力電源の喪失に伴う緊急時対策建屋 換気設備の停止時は, 高性能粒子フィルタを経由せずに流 入する放射性物質を含む空気の流入率を, 保守的にバウン ダリ体積換算で0.03 回/hとしている。 緊急時対策建屋換気設備の運転が外気取込加圧モード時 は, 高性能粒子フィルタを経由せずに外気が流入する経路は 存在しないため, 高性能粒子フィルタを経由せずに流入す る放射性物質を含む空気の流入はないものとしている。 緊急時対策建屋換気設備の運転が再循環モード時は, 高 性能粒子フィルタを経由せずに流入する なり流入率を, 緊急時対策建屋換気設備の給気口の気密 ダンパからの外気の流入を想定し, 126.9m³/hとしている。 る。
選 型	4.2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件 (1) 沈着・除去等 a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の非常用換気空調設備フィルタ効率 ヨウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。 なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。	b. 空気流入率 既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基 に設定する。 新設の場合では、空気流入率は、設計値を基に設定する。(な お、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所設置後、設定値 の妥当性を空気流入率測定試験によって確認する。)

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋) ・原子炉建屋の建屋後流での巻き込みが生じる場合の条件については、放出点と巻き込みが生じる建屋及び評価点との位置関係について、次に示す条件すべてに該当した場合、放出点から放出された放射性物質は建屋の風下側で巻き込みの影響を受け拡散し、評価点に到達するものとする。 一放出点の高さが建屋の高さのとする。 上、放出点の高さが建屋の高さのこ5倍に満たない場合 こが出点と評価点を結んだ直線と平行で放出点を風下とした風向 n について、放出点の位置が風向 n と建屋の投影形状に応じて定まる一定の範囲(図4の領域 An)の中にある場合	
評価点が、巻き込みを生じる建屋の風下側にある場合上記の三つの条件のうちの一つでも該当しない場合には、建屋の影響はないものとして大気拡散評価を行うものとする (**4)。	評価点である緊急時対策所は,巻き込みを生じる再処理施設の各建屋の風下側にある。
・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流	建屋による巻き込みを考慮し,図5に示すように,建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象としている。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は,「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に基づいて評価している。	
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。 ・放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」(*)による。	

大事故時の制御室及び緊急時対策所の 禁急時対策所の居住性に係る被ばく評価の ・価に関する審査ガイド(抜粋)	る巻き込みの評価条件 5. 名巻き込みの評価条件 「原子位集屋屋の近辺では、隣接する複数の建屋の風下側 で広く巻き込みによる拡散が生じているものとする。 参き込みを生じる体屋として、原子炉格納容器、原子 が建屋及で燃料取り扱い建屋等、原則として放出頭の 上離屋及び燃料取り扱い建屋等、原則としてが出頭の 上離屋及び燃料取り扱い建屋等、原則としてが出頭の 上離屋及び燃料取り扱い建屋等、原則としてが出頭の 上離屋及び燃料取り扱い建屋等、原則としてが出頭の 上離屋及び燃料取り扱い建屋等、原則としてが出頭の 上離屋及び燃料取り扱い建屋等、原則としてが出頭の の影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表 原子炉制御室/緊急時刺獅室/緊急時対策所が属する。 原子作制御室/緊急時刺獅室/緊急時対策所が属する。 原子作制御室/緊急時刺獅室/緊急時刺獅室/緊急時刺獅室/緊急時刺獅室/ 原子作制御室/緊急時刺獅室/緊急時刺獅室/ 原子作制御室/緊急時刺獅室/緊急時刺獅室/ 原子作制御室/緊急時側衛星/緊急時刺獅室/ 原子作制御室/緊急時側衛星/緊急時刺獅室/ 原子が割りましている なの1)又は1)によって、原子炉制御室/緊急時刺獅 京子が割りましている を置の代表面の選定 原子が制御室/緊急時刺獅室/緊急時刺獅 原子が制御室/緊急時刺獅室/ 原子が制御室/緊急時刺獅室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が引動をしている 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が制御室/ 原子が表していたる のの 原子が関連を のの 上に絡気口を かりた気の取り入れ及び室内 へしての外気取入がを遮断する のの直接流入 ・しての外気取入がを遮断する は のの直接流入 ・しての外気取入がを遮断する がしての のの直接流入 ・しての外を のの のの のの のの のの を時対策を のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及居住住に係る被ばく評価に関する審査ガイ	b. 建屋による巻き込みの評価条件 ・巻き込みを生じる代表建屋 ・巻き込みを生じる代表建屋 で広く巻き込みを生じる建屋 で広く巻き込みを生じる建屋 が建屋、原子炉補助園 ル建屋及び燃料取り投 近隣に存在するすべて みの影響が最も大きい 建屋とすることは、領 種屋の代表面の選定 原子炉制御室/繋急組 なの i)又は ii)によって 変入の i)又は ii)によって 変入するとする。 i) 事故時に外気 介しての外気 に) 事故時に外気 に) 事故時に外気 に) 事故時に外気	

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は、重大事故等の発生時に外気の取り入れを継続することを前提としているため、放射性物質濃度の評価点は緊急時対策種屋換気設備の給気口の位置となるが、より厳しい結果となるように地上高のmにおける地震を要因として発生が想定される重大事故の同時発生が発生する建屋に最も近い緊急時対策建屋の外壁における濃度を評価している。
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	2) 建屋による巻き込みの影響が生じる場合、原子炉制御 室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の近辺 ではほぼ全般にわたり、代表建屋による巻き込みによ る拡散の効果が及んでいると考えられる。 このため、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室 解所換気空調設備の非常時の運転モードに応じて、次 のi)及はi)によって、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/ 解島時対策所が属する建屋の表面の濃度を計算する。 i) 評価期間中も給気口から外気を取入れることを 前提とする場合は、給気口が設置されている原 子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属 する堪屋の表面とする。 ii) 評価期間中は外気を遮断することを前提とす る場合は、原子炉制御室/緊急時対策所が属 する場合を返断する。 に側面)のうちの代表面(代表評価面)を選 定する。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応
・着目方位 1) 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の被ばく評価の 計算では、代表建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域 が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方 位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位 のみを対象とするのではなく、図5に示すように、代表建屋の 後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位 を対象とする。 評価対象とする方位は、放出された放射性物質が建屋の影響 を受けて拡散すること及び建屋の影響を受けて拡散された放射性物質が評価点に届くことの両方に該当する方位とする 具体的には、全16方位について以下の三つの条件に該当す る方位を選定し、すべての条件に該当する方位を評価対象とす	建屋による巻き込みを考慮し、地震を要因として発生が 想定される <u>重大事</u> 故の同時発生が発生する建屋の後流側の 拡がりの影響が、評価点である緊急時対策所に及ぶ可能性 のある i)~ iii)の条件に該当する複数の方位を対象とし ている。
る。 i) 放出点が評価点の風上にあること。	大気中への放射性物質の放出点が評価点の風上にある方位を対象としている。
ii) 放出点から放出された放射性物質が、建屋の風下側に巻き込まれるような範囲に、評価点が存在すること。この条件に該当する風向の方位m1の選定には、図6のような方法を用いることができる。図6の対象となる二つの風向の方位の範囲m1A、m1Bのうち、放出点が評価点の風上となるどちらか一方の範囲が評価の対象となる。放出点が建屋に接近し、0.5Lの拡散領域(図6のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位m1は放出点が評価点の風上となる180°が対象となる。	大気中への放射性物質の放出点は地震を要因として発生が想定される <u>重大事故</u> の同時発生が発生する建屋に近接しているため,大気中への放射性物質の放出点が評価点である緊急時対策所の風上となる180°を対象としている。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応	図7に示す方法により,地震を要因として発生が想定される <u>重大事故</u> の同時発生が発生する建屋の後流側の拡がりの影響が,評価点である緊急時対策所に及ぶ可能性のある複数の方位を評価方位として選定している。
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	 11) 建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達すること。この条件に該当する風向の方位加2の選定には、図7に示す方法を用いることができる。評価点が建屋に接近し、0.5Lの拡散領域(図7のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位加2は放出点が評価点の風上となる180。 が対象となる。図6及び図7は、断面が円筒形状の建屋についても、同じ要領で評価対象の方位を決定することができる。建屋の影響がある場合の評価対象方位選定手順を、図8に示す。

	「着目方位1)」の方法により、評価対象の方位を選定している。	地震を要因として発生が想定される <u>重大事故</u> の同時発生 - が発生する建屋の垂直な投影面積を大気拡散式の入力とし ている。	・すべての方位について,地震を要因として発生が想定される <u>重大事故</u> の同時発生が発生する建屋の最小投影面積を 用いている。	地震を要因として発生が想定される <u>重大事故の同時発生</u> が発生する建屋の地表面から上側の投影面積を用いている。。
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	2) 具体的には、図9のとおり、原子炉制御室/緊急時制御室/ 緊急時対策所が属する建屋表面において定めた評価点から、 原子炉施設の代表建屋の水平断面を見込む範囲にあるすべて の方位を定める。 幾何学的に建屋群を見込む範囲に対して、気象評価上の方 位とのずれによって、評価すべき方位の数が増加することが 考えられるが、この場合、幾何学的な見込み範囲に相当する 適切な見込み方位の設定を行ってもよい。	・建屋投影面積 1) 図 10 に示すとおり、風向に垂直な代表建屋の投影面積を求 め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とす る。	2) 建屋の影響がある場合の多くは複数の風向を対象に計算する必要があるので、風向の方位ごとに垂直な投影面積を求める。ただし、対象となる複数の方位の投影面積の中で、最小面積を、すべての方位の計算の入力として共通に適用することは、合理的であり保守的である。	3) 風下側の地表面から上側の投影面積を求め大気拡散式の入力とする。方位によって風下側の地表面の高さが異なる場合は、方位ごとに地表面高さから上側の面積を求める。また、方位によって、代表建屋とは別の建屋が重なっている場合でも、原則地表面から上側の代表建屋の投影面積を用いる。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応
こ、相対濃度及び相対線量・相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	 4. 2 (2) c. → 審査ガイドのとおり 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる相対濃度は,毎時刻の気象項目(風向,風速及び大気安定度)及び大気中への放射性物質の実効放出継続時間を基に,大気中への放射性物質の実効放出継続時間と,評価している。 5。 大気中への放射性物質の実効放出継続時間は,大気中への放射性物質の放出が 24 時間以上継続する事故は 24 時間、それ以外の事故は 1時間とし, 冷却機能の喪失による蒸発乾固のうち,前処理建屋以外の建屋からの放射性エアロゾルの放出時は 24 時間,気体状の放射性物質の放出時は 1時間とし、地震を要因として発生が想定される重大事故の同時発生における放射線分解により発生する水素による爆発は 1時間と設定した。
・相対線量は、放射性物質の空間濃度分布を算出し、これをガンマ線量計算モデルに適用して評価点ごとに計算する。	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる相対線量は,放射性物質の空間濃度分布を算出し,これをガンマ線量計算モデルに適用して計算している。
・評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が 97%に当たる値とする。	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は,毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合,その累積出現頻度が97%に当たる値としている。

 	室 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は, 「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に基づいて評価している。	4. 2 (2) d. \rightarrow 審査ガイドのとおり 地表面への放射性エアログルの乾性沈着速度は, NUR EG/CR-4551- V o.1. 2 において推奨されている 0.3 c. m /s を用いる。また, 降雨による放射性エアログルの湿性沈着速度は, 「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」に、降水時の沈着率が乾燥時の沈着率の 2から 3倍大きい値となると示されていることを考慮し、居住性に係る被ばく評価で用いる地表への沈着速度は、より厳しい結果となるように乾性沈着速度の 4倍とし、1.2c. m /sとしている。
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	・相対濃度及び相対線量の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」 (参1) による。	d. 地表面への沈着 放射性物質の地表面への沈着評価では、地表面への乾性沈着及 び降雨による湿性沈着を考慮して地表面沈着濃度を計算する。

聚急	
発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

実用

e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内の放射性物質濃 度

- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋の表面空気中から、次の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。
- 二 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に直接 流入すること(空気流入)
- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内の雰囲気中で放射性物質は、一様混合すると仮定する。

なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に 取り込まれた放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊してい るものと仮定する。

- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。
- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所バウンダリ体積(容積)を用いて計算する。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

4. 2 (2) e. → 審査ガイドの趣旨に基づいて設定 地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生 時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の評価期間中 は,緊急時対策建屋換気設備が起動していない場合及び再 循環モードで運転する場合以外は,外気取込加圧モードを 継続することとしているため,一の経路で放射性物質が外 気から取り込まれることを仮定する。一方,緊急時対策建 屋換気設備が起動していない場合又は再循環モードで運転 する場合は,二の経路で放射性物質が外 うことを仮定する。 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では,緊急時対策所内では放射性物質は一様混合するものとし,緊急時対策所内での放射性物質は沈着せずに浮遊しているものと仮定している。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では,緊急時対策建屋換気設備の外気取込加圧モードによる放射性物質の取り込みについては,換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算している。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる空気流入量は、空気流入率及び緊急時対策建屋バウンダリ体積を用いて計算している。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応
(3)線量評価 a. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/ 緊急時制御室/緊急時対策所内での外部被ばく(クラウドシャイン)	4. 2 (3) a. → 審査ガイドのとおり
・ ・ が射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量 は、空気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被 ばく線量換算係数の積で計算する。	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における放射性 雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は, 空気中濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量 換算係数の積で計算した線量率を積分して計算している。
・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。	緊急時対策建屋にとどまる要員に対しては,緊急時対策 建屋外壁の遮蔽効果として厚さ1mのコンクリートを考慮 している。
b. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内での外部被ばく(グランドシャイン)	4. 2 (3) b. → 審査ガイドのとおり
・4 カン) ・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく 線量は、地表面沈着濃度及びグランドシャインに対する外部被 ばく線量換算係数の積で計算する。	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における地表面 に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線 量は、地表面沈着濃度及びグランドシャインに対する外部 被ばく線量換算係数の積で計算している。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居用発作に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応
原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。	緊急時対策建屋にとどまる要員に対しては,緊急時対策 建屋外壁の遮蔽効果として厚さ1mのコンクリートを考慮 している。
 c. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り 込まれた放射性物質の吸入摂取による原子炉制御室/緊急時制御 室/緊急時対策所内での内部被ばく ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り 込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、室内 の空気中時間積分濃度、呼吸率及び吸入による内部被ばく線量 放棄がを積で計算する。 	4. 2 (3) c. → 審査ガイドのとおり 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における室内へ 外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被 ばく線量は,緊急時対策所内の空気中時間積分濃度,呼吸 率及び吸入による内部被ばく線量換算係数の積で計算して
なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。	いる。 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では,緊急時対 策所内では放射性物質は一様混合するものとし,緊急時対 策所内での放射性物質は沈着せずに浮遊しているものと仮 定している。
原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内でマスク着用を 考慮する。その場合は、マスク着用を考慮しない場合の評価結果も提出を求める。	重大事故等の発生時における要員は,マスクを着用しないものとしている。

緊急時対	
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の	居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)

d. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り 込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばく

- ・原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、室内の空気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。
- なお、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、c項の内部被ばく同様、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。
- e. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部 被ばく (クラウドシャイン)
- ・放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。
- f. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域での 外部被ばく (グランドシャイン)
- ・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、地表面沈着濃度及びグランドシャインに対する外部被ぼく線量換算係数の積で計算する。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応

4. 2 (3) d. → 審査ガイドのとおり

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における室内へ外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、緊急時対策所内の空気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算している。

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では,緊急時対策所内では放射性物質は一様混合するものとし,緊急時対策所内での放射性物質は沈着せずに浮遊しているものと仮定している。

- 4.2(3) e. → 評価の対象としない。重大事故等の発生時における要員は交代を行わないものとして評価するため, e. の被ばく経路は対象としていない。
- 4.2(3)f. → 評価の対象としない。 重大事故等の発生時における要員は交代を行わないものとして評価するため,f.の被ばく経路は対象としていな

り 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応	4. 2 (3) g. → 評価の対象としない。 重大事故等の発生時における要員は交代を行わないもの 算 として評価するため, g. の被ばく経路は対象としていな い。	4. 2 (3) h. → 審査ガイドの趣旨に基づき設定地震を要因として発生が想定される <u>重大事故</u> の同時発生時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は、地震を要因として発生が想定される本素による爆発の同時発生を想定して評価を行い、地震を要因として発生が想定される重大事故の同時発生が発生する建国毎及び被ばく経路毎に個別に被ばく評価を実施して、その結果を合算している。
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	8. 放射性物質の吸入摂取による入退域での内部被ばく ・放射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、入退域での空気中時間積分濃度、呼吸率及び吸入による内部被ばく線量換算係数の積で計算する。 ・入退域での放射線防護による被ばく低減効果を考慮してもよい。	 b. 被ばく線量の重ね合わせ ・同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。原子炉施設敷地内の地形や、原子炉施設と評価対象位置の関係等を考慮した、より現実的な被ばく線量の重ね合わせ評価を実施する場合はその妥当性を説明した資料の提出を求める。

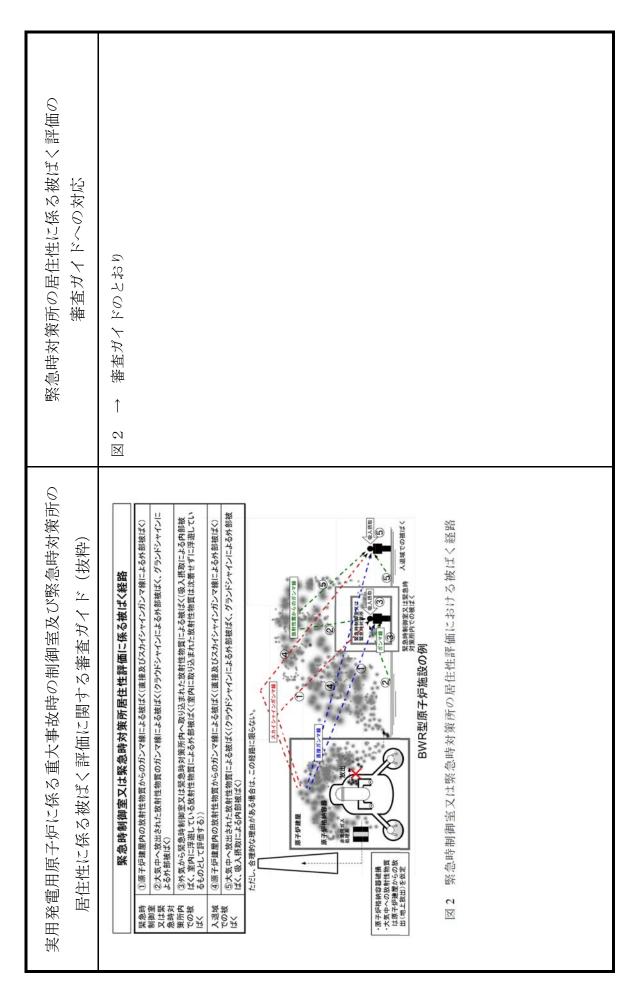
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド (抜粋)	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の 審査ガイドへの対応
4. 4 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要解析条件等(1) ソースタームa. 大気中への放出割合	 4.4 (1) → 審査ガイドの趣旨に基づき設定
W . W .	地震を要因として発生が想定される <u>重大事故</u> の同時発生時における評価では,緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価においる大気中への放射性物質の放出量は,中央制御室の居住性に係る評価に用いる大気中への放射性物質の放出量に対して十分な保守性を見込んだ大気中への放射性物質の放
(Cs1:95%、無機ヨウ素:4.85%、有機ヨウ素:0.15%) (NUREG-1465 (**6) を参考に設定) Cs 類:2.13% Te 類:1.47% Ba 類:0.0264% Ru 類:7.53×10-% Ce 類:1.51×10-% La 類:3.87×10-%	出量としている。 具体的には,再処理施設の緊急時対策所における外的事象の地震の発生を要因として発生が想定される重大事故の発生時の居住性評価における放出量等は保守的に,重大事故の拡大防止対策が機能しない場合を想定する。さらに,重大事故の発生の要因となる地震の特徴を考慮し,既設設備,可搬型設備及び主排気筒の機能には期待しないこととし,放射性物質の異常な水準の放出防止対策が機能しない場合を想定する。

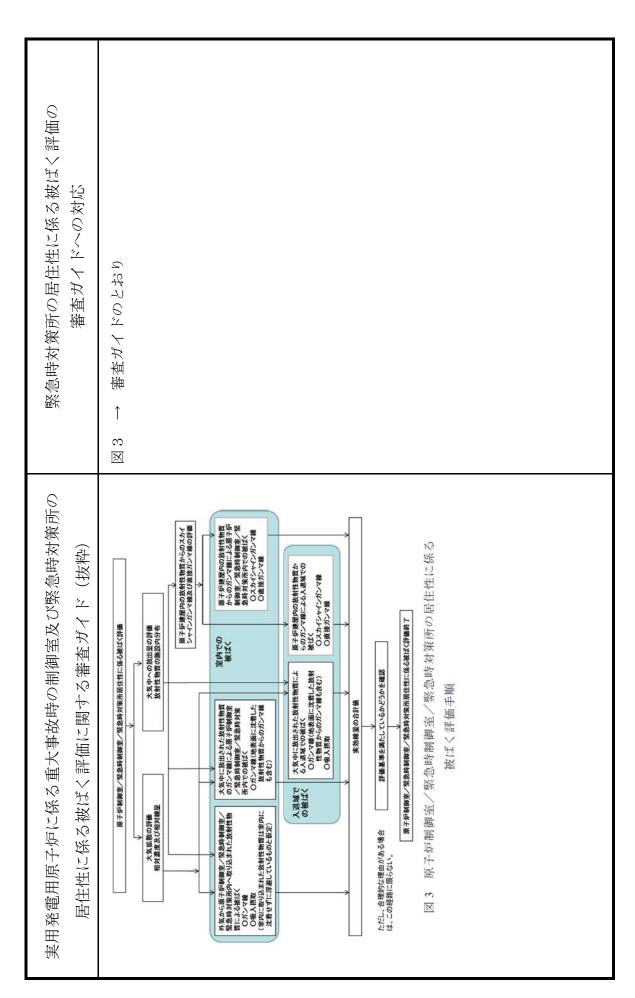
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド (抜粋)	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応
(2) 非常用電源 緊急時制御室又は緊急時対策所の独自の非常用電源又は代替交流 電源からの給電を考慮する。 ただし、代替交流電源からの給電を考慮する場合は、給電までに 要する余裕時間を見込むこと。	4. 4 (2) → 審査ガイドのとおり 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では,地震による全交流動力電源の喪失を想定し,地震による全交流動力 電源の喪失に伴う緊急時対策建屋換気設備の停止から緊急 時対策建屋用発電機による緊急時対策建屋換気設備への給 電開始及び外気取込加圧モードの復旧までの時間を,地震 発生から 5 分としている。
(3) 沈着・除去等a. 緊急時制御室又は緊急時対策所の非常用換気空調設備緊急時制御室又は緊急時対策所の非常用換気空調設備は、上記(2)の非常用電源によって作動すると仮定する。	4. 4 (3) a. → 審査ガイドのとおり 緊急時対策建屋換気設備への給電開始及び外気取込加圧 モードの復旧は,上記4. 4 (2)の緊急時対策建屋用発 電機によって作動するとしている。
 (4) 大気拡散 a. 放出開始時刻及び放出継続時間 ・放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後と仮定する(参の) (福島第一原子力発電所事故で最初に放出した1号炉の放出開始時刻を参考に設定)。 ・放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように10時間と仮定する(参の) (福島第一原子力発電所2号炉の放出継続時間を参考に設定)。 	4. 4 (4) a. → 審査ガイドの趣旨に基づき設定 放射性物質の大気中への放出開始時間及び放射性物質の 大気中への放出継続時間は,冷却機能の喪失による蒸発乾 固,放射線分解により発生する水素による爆発のそれぞれ の対策に対する有効性評価における評価条件を基に,被ば く線量が保守的となるよう設定している。

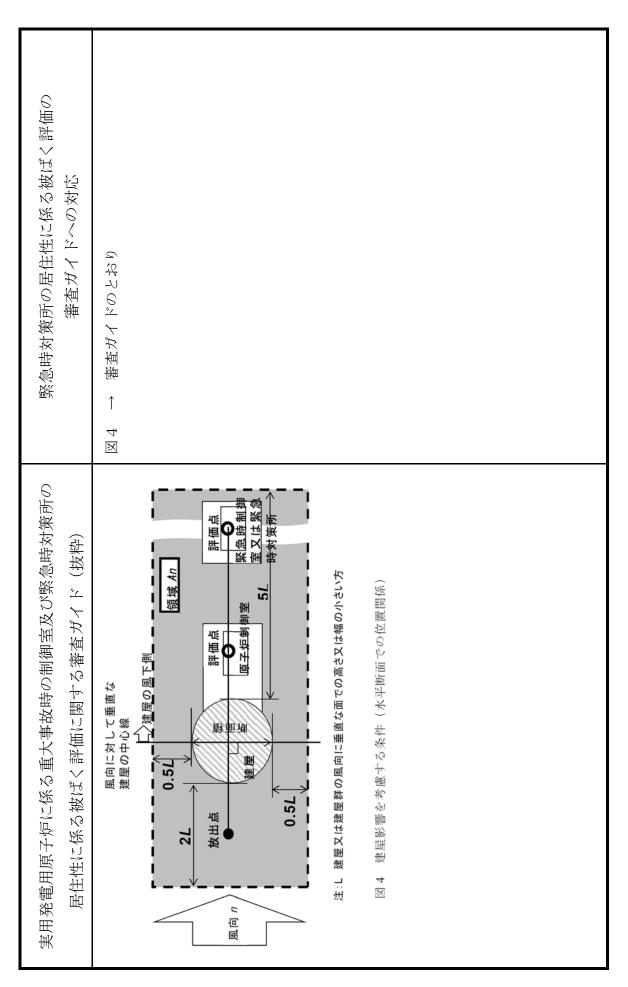
緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応	 4. 4 (4) b. → 審査ガイドのとおり 地震を要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生 時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価における大気 中への放射性物質の放出源は、地上高0mにおける地震を 要因として発生が想定される<u>重大事故</u>の同時発生が発生す る建屋としている。
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	 b. 放出源高さは、地上放出を仮定する (**)。 放出エネルギーは、保守的な結果となるように考慮しないと仮定する (**)。 保守的な結果となるように考慮しないと仮定する (**)。

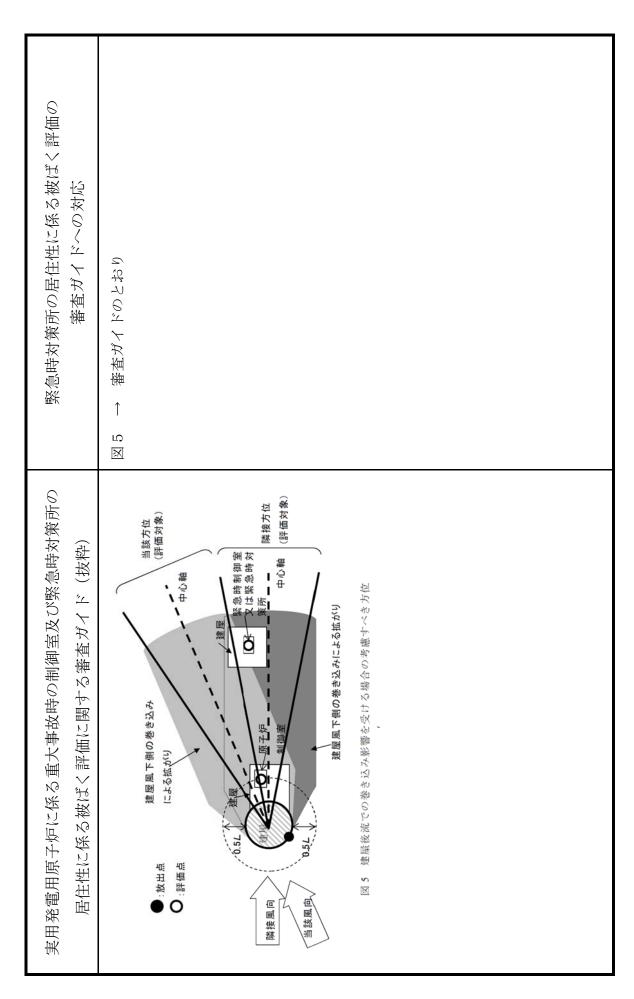
補 2-8-添 10-33

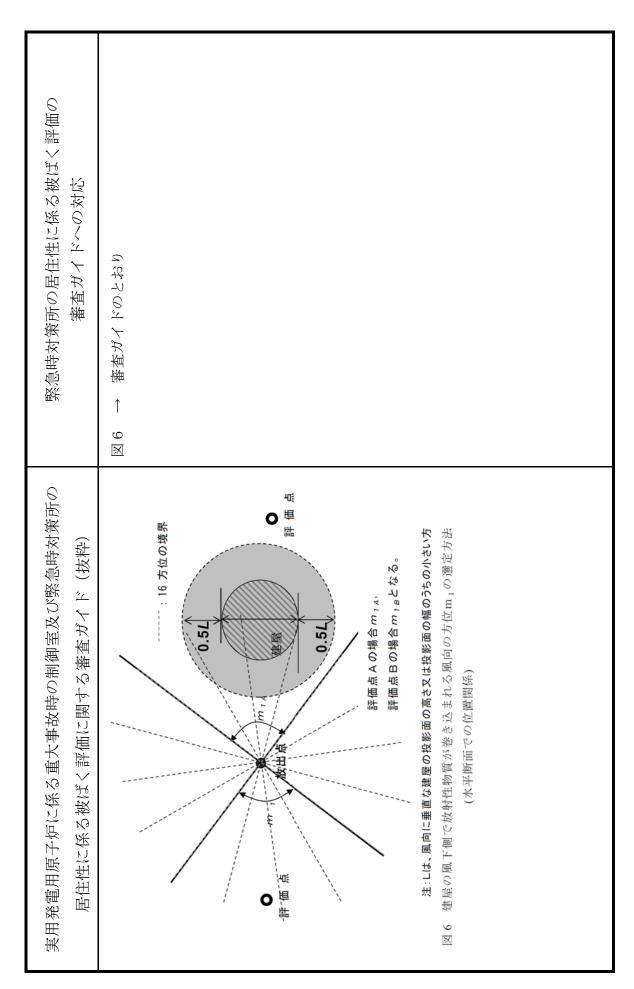
緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応		 4.4 (5) b. → 評価の対象としない。 重大事故等の発生時における要員は交代を行わないものとして評価するため, b. の被ばく経路は対象としていない。
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド (抜粋)	選定した事故シーケンスのソースターム解析結果を基に、原子炉建屋内に放出された放射性物質を設定する。 ・この原子炉建屋内の放射性物質をスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の線源とする。 ・原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。 ・原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設の位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。	 b. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく ・スカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の線源は、上記 a と同様に設定する。 ・積算線源強度、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、上記 a と同様の条件で計算する。

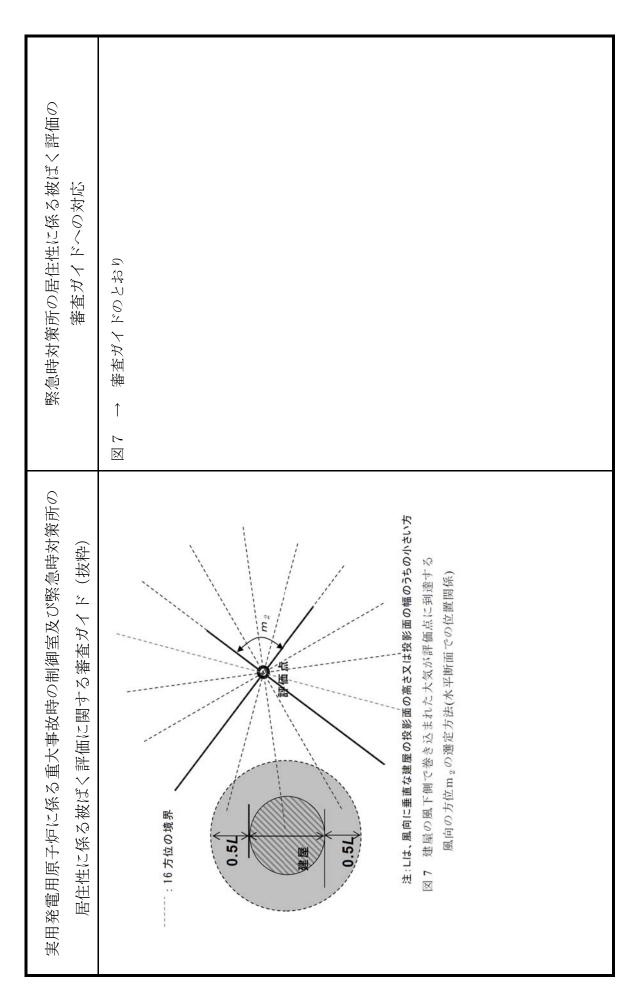


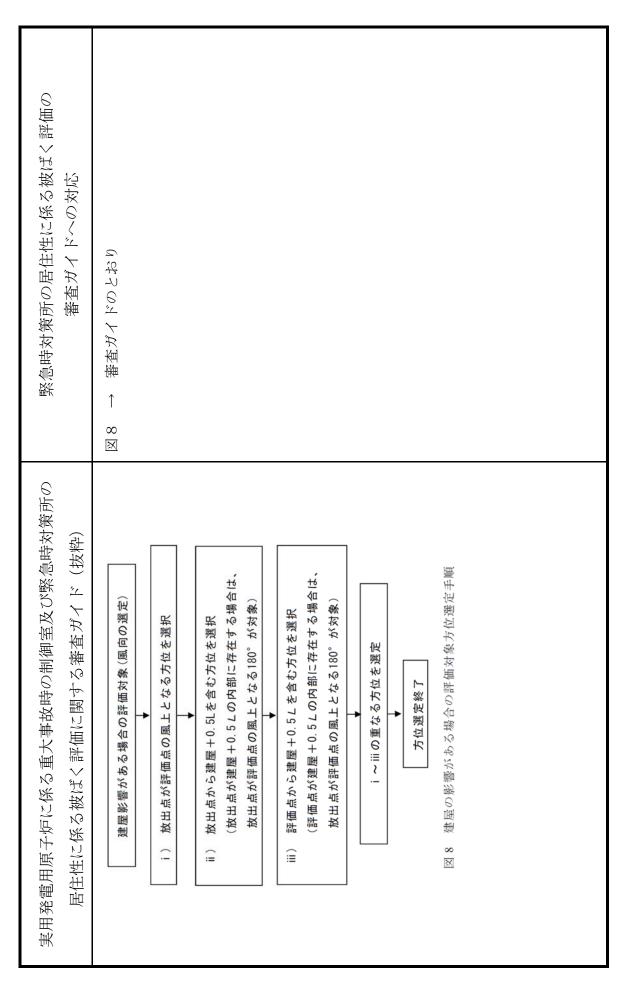


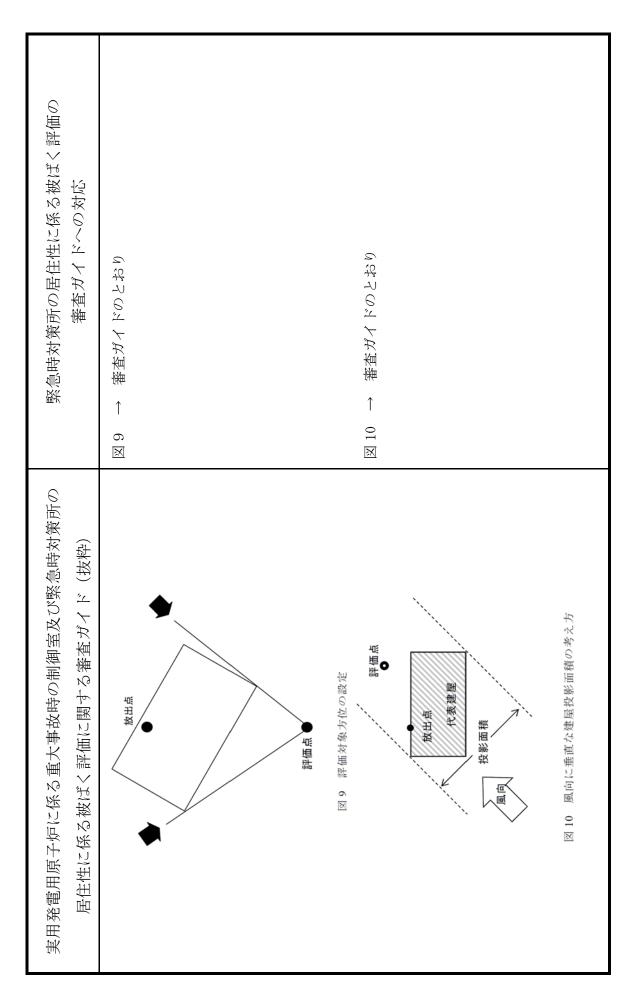












実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(抜粋)	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの対応
参考文献一覧	
参 1:旧原子力・安全保安院、平成 21・07・27 原院第 1号「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規)」、平成 21 年 8 月	
参 2:原子力規制委員会、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及 び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」(原 規技発第 13061915 号(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決	
定)) 参 3:旧原子力安全委員会、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象 かれ、(mtr-27 ケ・1 00 1 円 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
指針」(略和 5/ 年 1 月 28 日原十刀女宝安真会决定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂) 会 4 - 11 5 PRIVIDGAMENTAL PROCESSION ACENICA FIRM AFO / 4 00 0000	
Height Regulations)", June 1985 参 5:原子力規制庁、「拡散シミュレーションの試算結果(総点検版)」、 亚랎 24 年 12 月	
参 6:U.S.NRC, NUREG-1465, "Accident Source Terms for Light-Water Nuclear Power Plants", February 1995	
参 7:原子力災害対策本部、「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する 日本国政府の報告書-東京電力福島原子力発電所の事故について-1、平成 23年6月	

補足説明資料2-9 (46条)

目 次

- 2-9 緊急時対策建屋に係る外部事象の影響
 - 2.9.1 隣接する第1貯水槽における漏水の影響評価
 - 2.9.2 隣接する重油<u>貯槽</u>における火災の影響評価

2.9.1 隣接する第1貯水槽における漏水の影響評価

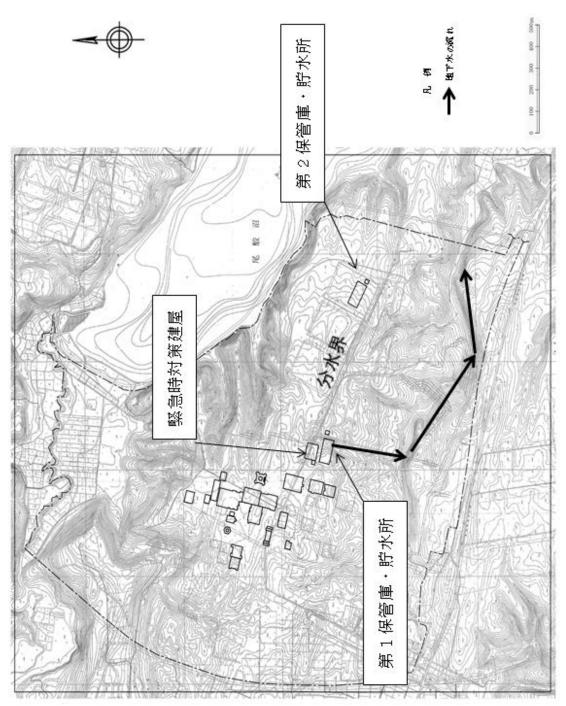
緊急時対策建屋に隣接する第1保管庫・貯水所の第1貯水槽(以下「第1貯水槽」という。)は、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しない設計としているが、万一の第1貯水槽からの漏水の発生を考慮し、緊急時対策建屋への影響を評価する。

緊急時対策建屋及び第1貯水槽の設置場所の原地形は,第2.9.1 - 1図に示す造成前の地形図より,緊急時対策建屋から第2保管庫・貯水所にかけて分水界となっており,この分水界を境に北側と南側に地形が傾斜している。また,緊急時対策建屋及び第1貯水槽の設置場所の地形は,第1貯水槽から南側に谷地形となっていることから,地下水はその谷を通して南側に流れると考えられる。

緊急時対策建屋及び第1貯水槽を設置する岩盤(鷹架層)レベルは第2.9.1-2図より,周囲より高く南側から南東側に傾斜しているため,地下水はその傾斜に沿って南側から南東側に流れると考えられる。

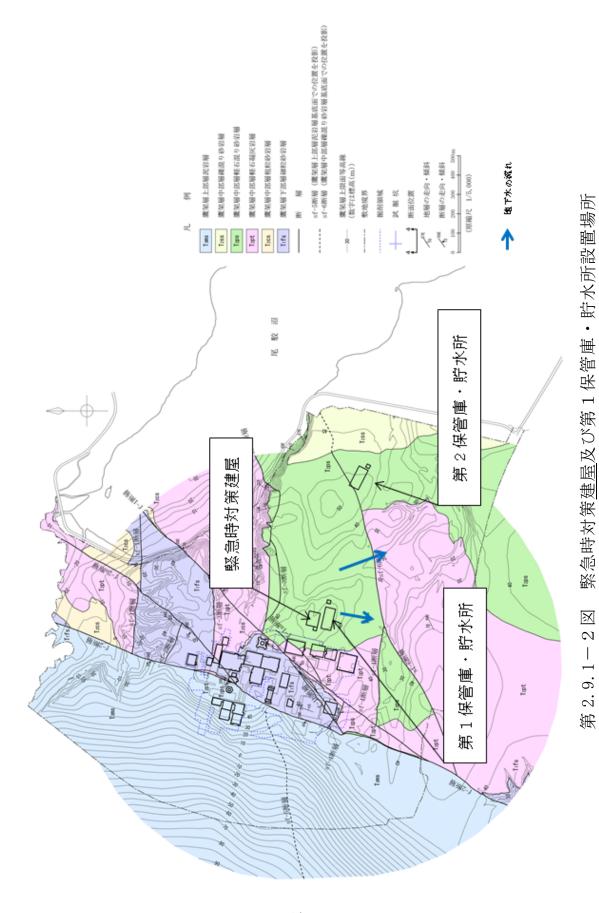
さらに、緊急時対策建屋の地下外壁に防水処理を施すとともに、緊急時対策建屋の周辺はセメントを混合した流動化処理土又はベントナイト混合土による難透水層(透水係数で1×10⁻⁸ m/s 程度を目標)で囲むことにより、一般的な埋戻土(透水係数で1×10⁻⁶ m/s)と比較して、水が流入し難い対策を施す。また、緊急時対策建屋及び第1貯水槽の周囲にはサブドレンを設置し、地下水位を低下させる。

このため、第1貯水槽において漏水が発生したとしても、漏れた 水は緊急時対策建屋へは流入し難い。



緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所設置場所 <u>1</u> 第 2.9.1—

補 2-9-2



岩盤(鷹架層)上限面図

補 2-9-3

2.9.2 隣接する重油貯槽における火災の影響評価

緊急時対策建屋に隣接する緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油<u>貯槽</u>(以下「重油<u>貯槽</u>」という。)は基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しない設計とする。また、重油<u>貯槽</u>の周囲には着火源となるような設備はなく、火災の可能性は限りなく低い。

緊急時対策建屋に隣接する重油<u>貯槽</u>は地下に設置し、周囲に乾燥砂を 充填することから、燃焼に必要となる空気がなく、万一重油に着火した としても長く燃焼することはないと想定されるが、コンクリート壁に囲 まれた空間を防油堤と仮定して、重油<u>貯槽</u>1基分の燃料が全て流出し、 乾燥砂がない地上部で燃焼すると仮定して、緊急時対策建屋への影響を 評価する。

(1) 評価条件

仮に重油<u>貯槽</u>において火災が発生した場合の評価として,外部火災 影響評価ガイドを参考に火炎筒モデルによる評価を実施する。

緊急時対策建屋に対して燃焼時間及び燃焼時間内で一定の輻射強度を設定する。外壁温度は、表面熱流束一定の半無限固体の熱伝導に関する式に基づき評価する。

重油<u>貯槽</u>における火災影響評価条件を第2.9.1-3図に示す。

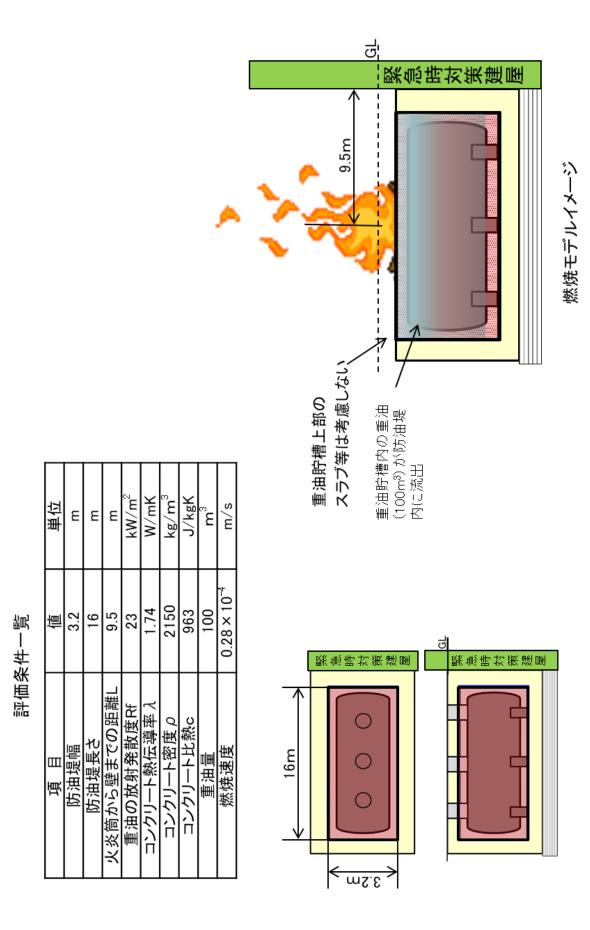
(2) 評価結果

評価の結果,緊急時対策建屋の外壁表面温度は約780℃となり,コンクリート中の水分の脱水や水和物の分解により,表層にひび割れや剥離などの損傷や強度低下を引き起こすような劣化現象が生じるおそれがある。ただし,一般的にコンクリートが融解するとされる1,100℃以上には達しないことから,緊急時対策建屋の壁が喪失するようなことは考えられない。また,外壁内面のコンクリート温度の上昇は

ごくわずかであることから、内部の機器に影響を及ぼすことはない。 さらに、必要に応じて外気の取込みを遮断することにより、緊急時 対策所の居住性を確保することが可能である。

したがって、緊急時対策所は、隣接する重油<u>貯槽</u>において火災が発生した場合においても、その機能が損なわれることはない。

緊急時対策建屋の壁の劣化が確認された場合にはその程度に応じ た補修を実施する。



重油貯槽火災時の緊急時対策建屋への火災影響評価条件 第2.9.1-3図

補 2-9-6

<参考>重油貯槽火災影響評価方法について

▶ 形態係数の算出

「外部火災影響評価ガイド」に基づき,以下の式から形態係数(φ) を算出する。

形態係数:
$$\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left(\sqrt{\frac{A(n - 1)}{B(n + 1)}} \right) - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left(\sqrt{\frac{(n - 1)}{(n + 1)}} \right) \right\}$$

$$m = \frac{H}{R} = 3 \qquad n = \frac{L}{R} \qquad A = (1 + n)^2 + m^2 \qquad B = (1 - n)^2 + m^2$$

R: 燃焼半径 (m) L: タンクから壁までの距離 (m)

H: 火炎長 (m)

▶ 受熱面の輻射強度の算出

受熱面(緊急時対策建屋)における輻射強度は、重油の放射発散度及び形態係数から以下の式により算出される。

$$E = R f \cdot \phi$$

E:受熱面の輻射強度 (W/m^2) Rf: 重油の放射発散度 (W/m^2)

 ϕ :形態係数 (-)